HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国法はなぜ懲罰的損害賠償制度を取り入れるのか
Author(s)	郎, 晴
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	乙第7146号
Issue Date	2021-12-24
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.r7146
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/83866
Type	doctoral thesis
File Information	LANG Qing.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位申請論文

中国法はなぜ懲罰的損害賠償を取り入れるのか

郎　晴

法学政治学専攻

北海道大学大学院法学研究科

目次

序章.....5
（一）　問題意識.....5
（二）　本稿の課題.....7
（三）　本稿の構成.....8
（四）　本稿の意義.....8
第１章　懲罰的損害賠償制度の立法史.....10
第１節　旧消費者権利利益保護法（1994 年 1 月 1 日）.....10
1　制定の背景.....10
2　制度機能をめぐる学説.....12
3　小括.....15
第２節　商品住宅に関する司法解釈と旧食品安全法.....15
1　商品住宅に関する司法解釈（2003 年 6 月 1 日）.....16
2　旧食品安全法（2009 年 6 月 1 日）.....20
3　小括.....25
第３節　不法行為責任法（2010 年 7 月 1 日）.....26
1　制定の背景.....26
2　立法過程における議論状況.....28
3　制度機能をめぐる近時の議論状況.....34
4　小括.....36
第４節　不法行為責任法制定後における立法の動向.....36
1　旅行法（2013 年 10 月 1 日）.....36
2　新消費者権利利益保護法（2014 年 3 月 15 日）.....39
3　新食品安全法（2015 年 10 月 1 日）.....43
4　民法総則（2017 年 10 月 1 日）.....45
5　医療損害責任訴訟に関する司法解釈（2017 年 12 月 14 日）.....47
6　薬品管理法（2019 年 12 月 1 日）.....49
7　民法典（2021 年 1 月 1 日）.....51
8　小括.....58
第５節　知的財産権法における懲罰的損害賠償制度.....58
1　旧商標法（2014 年 5 月 1 日）.....64
2　種子法（2016 年 1 月 1 日）.....67
3　不正競争防止法（2019 年 4 月 23 日）.....67

4　新商標法（2019 年 11 月 1 日）.....70
5　特許法（2021 年 6 月 1 日）.....71
6　著作権法（2021 年 6 月 1 日）.....73
7　人民法院による意見、地方条例および司法解釈（2020 年 9 月～2021 年 3 月）.75
8　小括.....80
第 5 節　まとめ.....81
第 2 章　懲罰的損害賠償の要件・効果をめぐる学説の動向.....84
第 1 節　財産権侵害型における懲罰的損害賠償.....85
1　要件.....85
2　賠償額.....92
3　小括.....93
第 2 節　生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償.....94
1　要件.....94
2　賠償額.....101
3　小括.....106
第 3 節　知的財産権侵害型における懲罰的損害賠償.....107
1　商標法における要件と効果.....107
2　民法典における要件と効果.....110
3　小括.....112
第 4 節　まとめ.....113
第 3 章　財産権侵害型における懲罰的損害賠償の運用実態.....115
第 1 節　第 17 号指導性案例.....116
1　第 17 号指導性案例.....118
2　第 17 号指導性案例の意義.....120
3　告知義務違反判断の問題点.....122
第 2 節　第 17 号指導性案例以降の展開.....123
1　告知義務違反が争われた裁判例.....123
2　知る権利と選択権利の侵害が争われた裁判例.....126
3　各裁判例の分析.....135
第 3 節　運用実態に関する分析.....139
1　全体的傾向.....140
2　運用実態の特徴.....141
第 4 節　まとめ.....141
第 4 章　生命・身体の侵害における懲罰的損害賠償の運用実態.....150
第 1 節　製造物責任における懲罰的損害賠償.....151
1　肯定例.....151

2　否定例 157
3　各裁判例の分析 158
第 2 節　欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償 160
1　肯定例 160
2　否定例 163
3　運用実態の分析 164
第 3 節　食品安全責任における懲罰的損害賠償 168
1　第 23 号指導性案例 168
2　「知偽買偽」者を排除する裁判例 171
3　各裁判例の分析 174
4　いわゆる「公益訴訟」の転用 177
第 4 節　まとめ 180
終章 201
参考資料 214

序章

（一）　問題意識

周知のように、日本の通説と判例は、厳格に民刑峻別論のもと、私法的制度の不法行為法における損賠賠償制度の目的は不法行為によって被害者に生じた損害を填補することで、不法行為者に対する「制裁」は公法的制度の刑事・行政法の目的であるという姿勢を採っている[1]。

今日の最高裁判決においても、懲罰的損害賠償としての金員の支払いを命じた部分につき、それがアメリカの裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、日本において効力を有しないとして、その弁済が懲罰的損害賠償部分に係る債権の執行判決を否定した[2]。

このように、大陸法系の日本法では、加害者への制裁は刑事上、行政上の手続きに委ね、民事法上においては、アメリカ法の懲罰的損害賠償を排除し続けているのである。

中国に目を転じると、現代中国法には、大陸法から影響を受けて一応の法分野の区別がある。それにもかかわらず、日本法と異なり、近年、法の目的を実現するために私人の積極的訴訟参加に足りるインセンティブを与えるという英米法における準刑事法たる性質の懲罰的損害賠償を、抵抗を感ずることもなく採り入れられている。

従来、中国法における懲罰的損害賠償の概念については、次のように理解されていた。すなわち、中国人民大学常務副学長・中国法学会副会長・民法学会会長の王利明は、「懲罰的損害賠償とは、民事裁判において、人民法院により被害者の受けた実損害賠償を越えた賠償金が被害者に与えられるのであり、その目的は被害者の受けた実損害を填補するためではなく、加害者の不法行為を懲罰し抑止するためのものである。」[3]と説明している。この定義

---

[1] 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1939 年）94～95 頁、吉村良一『不法行為法第 5 版』（有斐閣、2017 年）16～19 頁参照。また、最判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 巻 6 号 2573 頁参照。

[2] 最判令和 3 年 5 月 25 日裁時 1768 号 25 頁。

[3] 王利明「懲罰性賠償研究」中国社会科学 4 期（2000 年）112 頁。なお、王利明の定義した懲罰的損害賠償の概念はその後の学説においても踏襲されている。例えば、金福海『懲罰性賠償制度研究』（法律出版社、2008 年）41 頁、関淑芳『懲罰性賠償制度研究』（中国人民公安大学出版社、2008 年）3 頁、楊立新「≪消費者権益保護法≫規定懲罰性賠償責任的成功与不足及完善措施」清華法学 14 巻 3 号（2010 年）7 頁、張莉「論侵権責任法的懲罰性賠償制度的適用」東南学術 1 期（2011 年）175 頁、陳承堂「論“損失”在懲罰性賠償責任構成中的地位」法学 9 期（2014 年）141 頁、劉大洪＝段宏磊「消費者保護領域懲罰性賠償的嬗変与未来改進」法律科学 4 期（2016 年）114 頁、丁瑶「懲罰性賠償条文群的規範結構厘定」山東法官培訓学院学報 3 期（2018 年）148 頁、黄薇『中華人民共和国民法典侵権責任編解読』（中国法制出版社、2020 年）168 頁、最高人民法院民法典貫徹実施工作領導小組『中華人民共和国民法典侵権責任編理解與適用』（人民法院出版社、2020 年）346 頁などが挙げられる。

から明かのように、当該制度は、私人による民事訴訟を通じて、悪質な行為を行った加害者に対する懲罰し、その他の同様の行為を抑止することである。その賠償額の範囲については、被害者の受けた填補的損害賠償を超える賠償金を加害者に課すという方法を採っているのである。換言すれば、懲罰的損害賠償には、民事上の手続を通して行われる――原告に発生した損失の救済を目的とする填補的賠償とは全く異なった懲罰・抑止機能が期待されているのである。

従来の学会は、このような制度が中国法に導入された理由について、中国の著しく変容していく社会経済情勢の影響を受けて、アメリカ法の懲罰的損害賠償をさまざまな法領域に導入する必要性が生じたからであると説明してきた[4]。これによると、90 年代の改革開放政策を経て、経済の発展を最優先にしてきた中、詐欺行為による偽物の氾濫、欠陥製品や有毒・有害な食品による財産的損害から、生命・身体の侵害へ広がり、それに加えて医療事故の多発などの様々な社会問題が深刻化し、中でも、偽造薬品により多数の死亡者が出た事件[5]、2008 年の毒ミルク事件[6]、2018 年の欠陥ワクチン事件[7]、および 2020 年の毒粉ミルク事件[8]の再発といった著しく反社会的な違法行為は、社会全体に相当程度の不満をもたらした。これらの社会問題は、人々の権利利益を侵害し、経済発展を阻害し、社会の安定をも脅かす一要因になっており、その解決は中国政府の喫緊な課題となっていた。こうした状況を背景に、ここ 30 年間余の間、アメリカ法の懲罰的損害賠償が現実社会で頻繁に発生するさまざまな種類の社会不安を解消しうると中国政府・立法者が考えるようになり、民事法領域への懲罰的損害賠償制度の導入やその拡充が急ピッチで進められるようになった。以上、懲罰的損害賠償制度の概念およびその導入に関する従来の説明である。

しかしながら、中国法においては、懲罰的損害賠償制度はアメリカ法のような不法行為領域だけではなく、契約に基づく各法領域にも導入されており、さらには、最高人民法院の司法解釈・規定、各高級人民法院による意見や規定、並びに地方条例にも懲罰的損害賠償制度が存在している。具体的には以下のような法域に散在している。1994 年の消費者法旧 49 条がその起源とされ、2009 年に食品安全法、2010 年に不法行為責任法、2013 年に旅行法、

---

[4] 李友根「懲罰性賠償制度的中国模式研究」法制與社会発展 6 期（2015 年）109 頁、白江「我国応拡大懲罰性賠償在侵権責任法中的適用範囲」清華法学 9 巻 3 号（2015 年）111 頁参照。

[5] 2006 年 4 月 19 日より、病院の偽薬品で注射を受けた 14 名の患者は相次いで死亡した。張新宝『侵権責任法立法研究』（中国人民大学出版社、2009 年）451 頁参照。

[6] 2008 年に発生した三鹿毒ミルク事件は、粉ミルク製品の製造過程で有害物質メラミンが混入され、それを飲んだ乳児に健康被害を与えたものである。本件により 29 万人もの乳児が泌尿器等に異常を生じ、そのうち 6 名が死亡した。張新宝『侵権責任法立法研究』（中国人民大学出版社、2009 年）451 頁参照。

[7] 2018 年に、欠陥ワクチンが山東省政府傘下の疾病予防センターを通じて流通し、21.5 万人の児童に接種されたのである。結局、責任者らに対して行政処分である過料を課したにとどまった。〔日経ビジネス：https://business.nikkei.com/atcl/opinion/15/101059/080100168/〕（最終検索：2020 年 5 月 2 日）。

[8] 2019 年から 2020 年にかけて、中国湖南省の各地で再び毒粉ミルクを飲んだ乳児に健康被害を与えた「巨頭幼児」事件が発生した。

2014 年に商標法、2016 年に種子法、2017 年に民法総則、2019 年に不正競争防止法と薬品管理法、2020 年には民法典（具体的には、製造物責任、知的財産権侵害、環境汚染・生態破壊侵害責任）、2021 年には特許法と著作権法に導入された。司法解釈に関しては、2003 年に商品住宅、2017 年に医療損害責任、および 2021 年に知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関するものがある。最高人民法院による規定としては、2010 年に旅行、2014 年に食品薬品紛争に関する規定がある。地方条例としては、2020 年の上海市外商投資条例に懲罰的損害賠償と明記される条項が存在する。

以上の全ての制度は、アメリカ法を参照して規定されたものと一般的に理解されている[9]。しかし、果たして本当にそうであろうか。これらの制度の中には、中国固有のものがないだろうか。あるいは「近時の高速な経済成長を経ても、中国法はいまなお、西洋法とは極めてラディカルに異質なままである」[10]ものが存在していないだろうか。

そもそも、日本では受け入れられない懲罰的損害賠償がなぜ中国では受け入れられるのか。大陸法からの影響が中心であった中国法においてそれと異なる英米法体系の制度が導入されたことで、導入後の法は構造上、何らかの特殊な性格を帯びることとなるのではないだろうか。中国固有のものを色濃く残しているとすれば、それにアメリカ法の制度が接合される理由とは何か。また、現在の中国法における懲罰的損害賠償とはどのような制度なのか。それは民事責任・刑事責任とどのような関係を持つのか、さらに「民事罰」とは何か。そして、日本法と中国法の違いはどのように生じているのか。そうした疑問が生じるところである。

（二）　本稿の課題

上記の問題を究明するために、本稿は具体的に以下をその課題としたい。

第 1 に、中国法における懲罰的損害賠償制度の形成メカニズムを明らかにする。すなわち、この制度はどのような背景の下で導入されたのか。実際にどのような態様として存在しているのか。一方で、学説はそれぞれの制度をどのように解釈してきたのか。そして近時では制度の機能をめぐって学界ではどのような展開がなされているかを明らかにする。

第 2 に、裁判運用の場で、どのような姿で機能しているかを検証し、それにより懲罰的損害賠償制度には如何なる構造上の特質がみられるかを解明する。

最後に、中国法における懲罰的損害賠償がそもそもどのような発想に基づいて設けられ

---

[9] 奚晩明主編＝最高人民法院侵権責任法研究小組編著『中華人民共和国侵権責任法条文理解与適用』（人民法院出版社、2010 年）339～341 頁、楊立新『侵権責任法』（法律出版社、2010 年）334 頁、高利紅＝余燿軍「環境民事侵権適用懲罰性賠償原則探究」法学第 3 期（2003 年）106 頁、朱凱「懲罰性賠償制度在侵権責任法中的基礎及其適用」中国法学第 3 期（2003 年）86 頁、陳年氷『中国懲罰性賠償制度研究』（北京大学出版社、2016 年）11 頁、劉大洪＝段宏磊「消費者保護領域懲罰性賠償的嬗変与未来改進」法律科学 4 期（2016 年）114 頁など。

[10] 鈴木賢「中国法の思考様式―グラデーション的法文化―」アジア法学会編『アジア研究の新たな地平』（成文堂、2006 年）321 頁。

たのか、言い換えれば、当該制度はいかなる論理によって紛争の解決を図っているのかを把握し、当該制度を支える要因を考えてみたい。

（三）　本稿の構成

以上の課題を具体的には次の順序に従って、考察を進める。

第 1 章では、中国法が懲罰的損害賠償の制度を導入するに至ったその社会経済的事実を探求する。その際に、従来見落とされがちであった政治的背景にも着目し、当該制度を採り入れた法律、司法解釈に加えて、人民法院による意見と規定、および地方条例までを時系列に沿って網羅的に整理する。また、学説はそれについていかなる説明を加えているのかを明らかにし、そこからいくつかの類型に分類し、懲罰的損害賠償の全体像を把握する。

第 2 章では、それぞれの法領域における懲罰的損害賠償制度の要件と効果、及びそれについての学説を具体的に検討する。その際、前章で検討した類型の分類にしたがって行うことにする。このようにして、この制度の概要を把握することを目指す。

第 3 章と第 4 章では、具体的な紛争解決裁判例を採り上げて、裁判例の内容および理由付けを分析し、これによって懲罰的損害賠償に関する運用実態を明らかにする。なお、各類型における裁判運用の実態を分析する際には、二つの観点から検討する。一つは、どのような紛争をいかなる形で解決しようとしているのか（紛争の機能的・類型的考察）であり、もう一つは、それを達成するために、いかなる法理論が用いられているか（法律構成的考察）というものである。これにより裁判の場においてこの制度がどのように機能しているのかを示す。以上を以て、課題 2 の解明に充てる。

最後のむすびでは、以上の検討から得られた結論をまとめ、中国法における懲罰的損害賠償制度を支える要因を分析したい。

（四）　本稿の意義

課題を解決することによって、本稿には次の 3 点の意義があると考える。

第 1 に、現代中国法はその比較法的傾向から見ると、大陸法（1920 年代―40 年代の中華民国法）、ソビエト社会主義法（1949 年―92 年頃）、そして再度大陸法（1990 年代以降）を主な参照対象としてきた、多様な法系と法的伝統が混然となって形成してきた[11]といえる。そして、最近の中国法にはアメリカ法の影響も広がりつつある。こうした比較法的視点から見ると、懲罰的損害賠償制度はその新たな傾向の最も典型的な代表例として捉えることができる。本稿は、こうした比較法的伝統における変容の実例である懲罰的損害賠償制度を採り上げ、中国法における比較法の影響の多元化を示すものである。

第 2 に、日本および中国の学界において、懲罰的損害賠償に関する研究はアメリカ法の紹介、または各法領域における個別の論点について述べるにとどまっている。本稿は、各法領

[11] 高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か―統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、2010 年）23 頁～104 頁参照。

域に散在する中国の懲罰的損害賠償制度のすべてを検討対象とし、この制度を支える政治・社会・経済的事実までを探り、学説の議論状況および運用実態を考察する。ここから得られた知見を用いることで、新たに民法典に導入された環境汚染と生態破壊責任における懲罰的損害賠償での解釈論とその適用の仕方に示唆を与えることができる。

第3に、裁判実務レベルにおいて、中国法院がいかなる理由で懲罰的損害賠償の成否を判断するのかを検証する先行研究はほとんど見当たらない。本稿では、具体的な裁判例を採り上げた上で、その判決内容や理由付けについての詳細な分析を行うことにより、いかなる場面で懲罰的損害賠償金が課されるのかを整理するものである。このような研究は実務界、特に中国進出する日本企業にとっても大きな意義を持つことになるだろう。

第 1 章　懲罰的損害賠償制度の立法史

本章では、中国法では「懲罰的損害賠償」と称される全ての法規定、司法解釈および地方規定を時系列に沿って網羅的に整理する。その際に、二つの論点に注目する。まずその一つとして、諸制度がいかなる政治・社会・経済的背景のもとで制定され、どのような機能が期待されたのかという形成過程に着目する。次に、学説がそれぞれの懲罰的損害賠償制度の内容や形成過程に対して、いかなる説明を加えているのかを明らかにする。

こうして行われた時系列的整理を踏まえたうえで、改めて制度機能に着目してさまざまな領域に散在する諸制度をいくつかの類型に分類する。以上のような作業を行うことによって、本章の最後で、懲罰的損害賠償制度の全体を明快な形で示すことができるだろう。

第 1 節　旧消費者権利利益保護法（1994 年 1 月 1 日）

中国では、消費者保護に関する法律体系は、「民法通則」[12]・「消費者権利利益保護法」・「契約法」[13]などを重要な法律として構成されている。そのうち、初めて制定された懲罰的損害賠償制度は 1994 年に施行された「消費者権利利益保護法」（以下では、「消費者法」という。）49 条（2013 年改正前の条文。以下は「旧 49 条」という。条文は参考資料 1 を参照）であるとされている[14]。同条は、初めて英米法系の懲罰的損害賠償制度を導入したと評されているが、その一方で「中国式の懲罰的損害賠償制度」形成の原点として、その後の立法に大きな影響を与えることにもなった。

1　制定の背景

1980年代以降の中国経済は、鄧小平が推進する改革開放路線に沿って、計画経済体制から商品経済へと変わる「計画的商品経済」論を提起したため、社会主義統制型から市場重

---

[12] 民法通則は「改革開放後再開していた民法起草のなかで作成された民法草案第 4 稿を底本として起草が始まり、1986 年 4 月 11 日に採択された。本法は民法全体を制定することが困難な状況下で、民法全体に及ぶ基本的な内容を簡潔にカバーする民事基本法であった。」。民法が施行され、廃止された。高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成『現代中国法入門　第 8 版』（有斐閣、2019 年）46 頁参照。

[13] 契約法が 1999 年 10 月 1 日に施行された。同法 113 条 2 款は、「経営者が消費者に商品またはサービスを提供する場合において、詐欺行為があったときは、『消費者権利利益保護法』の規定に従って損害賠償責任を負わなければならない」と規定する。同条によれば、経営者は契約違反を行った場合に、消費者に通常の填補的損害賠償責任を負うことになった。これについては、高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成『現代中国法入門　第 8 版』（有斐閣、2019 年）184～188 頁を参照されたい。

[14] 全国人大常委会法制工作委員会民法室『消費者権益保護法立法背景與観点全集』（法律出版社、2013 年）292 頁参照。

視型へ移行した。すなわち、社会主義の原理・原則を維持しながら、共産党による強力な指導を通じて、改革開放政策によって、経済発展と経済体制移行を政策目標として掲げることになった[15]。

というのは、1989 年 6 月の天安門事件の際の民主化運動で共産党の一党支配の正統性を大きく損ない、いかにして政権の正統性を維持するかが中国政府にとって切迫した問題となった。そのために、社会主義市場経済体制への移行であり、利益追求の自由は容認するという方針を採ったのである[16]。つまり、天安門事件で民主化や政治的自由を求める人民は高度経済成長の期待によって、共産党の一党支配を容認してきたのである。

そういうわけで、1990 年の政府工作報告では、「国内市場を安定させ、人民の生活を支援する」[17]ことなどが提唱された。さらに、元国家主席江沢民政権の下で再び積極的な「社会主義市場経済体制」[18]建設が推進され、「最も先進的な生産力」が重視され、国有企業の民営化や沿海地区の発展を積極的に支持する「強者優遇」の政策に重点が置かれた[19]。

その結果、各取引領域に渡ってさまざまな規制が緩和された。市場経済政策の目的の一つが工業化の推進にあったため、その主眼は製造業に置かれた。とりわけ、家電製品、化学製品、薬品、衣料品、食品などが大量生産されるようになった。それと同時に、外国の商品も中国市場に流入して、人々の生活態様が急激に豊かになり、大量生産と大量消費社会が実現された[20]。

しかしながら、経済の発展を遂げたとはいえ、市場経済にふさわしい社会秩序ないし法制度の不備によって、詐欺行為による偽物や粗悪品の氾濫などにより、数多くの消費者被害が生じ、大きな社会問題となったのである。

そこで、中央政府は、経済の発展を押さえつける詐欺行為の横行を防止するために、量目不足・粗悪品・偽物追放キャンペーンを繰り返し行ったものの、十分な効果が見られなかった。また、偽物や粗悪品の使用などによって消費者の身体や財産へ損害が生じ、それは回復

---

[15] 高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成『現代中国法入門　第 8 版』（有斐閣、2019 年）58 頁以降参照。

[16] 高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成・前掲注（14）51～52 頁参照。

[17] 元国務院総理李鵬「1990 年国務院政府工作報告」（1990 年 3 月 20 日第 7 回全国人民代表大会第 3 次会議）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/test/2006-02/16/content_200883.htm〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）。

[18] 鄧小平の南巡講話を受けて、1992 年 11 月に中国共産党第 14 回党大会が開催された。そこで、元国家総書記江沢民の「改革開放と現代化建設の足取りを加速化し、中国的な特色ある社会主義事業のより大きな勝利を勝ち取ろう」と題する報告 17）が採択され、社会主義市場経済体制の確立が提起されることとなった。陳暁菊「中国における社会主義市場経済と経済行政法のパラダイム転換―法と政策の融合―（１）」法政論集 266 号（2016 年）66 頁参照。

[19] 佐々木智弘『中国「調和社会」構築の現段階』（日本貿易振興機構アジア経済研究所、2011 年）3～15 頁参照。

[20] 李海峰「中国における消費者問題の変化と消費者保護に関する一考察」山口経済学雑誌 53 巻 6 号（2005 年）155 頁参照。

が困難なものであったときに、填補的損害賠償を原則とする既存の制度や地方における取締法規では、十分に消費者の合法的権利利益を保護することができないのではないか、という認識が主張されるようになった[21]。

それゆえ、時代の変化に合わせて実効性の高い法規範の導入を講ずる必要性・切迫性などが期待されていた。このような期待を受けて、結果的には「消費者権利利益保護法草案」が1993 年 10 月 31 日第 8 回全国人民代表常務委員会第 4 次会議で可決され、1994 年 1 月 1 日より施行されることとなったのである。

２　制度機能をめぐる学説

（１）立法参加者の議論

消費者法の誕生は、中国の消費者保護の歴史において大きな意義を持っており、旧 49 条が民法上の填補的損害賠償を修正し、詐欺行為を行った経営者と闘う消費者を刺激する目的であると評されている[22]。しかし、立法過程の議論状況に関する資料が公表されていないため、立法者の意思を表現する論拠は必ずしも明らかではない。しかしながら、立法作業に携わった立法者や学者の著作や論文を通じて、ある程度の立法意図を推測することができるであろう。ここでは、消費者法の主導者である全国人民代表大会（以下では、全人大という。）委員会法制工作委員の一人である何山[23]の 1993 年論文を検討することで、当時の立法意図を推測しよう。

何山は旧 49 条を次のように説明する。すなわち、「偽物の頻発に対する最適な対策方法として『法という武器』を消費者に譲り、多くの大衆の力を動員して経営者と闘わせる。そのためには、民間で流行している『欠一罰十』（一が足らずと十倍で罰する）という商経験を『欠一賠十』（一が足らずと十倍で賠償する）に改める形で消費者法に規定することが必要である。これにより、消費者に対して一定のインセンティブを与えることが可能である。消費者法の基本原則である『公平原則』や『自願原則』（自由意思）に、このような形式で民間の商経験から導入した『懲罰性賠償原則』を加えるべきである。」このような論理展開で、何山は導入目的を説明し、そしてその結果、「偽物商品を売る鼻つまみ者は袋叩きに合うような局面を作り上げて、その結果、彼らは身を隠す場をなくすことになる」と指摘している[24]。

この説明を検討すると、旧 49 条は、社会で氾濫している量目不足、悪質商品および偽物の存在を根絶させるために、民間規制ないし慣行を法制化したものといえる。この法制化によって、詐欺行為をなす経営者を相手方として実際の損害よりも高額な賠償金を被害者に獲得させることを可能にし、それによって消費者が積極的に訴訟を提起することを何山は期待していた。つまり、加害者に対して懲罰を課すことのみならず、被害者の権利実現の確

---

[21] 劉栄軍「懲罰性損害賠償與消費者保護」現代法学 5 号（1996 年）37 頁参照。

[22] 梁慧星「中国的消費者政策和消費者立法」法学 5 号（2000 年）20～26 頁参照。

[23] 消費者権利利益保護法学研究会会長

[24] 何山「論“欠一賠十”的懲罰性賠償思想」中国工商管理研究 3 期（2002 年）48 頁参照。

保することによって、間接的に侵害行為を抑止し、その結果、市場取引環境の健全化が図られることを立法者たちが目指していたことが推測できるのである。

（２）その後の学説における議論状況

（ｉ）立法者の意図を支持する見解

消費者法に関する解説を執筆した梁書文・黄赤東は、何山の議論を踏まえたうえで、当該制度の由来について以下のように論じている。すなわち、「本法は、第１に、消費者に対して特別な保護を与える政策であることを示し、第 2 に、違法行為と戦うために合法的な武器を使用することを消費者に促すのに役立ち、第３に、違法経営者を打撃および予防するための懲罰機能を有し、第４に、懲罰性損害賠償制度はまた、人民群衆が長年にわたって違法行為と闘うための武器であるという点に重要な意義がある。」と述べたうえに、そして、当該制度の由来は、「市場取引において、消費者を騙した量目不足の売買に対して、通常では、経営者が不足する数量の 10 倍の賠償額を支払うという『欠一罰十』（一が足らずと十倍で罰する）で処理する方法」を採用し、本法の懲罰性損害賠償制度は、市場取引による成功した「欠一罰十」の方法を法律効果が生じる行為規範にしたものであると説明している[25]。

また、懲罰的損害賠償制度を研究課題とする学者の一人の金福海は 2008 年の研究論文[26]において、旧 49 条は、社会経済の発展の実際のニーズに対応する中国独自の制度であり、英米法の継受ではないと述べている。異なる法文化の国家で偶然に類似する制度が生まれた理由は、中国でも英米諸国と同様に、現実社会で大量な詐欺行為問題が発生したため、その解決に必要とされたからである、と彼は強調した。

以上のように、立法過程における旧 49 条の議論状況に関する諸論稿からすると、旧 49 条が規定されたのは、悪質商品・偽物を根絶させるためにあり、民間規制ないし取引商慣行の「欠一罰十」を法制度にする目的は、詐欺行為をなす経営者を相手方として実際の損害よりも高額な損害賠償金を得ることが可能となり、それにより消費者が積極的に訴訟を提起することにある、と考えられる。この結果、市場取引環境の健全化が目指されたのである。さらに、梁書文・黄赤東も旧 49 条は民間規制ないし慣行より由来したものであり、その目的は、消費者を騙した経営者ないし詐欺行為をなした経営者に対して、発生した損害分に付加した額の損害賠償金を得ることができるというインセンティブを付与することで、消費者に対して積極的に訴訟を提起するよう促しているのである、と説明している。

したがって、消費者法における懲罰的損害賠償制度の主たる目的は、詐欺行為と戦うために付加した賠償金を与え消費者に与えることによって、消費者を訴訟提起へ誘引し、同時に加害者に不利益をもたらすことである[27]。この目的を達するために、旧 49 条はその内容として、伝統的な慣行として取引でよく使用されていた「欠一罰十」という賠償方法を直接採

---

[25] 梁書文＝黄赤東『消費者保護法及配套規定新釈新解』（中国民主法制出版社、1999 年）978～979 頁参照。

[26] 金福海『懲罰性賠償制度研究』（法律出版社、2008 年）137 頁参照。

[27] 梁慧星「中国的消費者政策和消費者立法」法学 5 期（2000 年）20 頁～26 頁参照。

用したものであると理解することができよう。

（ⅱ）立法目的を懲罰だと考える見解

消費者法制定以降、旧 49 条に関する法の由来および機能について、学界ではあまり注目されず、議論展開もされていなかった。この問題について久々に取り組んだのは、民法学に最も貢献してきた学者の一人であった楊立新の 1997 年の論文[28]である。彼はそこで法継受との関係において旧 49 条を論じたのであった。

当該論文によれば、中国古代から懲罰的損害賠償と類似した制度が存在していたことがあるため、消費者法を制定する際に、立法者は英米法における懲罰的損害賠償を参考に制定しようとする立法提案を躊躇なく受け入れた、とされる。また当該制度の主たる目的は懲罰であると説明されていた。

さらに、90 年代のアメリカ留学から帰国した王利明は、やはり代表的な民法学者であるが、彼は 2000 年論文[29]において、中国では初めてアメリカ法における懲罰的損害賠償制度の趣旨、適用範囲および裁判例などについて詳しく紹介した。彼は、中国の消費者法旧 49 条はアメリカの懲罰的損害賠償制度と類似の制度であることを明確に示し、さらに当該制度の機能はアメリカ法と同様に「懲罰性」も期待しえることを強調した。

この二つの論文の影響によって、2000 年以降、アメリカ法における懲罰的損害賠償制度に関する具体的な研究が急増するともに、旧 49 条はアメリカ法の制度と同様に懲罰の機能を有すると主張する学説が多く見られるようになった[30]。これらの学説は、加害者に填補的損害賠償より付加した賠償金を課すること自体が加害者を懲罰する意味合いが含まれているという観点から、詐欺行為の横行に対応するために懲罰機能を有するアメリカ法の懲罰的損害制度を参考にして、旧 49 条が規定されたのである、と解釈している。

しかし、先ほど見たように、消費者法の制定過程からすれば、旧 49 条の主たる目的は訴訟推奨であり、それによって詐欺行為が抑止しようとするものである。王利明は、中国民法に過度にアメリカ法を投影し、旧 49 条の機能をアメリカ法と同じ懲罰的損害賠償機能であると誤認してしまったと言わざるを得ない。

残念ながら、現在、王利明が唱えた旧 49 条の機能を懲罰であるとする見解は学界へ伝播し広がって、多数説[31]となっている。そのなかには、この制度に関してどこまで懲罰性が実際に果たされているのか、ということの実証研究および社会調査まで行った論文すら存在している。そこでは、旧 49 条の本来の目的や制度の由来について十分な検討をせず、ただ

---

[28] 楊立新「“王海現象”的民法思考―論消費者権益保護中的懲罰性賠償金」河北法学第 5 期（1997 年）4 頁参照。

[29] 王利明「懲罰性賠償研究」中国社会科学 4 期（2000 年）112 頁参照。

[30] 戚天常『消費者権益保護法教程』（中国政法大学出版社、1994 年）264 頁、梁慧星「消費者権益保護法第 49 条的解釈適用」人民法院報 2001 年 3 月 29 日参照。

[31] 梁書文＝黄赤東『消費者保護法及配套規定新釈新解』（中国民主法制出版社、1999 年）978～979 頁、李昌麟＝許明月『消費者保護法』（法律出版社、1997 年）319 頁参照。

ただ多数説に従っているだけである[32]。

3　小括

消費者法旧 49 条は、条文上では「増額賠償」という文言が使われているものの、学界では「懲罰的損害賠償」と広く呼ばれている。同条は、80 年代後半以降の政治・経済社会の著しい変容の中で生じた消費者詐欺被害問題が、政治体制全体の安定性に影響を与える社会問題に対応するために、立法者が伝統的填補的損害賠償を脱して「増額賠償」を選択したことによって制定されたのである。すなわち、旧 49 条をはじめとする懲罰的損害賠償制度の形成は理論的積み重ねではなく、経済発展と政権の正統性を維持するため、当時の社会経済の発展のニーズに合致させるように政策目的を加味したものであると理解することができよう。

さて、ではどのようにして社会のニーズにこたえようとしたのか、という問題であるが、消費者法の立法参加者およびそれに関する論文を踏まえると、旧 49 条の立法目的は、訴訟提起へのインセンティブであると理解することができるであろう。もっとも、その後の学説の議論では、こうした立法者の意図を支持する見解もみられる[33]が、他方で、立法目的を懲罰的機能があるという解釈が広まってしまった。

第 2 節　商品住宅に関する司法解釈と旧食品安全法

今世紀に入って、2000 年の国務院政府工作報告では、「市場秩序における不正を是正し、法の下で、偽物および消費者権利利益を侵害する各種の詐欺行為を厳格に処罰する」、また「内需拡大の方針を堅持するために、住宅などの消費者信用を積極的に発展し、住宅ローン

---

[32] 応飛虎「知偽買偽行為適用懲罰性賠償的思考―基於法経済学和法社会学的視角」中国法学 6 期（2004 年）114 頁参照。当該論文では、懲罰機能が果たされない理由は、「第 1 に、訴訟コストおよび訴訟収益が予測不可能なことである。第 2 に、商品またはサービスの価格と同額の賠償金では、訴訟提起への誘因となり得るほどの魅力が足りない。第 3 に、消費者と経営者間の情報・交渉力に格差があることである。」という 3 つの側面から論じ、それによって旧 49 条が空洞化にさられる可能性があると説明されている。旧 49 条の制定背景・趣旨・由来を検証せずに、多数説を踏まえて実証研究を行われた意義が失われる点には覚えるところがある。

[33] 近時では、民法学者である楊立新は、旧 49 条の制定によって、消費者が積極的に増額賠償制度を利用し、訴訟を提起することを通じて、経営者の詐欺行為を懲罰・抑止（予防）することは実現されなかったと主張している。主な理由として、第 1 に増額賠償又は懲罰的損害賠償を採用する各法律（消費者法旧 49 条、後述する不法行為責任法 47 条と旧食品安全法 96 条 2 項等）との間で、その適用範囲に関し統一性を欠くことが挙げられる。第 2 に、旧法 49 条は、経営者の詐欺を前提とした増額賠償制度であるが、増額賠償額の算定方法が不明な点がある。すなわち、商品価格に相当する額の倍額賠償と商品価格返還や実損害の賠償責任との関係についても、具体的検討の必要性が生じている 。また、「詐欺行為」が要求されている点で適用範囲が狭いこと、増額賠償額が低く、悪質経営者に対する懲罰として不十分であるということが、その理由である。つまり、賠償額の不透明さに原因の一端が存在すると解される。

に関する手続きを簡略しかつ審査の効率を向上させよう」[34]といった新たな政策が提唱されていた。

さらに、2001 年 12 月に WTO への加盟が実現し、13 億人口の巨大市場である中国貿易が自由化され、急速な経済発展が成し遂げられていく。すなわち、その内容としては、WTO 加盟以前は「製造業」（世界の工場とも言われている）を主としてきた中国経済は、加盟以降には外資企業が展開できる業種が製造業の輸出だけではなく、不動産投資開発[35]、観光サービスなどにも広がるようになったのである。

以下では、WTO 加盟後、中国の経済発展を支えた不動産投資開発業と食品製造業において生じた新たな社会問題に対応するために作り出された司法解釈と食品安全法を概観していく。

１　商品住宅に関する司法解釈（2003 年 6 月 1 日）

（１）公布の背景

不動産投資開発は、中国の経済発展を牽引した最も重要な産業であり、江沢民政権下の「強者優遇」などの政策によるものである。しかしながら、むしろ、商品住宅[36]に関して詐欺行為や故意による契約違反などの問題が数多く発生していた。これらの問題は、経済的状況・商品住宅取引の特殊性および法制度による対応の不在という事情を背景として登場したものである。以下では、商品住宅に関する司法解釈の公布について、その社会経済的背景につき見ていくこととしたい。

（ｉ）商品住宅取引の重大性の増加

第1に、商品住宅に関する詐欺行為や故意による契約違反などという現象の登場は、中国における経済体制の変化に伴い、商品住宅の取引財としての性格を帯びるようになったことに起因するものである。敷衍すると次の通りである。

まず、計画経済時代から1980年代までの時代においては、政府や国有企業による「住宅福利支給制度」を内容とする「住宅福利住宅支給制」が敷かれていた。この制度の下では、住宅は一般に、国有ないし公的住宅であるため、個人が不動産の所有権を持たず、ま

---

[34] 元国務院総理朱鎔基「2000 年国務院政府工作報告」（2000 年 3 月 5 日第 9 回全国人民代表大会第 3 次会議）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/test/2006-02/16/content_201153.htm〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）。

[35] 2002 年 9 月に公布された「外商企業建築業企業管理規定」により、外資 100%出資企業設立の法的根拠が整備された。しかし、外国企業の本国法人によるプロジェクトごとの直接受注を認めた法律が廃止されたため、ＷＴＯ加盟後の新ルールにおいては、外資建設業は現地法人を設立しない限り中国内の建設プロジェクトから排除される仕組みになっている。堀内敬則「中国はＷＴＯ加盟でどう変わったか―サービス業の規制緩和措置とその実態―」みずほ総合研究所（2006 年 8 月）〔https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/research/r060801china.pdf〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）

[36] 原文は中国語の「商品房」である。「商品房」とは不動産の一種類であり、分譲マンションを指している。本稿では、「商品房」を「商品住宅」と称する。

た自由に売買することはできなかったため、不動産取引が行われることはなかった[37]。

しかし、その後、計画経済から市場経済への移行とともに、都市部において、地方から大量の労働者が流入したため、住宅環境の改善が求められるようになった。そのような社会環境の中で、1983年の「土地管理法」、1990年の「国有土地使用権譲渡条例」、1995年の「土地登記規制」など制定法規が相続いて出された[38]。さらに、1998年7月3日に、国務院は、「都市住宅制度改革の深化と住宅建設の加速についての通知」[39]を公布した。これらの法規や政策・改革によって、土地の所有権は、都市においては国有、農村においては集団所有とされながらも、従来の国から支給される一元的供給ではなく、個人が住宅の所有権が持つようになった。

そして、第1節で概観したように、90年代後半以降、国民所得水準の上昇に伴った新規消費需要の創出を機に、都市部住民による商品化された住宅に対する需要の増加や投資が急速に拡大した。さらに、2000年代に入ると住宅の需要は都市部から各地方・農村部にまで広がり、こうして中国は全国規模の不動産バブルを迎えたのである[40]。

（ⅱ）商品住宅取引の特殊性

商品住宅に関する詐欺行為や故意による契約違反などという現象が起きたことは、商品住宅取引の特殊性に関する事情をもってしても説明ができる。すなわち、中国においては、土地は国有であるため、不動産開発業者が国から土地の建設用地使用権（およそ50－70年間の使用期間）の払下げを受けて商品住宅を建設し、売買する[41]。もっとも、商品住宅の予約販売を行う場合には、都市商品住宅予約販売管理弁法5条によれば、多数の書類――①土地使用権証書又は土地使用に係る許可証、②建設工事計画許可証及び施工許可証、③既に竣工検収に合格していることなどの証明書、④商品住宅予約販売許可証――を用意することが必要となり、時間がかかることから、書類が整う前に（概ね2年前）不動産開発業者は商品住宅の販売を開始する、という事情である。もっとも、ここでの契約は、「予約契約」にとどまり、（土地の使用権証書および不動産の所有権の移転の効果が生

---

[37] 孫根志華「中国における投資主導型の成長（1993－2010 年）」城西国際大学研究論文〔https://www.jiu.ac.jp/files/user/education/books/pdf/690-69.pdf〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）

[38] 梁涛「中国物権変動制度に関する一考察」名古屋大学法学論集 227 号（2008 年）798 頁参照。

[39] 当該通知は、①従来の政府や国有企業による分配住宅制度を廃止し、代わりに住宅補助金を支給する、②既存公有住宅の譲渡を推進する、③住宅金融制度を整備し、個人の住宅購入を促進する、などに重点が置かれていた。国務院「都市住宅制度改革の深化と住宅建設の加速についての通知」（国発［1998］23 号、1998 年 7 月 3 日）参照。

[40] 長友昭「中国物権法制定以後の不動産をめぐる諸論点―ルビコンのその先に―」早法 92 巻 3 号（2017 年）6 頁参照。

[41] 商品住宅販売は、不動産開発者が竣工し、かつ検収合格した建物を販売する商品住宅現物販売と、不動産開発者が建築中の建物を事前に販売して買主から手付金又は売買代金を受領する商品住宅予約販売に分類される。商品住宅現物販売の場合には、①土地使用権証書又は土地使用に係る許可証、②建設工事計画許可証及び施工許可証、③既に竣工検収に合格していることなどの証明書を用意する必要がある（商品住宅販売管理弁法 7 条）。

じる）本契約は建物が竣工したのちになされる。このような中国の不動産開発における特殊な環境のため、予約契約段階において、不動産価格が上昇した場合、不動産開発業者は、第一買主との契約を違反して、より高く評価する第二買主に販売することについてインセンティブを持つようになった。したがって、こうした商品住宅取引の特殊性が商品住宅の二重売買を多発させる契機となった。

（ⅲ）対応する立法の不存在

第３に、第2の問題に対処する立法が存在していなかったことが挙げられる。理論的には、上記のような故意による契約違反を行う不動産開発業者に対して、一般法として民法通則、および1999年に施行された契約法による救済が想定されるが、商品住宅を直接の適用対象とできる明文規定は存在していなかった[42]。

もっとも、94年の消費者法旧49条における懲罰的損害賠償を認める余地はあった。しかしながら、学説[43]は、消費者法の適用に関して①商品またはサービスのみを対象としており、商品住宅は高額なため「生活需要品」に当たらず、また②商品住宅の買主は「消費者」にあたらないこと、③比較的高額な商品住宅の売買に消費者法旧49条に適用すると、賠償額が大きくなり、不動産開発業者にとって大きな負担となる、とそれを認めない意見を述べている。また、実務でも、消費者法が制定されて以来、商品住宅売買契約領域において、消費者法旧49条の懲罰的損害賠償制度の認否が争われた事件数は、2012年までの間にわずか7件にとどまっており[44]、そのうち消費者法旧49条が適用された案件はわずか１件[45]にすぎなかった。

以上のような社会経済の変化とともに、不動産取引市場において、不動産開発業者の故意による契約違反ないし詐欺行為によって多くの買主に重大な損失をもたらしたものの、既存の法律の枠組み内では解決ができないことは、市民の不満をもたらしている[46]。また、既述した法律の不存在、特に物権法が存在していなかったため、商品住宅取引の登場と展開にともなって、契約法が必要となるばかりではなく、その紛争解決の対策も急迫に要求される

---

[42] 2007 年以前には「物権法」も存在していなかったことにも留意されたい。

[43] 韓延斌『審理商品房買売合同糾紛案件私法解釈的理解與適用』法律適用 5 期（2003 年）4 頁、曽凌「懲罰性賠償在商品房買売合同糾紛中的適用及制度完善」福建法学 1 期（2004 年）46 頁、王秀燕「論懲罰性賠償在我国商品房買売中的適用」経済與法 9 期（2004 年）65 頁、遅穎「商品房銷售虚偽宣伝之懲罰性賠償責任」法学 10 期（2015 年）24 頁、銭玉文「論商品房買売中懲罰性賠償責任的法律適用」現代法学 39 巻 5 期（2017 年）68 頁参照。

[44] ①広東省広州市中級人民法院（1999）穂中法房終字第 1684 号、②河南省鶴壁市山城区人民法院（2001）山民初字第 2038 号、③河南省鶴壁市中級人民法院（2002）鶴民終字第 137 号、④河南省鶴壁市中級人民法院（2002）鶴民再字第 34 号、⑤河南省許昌市中級人民法院（2010）許民二終字第 71 号、⑥河南省安陽市中級人民法院（2010）安民一終字第 466 号、⑦湖南省懐化市鶴城区人民法院（2012）懐鶴民一初字第 148 号。銭玉文・前掲注（12）67 頁より抜粋。

[45] 河南省鶴壁市山城区人民法院（2001）山民初字第 2038 号。

[46] 李勝利「購房者利益保護与懲罰性賠償責任―最高人民法院一則司法解釈相関条款之評析」法商研究 5 期（2006 年）57 頁参照。

ようになっている。このような社会的要求を対応するために、最高人民法院は法律の不存在を補充し、具体的紛争事件の処理を指令として、物権法制定前に不動産の全領域ではなく、商品住宅取引に限定して、2003 年 6 月 1 日に最高人民法院は、商品住宅取引に関する諸問題を対応するために、消費者法を踏まえた上に、「商品住宅売買契約紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」[47]（以下では、「商品住宅に関する司法解釈」という。）を公布した（条文は参考資料 2 の 1 番を参照）。

最高人民法院によれば、「懲罰的損害賠償は懲罰するために、契約違反者に違約責任を加重した一種の特別制度である。司法解釈は、懲罰的損害賠償責任における適用範囲の拡大と濫用を防止するために、列挙の方式を用いて明確に5種類の事由を設けた上、さらに当該5種類の事由によって、商品住宅契約目的が実現不可能となった、および商品住宅契約の無効又は取消若しくは解除をもたらした場合に、買主は売主に対して、支払済み商品住宅代金と相当額を越えない範囲での賠償責任を請求することができる懲罰的損害賠償制度を設けた。懲罰的損害賠償責任の適用要件および行為類型を具体的かつ明確的に規定してはじめて、当該制度の有する機能を発揮することができる。それによって、詐欺行為や故意による契約違反などの信義則に背けた違法行為、および市場取引の安全を害し行為を正確かつ有効的に制裁と抑止し、契約者の権利利益を保護し、社会の誠実信用制度の確立を促進することができる」[48]。

このように、公布意図および懲罰的損害賠償制度の適用範囲を5種類の事由があった場合に制限したことが説明されたのである。

（2）制度の機能をめぐる議論

本司法解釈における懲罰的損害賠償制度の機能について何点か検討しよう。

当該制度は、最高人民法院の指摘した「詐欺行為や故意による契約違反などの信義則に背けた違法行為、および市場取引の安全を害し行為を正確かつ有効的に制裁と抑止する」機能だけでなく、訴訟奨励機能をも有すると指摘している見解がある。すなわち、銭玉文は、経済法学者の李友根の「経済分析の視角から、消費者法における懲罰的損害賠償制度の奨励機能は、全体の被害者ないし公共利益を代行して訴訟提起する個別被害者に実際の損失を超える賠償金を仕返し或いは収益を与え、このことから、支出と収益が透明化されることで、消費者の権利が保障され、消費者による集団的訴訟活動を激励することができる」という主張、並びに謝暁尭の「消費者法における懲罰的損害賠償の趣旨や、制度運用に関する実証分析から、消費者への訴訟奨励が主たる目的であり、副次的に懲罰や抑止機能を有する制度であることが明らかになっている」という見方に賛意を示したうえで、当事者の立場から鑑みれば、商品住宅における懲罰的損害賠償制度は、被告に対しては懲罰・抑制機能であり、原

---

[47] 司法解釈の法源性等について、高見澤磨＝鈴木賢など・前掲注（　）120 頁を参照されたい。

[48] 最高人民法院民事審判第一庭『最高人民法院関於審理商品房買売合同糾紛案件司法解釈的理解與適用』（人民法院出版社、2019 年）113～114 頁参照。

告に対して訴訟を奨励することであると指摘している[49]。

また、懲罰的損害賠償制度の適用要件および賠償額の算定方法と範囲の角度から以下のように、当該制度の実効性が果たされないことが指摘されている。なぜなら、本司法解釈における懲罰的損害賠償制度は、適用対象[50]が商品住宅開発会社を売主、商品住宅の購入者を買主とし、契約目的物を商品住宅[51]に限定し、また適用要件を売主の主観的故意性と要求し、そして賠償額の算定が困難さ、さらに賠償額の範囲を支払済みの商品住宅代金と相当額を越えない範囲と限定的にしている。

このように、当該制度の適用要件は厳格である。さらに、賠償額は少額（0～支払済みの商品住宅代金と相当額を越えない範囲までに）にもなり得る。こうしたハードルの高い適用要件による証明責任や訴訟コスト、それに見合わないリターンに照らし合わせて、当該制度の活用は敬遠されることになる。結局のところ、この制度の目的は満たされないだろうという見解が示されている[52]。

しかし、本稿の執筆過程において、最高人民法院は、2021 年 1 月 1 日からの民法の施行にあわせて、民法に適合した法律適用基準の統一を確保するために、民法に関連する諸司法解釈について改正・添削などを行った新たなものを公表した。その結果、商品住宅に関する司法解釈 8 条と 9 条は削除された[53]。何故に両条文が削除されたかについて定かではない。これを受けて、これ以降実際の裁判運用では、商品住宅をめぐる紛争に関しては懲罰的損害賠償を適用する根拠条文が存在せず、当然当該制度を適用することができなくなるであろう。

2　旧食品安全法（2009 年 6 月 1 日）

（1）制定の背景

大飢饉時代[54]を経験した計画経済時において、基本的に品質よりも量的な充足確保に重点

---

[49] 銭玉文「論商品房買売中懲罰性賠償責任的法律適用」現代法学 39 巻 5 期（2017 年）64 頁参照。

[50] 商品住宅に関する司法解釈 1 条は、「本司法解釈にいう商品住宅売買契約とは、不動産開発業者は建築前或いは建築済みの商品住宅を市場に売り出し、所有権を買主に移転し、買主は代金を支払う契約である。」と規定する。

[51] 商品住宅（分譲住宅）とは、市場経済の中で、経営資格を持つ不動産開発企業（外商投資企業を含む）が譲渡を通じて土地使用権を取得し、経営している住宅を指す。

[52] 王暁傑＝郭自強「商品房買売中懲罰性賠償制度研究」焦作師範高等専科学校学報 1 期（2012 年）54～57 頁参照。

[53] 「最高人民法院関於修改＜最高人民法院関於修改在民事審判工作中適用（中華人民共和国工会法）若干問題的解釈＞等二十七件民事類司法解釈的決定（法釈［2020］17 号）」2020 年 12 月 31 日、［最高人民法院ウエブサイト：http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282621.html］（最終検索：2021 年 1 月 2 日）。

[54] 1959 年から 1961 年にかけての「大躍進」政策によって、農村経済を混乱させ、食糧不足により数千万人の飢餓者を出すという大惨事を招いた。それから 1966 年から 10 年にわたって続いたプロレタリア文化大革命を経ていたことや、計画経済の影響による食品の供給は長期にわたり、食品不足が続いた。80

が置かれ、必要な量の食料の供給を確保することが重要な政策目的であった。それゆえに、社会では食品の安全性や品質に関する意識が薄く、法整備も十分になされなかった。

その後、市場経済原理が導入され、2001 年末には WTO 加盟も経て、中国市場がグローバル市場とつながった。2002 年から本格的に「全面的小康社会」[55]の建設が中国では経済発展の目標とされた。

政治・政策面においては、元国家主席胡錦濤政権は「弱者救済」の政策に重みを置き[56]、「和諧社会」(矛盾のない調和のとれた社会のことを指す)[57]が政治・社会発展の新たな目標として掲げた。特に 2006 年国務院政府工作報告[58]では、経済の安定した高成長を維持し、消費環境、消費政策および国民の衣・食・住の環境を改善し、旅行・文化・フィットネス等のサービスを積極的発展し、消費を妨げる非合理的な現行規定および政策を修正することが述べられた。さらに 2007 年国務院政府工作報告[59]では、食品安全および薬品市場秩序を

年代の社会主義市場経済への転換を契機として、農業の産業化および近代化の促進によってまっとうな食品の供給量の拡大が実現された。中国は 1984 年の FAO 総会で「温飽」(衣食など最低限の生活の保障)の問題をほぼ解決したと世界に向けて宣言した。1994 年の食糧生産の不作等に対応して国内買付価格の大幅な引き上げ等の「生産振興」策をとり、中国の食糧生産量は一気に増加して生産過剰となった。河原正一郎「中国の食糧政策の動向―保護価格政策から国際競争志向価格政策へ―」農林水産政策研究 7 号(2004 年)51 頁、Roderick MacFarquhar and John K.Fairbank(費正清訳)『剣橋中華人民共和国史―中国革命内部的革命 1966－1982 年(下巻)』(中国社会科学出版社、2007 年)477～544 頁、河原正一郎「中国の食品安全に関する現状と問題点(特集　中国食品添加物事情)」月刊フードケミカル 30 巻 7 号(2014 年)7 頁、穐山新「災害体験とチャイニーズネス―1920 年華北大飢饉を裁判例に―」日中社会学研究 23 号(2015 年)55 頁参照。

[55]「小康社会」は、1980 年代以降、鄧小平は提起した国家全体の経済力が増大する発展目標(中国が困窮社会から豊かな近代国家に至る三つの発展段階である)である。本格的に提起されたのは 2002 年 11 月の共産党 16 期全国人民代表大会では、全面的小康社会の建設内容を「更に経済の発展、民主の健全、科学教育の進歩、文化の繁栄、社会の調和、人民生活の豊富をさせる」ことと定めている。

[56] 佐々木智弘・前掲注(8)頁参照。2002 年 11 月、胡錦濤政権は「公のための立党、民衆のための執政」や「親民政治」、「人を基本とする」などの民衆よりの政治スローガンを掲げた。それは前政権である江沢民政権との違いを示し、それ以上に共産党が民衆から反しては、社会安定、政権安定を揺るがすことになるとの危機感によるものであるとされている。

[57] 元国家主席胡錦濤は、経済成長優先によって激増する汚職・腐敗、深刻化する環境破壊と格差拡大などの社会問題による不安定化のリスクを覆い隠す必要性が生じたと考慮した上に、「和諧社会」建設を初めて完全な形で提出したのは 2004 年 9 月の中国共産党第 16 期 4 中全会で採択された「党の執政能力建設を強化することに関する中共中央の決定」である。その後、2006 年の第 16 期 6 中全会では、「社会主義和諧社会建設に関する決定」がなされ、「和諧社会」建設は胡錦涛政権の中心となる政治スローガンとなった。

[58] 元国務院総理温家宝「2006 年国務院政府工作報告」(2006 年 3 月 5 日第 10 回全国人民代表大会第 4 次会議)〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/test/2009-03/16/content_1260216.htm〕(最終検索日：2020 年 6 月 13 日)。

[59] 元国務院総理温家宝「2007 年国務院政府工作報告」(2007 年 3 月 5 日第 10 回全国人民代表大会第 5 次会議)〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/test/2009-03/16/content_1260188.htm〕(最終検

全面的に改善し、人民の飲食および薬品安全を保障することも強調されている。

このような様々な目標やスローガンの提唱を背景として、2008 年前後から、食品生産業も急速に生産量が拡大した。最も生産量が大きく増加したのは、乳製品、肉製品、食用植物油などである[60]。しかしながら、国内では、農産物の供給、産地の環境、食品の加工・販売など、様々な段階において、安全性への配慮や食品の安全基準や検査・測定、認証システムなどに関して不備[61]が残っていた。そして、これに対する行政機関の監督怠慢[62]がしばしば生じるために、生産・販売業者の利益追求による悪質な偽物・有害食品が市場への横行する事件[63]は広範に発生し、人々の不満が高まり、新たな社会問題化した。

国際的には、中国産食品の安全性に対する各国の懸念も拡大している。とりわけ、EU は 2002 年に残留薬品の基準を超えていることを理由として中国の動物由来食品の輸入を禁止した。また、日本で発生した「中国産冷凍ホウレンソウ」事件など[64]やアメリカで発生したペットフード事件[65]は世界に衝撃を与えている。

さらに、2008 年北京オリンピック開催の真最中に、食中毒事件を示す象徴的な「三鹿毒

索日：2020 年 6 月 13 日)。

[60] 河原昌一郎「中国の食品安全問題―食品安全に関する中国の現状と取組―」〔https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/120331_23cr01_02.pdf〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）

[61] 食品の安全管理の権限は、食品・薬品（食品薬品監督管理局）・農業（農業部）・衛生（衛生部）・品質検査（質量監督検験検疫総局）・商務（商務局）・工商業（工商行政管理総局）・環境保護部・公安部など 10 以上の食品管理行政機関に握っているため、行政機関の連携不足や所轄監督の責任範囲の曖昧さゆえに、各機関は職権内のことしか責任を負わない。こうした体制では、職責は明確ではなく、管理の欠如などの問題が生じている。楊琴「中国食品安全法についての検討」〔https://core.ac.uk/download/pdf/153144711.pdf〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）

[62] 河原昌一郎・前掲注（34）52 頁参照。

[63] 中国では、広く報道された有害有毒食品の事件について、以下のようにいくつかを紹介する。1990 年代に、農薬の回数の誤りなどにより農薬に汚染された「毒野菜」が市場に出回り、中毒事件が頻発した。2000 年代以降に、レストランなどから下水道等に廃棄された浮遊物をすくい上げて油を抽出する「地溝油（ゴミ油)」を食品の生産・加工または再度レストランで利用されている事件や、赤身の豚肉が高価なため、「瘦肉精」（豚肉の肉赤身化剤の使用）を使用して脂身肉を赤身肉に加工し販売したことで、食中毒事件が現在においても続発している。また、「人毛醤油」は、人毛から抽出したアミノ酸を利用して醤油を製造し、形式的には醤油の品質検査基準に達することから、広範囲に流通している。河原正一郎「中国の食品安全に関する現状と問題点（特集　中国食品添加物事情)」月刊フードケミカル 30 巻 7 号（2014 年）7 頁参照。

[64] 日本でも、2002 年 3 月に輸入された中国産冷凍ホウレンソウから残留基準値の 10 倍前後の発がん性のある殺虫剤、2005 年 8 月には、中国産養殖ウナギから使用禁止のマラカイトグリーンが検出された。鎌田文彦「中国における食品の安全性確保に対する取組」外国の立法 235 号（2008 年）169 頁参照。

[65] 2007 年 3 月から 4 月にかけて、アメリカで有毒物質（メラミン）が混入された中国産のペットフードを食べた犬や猫が相次いで死亡した事件である。愛知県衛生研究所「メラミン添加によるペットフード原材料の擬装」（2007 年 6 月 7 日）〔https://www.pref.aichi.jp/eiseiken/3f/melamine.html〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日)。

粉ミルク事件」[66]が発生した。当該事件は、「食品の安全」に関係する様々な社会問題に対する人々の怒りの火に油を注ぐ結果となり、不法行為責任法草案の審理と明文化による懲罰的損害賠償制度の導入に拍車をかけたとされている[67]。

（２）立法上の対応

前述のような食品の安全性をめぐる内外の緊迫した状況下で、中央政府は、社会への不満が溜まっていること、国家と社会の安定と経済の良好な発展および食品安全事件による国

---

[66] 三鹿毒粉ミルク事件とは、メーカーの三鹿集団（中国河北省に位置する石家庄三鹿有限公司とニュージーランド生活協同組合フォンテラ（株式 43%を保有する）との合弁会社であり、粉ミルクを中心とした乳製品の製造を行っていた。同社の粉ミルクの国内における市場占有率は 18%で、15 年連続首位を記録した大手企業である。2008 年 12 月 24 日に破産の法律的手続きに入ったと発表された。）は、粉ミルク製品に有害物質のメラミンなどを混入させて、それを飲んだ 29.6 万人もの乳児が泌尿器等に異常を生じ、そのうち 6 名を死亡させた前人未門の健康被害である。当該事件について、2008 年 7 月段階で中国衛生部門はすでに三鹿の粉ミルクを飲んだ乳児の泌尿器に異常の多発を把握したものの、公表しなかった。ところが、三鹿の株式を保有するニュージーランドの乳業会社フォンテラの中国常駐社員は、同年 8 月 2 日に粉ミルクがメラミンに汚染されていることを発覚し、三鹿側に製品のリコールを求めが、三鹿側に拒められた。そして、同社員は中国のニュージーランド大使館に報告し、報告を受けたニュージーランド大使館が石家荘市政府に働きかけたが、その意見が通らなかった。そこで、フォンテラは本社を通じてニュージーランド政府に陳情し、ヘレン・クラーク首相が本件を知った後に、ただちに外交ルートを通じて中国政府に押しつけ、中国政府はオリンピックで打ち立てた国際イメージが大きく損なわれたことを抹消するため、やむを得ず同年 9 月 11 日に中国衛生部の公表によって当該事件を公表した。渡辺浩平「粉ミルク事件とメディア」21 世紀中国総研第 4 号（2008 年 10 月 3 日発行）を参照。〔http://www.21ccs.jp/china_watching/Market_Media_In_China/Market_Media_in_China_04.html#t03〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）。その後、当局は三鹿集団の元幹部らに対して、死刑、無期懲役、5～20 年の懲役刑、および罰金を処した。三鹿集団など 22 社が資金を出し、被害者に対して、腎臓結石にかかった幼児一人あたり 2 千元、深刻な場合には 3 万元、死亡した場合に 20 万元の補償を提示した。アムネスティ発表国際ニュース「中国：粉ミルク事件の活動家に対する判決に非難」（2010 年 11 月 10 日）〔https://www.amnesty.or.jp/news/2010/1206_1243.html〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）。

なお、2009 年 11 月に、自身の幼い子供が当該ミルクによって病気になった「被害者の親たちを支援するグループ」を立ち上げた中国人活動家は、損害賠償請求を求めて当局によって「公序かく乱」罪容疑で逮捕され、3 ヵ月に渡って弁護士との接触や家族との面会を認めず、そして、2010 年 11 月 10 日に、北京市大興区人民法院は同氏に対して 2 年半の有罪判決を言い渡したのである。AFP「中国の有毒粉ミルク問題、補償求めた親に「公序かく乱」で禁固 2 年半」（2010 年 11 月 11 日）〔https://www.afpbb.com/articles/-/2774842〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）。

結局、当該事件に関する損害賠償請求を求める民事訴訟が提起されなかった。22 社の関連企業が被害児童を対象として国家衛生部による統一基準に基づいて医療費と賠償金の支払い基金を創設したが、多くの被害児童が賠償金を受け取れなかった。中国乳協「近 3 万メラミン乳粉患児仍未領賠償」（2011 年 6 月 9 日）〔https://m.antpedia.com/news/147817.html〕（最終検索日：2020 年 6 月 13 日）。

[67] 2008 年 4 月 20 日第 11 回全人大常務委員会が公布した食品安全法草案 90 条によれば、同条の目的は、食品汚染および有害有毒食品による人体への危害を防止・抑制または削除、食品による病気の発生を予防・減少、並び民衆の生命と健康を保障するために制定した食品安全責任における懲罰的損害賠償である。周江洪「関於修改≪食品安全法（草案）第 90 条的建議≫」法学 6 期（2008 年）137 頁参照。

外の消費者に中国産食品に対する信頼にも極めて悪い影響を与えることなどを認識し、危機感を抱くようになっている。

そこで、立法者は、社会の安定維持、食品輸出の促進および輸出食品の品質向上を図り、向けられた内外からの不信を払拭することを目的として、2007 年 11 月に食品安全法（草案）を国務院から全人大に提出し、同年 12 月から全人大常務委員会[68]によって同法案の審議を開始した。この草案は、2009 年 2 月 28 日に「食品安全法」として議決され、同年 6 月 1 日から施行されている。同法において、懲罰的損害賠償を内容とするのは 96 条 2 項（2015 年改正前の条文。以下では、「旧 96 条 2 項」という。条文は参考資料 1 を参照。）である。この条項は、消費者法及び商品住宅に関する司法解釈と同様に「懲罰的損害賠償」という文言を使用していないが、学界では懲罰的損害賠償ないし十倍賠償と呼ばれている[69]。

（3）立法者の意図

立法者は、食品安全基準に適合しない食品を製造し、或いは食品安全基準に適合しない食品を販売した悪質な違法行為者を懲罰し、さらなる消費者の合法的権利利益を保護し、消費者の財産および精神的損失を填補するために旧 96 条 2 項を制定した。また、旧 96 条 2 項は、消費者法旧 49 条を踏まえて、賠償額を商品価格または受けるサービス費用と相当額から食品価格の 10 倍まで引き上げて、消費者法と商品住宅に関する司法解釈における詐欺行為による懲罰的損害賠償と異なって、前両領域の引き続き食品安全責任領域で悪質な製造者または販売者を課すための拡大適用である[70]、と明確に説明した。

（4）制度機能をめぐる近時の学説状況

学説上は、立法趣旨を支持して旧 96 条 2 項の機能が懲罰と抑止であると認識するのが、多数説となっている。多数説によれば、食品安全法における懲罰的損害賠償制度は、懲罰や抑止機能を有するが、くわえて高額な賠償金を得られるというインセンティブの観点からすれば、被害者を訴訟に誘引し、さらには被害者を慰めることによる社会全体の安定が実現するという重要な機能をも持つことが主張されている[71]。

他方では、持続的な食品安全性問題の発生に対しては、旧 96 条 2 項の実効性がほぼ果たされないとの批判がしばしば出されるようになった。具体的に、以下のような事情である。

まず、旧 96 条 2 項における適用要件の曖昧さによって、懲罰的損害賠償請求の認否をめぐる判断基準が不明瞭である、という問題があった。条文上の文言によれば、生産者と販売

---

[68] 全人大常務委員会とは、中国における最高国家権力機関・立法機関（立法者）である全人大の常設機関である。立法・司法機関などの詳細について、高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成『現代中国法入門　第 8 版』（有斐閣、2019 年）91 頁を参照されたい。

[69] 張暁梅・前掲注（15）18 頁、曹俊金＝阮賛林「≪食品安全法≫中懲罰性賠償条款適用的実証分析」天津法学 2 期（2015 年）122 頁参照。

[70] 信春鷹『中華人民共和国食品安全法釈義』（法律出版社、2009 年）243 頁参照。

[71] 祝彬「≪食品安全法≫中的懲罰性賠償責任探析」医学與哲学（人文社会医学版）31 巻 2 期（2010 年）55 頁、陳業宏＝洪穎「食品安全懲罰性賠償制度的法経済学分析」中国社会科学院研究生院学報 5 期（2015 年）81 頁参照。

者に対して異なる適用要件を設けられている。すなわち、生産者の場合には、食品安全基準に適合しない食品を製造した際に、販売者の場合には、食品安全基準に適合しない食品であることを明らかに知りながら販売した場合に、10 倍の賠償責任を負うことになる。しかしながら、通常では、消費者が生産者よりも販売者と食品を取引する中に、販売者の「明らかに知りながら販売した」という主観的故意要件の主張・立証責任を消費者側に課すのは不可能に近い困難を強いるものである。また、損害の発生の要否も不明である。というのは、食品安全基準に適合しない食品を食べた消費者に人身的損害を生じなかったものの、財産的損失が発生した場合には、消費者が食品価格の 10 倍の賠償を請求することできるかという疑念がもたらされる。

次に、実際の賠償額に関する問題である。すなわち、旧 96 条 2 項は食品価格を算定基準として、旧 49 条（商品価格と同額）より賠償範囲を食品価格の 10 倍まで引き上げた方法を採っている。一見、旧 96 条 2 項は旧 49 条の賠償範囲より高価であるように見えるが、通常では食品価格は低額なものが多く、それを算定基準として食品価格 10 倍を上限とする十倍賠償額が認められたとしても、加害者を懲罰するどころか財産的および生命・身体の損害を受けた消費者の損害さえカバーすることができない。

よって、旧 96 条 2 項は、懲罰・抑止機能ところか、訴訟推奨機能さえも果たされない[72]と批判されている。

3　小括

本節で概観したように、「強者優遇」から「弱者救済」・「和諧社会」への政策転換の下で、2001 年の WTO 加盟による経済発展の国内改革や対外開放の加速とともなって、商品住宅取引および食品安全性問題といった被害事件が多発していた。これらの事件は社会の安定を損ない、大きな社会問題となり、それを対応するために、立法者は消費者法を踏まえた上に、商品住宅に関する司法解釈と食品安全法における懲罰的損害賠償制度を制定した。要するに、立法者は、消費者法における懲罰的損害賠償制度の機能を悪質な加害者を懲罰することによって加害行為が抑止されると理解し、社会全体の安定を図るという現実的必要性を考慮して、懲罰的損害賠償制度を商品住宅に関する司法解釈および食品安全法において、この制度を導入したのである。

多数説によれば、商品住宅に関する司法解釈と食品安全法の領域における懲罰的損害賠償制度は、高額な賠償額を被害者に対するインセンティブという観点から、被害者を訴訟提起への誘引機能や被害者を慰めることによる社会の安定が図れる重要な機能を持つ。しかしながら、とりわけ食品安全法における懲罰的損害賠償額の算定方法は、消費者法と同様に食品価格を算定基準とし、賠償範囲を食品価格の 10 倍と上限しており、食品の価格が極め

---

[72] 李響「我国食品安全法“十倍賠償”規定之批判與完善」法商研究 6 期（2009 年）44 頁、王成「食品安全法十倍賠償条款司法適用的実証考察」北京行政学院学報 5 期（2012 年）14 頁、張媛「聚焦食品安全法：十倍賠償案件原告勝訴率僅 30%」法制日報（2015 年 4 月 9 日）第 4 版、呂来明＝王慧誠「食品安全法懲罰性賠償条款的適用条件」人民司法応用 1 期（2019 年）80 頁参照。

て少額の場合が多いことに鑑みれば、結局、賠償額は少額なものになりかねず、加害者に対する懲罰・抑止機能は実際には果たされていないと批判されている。

例えば、上述した三鹿毒粉ミルク事件に照らしてみれば、粉ミルク価格の 10 倍の賠償額を大企業に課した場合でも、被害者の人身的・財産的損害および経済的損失のいずれも補填することが満たされないのみならず、むしろ懲罰的損害賠償の真の目的を阻止する可能性が生じうるという問題が考えられる。

さて、ここまでは契約関係に基づいて 3 つの法域における懲罰的損害賠償制度の形成過程を概観してきた。以下では、不法行為に関する製造物責任における懲罰的損害賠償を確認していく。

第 3 節　不法行為責任法（2010 年 7 月 1 日）

1　制定の背景

2008 年には、豪雪[73]や四川大地震[74]などの災害およびオリンピック開催、さらに米金融危機に伴う世界経済の急激な悪化を受けて、中国経済は減速傾向を強めていき、とくに輸出の大幅な伸び率の低下は、工業生産の鈍化、さらには雇用情勢の悪化をもたらした[75]。これと同じ時期に、前節で述べた食品の安全性問題だけではなく、製造社が欠陥製造物を大量に市場へ出し、これによって多数の死亡者が出現した事件[76]がしばしば発生し、経済的な悪影響、人心の不安、社会の安定性、さらに共産党の存立基盤を揺るがす事態をもたらしている。

このような景気の急激な悪化を認識した胡錦濤政権は、社会の動揺を回避する観点から、2008 年に「経済、金融、資本市場、社会の安定を維持」、および「安定的で比較的速い経済発展の維持」[77]することを政策として掲げた。つまり、中央政府はこれまでの急速な経済発展目標から社会の安定と経済の成長を維持することを最優先政策へと転換したのであった。

以上のような社会の新動向および新たな国家政策を踏まえて、立法者や民法学者は、上述の諸々の社会問題を解決し、社会の安定を維持するために、懲罰と抑止機能を有するアメリ

---

[73] 新華社の報道によると、2008 年 1 月 25 日から 2 月 6 日までの間に南部から中部の大半にかけて深刻な豪雪災害が発生したため、少なくとも死者が 130 人にのぼった。過去数年間急速に成長している経済は、雪害の影響を受け、経済損失はおよそ 800 億元と見積もっていた。新華社「Harsh winter storms kill 107 people in China」（2008 年 2 月 13 日）〔http://english.sina.com/china/1/2008/0213/145647.html〕（最終検索日：2020 年 6 月 22 日）。

[74] 2008 年 5 月 12 日、四川省汶川県を震源とするマグニチュード 8.0 の大地震が発生、死者は 6 万 9227 人、行方不明者は 1 万 7923 人、直接経済損失は 8523 億元であった。朝日新聞「四川大地震」（2018 年 5 月 14 日朝刊）

[75] 張忠任「金融危機下における中国の財政状況と財政政策の新展開」総合政策論叢第 19 号（2010 年）41 頁、佐野淳也「中国の景気刺激策と課題」環太平洋ビジネス情報 9 巻 32 号（2009 年）52 頁参照。

[76] 2006 年 4 月 19 日、病院の偽薬品で注射を受けた 14 名の患者は相次いで死亡した。張新宝『侵権責任法立法研究』（中国人民大学出版社、2009 年）451 頁参照。

[77] 佐野淳也「中国の景気刺激策と課題」環太平洋ビジネス情報 9 巻 32 号（2009 年）52 頁参照。

カ法上の懲罰的損害賠償制度を不法行為責任法へ採り入れるべきと考えていた。その結果、2008 年 12 月 22 日に、2002 年 10 月に既成の『＜中華人民共和国民法（草案）の説明＞に関する不法行為責任法草案の説明』（以下では、「初稿」という。）を基にして、不法行為責任法の立法審議が再開された[78]。2009 年 12 月 15 日に、立法者は本法の制定目的を「民事主体の合法的な権利利益の保護、不法行為責任の明確化、不法行為の予防・制裁、社会の調和と安定の促進」と掲げて、26 日の第 11 期全人表大常務委員会第 6 回会議で単行法として「中華人民共和国侵権責任法」（本稿では、「不法行為責任法」という）という名称が確定し、2010 年 7 月 1 日から施行された。

しかしながら、立法者は、持続的経済の発展にダメージを与えないために、懲罰的損害賠償を不法行為責任の全領域ではなく製造物責任の領域に限定して取り入れることにした。要するに、同法 47 条（以下では、47 条という。条文は参考資料 1 を参照。）において、その適用要件を「加害者の主観的故意」と「死亡・健康上の重症」に満たした場合に懲罰的損害賠償を請求できることに制定したのである[79]。また、立法過程においては、三鹿毒粉ミルク事件から生じる全国民の怒りや不満を解消するために、従来の慎重な姿勢を変更し、懲罰的損害賠償制度を明文化し、不法行為責任法を速やかに成立させたと立法者が強調してい

---

[78] 不法行為責任法制定の経緯について、以下のようにまとめることができる。1986 年に公布された「民法通則」を民法および不法行為責任法制定の始まりとみるならば、不法行為責任法の制定までに 23 年間の年月をかけたことになる。2002 年 1 月 11 日、全国人大法制工作委員会は、民法学者を召集して中国民法の起草について討論および起草にスタートするように決断し、民法内容の起草を中国社会科学学院法学研究所の梁慧星と中国人民大学法学院の王利明に委託し、それぞれリーダーした研究チームにより作成した建議稿が同年 12 月の全人大常務委員会会議の審議に提出された。同年 12 月 17 日に第 9 期全人大常務委員会法律工作委員会は、『＜中華人民共和国民法（草案）の説明＞に関する不法行為責任法草案の説明』を初稿として常務委員会に上程したが、未審議となり、約 6 年間以上中断されていた。2007 年に物権法が制定された。そして、2008 年に、全人大常務委員会法制工作委員会民法室は、不法行為責任法に関して各地の法院、弁護士、学者との多くの座談会やシンポジウムを開催して意見交換を行った。同年 12 月 22 日に、不法行為責任法立法草案第 2 稿の立法審議（第 2 回目の審議）が再開された。草案第 2 稿の立法審議稿 45 条は、「製品に欠陥があることを明らかに知りながらなど生産、販売を行い、他人の生命・健康に損害を与えたとき、被害者は法に基づいて懲罰的損害賠償を請求することができる。」と規定する。そして、2009 年 10 月 27 日に、第 3 回目の審議で草案第 2 稿 45 条の「被害者」を「被侵権者」と改められた。草案第 3 稿の立法審議稿 47 条は、「製品に欠陥があることを明らかに知りながらなど生産、販売を行い、他人の生命・健康に損害を与えたとき、被侵権者は法に基づいて懲罰的損害賠償を請求することができる。」と規定する。同年 11 月 5 日から 12 月 5 日にかけてパブリックコメントが募集され、3468 件の意見が提出された後に、12 月 12 日に第 4 回目の審議が行われた。第 4 回目の審議では、懲罰的損害賠償の請求濫用および賠償額の巨額化を防止するために、適用要件を重大な損害が生じた場合に制限すべきという意見が現れていたゆえに、法律委員会は草案第 3 稿の立法審議稿 47 条の「健康に損害」を「重大な健康に損害」と修正した上に「死亡」の場合を加える同時に、「相応の」という表現で懲罰的損害賠償額の範囲を制限し、不法行為責任法 47 条がそれである。

[79] 張新宝『侵権責任法立法研究』（中国人民大学出版社、2009 年）447 頁、王勝明主編『中華人民共和国侵権責任法釈義　第 2 版』（法律出版社、2010 年）244 頁参照。

る[80]。さらに、47 条は悪意の製造者・販売者に対して懲罰的損害賠償を請求できることを明らかにしているものの、その賠償額について、不法行為責任法草案および成立した本法は後述の両建議稿を採用せず、「相応的」という表現を用いており、具体的な賠償額の算定方法と範囲を人民法院の自由裁量権に委ねることとした[81]。

このような賠償額の算定方法と範囲を規定しない点において、前述した消費者法、商品住宅に関する司法解釈、食品安全法の 3 つ領域における懲罰的損害賠償額の定型化（本論文では、予め算定基準と賠償額の範囲が具体的に特定されている算定方法を「定型化」と称する。）と、この不法行為責任法における当該制度は大きく異なっているのである。

２　立法過程における議論状況

（１）立法参加者による議論

不法行為責任法の審議過程において、二つの専門家団体による「建議稿」[82]がある。それぞれ梁慧星と王利明が代表として、民法学者を組織して作成したものである。両者の建議稿はどちらも懲罰的損害賠償を不法行為責任法へ導入することに賛成する立場を採っているものの、適用範囲・適用要件および賠償額の範囲について相違点を認めることができる[83]。

また、「建議稿」と別に、民法学者の楊立新[84]は、製造物責任に懲罰的損害賠償を限定適用することにも賛成しているが、さらに、「未成年者の性的利益」を侵害するような不法行為も、未成年者の心身ともに重大な傷害をもたらすから、特別規定として懲罰的損害賠償の適

---

[80] 王利明『中華人民共和国侵権責任法釈義』（中国法制出版社、2010 年）233 頁参照。

[81] 王勝明主編『中華人民共和国侵権責任法釈義　第 2 版』（法律出版社、2010 年）224 頁参照。

[82] 梁慧星がリードした中国社会科学院の草案建議稿 1708 条は「故意に他人の生命・人身・健康、または感情的意義のある財産を侵害した場合は、法院は加害者に損害賠償のほかに、賠償金額の 3 倍以下の懲罰的損害賠償金を課すよう判決することができる。」と規定する。梁慧星『中国民法草案建議稿第三版』（法律出版社、2013 年）353 頁。王利明がリードした中国人民大学の草案建議稿 96 条は「生産者・販売者の故意または重大な過失により製造物に欠陥が存在させ、他人の人身的、財産的損害を生じさせた場合に、被害者は生産者・販売者に代金の 2 倍になる賠償を請求することができる」と規定する。王利明『中国民法：侵権行為法編』（人民法院出版社、2003 年）232 頁。

[83] 王利明の草案建議稿（以下では、王利明案という。）と梁慧星の草案建議稿（以下では、梁慧星案という。）には、以下の 3 点が異なっている。第 1 に、適用範囲について、王利明案は製造物責任に限定している。これに対して、梁慧星案は、消費者法旧 49 条を踏まえて、不法行為責任法における損害賠償の全分野に適用されるような一般条項を定めている。第 2 に、懲罰的損害賠償金の算定方法と範囲について、王利明案は「生産者、販売者に代金の 2 倍になる賠償を請求することができる」と定めたのに対して、梁慧星案は「加害者に賠償金額の 3 倍以下の懲罰的損害賠償金を支給するよう判決することができる」と定めている。第 3 に、適用要件について、王利明案では言及されず、梁慧星案は加害者に加害の故意、他人の生命・身体・健康または感情的意義の有する財産的侵害が生じたことを要件としている。

[84] 中国人民大学法学院の楊立新（王利明案の研究グループに所属する）が不法行為責任法草案の建議稿において、セクシャルハラスメント及び性的な自由・自己決定権の侵害に対して、48 条 3 項は「未成年者の性的利益を侵害し、それによって重大な損害をもたらした場合に、被害者は懲罰的損害賠償金を請求することができる。」と規定する。楊立新『中華人民共和国侵権責任法草案建議稿及説明』（法律出版社、2007 年）136～140 頁参照。

用をも認めるべきであり、このとき、具体的な賠償額は法院に認定させると主張している。

（２）法の体系性を重視する意見

不法行為責任法に懲罰的損害賠償制度の導入を検討する過程において、国外の学者の意見を聞くために検討会が開催された[85]。検討会資料によれば、フランス系の民法学者は、懲罰的損害賠償制度を不法行為責任法に導入することに反対していた。

彼らによると、懲罰的損害賠償制度は刑事法上の懲罰的性質を有するものである。これらに対して、中国法は大陸法に属し、民事法と刑事法を区別するものである。もし、懲罰的損害賠償制度を導入すると、刑法上の懲罰としての損害賠償を填補としての民事法上の加害者に課すことになる。このとき、刑事法上の加害者に与えられるはずの手続保障が与えられないことになってしまう。このように、懲罰的損害賠償制度は、中国法の前提である区別された私法と公法の健全な働きを阻害し、法秩序全体の協働や権利実現を妨げることとなる、と彼らは当該制度の導入に強く反対したのである。

（３）如何なる形で懲罰的損害賠償制度を実現するのかをめぐる議論

懲罰的損害賠償制度が不法行為責任法の総論ないし各論のどの部分に規定すべきかについて、見解が分かれている。以下では、それぞれを確認していく。

（ⅰ）総論に規定すべきとする見解

懲罰的機能を効果的に発揮するために、懲罰的損害賠償制度を不法行為責任法の総論に当たる部分に、つまり不法行為のすべてに共通するルールとして規定すべきであるとする見解がある。このような見解を採る理由は、例えば当該制度を製造物責任に限定した場合、故意に汚染物を排出する環境侵害のような不法行為や、証券取引において故意に虚偽情報を拡散し投資家に損害を与えるような不法行為に対して、懲罰的機能がない状態になるためである[86]。

（ⅱ）総論と各論ともに規定すべきとする見解

懲罰的損害賠償制度の懲罰・抑止機能を効果的に発揮させるために、当該制度を不法行為責任法の総論および各論に当たる部分にそれぞれ導入すべきであるという見解も見られる。この見解によれば、製造物責任のみならず、多様な不法行為類型に対応することができる懲罰的損害賠償制度を一般条項として不法行為責任法の総論および各論中に定めることによって、その他の不法行為類型も、懲罰的損害賠償を適用することができ、填補的損害賠償制度の枠組みの中に一つの条文として位置付けるべきである。例えば、「法によって懲罰的損

---

[85] 2008 年 6 月に江蘇省蘇州市において、法制工作委員会、江蘇省高級人民法院、中国人民大学およびフランスパリ第二大学との共同主催による「侵権法改革国際検討会」を開催した。当該検討会では、フランスの学者はフランス法における製造物責任と懲罰的損害賠償をめぐる議論状況を紹介したうえに、懲罰的損害賠償を不法行為責任法に導入することが法体系上の不均衡をもたらすこととなり、すなわち民事責任と刑事責任との区別関係であるため、より慎重的に対応すべき意見があった。全国人大常委会法制工作委員会民法室編『侵権責任法立法背景與観点全集』（法律出版社、2010 年）697～699 頁参照。

[86] 朱岩「從大規模侵権看侵権責任法的体系変遷」中国人民大学学報 3 期（2009 年） 9 頁参照。

害賠償を規定した場合は、本法の規定に従う。」という文言で定めるべきと提案されている。

このような見解を採ることで、基本法としての不法行為責任法の総論と各論は前後統一することとなり、一般条項の根拠となると同時に、その他の法域（単行法）およびそのたの不法行為類型の場合でも懲罰的損害賠償を適用する余地が設けられることとなる。また、当該制度の適用範囲を故意による製造物責任が生じた場合に限定することを排除することが可能性になると指摘されている[87]。

（４）立法過程における学説の議論状況

（ｉ）反対派（少数説）

懲罰的損害賠償制度を明文として不法行為責任法に規定すべきか否かについて、学説では圧倒的に賛成とする見解が多く、反対する見解は比較的少数に留まっている。反対派は主に以下の３つの点で、懲罰的損害賠償制度を不法行為責任法へ導入することに反対している。すなわち、第１に、懲罰的損害賠償は実質的に私人による罰金かつ民事の違法行為に対する制裁的措置であり、私法上の填補性原則と相容れず、私法領域に懲罰的損害賠償を導入することは私法と公法の境界を混乱させること[88]。第２に、経済の発展という側面から見れば、巨額な懲罰的損害賠償金を企業に課すことによって、先端技術産業などの発展を阻害することになりかねかい。また例えば、賠償金を課された製造業者が商品の値上げを行うことで賠償金の負担を消費者に転嫁しようとしたり、賠償金負担に保険金を充てようとするだとうから保険業界への弊害が生じたりする事態も想定されうる[89]。第３に、この制度によって、被害者が実際の損害の範囲を超えた賠償金を獲得することは、不当利得の可能性がある。したがって、懲罰的損害賠償制度と民法上の不当利得制度とは矛盾関係となり、被害者が填補的賠償より多くの賠償を獲得できる法的根拠がない[90]。以上のような三つの指摘が主になされている。

これらの指摘をまとめれば、私法と公法との混用、莫大な賠償金の負担による産業や経済の停滞への懸念、さらに賠償金によっては被害者に不当利得の可能性が生じることによる民法体系との整合性といったが問題が発生することを考慮して、懲罰的損害賠償制度の不法行為責任法への導入が反対されているのである。

なお、反対派の一部においては、「民刑峻別論」という観点から、将来民法の一部になる不法行為責任法に当該制度を導入することについては反対するが、特別法ないし単行法によって制定することについては賛成するとする見解も見られる[91]。

---

[87] 郭明瑞＝張平華「侵権責任法中的懲罰性賠償問題」中国人民大学学報３期（2009 年）28 頁参照。

[88] 金福海「懲罰性賠償制度不宜納入我国民法」煙台大学学報第２期（2003 年）158 頁、肖青正「侵権損害賠償的功能探析」法制與社会３期（2008 年）58 頁、栄振華「懲罰性賠償制度思辨—兼評我国≪侵権責任法≫第 47 条」甘粛政法学院学報 117 期（2011 年）121 頁参照。

[89] 徐海燕「我国導入懲罰性賠償制度的法学思考」杭州師範学院学報２期（2004 年）99 頁参照。

[90] 奚暁明・前掲注（）、李晶珠＝竇玉前「我国導入懲罰性賠償的理論障碍批判」山東科技大学学報７巻１期（2005 年）58 頁参照。

[91] 民刑峻別論を提唱する学者によれば、「比較法上において、懲罰的損害制度を民法に導入している国は

上記した懲罰的損害賠償制度を不法行為責任法へ導入することに反対する見解への強力な反論も提示されている。その反論の内容を簡単に略説すると、懲罰的損害賠償制度は、大陸法系の民法理論と衝突しないということ[92]、また企業に大きな経済的負担させることによ

みられないこと、大陸法国の中でも、懲罰的損害賠償制度な導入を巡っては争われていること、中国ではそもそも懲罰的賠償制度に関する理論研究が不十分であること、本制度の目的が民法の目的、性質、機能と合わないことが指摘され、民法体系への直接的な導入に反対している。その理由について、『まず、不法行為責任法の根本的機能の一部は、被害者の損害を填補し、不法行為者を制裁するためではない。懲罰的損害賠償制度は、形式的には私法上の責任であるが、実質的には公法上の責任である。不法行為責任法の制定においても、民刑峻別の概念を堅持すべきであり、公私責任の区別ができない懲罰的損害賠償を不法行為責任法に導入してはならない。次に、民法は私人間の権利と利益関係を調整する法規範であり、その適用には当事者間の平等的地位が前提となるのであって、当事者一方が他方を懲罰する権利を有するものではない。民法の一部である不法行為責任法における過失責任に含まれた懲罰性内容は、自然に消えていく傾向にある。また、懲罰的損害賠償は、行政上の不足を補充する行政法の性格を有するため、民法の基本内容ではない。実証研究によれば、消費者法における懲罰的損害賠償は懲罰的機能とする役割が果たされず、民法から見れば当該制度は本質的な法的内容ではなく例外規定であると言わざるを得なく、そのため民法の一般的規定として適用してはならない。民事法は平等的主体間の財産および人身関係を調整する規範であり、そのため役割が限定的であるため民事規範によって社会生活において発生した問題を解決することを望むことはできない。懲罰的損害賠償は懲罰的性質の現われであり、地位が不平等である主体間に適用される措置である。現代社会において、このような措置は公法領域で存在し、私人は国家の職権を代替することができない。仮に国家が社会全体利益を保護することに怠慢或いは積極的でない場合においても、国家における法の執行力の強化という角度から解決案を探るべきであり、国家権力を私人に譲渡するないし民事法に懲罰的権力を与えることはできない』とする。したがって、単行法或いは特別法は一般的に公法的な性質を有するため、単行法或いは特別法において懲罰的損害賠償を制定することによって、懲罰的損害賠償の例外適用を認めることに賛成する」と指摘されている。尹志強「我国民事法律中是否需要導入懲罰性賠償制度」法学雑誌 3 期（2006 年）76 頁、尹志強「侵権行為法的社会功能」政法論壇 25 巻 5 期（2007 年）153 頁、金福海『懲罰性賠償制度研究』（法律出版社、2008 年）182 頁、孫玉紅「侵権法懲罰功能的再思考―兼評≪侵権責任法≫第 1 、第 47 条」中国社会科学院研究生院学報 4 期（2011 年）4 頁参照。

[92] 懲罰的損害賠償制度が民法との整合性について、「①懲罰的損害賠償は『私犯』（不法行為）を対象としており、社会公共利益や国家利益を侵害する『公犯』（犯罪行為）ではない。そのため基本的な責任は私人である被害者の利益を保護することにあり、全体的社会公共利益や国家利益は付随的に保護されるものである。それゆえに、性質的には私法の範疇に属し、公法としての刑法や私法の公法化の産物ではない。当該制度は不法行為を懲罰することによって、再び不法行為が引き起こさないよう抑止機能を有するとともに、特殊な補填的賠償の機能をも有するものである。②厳格な公法と私法の区別によって、狭く民事責任を定義し、懲罰性は公法の刑法としての特徴と任務であって、私法においては懲罰性がしないとする概念を定めることにより、規則と体系的法学方法論を構築することは伝統的大陸法概念であり、法律形式主義とドグマの典型的な顕れである。この概念を貫徹することは、法の明確な現実性と多様性、および法的政策性に対する考慮を無視し、法の動的革新と発展、現実的事件に対する最適な判決を下すことに不利に与える。このような理論で懲罰的損害賠償を否定或いは制限することは「形式」に対する過剰な協調であり、実質性を無視し、現実における有益な役割や機能を無視している。それゆえに、大陸法である民法が懲罰的損害賠償制度と直面する際に、革新や発展を前提にその内容を豊かにすべきであり、概念学と体系を通じて当該制度を排除或いは制限すべきではない。③伝統的大陸法系の国家における民法と民法理論も

って経済の発展に大きなダメージをも与えないということ[93]、そして被害者が巨額な賠償金を獲得しても、それは不当利得ではないということ[94]、これら三つの理由から反論が行われ

革新と発展をし続ける状態にあり、私人による懲罰の執行や私法が懲罰的制度を制定する態度も次第に変化している。④世界における法の移植の傾向から見ると、過去数十年で激化したグローバル化から、各国における市場経済の発展と市場経済に関わる法制度の統一化も強化されてきている。アメリカ法の制度として存在した懲罰的損害賠償も、大陸法系国家に参考とされた上で不法行為法の立法や理論での改革に結びついたのである。そのため、懲罰的損害賠償の性質から考えれば、当該制度は大陸法系の民法理論と衝突せず、よりオープンマインドの姿勢により当該制度を受け入れるべきである。したがって、当該制度を民法に導入することによって、大陸法系と中国民法の現代社会発展に適し、積極的に現代市民社会と向き合うことができるようになる」と反論されている。白江・前掲注（）128 頁参照。

[93] 経済発展への阻害について、企業に大きな経済的負担させることによって経済の発展に対してダメージを与えるとの見解に対して、以下のように反論する。利益を追求するあまりに、毒ミルク事件のように生命・人身に過大な回復できない損害を与えることは、中国製の商品に対する世界の印象を悪くさせることとなる。このような悪質な違法行為を抑止するために最適な懲罰的損害賠償制度が必要である。なぜなら、当該制度は、高品質な商品を製造するよう製造者・販売者を監督することができる。懲罰的損害賠償が課されることを気にせずに、自らの利益を追求するために人々の生命や健康を軽視し、低コストの低劣な商品を製造・販売しつづける製造者・販売者が倒産したとしても惜しまなく制裁をすべきである 。つまり、製造者が合法的かつ最善な措置を行えば、製造物に欠陥が生じたとしても懲罰的損害賠償が課される可能性はなく、その反面、悪意に満ちた危険な製造物を製造・販売した企業は倒産に陥る可能性がこの制度によって生じる。このようにして懲罰的損害賠償制度は企業に対する警告の役割を果たし、抑止的機能を持つのである。また、保険加入による賠償金を逃れる可能性や商品価格を高く設定することによって懲罰的損害賠償金を転嫁することについては、現在、中国の保険業界では、懲罰的損害賠償を保険適用外としている。仮に保険適用になったとしても、保険会社は違法行為の発生率と収益を考慮し、保険料を高額に設定することが考えられ、そのため製造者・販売者は巨額の保険料を負担することができない可能性を指摘する。さらには、市場経済の下では、商品価格は激しい市場競争に依存するものであり、不当に商品価格を高く設定すると当該商品の競争力が失われることとなる。したがって、保険料や高い商品価格の転嫁により懲罰的損害賠償の懲罰的機能が阻害されることは考え難いと反論している。李敏「論懲罰性賠償制度在我国侵権責任法中的適用與完善」寧夏大学学報 32 巻 5 期（2010 年）75 頁参照。

[94] 懲罰的損害賠償金を被害者に与えることが不当利得とならない理由については、白江は「道徳の視点に鑑みれば、悪意或いは他人の権利を無視し、他人に対して侮辱や軽視を行った非難を受けるべき加害者の違法行為は、被害者に財産的・非財産的損害のみならず、道徳的な損害も与えたものと考えられる。懲罰的損害賠償制度は、加害者の悪質な不法行為に着目し、上述したような道徳的損害に対して、一種の制裁・抑止機能を与える特殊な賠償である。当該制度の性質に鑑みれば、当該賠償金を取得することは宝くじがあったようなことではなく、不当利得にもなるようなものではなく、被害者が法の実質的正義および自由平等への尊重という理念に基づいて、受けるべきものである。また、私人による法の実現という視点に鑑みれば、当該制度は、加害者の違法行為に対する教化と懲戒機能であり、さらに社会に向けて見せしめ効果が期待されるがゆえに、法を実現するために実損害金より超過した賠償金を訴訟奨励として被害者および弁護士に与えることを許しているのである。したがって、懲罰的損害賠償の有する多様な奨励機能によって、正義と社会的意義のある法の実現行為を奨励かつ促進する合理性がある」と示している。また、「不当利得制度の目的という観点から見れば、当該制度は社会における実質的正義を実現するためにある。懲罰的損害賠償制度は、悪意な不法行為者に対する懲罰と抑止、かつ社会に対する見せしめ機能を目的としている。そこで、被害者の完全なる保護という視角から考えれば、懲罰的損害賠償も実質的正義

ている。

（ⅱ）賛成派（多数説）

学界の多数の学者が、不法行為責任法に懲罰的損害賠償制度を導入することについて賛成している理由については、主に以下の３点にまとめることができる。

第 1 に、社会秩序維持の観点からすると、懲罰的損害賠償の不法行為責任法領域での適用は、加害者を罰することによって不法行為を抑止することができ、それによって正常な社会秩序を保つことが期待できる。第２に、填補的損害賠償制度の本質は、被害者に生じた現実の不利益を金銭による填補することにとどまるのであって、加害者の故意・悪性による侵害行為を罰することに着目していないものである。このことから、資力があり、さらに道徳的感情に欠ける人間にとっては、事前の原価計算において、仮に被害者に身体・生命の損害を生じさせたことにより填補的損害賠償を支払うことになってもその金銭を上回るだけの利益を得られることが分かれば、その商行為をやめることはないだろう。そのように捉えると、加害者の故意・悪性の態度ないし他人の身体・生命を軽視する姿勢を非難に値する効果が果たされず、民法における公平原則（損害の公平な分担）にも反している。さらにいえば、このような制度は、悪性の強い加害者でも被害者に金銭さえ支払えば、金銭と引き換えに不法行為をしていいと放任していることとなる、という反面的効果を生じさせることになりかねない[95]。第３に、填補的損害賠償制度は、相当因果関係の範囲に限定し、被害者の損害と対等にしているが、実際に損害と賠償との不均衡がしばしば生じるケースがある。その不均衡を是正するために懲罰的損害賠償制度を導入すべきである。例えば、加害者の故意の不法行為によって被害者に物心両面にわたり甚大な損害を被らせた場合には、被害者が権利を主張するために要する時間・費用・機会のコストや心身の傷等の「実質的損害」と解すべきである。このような実質的損害を埋め合わせすることについて、填補的損害賠償では不十分である。それゆえに、不法行為責任法の中に懲罰的損害賠償を導入すべきであると主張されている[96]。

（ⅲ）適用範囲を特殊な不法行為へ拡大すべきとする見解

懲罰的損害賠償制度の導入に賛成しているものの、不法行為責任法にとどまらず、環境汚染責任[97]および知的財産権の侵害責任[98]にもそれぞれ懲罰的損害賠償を導入すべきである、

を実現するための有効的な手段であると理解されるため、不明確で計算できない損害に対しても、被害者に十分な損害賠償を受けさせることができるのである。悪意の不法行為者による人身的損害が被らせた被害者の苦痛は一生消えないものであり、法定による懲罰的損害賠償金を取得することは不当利得になることはない」と駁論する見解もある。楊立新・前掲注（22）72 頁、李敏・前掲注（23）78 頁参照。

[95] 李平「懲罰性賠償在我国侵権法領域的適用」江淮論壇 5 期（2006 年）60 頁参照。

[96] 楊立新『侵権責任法』（法律出版社、2012 年）333 頁参照。

[97] 孫玉栄「環境侵権民事責任中的懲罰性賠償研究」2006 年年会学術検討会論文集（一）中国法学会環境資源法学研究会（2006 年 8 月）215 頁参照。

[98] 温世揚＝邱永清「懲罰性賠償與知識産権保護」法律適用 12 期（2004 年）50 頁、梁志文「補償與懲罰―著作権法定賠償制度価値研究」電子知識産権 12 期（2005 年）14 頁、銭玉文＝駱福林「論我国知識

という一部の学者の見解もあった。この見解は、不法行為責任法の立法時には影響を与えることはできなかったが、近ごろ、これらの主張を汲み取る形で、2020 年 5 月 28 日に可決、成立した民法では知的財産権侵害と環境汚染・生態破壊侵害領域に当該制度が導入された（詳細は後述）。

さらに興味深い見解として、徐国棟は、個人の尊厳や人格そのものを保護するという理念に基づいて、故意に人格権を侵害した不法行為に対して、懲罰的損害賠償を適用すべきであると主張する[99]。この意見によれば、懲罰的損害賠償を債権法各論における不法行為の部分に規定し、当該条文は故意による人格権侵害のみに対する懲罰的損害賠償制度であることとなり、財産権侵害が含まれないものとされる。これと関連して、梁慧星案[100]においては、「故意に他人の生命・人身・健康、または感情的意義のある財産を侵害した場合」との主張がなされており、人格権に含まれると考えられる生命・健康・身体・感情といった客観的に把握できる侵害類型に適用範囲を限定している点に両者の違いが生じることになる、と評価できるだろう。

３　制度機能をめぐる近時の議論状況

不法行為責任法に懲罰的損害賠償制度が導入されてから、学界では、当該制度の機能が懲罰と抑止機能であると考える学者を支持する学者は依然として多数を占めている。しかしながら、当該制度の実社会での受容のあり方を背景として、経済法上の奨励機能[101]と多様な機能の混同説という新たな見解が生まれたのである。

（ｉ）経済法上の奨励機能説

経済法学者の孫効敏は 2010 年の論文で次のように述べていた。まず、①消費者法旧 49 条は中国法では初めて懲罰的損害賠償制度を導入したのではない[102]。次に、②消費者法、食

産権法中的懲罰性賠償」法学雑誌 4 期（2009 年）113 頁、易健雄＝鄧宏光「応在知識産権領域引入懲罰性賠償」法律適用 4 期（2009 年）92 頁参照。

[99] 民法編纂活動に参与した厦門大学の徐国棟も研究グループを組織して、民法の「建議稿」を作成した。当該建議稿 1634 条は「故意に他人の人格権を侵害し、かつ重大な結果をもたらした場合に、法院は加害者に対して、損害賠償の他に、賠償金額の倍額の懲罰的損害賠償金を課すことができる。」と規定し、1635 条は「懲罰的損害賠償金の範囲は、賠償額と同額から賠償金額の 3 倍までとする。」と規定する。徐国棟『緑色民法草案』（社会科学文献出版社、2004 年）725 頁参照。

[100] 梁慧星・前掲注（）案建議稿 1708 条は「故意に他人の生命・人身・健康、または感情的意義のある財産を侵害した場合は、法院は加害者に損害賠償のほかに、賠償金額の 3 倍以下の懲罰的損害賠償金を課すよう判決することができる。」と規定する。梁慧星『中国民法草案建議稿　第三版』（法律出版社、2013 年）353 頁参照。

[101] 寿厲氷＝陳乃新「略論懲罰性損害賠償的経済法属性」法商研究 6 期（2002 年）25 頁、金福海「論懲罰性賠償責任的性質」法学論壇 19 巻 3 期（2004 年）59 頁、劉水林「論民法的“懲罰性賠償”與経済法的“激励性報償”」上海財経済大学学報 4 期（2009 年）3 頁、孫效敏「奨励制度與懲罰性賠償制度之争―評我国≪侵権責任法≫第 47 条」政治與法律 7 期（2010 年）89 頁参照。

[102] 孫効敏は、「目下の学界では、消費者法旧 49 条と商品住宅に関する司法解釈における双倍賠償（増額賠償）、食品安全法旧 96 条における 10 倍賠償、特許法旧 65 条における多倍賠償（多数の倍額賠償）制

品安全法および 14 年商標法（後述する）におけるいわゆる懲罰的損害賠償制度は、国家行政機関による監督の不足を補足するために設けた訴訟提起する者への奨励制度である。そして、③これらの奨励制度は経済法上の制度と位置づけられ、制度の機能は奨励に過ぎず、民法学者たちの主張する懲罰ではない。

孫効敏によれば、不法行為責任法に懲罰的損害賠償制度を導入することは、民法と刑法・行政法・経済法の性質・区別を混乱させ、民法の基本理念および基本原則に反する問題などが生じさせることになる。民法学者は、政府監督力の不足を補完できる経済法上の奨励制度を、悪質な不法行為を罰するために「懲罰的損害賠償制度」と称して民事法上の不法行為法に導入してしまった、と指摘している。

孫効敏の批判の背景にある民事法と経済法における理念と性質上の相違点とは次のようなものである。

すなわち、民事法の発想とは、損害が発生していることを前提として、懲罰的損害賠償制度の主たる機能とは、被害者の損害を填補的賠償し、それによって加害者を懲罰するのである。その適用範囲は、当事者間の対等平等である加害者と被害者を想定している。これに対して、経済法の立場とは、損害の発生ではなく、事業者・経営者による取引秩序の破壊や社会公共利益の侵害を前提としている。奨励制度を通じて政府監督の不足を補充し、物質的な報酬（金銭や品物）を通じて、社会全体が欠陥の存在を明らかに知りながらなお製造・販売する行為と闘うことを奨励しようという発想があるのである。その適用範囲は、消費者と事業者・経営者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にある当事者間、或いは不特定多数のホイッスルブローワーを対象としている。

このような理由で、民事法上の懲罰的損害賠償制度は、填補的損害賠償の原則に背けて、経済法的性質の懲罰的損害賠償制度を制定する必要性があるのかについて整合的に説明できないのである。したがって、懲罰的損害賠償制度は、民事法の一部分として位置づけられた不法行為責任法の中に導入されているにもかかわらず、純粋な民法上の理論的理解では、その他の民事法に属する特別法との整合性およびその適用範囲に問題が生じうる。47 条の制度機能は、懲罰ではなく、経済法上の概念であるところの奨励に過ぎないのではないか。

（ⅱ）多様な機能の混同説

当該制度の機能を、完全補償、懲罰と抑止、および市場取引の促進、という 4 種の機能が混同していると解する見解がある[103]。この見解について、不法行為責任法の専門家の一人である張新宝は、「不法行為責任法における多様な機能を持つ見解は、当該制度の合理性を導くことができるのみならず、他国における懲罰的損害賠償制度の発展状況および中国にお

度は国家監督力の不足を奨励する制度であり、この奨励制度を懲罰的損害賠償制度と誤認している現状が未だに認識されていない。また、多くの学者は、消費者法旧 49 条の双倍賠償制度は中国法における懲罰的損害賠償制度の始まりという認識も誤解である。」と指摘している。孫效敏「奨励制度與懲罰性賠償制度之争―評我国≪侵権責任法≫第 47 条」政治與法律 7 期（2010 年）97 頁参照。

[103] 王利明「懲罰性賠償研究」中国社会科学 4 期（2000 年）115－116 頁参照。

ける不法行為責任法の裁判実務状況に照らして沿っていることに間違いない。したがって、不法行為責任法の機能は多様である」[104]と、肯定している。

さて、以上のように、立法者および学説の議論状況を踏まえると、47 条の制定目的は抑止・懲罰であることに多くの学者に承認されているものの、最近はこれに反対する興味深い少数説も見られるようになってきている、といえよう。

4　小括

2010 年初期頃において、政治・経済への体制転換による激しく変化した中国社会では、誠実信用の欠如、利益追求による製造物の欠陥によって人々の財産のみならず、生命・人身の被害へ広がるようになってきている。これらの被害事件が経済の発展と社会の安定を揺るがす緊迫した社会の状況を解決するために、不法行為責任法に懲罰的損害賠償制度を明文化した。それによって、増加しつつある社会的問題や矛盾を緩和させるためであると指摘されている[105]。

制度の機能について、多数説によれば、加害者を懲罰することによって不法行為を抑止される機能を持つ。つまり、当該制度の懲罰・抑止であるとされている。つまり、潜在的な加害者の注意力を喚起させ、いわば「見せしめ」の効果によって類似的な不法行為の再発を防止し、社会全体の利益および社会の安定を促進させようという目標を実現することにあると示されている。

しかしながら、不法行為責任法に導入された懲罰的損害賠償制度は、経済法上の奨励制度である。これには経済法上の奨励機能および多様な機能の混同説があるが、多数説にはならなかった。なお、経済法学者の奨励機能説も注目すべき見解といえよう。

第 4 節　不法行為責任法制定後における立法の動向

2010 年以降、不法行為責任法に明文の形で懲罰的損害賠償制度が立法化されたこと、および政治・経済社会の変化等を背景に、消費者法や食品安全法が当該制度機能の強化のために法改正された。また、新たな法分野へ懲罰的損害賠償制度を全面的に導入することが求められるようになった。以下、法改正と各法分野へ当該制度の導入に関する背景や議論状況を整理していく。

1　旅行法（2013 年 10 月 1 日）

（1）制定の背景

高度成長期であった中国経済は 2008 年のリーマンショックなどの影響を受けて、それ以降の経済成長が少なからず不況ないし停滞にさらされていた。この停滞から脱するため、中央政府による 4 兆元にのぼる景気刺激策が行われ、再び高い成長率の回復を狙っていくの

---

[104] 張新宝「侵権責任法立法：功能定位、利益平衡與制度構建」中国人民大学学報 3 期（2009 年）2～8 頁参照。

[105] 白江・前掲注（）111 頁参照。

である。この過程において、わけても、2010 年以降、「住宅価格の抑制」[106]、「所得倍増計画」(2010 年～2020 年)、「金融引き締め政策」といった新たな政策を実施したとともに、消費者の動きを活発化させることで、観光産業政策を国内観光の発展に重点を置くとした。すなわち、これまで経済成長を支えてきた「輸出投資主導型からより安定的な内需主導型」[107]の経済体制への転換を図ったのである。

そこで、国務院は 2009 年に観光産業政策に関して、「観光産業の発展を速めることに関する意見」、2011 年に「全国紅色（革命史跡）観光発展規画綱要（2011 年～2015 年)」、2013 年に「国民観光に関する綱要」[108]を相次いで発布した。そこでは、観光産業を「国民経済の戦略的支柱産業」や「人民大衆の需要に応える現代サービス業」[109]として重視し、今後の経済成長エンジンとして民間の観光消費市場を拡大する経済構造へ変化すると提起している。このように国務院が方針を打ち出したのは、国内旅行者の受け入れによる収益および観光に関連する新たなサービス事業の創出と雇用が生み出すことによって、経済と社会の安定が実現するからである。

---

[106] 第 2 節 1 で述べたように、2000 年代から都市部の住宅価格は急騰している。これは中国経済にとって大きなリスクであることを認識した政府は、2010 年 4 月に『国務院関於堅決遏制部分城市房価過快上涨的通知』(国辨発［2010］10 号『国八条』）を公布した。当該通知は「一部の大都市における商品住宅に対する過剰需要により価格が高騰している。それは、一般国民が住宅市場を通じて居住問題を解決することが難しくなるだけでなく、金融リスクを増加し、経済および社会の正常な成長を妨げる。」と述べている。詳細について、亢越＝行武憲史「中国における住宅価格抑制政策の効果分析」住宅土地経済 89 号（2013 年）28～36 頁に参照されたい。

[107] 松島光男「内需主導型の経済構造を目指す中国」(2012 年 4 月 19 日）〔https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/120419.html〕（最終検索：2020 年 6 月 12 日)、大橋英夫「中国における対外経済政策の転換」JRI レビュー4 巻 3 号（2013 年）42 頁参照。

[108] 国務院辨公庁『国務院辨公庁関於印発関於国民旅游休閑綱要（2013－2020 年）的通知』(国辨発［2013］10 号）（は 2013 年 2 月 2 日に）〔http://www.gov.cn/zwgk/2013-02/18/content_2333544.htm〕（最終検索：2020 年 6 月 12 日)。

[109] 石原享一は、改革開放から現在に至るまでの中国の観光政策を以下の四段階に分けている。すなわち、第 1 期（1978 年～1991 年）は、観光産業の初歩的段階である。この段階の観光産業は、一方では外交政治活動に利用され、他方では外貨獲得型産業である。第 2 期（1992 年～1997 年）は、第三次産業の発展の担い手として、計画経済型の観光産業政策から市場経済型の観光政策へ転じ、観光産業関連の価格規制緩和や観光環境の整備などの構築、および国内外の観光も開放期を迎えている。第 3 期（1998 年～2008 年）は、1998 年に観光産業を新たな経済成長の担い手として、観光消費による内需拡大、観光市場秩序の形成、国際標準化への接近へ、そして 2001 年に中国を「世界の観光強国」という新たな目標に向かっていく段階である。そして、第 4 期（2009 年～現在）においては、観光産業を「国民経済の戦力的支柱産業」および「人民大衆の需要に応える現在サービス業」という目標が掲げられている。そこで、国務院による国内観光の発展に重点を置く新たな方針である「観光産業の発展を速めることに関する意見」なども配布されていた。という四つの段階である。詳細について、石原享一「中国の観光産業政策と観光統計の整備―“土標準”（自国基準）と“洋規矩”（国際基準）とは折り合えるか―（国際シンポジウム「東アジアの観光動態に関する学術的研究」特集論文)」アジア研究 13 巻（2018 年）61～81 頁に参照されたい。

このような中央政府の方針を背景にして、国内旅行者は急速に拡大した。2012 年の統計データによれば、国内旅行者の受け入れが対前年比 12.1%増となり、それによる収益は 2.27 万億元にもあがる。まさに、観光産業に関連するビジネスが拡大の一途を辿っているのである[110]。

ところで、観光産業においても本論文の検討対象となるような社会的問題が発生している。例えば、国内の各地で悪質な旅行会社が格安のパッケージツアーを組み、または原価以下で外部からの団体旅行を下請け負い、ツアーガイドには正規の報酬を支払わず、ツアー客に対して強制の買い物から得られるリベートを収入源とする「零負団費」[111]の形態を用いるようなツアーである。

このような悪質なツアーではさらに、強制買い物を拒むツアー客を旅行途中からツアーバスの乗車を拒否するなどの行為がしばしば発生した。このような商業道徳を逸脱したツアーの横行によって、ツアー客の憤怒と取引秩序の混乱が激化され、新たな社会問題となっている[112]。

以上のような新たな政策と社会問題を背景として、法律の制定によって規制する必要性が高まってきた。そこで、2009 年 12 月から旅行法[113]の法案起草作業が開始されたが、2010 年に最高人民法院による「旅行紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」[114]（以下では、旅行紛争に関する規定という。）が先に公布された。当該規定において、

---

[110] 国家統計局によると、2012 年の一年間では国内旅行者は 29.6 億人、それによる収益は 2 兆 2706 億元、外国旅行者の受け入れは 2719 万人、国際旅行による外貨収入は 500 億ドルに達している。「中華人民共和国 2012 年国民経済和社会発展統計公報」（2013 年 2 月 22 日）〔国家統計局ウエブサイト：http://www.stats.gov.cn/statsinfo/auto2074/201310/t20131030_450316.html〕（最終検索：2020 年 6 月 12 日）。

[111] 典型的な「零負団費」の例として、浙江省の旅行者Ａは「激格安のパッケージツアーで雲南省の昆明等の観光地を巡り往復航空券付け 6 日間のツアー、三つの土産、強制的な買い物なし。」というパンフレットを見て、旅行会社とパッケージツアー契約を締結した。しかし、出発地の昆明に到着した後、その他の観光地へ出発する予定であった名所めぐりが旅行会社による一部変更されたため、ツアーバスに乗って観光名所を僅かな巡りして、再び昆明に連れ戻された。その後、Ａが旅行会社に強制的な買い物に連行され、その上に、パッケージツアー契約内容であった「三つの土産」が「十個の土産」とも変更された。そこで、Ａは十個の土産を買うことに拒んでいたが、旅行会社のガイドが買い物の個数が足りないなどの理由でＡに対して「もっと買い物しろ、買わないなら戻れ」といった暴言を撒き散らした。結局、6 日間の観光地巡りの 6 日間ツアーが買い物ツアーに変更された。また、もう一つの例として、悪質な旅行会社は強制的買い物に応じない旅行者をツアーバスから追い出すケースもしばしば現れていることが挙げられる。

[112] 中華人民共和国旅游法解読編写組『中華人民共和国旅游法解読』（中国旅游出版社、2013 年）39 頁、小林正典「中国の旅行遊覧法―旅遊と旅遊者の概念を中心に」和光大学現代人間学部紀要 8 号（2015 年）71 頁、岡村志賀子「中華人民共和国旅行法」外国の立法 257 号（2013 年）114 頁参照。

[113] 中国では、「中華人民共和国旅遊法」と表示されているが、本稿では、「旅行法」と称する。

[114] 2010 年 10 月 26 日に、最高人民法院による「旅游糾紛案件審理における法律適用の若干の問題に関する規定」（最高人民法院関於審理旅游糾紛案件適用法律若干問題的規定（法釈〔2010〕13 号））が施行さ

懲罰的損害賠償を内容とするのは、17 条 2 項である（条文は参考資料 2 を参照）。この条項は、「……詐欺行為があったときは、旅行者が旅行会社に対して被った損失の 2 倍賠償を請求する……」と規定している。

その後、旅行法草案は旅行紛争に関する規定を踏めて、2012 年 8 月 27 日に第 11 期全人大常務委員会第 28 回会議に提出され、2 回の審議が経て後 2013 年 4 月 25 日に、旅行法が第 12 期全人大常務委員会第 2 回会議で採択し、同年 10 月 1 日に施行された[115]。同法 1 条には「旅行者と旅行会社の合法的権利利益を保護し、旅行市場の秩序を規制し、旅行資源を保護かつ合理的に利用し、旅行業の健全な発展を促進すること」を立法目的として明示され、70 条 1 項後段（以下では、70 条という。条文は参考資料 1 を参照。）に懲罰的損害賠償制度が導入された。

2　新消費者権利利益保護法（2014 年 3 月 15 日）

2013 年 4 月 23 日に第 1 回審議が行われ（第 1 次草案）、同年 8 月 26 日に第 2 回審議が行われた（第 2 次草案）。その後の同年 10 月 21 日第 3 回審議での修正を経て、2014 年 3 月 15 日に新消費者法が施行されることとなった。内容としては、懲罰的損害賠償制度の強化、当該制度に関する適用要件や適用範囲、および賠償額の算定などについての改正がなされた。

以下では、改正後の制度について簡単に概観しよう。

（1）消費者法の改正趣旨

立法者は、消費者法の改正趣旨につき次のように解説している。すなわち、「消費者法は 1993 年に制定された。それから既に 20 年近く施行されており、消費者の合法的権利利益の保護、社会経済秩序の維持、社会主義市場経済の健全な発展促進に対して重要な役割を発揮してきた。しかし、経済社会の発展の経過に伴い、中国の消費方式や消費構造及び消費理念には大きな変化が生じ、消費者の権利利益保護の領域において多くの新たな状況の変化や問題が発生しているため、適時、本法を速やかに改正して、消費者権利利益保護の法律制度を完備する必要がある」と、そのうえで、立法者は改正作業で留意すべきポイント[116]までも

れた。

[115] 旅行法制定前に公表された旅行関連の法整備について簡単する。改革開放政策が実施された後 1982 年に旅行法制定に向けた検討がなされた。1988 年には第 7 期全人大委員会と国務院における立法計画の一項目に加えられが法案ものの、提出に至らず、結局国務院への提出は 1991 年であった。同法案が提出され審議中に、国務院は 1996 年に旅行社管理条例、1999 年に旅行ガイド管理条例、2009 年 5 月 1 日に「旅行社条例」、同年 12 月に「国務院関於加快発展旅游業的意見」（旅行業の発展加速に関する国務院の意見）、2010 年に旅行紛争に関する規定、2013 年 2 月に国務院弁公庁は「国務院弁公庁関於印発国民旅游休閑綱要（2013－2020 年）通知」（国民観光旅行・レジャー綱要）を相次いで発表した。中華人民共和国旅游法解読編写組『中華人民共和国旅游法解読』（中国旅游出版社、2013 年）1～3 頁参照。

[116] 立法者は改正作業では留意すべきポイントについて、「第 1 に、人間本位の立法理念を堅持し、消費者権利利益保護法の実施経験を真剣にまとめ、切実に消費者の権利利益の保護を強化すること。第 2 に、消

指摘している。

また立法者は、多くの人民が関心を持っている問題の一つに、経営者が虚偽などの詐欺行為を用いて消費者の権利利益を侵害し、それによって消費者の生命・健康さえに重大な損害をもたらしたことに対する懲罰を強化すべきであると人民から求められていることである。それゆえに、改正草案は、詐欺行為に対する懲罰の強度を引き上げる、と説明している。

要するに、ここでは、中国社会における経営者の悪質な違法経営実態に対する抜本的対策の必要性が指摘されている、といえる。中国では、経営者の誠実信用概念の低さ、社会公共道徳（公序良俗）に反している詐欺行為が残念ながら存在すると言わざるを得ない。そのような経営者はしばしば悪質な違法経営を行っている。この問題を解決するために、社会における誠実信用原則の強化（16 条 3 項）[117]によって経営者が自ら法定義務を履行し、社会的責任を果たすよう導き、誠実信用原則による消費環境を育成し、信義則を構築・強化するように提案するものである。

（2）旧 49 条に対する改正趣旨

旧 49 条に関して見たように訴訟を提起することによって経営者の詐欺行為を懲罰・抑止することが期待されていた。しかしながら、旧 49 条が制定された後に、社会全体や裁判実務においては、賠償額が低く、悪質な経営者に対する懲罰機能が十分に果たされなくなった[118]ため、詐欺行為は増加する一方であった。それゆえに新法を改正する必要性が生じた。

そこで、立法者は消費者の保護をさらに強化し、経営者の悪質な詐欺行為等を抑止するた

費領域で生している新たな情況や問題に対して、多くの人民が最も関心を持つ顕著な問題を重点的に解決し、かつ消費者権利利益保護制度を可能な限り実践すること。第 3 に、経済発展方式におけるニーズの転換に応じて、良好な法治環境を構築し、人民の消費に対する自信を高め、かつエネルギーの節約と環境保護への合理的な消費を導くこと。第 4 に、社会管理の強化と革新の必要性に基づき、さらなる消費者協会の役割を発揮し、関係機関による消費者権利利益保護の監督管理機能を強化し、消費者紛争を減少かつ予防することである。」と指摘している。全国人大常委会法制工作委編＝李適時主編『中華人民共和国消費者権益保護法釈義』（法律出版社、2013 年）342 頁、全国人大常委会法制工作委員会民法室編著＝賈東明主編『中華人民共和国消費者権益保護法解読』（中国法制出版社、2013 年）327 頁参照。

[117] 消費者法 16 条 3 項は、「経営者は消費者に対して商品またはサービスを提供する場合には、社会公共道徳を守り、誠実信用に従った経営を行い、消費者の合法権利利益を保障しなければならず、不公平、不合理な取引条件を設定し、取引を強制してはならない」と規定する。

[118] 楊立新は、旧 49 条が制定されたことによって、消費者が積極的に当該制度を利用して訴訟を提起したものの、経営者の詐欺行為に対する懲罰・抑止することが実現されなかったと主張している。主な理由として、第 1 に、懲罰的損害賠償（消費者法旧 49 条、不法行為責任法 47 条、食品安全法旧 96 条など）を導入した各法律との間で、その適用範囲に関して統一性を欠いている。第 2 に、旧 49 条は経営者の詐欺を前提とした制度であるが、懲罰的損害賠償額の算定方法が不明な点がある。すなわち、商品価格又は受けたサービス費用と相当額とする賠償金と商品価格又は受けたサービス費用の返還や実損害に関する填補的損害賠償との関係について、具体的な検討が必要である。第 3 に、詐欺行為が同条の適用要件として要求されている点で、適用範囲が狭くなり、また懲罰的損害賠償額が低いであるため、悪質な経営者に対する懲罰として不十分であることが挙げられている。つまり、賠償額の不透明さに原因の一端が存在すると解される。楊立新「我国消費者保護懲罰性賠償的新発展」法学家 2 期（2014 年）78 頁参照。

めの懲罰の強化という本法の改正目的を原則として、偽物と粗悪品を製造販売する経営者にさらなる罰を加えるために、旧 49 条の改正を行った。すなわち、「違法行為を行う経営者の存在を抑止し、消費者に対する不法行為が再び発生することを予防するために、違法な経営者を懲罰することが必要である。具体的には、経営者が詐欺行為を行い、かつそれにより重大な損害を生じさせた場合には、高額の『懲罰的損害賠償金』を支払わせることが重要である。『懲罰的損害賠償』を明確に規定することにより、違法な経営者を相手として提訴する被害者も、実際の損害よりも高額な損害賠償金を得ることが可能となり、市場環境の健全化が図られる」[119]と立法者は説明している。

（３）懲罰的損害賠償をめぐる各回審議会の議論状況

①消費者法改正案草案の内容（2013 年 4 月 23 日）[120]

さて、この法改正については、全人大常務委員会に改正案（草案）がその説明とともに提出されている。本論文が注目したいのは、詐欺行為に対する懲罰を強化するための、次の条文案である。

すなわち、改正案草案 25 条[121]は、「法律に従って刑事責任をおわなければならない」という刑事責任を増設したうえに、賠償額の範囲を商品価格またはサービス代金の 2 倍まで引き上げ、さらに、経営者が商品に欠陥があることを知りながら、当該商品やサービスの欠陥により生命・人身の重大な損害を与えた場合には、消費者は受けた損害の 2 倍以内の範囲での「損害賠償」を請求することができる規定を追加したのである。

②第 1 次改正案草案審議（2013 年 8 月 26 日）[122]

改正案草案 25 条に対して、常務委員のメンバー・代表・地方・部門および一般市民（パブリックコメント）から「社会においては、経営者が依然として偽物を製造すること、時には消費者の生命・健康に重大な損害をもたらす欠陥商品を製造することに照らせば、経営者の主観的故意性の強さに対する草案規定の懲罰の重さが軽すぎるのではないか。やはり、懲罰的損害賠償額を高めるべきである。」という意見が出された。それによって、審議を経て、改正案草案 25 条を以下のように修正された。

---

[119] 賈東明＝全国人大常委会法制工作委員会民法室『中華人民共和国消費者権益保護法解読』（中国法制出版社、2013 年）266 頁参照。

[120] 賈東明・前掲注（117）、329 頁参照。

[121] 改正案草案 25 条は、「経営者の提供する商品又はサービスに詐欺行為があった場合、消費者の請求に応じて消費者の被った損失を増額賠償しなければならず、賠増賠償額は消費者が購入した商品の価格又は受けたサービス費用の 2 倍とする。増額賠償額が 500 元未満の場合、500 元とする。なお、法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。経営者が商品又はサービスに欠陥があることを明らかに知りながら消費者に提供し、消費者又はその他の被害者が死亡、又は健康に重大な損害を生じさせた場合には、法律に従って刑事責任をおわなければならない。また、被害者は経営者に対して、被った損害の 2 倍以下の民事賠償を請求する権利を有する。」と規定する。

[122] 賈東明・前掲注（117）、336 頁参照。

すなわち、第1次改正案草案審議稿27条[123]（以下では、審議稿27条という。）は、提出された意見が受け入れられず、審議稿27条では改正案草案25条に規定された経営者が「法律に従って刑事責任をおわなければならない」という部分が削除されたのである。

③第2次改正案草案審議（2013年10月21日）[124]

第2次改正案草案審議会では、以下のような提案がされた。すなわち、まず、審議稿27条1項における増額賠償額の上限をさらに引き上げること、次に、同条2項における「民事賠償」を「懲罰的損害賠償」という用語に改めること、そして、「消費者の受けた損害」に関する範囲を、本法48条と50条に規定された人身・財産的損害および精神的損害の範囲と明確にすること、である。

このような提案を受けて、第2次改正案草案審議26条は、審議稿27条1項における増額賠償の上限を3倍に引き上げられ、審議稿27条2項の「消費者の受けた損害」の範囲について、人身的損害と財産的損害のみならず精神的損害も含まれること、さらに「民事賠償」を「懲罰的損害賠償」という名称に改正された。現行法55条はそれである（以下では、55条という。条文は参考資料1を参照。）。

以上のように、最終的（2013年10月24日の決定意見報告書）に、旧法49条は現行法55条1に、賠償額を3倍までに引き上げされた。また、同条2項に「受けた損失の2倍以下の懲罰的損害賠償」が明文化された。これは、不法行為責任に懲罰的損害賠償が適用されているため、アメリカ法における懲罰的損害賠償の上限規制を参照したのであるとされる[125]。

同条の最大な特徴は、旧49条の契約責任から55条2項の不法行為責任へ拡大したこと、55条2項は賠償額の算定方法が旧49条と異なり、算定基準を実損害額とする点にこれまでとの違いところである。つまり、新設した2項の性質は不法行為責任からである。重要なことは、従来、不法行為責任法47条の懲罰的損害賠償の算定方式について不明確であった—賠償額の算定方法—を、55条2項を応用することで、「補充・具体化」した点にある、と立法者が説明している[126]。

（4）近時の議論状況

李友根は、懲罰の効果を全くないと否定することができないと主張している。彼は、旧49条の主たる機能は、訴訟誘導へ利用される奨励ないし訴訟推奨であり、それは現実に発生し

---

[123] 第1次改正案草案審議稿27条は、「経営者の提供する商品又はサービスに詐欺行為があった場合、消費者の請求に応じて消費者の被った損失を増額賠償しなければならず、賠増賠償額は消費者が購入した商品の価格又は受けたサービス費用の2倍とする。経営者が商品又はサービスに欠陥があることを明らかに知りながら消費者に提供する詐欺行為は、消費者又はその他の被害者が死亡、又は健康に重大な損害を生じさせた場合には、被害者は経営者に対して、被った損害の2倍以下の民事賠償を請求する権利を有する。」と規定する。

[124] 賈東明・前掲注（117）、341頁参照。

[125] 全国人大常委会法制工作委員会民法室編著＝賈東明主編・前掲注（）327頁参照。

[126] 賈東明・前掲注（51）282頁参照。

た数々の社会問題に基づいて採用されたのである。つまり、消費者被害より社会全体の利益侵害まで広がられた不誠実な経営者と闘うための解決手段として、国家政策的な制度であると解している。しかしながら、旧 49 条が制定された後、当該制度の機能が懲罰であると誤認されたことによって、社会全体、学界および裁判実務においては、詐欺行為を行った経営者に対する懲罰力の増加することへと大きく期待を抱くように変わった。それゆえに、法改正過程において、如何にして経営者を強度な懲罰を課すかにばかり注目し、当然ながら懲罰を制度目的として、求めるようになっている。

それゆえに、旧 49 条によっても悪質業者に対するせいせいとしては不十分との意見が多数存在し、これを受けて新法では、「……商品の価格又は受けるサービス費用の 3 倍とする。増額賠償額が 500 元未満の場合、500 元とする」という形で賠償額の範囲が引き上げられたわけである。したがって、懲罰的損害賠償額の算定基準を商品価格とすることが変えずに、賠償額の範囲のみ引き上げたことから考えれば、新法は旧法と比して、経営者への懲罰効果が幾分強化されていることが評価できよう[127]、と説明している。

また、立法者は、懲罰的損害賠償制度の懲罰機能の強化と明確に取り上げられている。それゆえに、加害者側の主観的故意性や詐欺的態様の程度を考慮とせず、賠償額の算定基準を一律に商品の価格としているその合理性について、どのように捉えればよいかという疑問が生じうるのである。それゆえにこそ、消費者法改正過程において、全国人民代表は、「消費者法旧 49 条における懲罰的損害賠償額の算定基準は、商品価格またはサービス費用の全体価格か支払った部分、あるいは瑕疵部分だけを指しているかについて、明確にすべきだ」[128]と指摘していた。

3　新食品安全法（2015 年 10 月 1 日）

習近平政権になってから、中国共産党（以下では、党または中共と略す。）18 期 4 中全会（2014 年 10 月）で「依法治国を全面的に推進する若干の重大問題に関する決定」[129]（以下では、2014 年決定という。）が通過された。当該決定は、「法治国家建設」を政治改革の目標として提唱し、「党が立法を領導し」、「違法行為を罰し、大衆の利益を保護するに重要な制度体系」、「社会矛盾早期警戒メカニズムの改善・法制化を進める（健全社会矛盾预警机制）」などの方針を明示している。つまり「党による『依法治国』の推進」[130]である。

このような目標を実現するために、立法者が食品安全法の改正作業を推進した。そこで、2014 年 5 月より食品安全法改正草案が提出され、4 回のパブリックコメント募集が行われ

---

[127] 李友根・前掲注（58）125 頁参照。

[128] 李適時『中華人民共和国消費者権益保護法釈義』（法律出版社、2013 年）365 頁参照。

[129] 「中共中央関於全面推進依法治国若干重大問題的決定」〔中央政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/2014-10/28/content_2771946.htm〕（最終検索：2020 年 12 月 12 日）。

[130] これについては、但見亮『中国夢の法治―その来し方行く末―』（成文堂、2019 年）58 頁以降を参照されたい。

後、2015 年 10 月 1 日より施行された。法改正の主たる内容は、リスクの未然防止、シームレスな監督管理、厳格な処罰・懲罰（違反者に対して許可証略奪、生涯従事禁止、職務怠慢処分の強化など）、社会共同管理（告発奨励制度、食品安全情報公表、虚偽情報流出禁止、食品保険の創設推進）である。

（1）改正趣旨

食品安全法の改正趣旨について、立法者は、「違法による食品の製造・販売および食品安全事件の多発問題が依然として顕著していること、食品安全に対する監督体制・手段・制度等もなお不十分であることおよび賠償額の低さによって抑止的効果が果たされなかったことを解消するために、……より食品安全監督・管理の科学性と有効性を高め、食品安全を保証し、身体健康と生命の安定を保障するために、食品安全法を改正する必要性が生じた。」と説明している[131]。

よって、2014 年 6 月 23 日より食品安全法が改正され、新食品安全法 148 条（以下では、148 条という。）は新消費者 55 条を参考にして、旧 96 条 2 条を部分的に改正し、2015 年 10 月 1 日に施行された[132]。しかし、148 条は、消費者法 55 条を参考にしたと言えば、新消費者法 55 条の「懲罰的損害賠償」という名称を使用しなかった。

（2）制度機能をめぐる近時の議論状況

行政法学者も、さらに以下のように批判している。すなわち、148 条は製造者と経営者の帰責事由を異なる基準を設けている。つまり、製造者が懲罰的損害賠償責任を負うときは無過失責任原則による一方、経営者が食品安全基準に適合しないことを明らかに知りながら販売した場合には懲罰的損害賠償が課されることとなっている。このような異なる基準が設けられたことによって、制度運用では混乱が引き起こされる恐れが生じうる[133]、と批判している。

また、148 条における懲罰的損害賠償の機能が製造者・経営者の懲罰にあり、一つの行為に対する行政法による行政罰が科されることとこの賠償は二重の罰となることを根拠として、懲罰的損害賠償制度の適用を縮小すべきであると指摘している行政法学者もいる[134]。彼の考えとは、そもそも、食品安全法において懲罰的損害賠償制度が導入されたのは、社会にあふれる有害有毒食品を管理監督する行政側の欠如を補充し、消費者による違法行為を懲罰するに必要とされていたからである。同様に、行政法における行政罰は、義務違反に対し

---

[131] 張勇（国家食品薬品監督管理総局局長）「関於≪中華人民共和国食品安全法（修訂草案）≫的説明―2014 年 6 月 23 日在第十二届全国人民代表大会常務委員会第九次会議上」（信春鷹『中華人民共和国食品安全法釈義』（法律出版社、2015 年、438－440 頁）参照。

[132] 食品安全法改正草案が 2014 年 6 月に国務院によって第 12 期全人大常務委員会第 9 次会議に提出され、初回の審議を経て同年 12 月に第 12 期全人大常務委員会第 12 次会議で二回目の審議が行われた。2015 年 4 月に第 12 期全人大常務委員会第 14 次会議で第三回の審議を経て、同月 24 日に採択され、同年 10 月 1 日より施行された。

[133] 高秦偉「論食品安全規制和最佳威慴的実現」行政法学研究 6 期（2016 年）3 頁。

[134] 趙鵬「懲罰性賠償的行政法反思」法学研究 41 巻 1 号（2019 年）41～55 頁参照。

て課せられる金銭的懲罰であり、その効果または役割が懲罰であることは懲罰的損害賠償と一致している。それゆえに、懲罰的損害賠償と行政罰が両者とも経済的懲罰という点から、同じ違法行為で二度罰せられてはならない。よって、懲罰的損害賠償の適用にあたって、行政罰が課されたか否かを考慮して、慎重にすべきである、と解している。

しかし、この考え方には本論文の筆者は同意できない。なぜなら、まさに、行政側に欠如があるからこその民事上の懲罰的損害賠償制度が必要だからである。積極的に行政側の責任が果たされていたのであれば、社会的に懲罰的損害賠償が必要ないと言われたはずである。しかしながら、多くの領域で当該制度の導入が拡大されているのは、まさに今もなお行政側の問題があることを示していると推定されるのである。さらに、仮に、懲罰の二重状態が存在したとしても、懲罰的損害賠償が消費者個人への法益侵害への救済として、行政罰が社会全体の法益侵害に対応すると考えれば、これらは論理的に並存可能だと思われる。

4　民法総則（2017 年 10 月 1 日）

（1）制定の背景

民法の編纂について、これまで 1956 年、1964 年、1982 年および 2001 年 12 月 23 日に「中華人民共和国民法（草案）」が第 9 回全人大常務委員会第 31 回会議に上程され、4 度にわたり制定が試みられたが、2002 年以降、長いことその作業を潜めていた[135]。

その後、2014 年決定では、「中国の特色ある社会主義法制体系の建設にあたって、立法を先行させることを堅持し、指導と推進という立法の役割を発揮させなければならない」ことが強調された。それとともに、民法編纂が重大な立法任務であるため、その編纂作業の再開が決定された[136]。

しかし、全人大常務委が発表した「2016 年工作要点」[137]では、民法編纂は第一段階として民法総則の制定、その次の段階として民事法の全面的整合の民法を目指すという二段構えで行うことと発表したのである。そこで、立法者は、2017 年 3 月までに民法総則を制定し、2018 年に民法の各編が提出された後、2020 年 3 月までに全国人代で民法制定に至るという予定で行ったのである[138]。

---

[135] 詳細については、鈴木賢「中国民法史から見た民法総則の位置づけについて（小特集・中国における『民法総則』の制定）」法律時報 89 巻 5 号（2017 年）95～99 頁を参照されたい。

[136]「中国共産党第 18 期中央委員会第 4 回全体会議」（2014 年 10 月 23 日）〔人民中国：http://www.peoplechina.com.cn/zhuanti/node_90121.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 28 日）。

[137] 「全国人大常務委 2016 年工作要点」（2015 年 12 月 14 日第 12 期全人大常務委員会第 58 回委員会議）中国人大雑誌 9 期（2016 年）〔中国人大ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc//zgrdzz/2016-05/30/content_1990632.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 20 日）。

[138] 李建国全人大常務委員会副委員長「関於≪中華人民共和国民法総則（草案）≫的説明―2017 年 3 月 8 日在第十二届全国人民代表大会第五次会議上」〔中国人民ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-03/09/content_2013899.htm〕（最終検索：2020 年 11

（2）制定の経緯

2015 年 3 月以来、法制工作委員会による民法総則起草作業グループが組織されるとともに編纂作業が着手され、2016 年 6 月 14 日に民法通則を基礎として修正し、外国の立法経験を参考したうえにたたき台が作成された[139]。同年 6 月 27 日に開催された第 12 期全国人代常務委員会第 21 回会議に民法総則草案が提出され、第 1 回目の審議が行われた。ただし、ここでは、懲罰的損害賠償制度が導入されていなかった。

2016 年 11 月 2 日の第 12 期全国人代常務委員会第 24 回会議で第 2 次審議稿について第 2 回審議が行われ、第 8 章民事責任引受の方法に懲罰的損害賠償が導入されるようになった。同年 12 月 27 日に全人大常務委員会は民法総則草案の第 3 次審議稿に関する意見募集を行われた。2017 年 2 月 10 日に、法制工作委員民法室による民法総則草案（第 3 次審議稿）を修正し、翌 3 月 5 日の第 12 期全人大第 5 次会議で採択され、同年 10 月 1 日より施行された[140]。これで民法編纂の第 1 段階が完了し、制定へ向け確固たる基盤が築かれたのである。

（3）懲罰的損害賠償

民法総則 179 条（条文は参考資料 1 を参照）は、民法通則 134 条[141]が列挙した 11 種類の民事責任引受の方式「侵害停止、妨害除去、危険除去、財産返還、原状回復、修理・作り直し・交換、履行の継続、損害賠償、違約金、影響除去・名誉回復、謝罪。」を 1 項に、くわえて「法律が懲罰的賠償について規定する場合、その規定による。」を 2 項として明記した。これらの民事責任引受の方式は単独で適用されることも、組み合わせて適用されることも可能であると 3 項に規定された。

ところで、何故民法総則に懲罰的損害賠償制度が導入されたのか、についてはこれまで定かではなかった。というのは、2015 年 6 月 24 日に中国法学会が全人大法制工作委員会に提出した「中華人民共和国民法・民法総則専門家建議稿（提出稿）」[142]、梁慧星が担当した

月 22 日）。

[139] 民法総則起草作業グループが最高人民法院、最高人民検察院、国務院法制辨、中国社会科学院、中国法学会によって構成されていた。何勤華＝李秀清＝陳頤『新中国民法草案総覧（増訂本）』（北京大学出版社、2017 年）1570 頁参照。

[140] 杜涛『民法総則的誕生　民法総則重要草稿及立法過程背景紹介』（北京大学出版社、2017 年）50―376、何勤華＝李秀清＝陳頤『新中国民法草案総覧（増訂本）』（北京大学出版社、2017 年）1571 頁参照。民法総則 1 条は「民事主体の合法な権利利益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済の秩序を維持するとともに、中国特色のある社会主義の発展の要求に応え、社会主義核心価値観を発揚するため、憲法に基づき、この法律を制定する。」を立法目的としている。

[141] 民法通則 134 条は「侵害停止、妨害除去、危険除去、財産返還、原状回復、修理・作り直し・交換、履行の継続、損害賠償、違約金、影響除去・名誉回復、謝罪」と規定する。

[142] 「中華人民共和国民法・民法総則専家建議稿（提出稿）」（2016 年 2 月 24 日）〔中国民商法律ウエブサイト：https://www.civillaw.com.cn/zt/t/?id=30198〕（最終検索：2020 年 11 月 22 日）。

「民法草案建議稿・総則編」[143]、および楊立新が執筆した「民法・総則編建議稿」[144]では、懲罰的損害賠償制度について言及されなかったからである。

そうした中で、近時、民法総則における懲罰的損害賠償制度の導入目的について、次のような解説がなされている。

全国人大法制工作委員会民法室一処処長の石宏は、民法総則に懲罰的損害賠償制度を導入した理由について説明している。すなわち、民法総則における懲罰的損害賠償の導入は、債権者（不法行為者）を懲罰することによって、繰り返して行う悪質な違法行為を阻止し、かつ他人に同様な違法行為を行わないような警告するためである。そもそも、一般規定として民法通則に当該制度が導入されなかったものの、消費者法、食品安全法、不法行為責任法に懲罰的損害賠償が導入されていた。そのため、民事責任における懲罰的損害賠償制度を民法総則に導入すべきと主張する見解が多く存在していた。これを受けて、民事法における填補的損害賠償制度に特別な損害賠償制度として懲罰的損害賠償を導入すべきであると説明している[145]。要するに、一般法としての民法通則に当該制度が導入されなかったため、民法総則制定のさいに、民事責任引受の方式に懲罰的損害賠償が増設されたのである、という見解である。

5　医療損害責任訴訟に関する司法解釈（2017 年 12 月 14 日）

（1）公布の背景

ここ数年では、医師と患者の衝突に関する「医患関係」ニュースが頻繁に注目を集め、わけても患者が医師を暴行する事件が多発し、世間で話題となっている。これは、医療保障制度の未完備、医療機関や医師が利益追求するため診療中に過剰投薬による患者の死亡事故、又は患者に明確な利益をもたらさない過剰な臨床検査などを行ったことによって、患者に生命・身体・財産に損害を生じさせたことに起因している[146]。また、国民所得水準の上昇から美容整形手術の人気が増しているが、トラブルの絶たない人身的損害事件が多発している[147]。

他方で、美容・健康に関する消費は経済成長への促進効果が期待されているため、2016 年 8 月 19 日～20 日に開かれた全国衛生と健康大会で習近平は「全国民の健康を最優先し、

---

143 梁慧星「中国民法草案建議稿・総則編」・何勤華『民法編纂論』（商務印書館、2016 年）227 頁参照。

144 楊立新「中華人民共和国民法・総則編建議稿」・何勤華『民法編纂論』（商務印書館、2016 年）284 頁参照。

145 石宏『中華人民共和国民法総則条文説明、立法理由及相関規定』（北京大学出版社、2017 年）421 頁参照。

146 趙麗＝陳暁彤＝劉爽＝孫宝志「我国医患関係緊張現状及深階原因剖析」現代医院管理 11 巻 1 期（2013 年）72 頁参照。

147「『整形しないなら、出勤するな！』ママに整形を強要された挙げ句、大失敗！中国 19 歳ホステスの悲劇」（2016 年 8 月 18 日）〔https://www.excite.co.jp/news/article/Cyzo_201608_19_10/?period=1〕（最終検索：2020 年 7 月 18 日）。

全面的な健康がなければ小康社会も語れない。」[148]などと発言した。その後 26 日に、中共・国務院によって「健康中国 2030 計画綱要」[149]が発表された。当該綱要は、「健康最優先、協力・共有、全国民の健康」を基本方針とし、医療サービス、食品安全、スポーツ産業、医療保険、シルバーサービス産業、環境保護といった幅広い分野に渡っており、全国的な健康システムの構築や、健康的な生活方式の普及、健康水準を先進国と同レベルにするといった目標を打ち出している。つまり、医療を経済発展の主要産業とし、健康の促進が国家戦略と位置付けられている。

このような状況を背景として、2017 年 3 月 27 に最高人民法院は「中国共産党第 19 回全国代表大会の精神と習近平による健康中国の重要論述を貫徹するため、健康中国の戦略的」[150]と述べ、「医療損害責任紛争事件を正確に審理し、法に基づき当事者の合法的な権利利益を保護し、医師と患者の調和のとれた関係の構築を推進し、衛生と健康事業の発展を促進するため、不法行為責任法と民事訴訟法などの法律に基づき、裁判実務と結びつけて、本解釈を制定した。」[151]を目的として、「医療損害責任紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」[152]（以下では、医療損害責任訴訟に関する司法解釈という）を公布し、同年 12 月 14 日より施行された。

（２）懲罰的損害賠償

最高人民法院研究室民事処副処長の陳龍業は、医療損害責任訴訟に関する司法解釈 23 条（条文は参考資料 2 を参照）は懲罰機能であると述べたうえに、不法行為責任法 47 条は製造物責任に関する「相応の懲罰的損害賠償」を定めている。医療製品は製造物であり、民衆の健康・福祉と密接に関連している。医療製造物責任に懲罰的損害賠償が適用されることは、法理論の問題が生じないだけでなく、医療領域における医療製品取引の混乱、偽医療製品の製造・販売の問題拡大に対して重要な意義があると解説している[153]。

この解説によれば、不法行為責任法 47 条は、懲罰的損害賠償額の算定方法や賠償額の範囲について規定しなかった。そこで、医療損害責任訴訟に関する司法解釈 23 条は、欠陥医

---

[148] 「全国衛生與健康大会 19 日至 20 日在京召開」（2016 年 8 月 20 日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/xinwen/2016-08/20/content_5101024.htm〕（最終検索：2020 年 12 月 20 日）。

[149] 中共中央国務院「“健康中国 2030” 規劃綱要」（2016 年 10 月 25 日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/2016-10/25/content_5124174.htm〕（最終検索：2020 年 12 月 20 日）（最終検索：2020 年 12 月 20 日）。

[150] 陳龍業「医療損害責任承担法律適用規則的完善和発展―対≪最高人民法院関於審理医療損害責任糾紛案件適用法律若干問題的解釈≫第 18 条、第 20 条、第 23 条的解読」法律適用 3 期（2018 年）50 頁参照。

[151] 楊立新「最高人民法院関於審理医療損害責任糾紛案件司法解釈理解理解運用與案例解読」（中国法制出版社、2018 年）1～2 頁参照。

[152] 2017 年 12 月 14 日に、「最高人民法院関於審理医療損害責任糾紛案件適用法律若干問題的解釈（法釈〔2017〕20 号）」が公布された。これに関して、宇田川幸則＝張瑞輝「中国における医療損害責任に関する司法解釈」法政論集 278 号（2018）263～277 頁参照。

[153] 陳龍業・前掲注（）50 頁参照。

療製品によって患者に死亡又は健康に重大な損害を生じさせた場合、被害者が製造者・販売者に対して、損失賠償および 2 倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができると規定しているのである。要するに、同条は不法行為責任法 47 条を踏襲したうえに、欠陥医療製品の製造・販売を継続した場合に懲罰的損害賠償が適用されると明文化し、損害を被った患者は製造者・販売者に対して損失賠償と 2 倍以下の懲罰的損害賠償を請求することを可能にしている条項だといえる。

6　薬品管理法（2019 年 12 月 1 日）

（1）制定背景

薬品管理法は 2001 年 2 月に制定された。ところが、2007 年に元国家食品薬品監督管理局局長は 700 万元（約 1.1 億円）を収賄し、さらに薬品審査基準を改ざんし数種類の偽造薬品を許可したため、投与された患者が腎不全を起こさせた事件が起きた[154]。

このように、急速に偽造薬品が社会問題化していることに対応するために、一方で、2014 年に最高人民法院は「食品薬品紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」（以下では、食品薬品に関する規定という。）を公布した。しかしながら、当該規定は「食品薬品」と称しているが、15 条に欠陥食品に関する懲罰的損害賠償制度を定めただけで、欠陥薬品について規定しなかった（条文は参考資料 2 を参照）。他方では、薬品管理法は 2013 年 12 月、2015 年 4 月[155]にわたって二回の法改正を行ったのであった。

そして、第 3 回目の薬品管理法改正は 2018 年 9 月に開始され、立法者の国家薬品監督管理局[156]が国務院に「薬品管理法改正案（草案送審稿）」を提出した。同改正案は 2019 年 8 月 26 日第 13 回全人大常務委員会第 12 回会議で採択され、2019 年 12 月 1 日より施行されたのである。

第 3 回法改正について、以下のような経済政策および世間を揺るがした事件が背景となったと考えられる。

経済政策について、2015 年より国務院は IoT、AI など次世代情報技術と製造業を融合させることで、「製造大国」から「製造強国」へ転換することをスローガンとした経済政策「中

---

154 「中国共産党の反腐敗運動　鄭篠萸元食品薬品管理局長、死刑執行」（北京週報、2007 年 7 月 10 日）〔http://japanese.beijingreview.com.cn/zt/txt/2007-07/11/content_79082.htm〕（最終検索：2020 年 12 月 10 日）。

155 2015 年に薬品の監督管理体制には巨大なうねりが巻き起った。承認審査制度に関して、非常に重要な新政策が相次いで発表されました。すなわち、国務院が 2015 年 8 月 18 日に発表した「薬品・医療機器の承認審査制度の改革に関する意見」（国発(2015)44 号）、及び CFDA が公布した「薬品の承認申請の滞貨問題を速やかに解決する為の政策意見の徴取についての公告」（2015 年第 140 号通達）が公布された。

156 なお、2018 年 4 月以降の中国の国家組織再編により、「国家食品薬品監督管理局」が、「国家食品監督管理局」及び「国家薬品監督管理局」に分けられることになった。薬品・医療機器 1 に関する監督当局は「国家薬品監督管理局」である。

国製造 2025 規画」[157]を打ち出した。同規画は、バイオ医薬などを国家戦略上の重点分野として位置づけている。そして、具体的には、バイオ医薬と高性能医療器械の研究開発を進め、国際協力を強化し、重点産業の国際的な配置を推進し、企業の国際競争力を向上させる。また、バイオ医薬などのハイエンド製造分野に外資を導入し、海外の企業や研究機関が中国にグローバル研究開発機関を設立することへの奨励などを表明した[158]。

大きな出来事としては、2018 年に中国の製薬業界では偽造薬品、粗悪薬品およびネットの普及でジェネリック薬品の流通の摘発事件が相次いだということである。特に問題となったのは次のような事件である。すなわち、同年 7 月に国家食品薬品監督管理局は、吉林省にある長春長生生物科技有限会社が 25 万本の狂犬病ワクチン（以下では、欠陥ワクチンという。）の製造過程で記録偽造など重大な違法行為が存在したことを発表したとともに、同社に対して当該狂犬病ワクチンの製造停止および廃棄処分を命じた。それにもかかわらず、欠陥ワクチンが山東省政府傘下の疾病予防センターを通じて同省内に流通し、21 万人以上の児童に接種されたのである[159]。当該事件は、2008 年毒ミルク事件以来最も被害者数の多い悲惨な出来事である。

この欠陥ワクチン問題で中国世論が沸騰したため、中央政府の空気は張り詰めていた[160]。そこで、習近平は、「薬物の安全性を確保することは、各級の共産党委員会と政府の避けられない責任であり、常に人民の健康を最優先しなければならない。ワクチン管理システムを完備し、人民の重大な利益を保障し、社会の平穏と大局的安定性を保つ、薬物の安全性を確保することは、あらゆるレベルの党委員会と政府の避けられない責任である。そのため、薬品安全管理監督を切実に強化すべき」であることなどを強調したうえに、「たとえいかなる企業又は人に関係しようとも、容赦なく厳罰に処分し、絶対に容認しない」[161]などを指示し、相次いで徹底調査を緊急に命じた。

このような経緯及び経済政策を受けて、薬品管理法改正作業が着々と進められ、法改正開始からわずか一年で採択されるに至った。薬品管理法は、「薬品管理の強化、薬品品質の確

---

157 「国務院関於印発《中国製造 2025》的通知（国発〔2015〕28 号）」（2015 年 5 月 19 日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm〕（最終検索：2020 年 12 月 1 日）。

158 許安標「《薬品管理法》修改的精神要義、創新與発展」行政法学研究 1 期（2020 年）3～16 頁参照。

159 2018 年 7 月 19 日、長春長生生物科技有限会社は「吉林省食品薬品監督管理局による 86 万元（約 1420 万円）の違法所得を没収されると同時に、違法生産薬品価格の 3 倍罰金 258 万元（約 4260 万元）を科せられた」と発表した。北村豊「中国を揺るがした欠陥ワクチン事件の全貌　言論統制と放置される被害者たち」日経ビジネス（2018 年 8 月 3 日）。〔https://business.nikkei.com/atcl/opinion/15/101059/080100168/〕（最終検索：2020 年 12 月 1 日）。

160 中国のメディアを管理・監督する中国共産党中央宣伝部は欠陥ワクチン問題に対して、関連報道停止の通達を出した。このため、ネット上に掲載されていたワクチン関連報道が削除され、それと関連する報道や議論も遠慮するようになった。北村豊・前掲注（）参照。

161 「習近平対吉林長春長生生物疫苗案件作出重要指示」（2018 年 7 月 23 日）〔新華ウエブサイト：http://www.xinhuanet.com/politics/2018-07/23/c_1123166080.htm〕（最終検索：2020 年 12 月 1 日）。

保、国民の薬品安全使用および合法的な権利利益の保障、国民健康の保護・促進」を目的として掲げている。中国の薬品業の急速な発展の現実的な需要に合わせて、同法 144 条 3 項に偽薬品・粗悪薬品の製造・販売における懲罰的損害賠償制度が設けられたとされている[162]（条文は参考資料 1 を参照）。

（２）懲罰的損害賠償をめぐる議論状況

管見の限り、薬品管理法 144 条 3 項は懲罰的損害賠償制度であると論じる論稿は少数にとどまっている。その一つとして、全人大委員会副委員副主任の許安標は、「今回の法改正目的は、薬品管理制度を完備すると同時に、厳格な懲罰を堅持することによって抑止効果が期待され、法的責任を厳しく設定し、力を入れて違法コストを高め、それによって最も厳しい処罰が反映されるものである。法律の権威は罰には罰を、罰として違法者を逃してはならないということにある。具体的に、四つの厳格な罰を表している。そのうちの一つは、懲罰的損害賠償を実行し、民事責任における不法行為を懲罰することである。一般的に言えば、民事法における損害賠償責任は損害填補原則である。しかし法律の規定がある場合に、特殊な不法行為にも懲罰的損害賠償が適用され得る。」と述べ、薬品管理法 144 条 3 項は民事責任における懲罰的損害賠償であると説明している。

７　民法典（2021 年 1 月 1 日）

（１）制定背景

民法典（以下では、民法という。）はこれまで数回にわたって行った作業は第 1 回目の起草作業から 60 年間余が続いたが、ようやく 2020 年 5 月 28 日に第 13 回全人大第 3 回会議で可決され、2021 年 1 月 1 日より施行された[163]。

なお、民法総則 179 条が変更されずに民法 179 条（民法第 1 編総則第 8 章民事責任）となり、不法行為責任法 47 条が部分的改正され、民法 1207 条（民法第 7 編不法行為責任第 4 章の製造物責任）となった。そのうえに、民法不法行為責任編に知的財産権侵害の 1185 条（民法第 7 編不法行為責任第 2 章の損害賠償）と環境の汚染・生態の破壊の 1232 条（民

---

[162] 現行薬品管理法は、薬品市販承認取得者（MAH）制度を確立した。そもそも、2017 年以降、中国は薬品管理法改正に事実上先行する形で、北京、上海、広州等において試験的に医療保険制度改革、MAH 制度の試験的運用開始、承認審査手続の効率化、薬品等の流通における「二票制」等の試験的な導入が進めてきた。その意味では、現行法は、新しい制度等を新設したものではなく、試験的運用状況を見極めた上で、必要な制度等を現行薬品管理法として正式に制定したという傾向がある。薬品市販承認取得者とは、薬品登録証書を取得する企業又は薬品研究製造機構をいい、薬品の非臨床研究、臨床試験、生産経営、発売後研究、副作用監視及び報告・処理等について責任を負う（薬品管理法 30 条）。薬品上市許可保有者が、国務院薬品監督管理部門の認可を得て、薬品登録証書を譲渡することができることも新たに規定された（薬品管理法 40 条）。

[163] 民法の施行に伴い、不法行為責任法、民法総則、民法通則、担保法、契約法、物権法、婚姻法、相続法、養子縁組法が廃止となった。江涛「中国民法の制定に関する一考察」千葉大学人文社会科学研究 16 号（2008 年）120～137 頁参照。

法第 7 編不法行為責任第 7 章の環境汚染と生態破壊責任）における懲罰的損害賠償制度が新設された（条文は参考資料 1 を参考）。これらの条文の共通点は、具体的な懲罰的損害賠償額の算定方法を規定しなかったことである。

次に、条文内容が変更されなかった民法 179 条をここでは繰り返し検討することを除き、民法の制定に対する代表的な学者の評価を概観した後、三つの条文を個々に見ていく。

（2）代表的な学者の評価

民法に懲罰的損害賠償制度の制定意義について、民法立法参加者の一人である王利明[164]は、全人大では「中共第 19 期中央委員会第 4 回全体会議では懲罰的損害賠償を導入しようと強調された。このことは、違法行為に対する懲罰が民事法によって強化されえるのであれば、刑事と行政による懲罰の手段を可能な限り制限することを試みるべきであると意味している。それと同時に、民法上の懲罰的損害賠償を採用することは、効果的なインセンティブ・メカニズムおよび巨大な社会的監視力を形成することのみならず、リアルタイムの監視さえもできるようになる。これは行政による法執行の不足を効果的に補充することができる。」[165]などと述べていた。また、「民法の法典化とは、すなわち体系化である。民法制定の最も重要な意義は、民事法を体系化、系統化し、単行法間の相互矛盾を解消することである。法典化することのもう 1 つの優位性は情報の集中化である。今後、人民法院は民法さえあれば、民事裁判における主たる法的根拠を容易に見つけられるようになる。民法は時代、社会、市場経済の需要に応じて起草されたものであり、今日、このタイミングでの制定がまさに時宜にかなっている」[166]と評価している。

さて、このような王利明の主張の背景には、以下のような法認識があったと考えられる。それは、社会という共同体への「違法行為」、すなわち犯罪とは、共同体の社会全体の関係において、共同体として考えられた巨大な社会ための、公的諸権利および諸義務に違反すること及び侵害することである、という法認識であろう。彼の見解に見られるように、この時期の中国には、共同体との関係での犯罪と個人との関係での不法行為を法的に区別する発想が完全に棚上げされた状況となった。また、民法における懲罰的損害賠償制度を「武器」として、行政による法執行の不足を補充し、さらに社会全体を監視する野心という意欲があふれている。つまり、懲罰としての懲罰的損害賠償制度を民法に盛り込んだことに、体系上の問題があるとは特に意識する必要がなくなり、現に政治的、市場経済の需要と社会問題に対応でき、人民法院にだけ向けられているのではなく社会に対する行為規範的な機能が期

---

[164] 現在は中国人民大学常務副学長、中国法学会副会長、民法学会会長に務めており、かつて全人代財経委員会委員、全人代法律委員会委員を歴任し、経済契約法、契約法、特許法、製品品質法、物権法など多数の重要法律の起草・改正に携わってきた者である。

[165] 王利明「発揮民法在国家治理現代化進程中的保障作用」（2020 年 1 月 16 日）〔中国人大ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202001/106b6a0c0d1d4a0588e092ca4f2be674.shtml〕（最終検索：2020 年 12 月 20 日）。

[166] 王利明『中国民法釈評　総則編』（中国人民大学出版社、2020 年）5～10 頁参照。

待されているのである。

しかしながら、王利明の主張は、民法における懲罰的損害賠償制度が裁判運用では、利用されやすく、また違法行為ないし不法行為に対して懲罰的効果があるかどうかという点に関する考慮がどの程度なされているのか疑念が生じうる。要するに、民法における懲罰的損害賠償の機能は、違法行為者ないし不法行為者を罰することであるため、これの者の主観的意図（例えば、害意、無思慮、意図的な無視、危険の度外視など）が重視されており、懲罰的損害賠償の認定および賠償額の算定の重要な要素となる。人民法院は、主観的要件に関して、どのような考慮要素がなされるべきか。また、当該制度の懲罰機能を実現するために、違法者にどのぐらいの賠償金を付与すれば違法行為ないし不法行為を抑止することができるのか。いうことである。

（３）民法 1185 条

民法 1185 条は、故意に知的財産権を侵害し、情状が重大になった場合、被権利侵害者は権利侵害者に対して相応の懲罰的損害賠償を請求することができるものである。

（ｉ）制度の導入目的

商標法などがすでに懲罰的損害賠償制度を規定したものの、何故民法は知的財産権侵害における懲罰的損害賠償を一般条項として規定したのか。これに対して、王利明は次のように説明する。すなわち、当該制度を民法に導入する理由について、無形の知的財産権が侵害された場合、実際の損害（損失）を確定することが困難であるのみならず、一度侵害されると原状回復することができないため、懲罰的損害賠償を通じて被害者を救済し、侵害者を懲罰すべきである。また、イノベーション促進という観点から、特許権利用者にライセンス契約による知的財産権を利用することを興すことができる、と説明している[167]。

また、最高人民法院と民法立法参加者の鄒海林と朱広新は、以下のように王利明の説明を補足している。すなわち、同条の制定目的は、知的財産権侵害領域における懲罰的損害賠償制度の一般条項とし、その適用要件を明確にするためである。要するに、一般条項とする同条は、知的財産権に関する各特別法に散在している懲罰的損害賠償制度を統括として、上位法令と一般法の役割を有しているのである、と最高人民法院と民法立法参加者の鄒海林と朱広新が補足している[168]。

さらに、もう一人の民法立法参加者張新宝は、上記した両見解を踏まえたうえで、民法 1185 条の制定目的は、知的財産権保護を強化する決心を宣言したもので、それと関連する法の改正に方向性を示したのである。また、同条は適用対象と範囲および適用の主観的要件などを明確に定めたため、裁判運用での「指導性規範」になると指摘している[169]。

---

[167] 王利明「論我国民法中侵害知識産権懲罰性賠償的規則」政治與法律 8 期（2019 年）95 頁参照。

[168] 最高人民法院民法貫徹実施工作領導小組『中華人民共和国民法侵権責任編理解與適用』（人民法院出版社、2020 年）197 頁、鄒海林＝朱広新『民法評注　侵権責任編 1 』（中国法制出版社、2020 年）241 頁参照。

[169] 張新宝『中国民法釈評　侵権責任編』（中国人民大学出版社、2020 年）141～147 頁参照。

以上のように、民法 1185 の制定目的は、商標法、特許法、著作権法における懲罰的損害賠償制度より細かく規定するために、一般条項としての法的根拠を設けたのである。要するに、各特別法における懲罰的損害賠償の適用要件が異なるため、民法 1185 条の適用要件に従うと統一されたのである、という見解である。

（ⅱ）制度の機能

「法律の執行」（法の実現）の機能もあると解する見解[170]が見られている 。「法律の執行」機能のここでの意味は、制度によって誘引された被権利侵害者が「私的検察官」の身分で侵害者に対して追訴を行うことである。これは、法の実現、そして法秩序の維持という結果につながる、という見解である

この見解は、懲罰的損害賠償制度が法律の執行機能をも有していると解しているが、前述した奨励機能の見解と類似していると理解される。なぜならば、原告に対する懲罰的損害賠償の機能としては、訴訟を提起し勝訴判決を得ることが割に合うという訴訟費用上のインセンティブを原告に与える点が同様である。もっとも、懲罰的損害賠償は、原告による訴訟の提起が大前提であるため、より多い金銭的賠償な形で原告を訴訟提起へ誘引することによって「法律の執行」が実現される。この場合、公権力による懲罰の発動を促すことが私人の原告は加害者の責任を追及する役割を自ら担うこととなり、原告が重要な役割を果たしている。ゆえに、「法律の執行」のための有力な手段として位置付けられているのである。

（４）民法 1207 条

民法 1207 条は、欠陥製造物を製造又は販売を継続した場合に、被害者は加害者に対して、懲罰的損害賠償を請求することができるというものである。同条は、廃止された不法行為責任法 47 条に由来している。というのは、民法不法行為責任編草案の第 1 次審議稿 982 条では、不法行為責任法 47 条を変更せずにそのまま抄録して規定した。ところが、第 2 次審議稿 982 条では、「或いは前条に基づいて救済措置を講じなかった」という文言が増設された。そして、第 3 次審議稿 1207 条は第 2 次審議稿 982 条を採用したうえに、「有効な」を追加した。つまり、民法 1207 条は不法行為責任法 47 条に加えて「或いは前条に基づいて有効な救済措置を講じなかった」を追加した。

つまり、民法 1207 条は、懲罰的損害賠償制度の適用要件として、不法行為責任法 47 条の「製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続した」ことに、「或いは前条に基づいて有効な救済措置を講じなかった」こと、という客観的行為の存在も付け加えたのである。

（５）民法 1232 条

（ⅰ）制定の背景

中国で環境問題を専門に扱った最初の法律は 1979 年 9 月 13 日に制定した「環境保護法（試行）」とするのが一般的であり、環境保護の専門法と位置付けられている。しかし、そ

[170] 鄒海林＝朱広新・前掲注（）242 頁参照

もそも 1978 年憲法 11 条には「国家が環境と自然資源の保護を行い、汚染と公害を防止する」との規定が盛り込まれていた。結局、1989 年 12 月 26 日に正式の法律「環境保護法」が制定された[171]。

その後、改革開放政策と市場経済体制の導入に伴って急速な高度経済成長を続け、現在、急成長のひずみの一つである環境侵害問題が無視できなくなっている[172]。具体的には、工業の水質汚濁や大気汚染、廃棄物問題などといった公害が深刻化したとともに、廃棄物の海洋投棄や過度の森林伐採などによる自然生態系の破壊による自然災害なども引き起こされ、環境汚染と生態の破壊問題が経済成長の足を引っ張りかねない状況が生まれつつある[173]。

こうした中で、2012 年 11 月 8 日に開催された中共第 18 期全国代表大会の報告会では、「海洋強国を建設する」や、「生態文明建設を積極的に推進する」[174]ことなどの政策が打ち出された。これを受けて、2014 年に環境保護法が改正され、同法 64 条に「環境を汚染し、生態を破壊することによって損害をもたらした場合には、不法行為責任法の規定に基づき不法行為責任を負わなければならない。」という条文内容が増設された。しかし、環境保護法ないし環境保護法 64 条は生態破壊が発生した場合、どのような損害賠償を求め得るのかについて明確に規定されなかった。他方で、不法行為責任法における環境汚染責任が四つの条文（65 条～68 条）から構成されているが、そこにも触れなかった[175]。

そこで、中共と国務院は、2015 年 12 月に「生態環境における損害賠償制度に関する改革試点方案」[176]を配布し、それを実行するために、2017 年に配布した「生態環境における損害賠償制度に関する改革方案」[177]では、生態環境における損害賠償制度の原則を完備するようと明確に指示した。

このような政策方針を受けて、まず 2017 年民法総則では「緑色原則」[178]が基本原則とし

---

[171] 片岡直樹「第 13 章　環境法」・高見澤磨＝鈴木賢『要説　中国法』（東京大学出版会、2017 年）311～326 頁参照。

[172] 高利紅＝余耀軍「環境民事侵権適用懲罰性賠償原則之探究」法学 2 期（2003 年）107 頁参照。

[173] 申進忠「懲罰性賠償在我国環境侵権中的適用」天津法学 3 期（2020 年）42 頁参照。

[174] 新華社「胡錦濤在中国共産党第十八次全国代表大会上的報告」（2012 年 11 月 17 日）〔新華網ウエブサイト：http://www.xinhuanet.com//18cpcnc/2012-11/17/c_113711665_9.htm〕（最終検索：2020 年 7 月 15 日）。

[175] 陳現傑『中華人民共和国侵権責任法条文精義與案例解析』（中国法制出版社、2010 年）325 頁参照。ちなみに、不法行為責任法 65 条は、「環境を汚染することによって損害をもたらした場合に、汚染者が不法行為責任を負わなければならない。」と規定する。

[176] 「中国共産党中央辨公庁国務院辨公庁印発≪生態環境損害賠償制度改革試点方案≫（中辨発〔2015〕57 号）」（2015 年 12 月 3 日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/2015-12/03/content_5019585.htm〕（最終検索：2020 年 7 月 15 日）。

[177] 「中国共産党中央辨公庁国務院辨公庁印発≪生態環境損害賠償制度改革方案≫」（2017 年 12 月 17 日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/2017-12/17/content_5247952.htm〕（最終検索：2020 年 7 月 15 日）。

[178] 民法総則 9 条は「民事主体は民事活動を行うさいに、資源の節約・生態環境の保護に資する義務を負

て確立され、後に民法典不法行為責任編草案の第 1 次審議稿 1008 条は、環境保護法 64 条と不法行為責任法 65 条を踏まえたうえに、故意に生態環境を侵害した場合には懲罰的損害賠償を請求することができる内容を増設した。すなわち、同条は「不法行為者が故意に国家規定に違反して、生態環境を侵害し、重大な結果をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。」（以下では、第 1 次審議稿 1008 条という。）と規定したのである。

そして、民法不法行為責任編草案の第 2 次審議稿 1008 条と第 3 次審議稿 1232 条は、第 1 次審議稿 1008 条に規定された「国家規定」を「法律規定」に、「生態環境を侵害し」を「環境を汚染し、生態を破壊し」に変更した。変更された内容は、民法 1232 条である。

（ⅱ）民法 1232 条をめぐる議論状況

民法第 7 編不法行為責任の第 7 章は、環境保護法 64 条と不法行為責任法 65 条で言及されなかった生態破壊を補充として、環境汚染と生態破壊責任（民法第 7 編不法行為責任第 7 章のタイトル）を確立した。

学説では、民法 1232 条は環境汚染と生態破壊責任における懲罰的損害賠償制度を導入したことを評価しているが、一方で、以下のような論点が提示されている。簡単に見ていこう。

（ⅱ－ⅰ）生態破壊責任を排除すべきとする見解

民法編纂作業のさなかに、楊立新は、民法（民法不法行為責任編草案の第 1 次審議稿 1008 条）が生態破壊責任を設けるべきではないと批判していた。すなわち、民法がこれまでの環境汚染責任（不法行為責任法 65 条）から生態破壊責任まで拡大したことは、民法 1004 条[179]との本質的な違いがある。というのは、民法[180]は、特定とした自然人、法人と非法人組織の権利と利益を保護するものである。その保護範囲には、特定とした自然人、法人、非法人組織の個々に属する権利と利益が侵害された財産的と非財産的損害に限定されている。このことから、民法の性質は私的権利と「私益」に限定されている。これに対して、生態環境の損害とは、生態環境を取巻く個人、生物および社会全体などにかかわる公共財としての利益に対する損害である。例えば、土地の利用の場合に、生態環境の利用を公的に帰し、それによる利益を公共の手に吐き出させることである。この公共財の損害に対して、行政機関による公的管理や救済の対象として、責任が果たされることが求められる。それゆえに、生態破壊責任は公的性質を有して、「公益」に属している。したがって、民法 1232 条は、被権利侵害者が不法行為者に対して生態破壊責任における懲罰的損害賠償を請求できることとし

わなければならない。」と規定する。

[179] 民法 1004 条は「自然人は健康権を享有し、自己の身体・精神の健康は法律による保護を受ける権利を持つ。如何なる組織又は個人も他人の健康権を侵害してはならない。」と規定する。

[180] 民法 2 条は「民法は平等な主体たる自然人・法人と非法人組織との間における人格・身分関係及び財産関係を調整する。」、民法 3 条は「民事主体の人格権・身分権・財産権及びその他の合法的な権利利益は、法律による保護を受け、如何なる組織又は個人もこれを侵害してはならない。」、民法 4 条は「民事主体の民事活動における法的地位は、一律に平等である。」と規定する。

ているため、公共機関による保護・救済の責任を私人である被権利侵害者に転嫁したこととなる。このような責任拡大は、民法の性質と相容れない関係に陥れることとなるため、同条の「生態破壊責任」を削除すべきである[181]、と批判したのである。

この批判に対して、王利明は以下のように返答した。すなわち、民法はその問題にも考慮しながら、「私益」と「公益」の保護領域を区別して、環境汚染と生態破壊に対してそれぞれの条文を置いている。すなわち、民法 1229 条から 1233 条までは「私益」領域の不法行為責任に関する規定であり、民法 1234 条から 1235 条までは「公益」領域の不法行為責任に関する規定である[182]、と返答している。

（ⅱ－ⅱ）重過失を適用対象とすべき見解

楊立新は、民法 1232 条は故意に環境を汚染し、生態を破壊した場合に懲罰的損害賠償制度が適用されうると規定しているが、重過失による場合の適用は排除している。このことは、裁判運用では、当該制度の適用が制限されることにつながり、不法行為者を懲罰するおよびより多くの被権利侵害者を救済する効果が期待できなくなるのである[183]、と指摘している。

彼の見解によれば、不法行為者に重過失があった場合でも、懲罰的損害賠償を適用されるべきである。重過失とは、たとえ故意そのものではなくても、他人の生命や財産を無思慮かつ尊重しないような故意に近い著しい注意欠如の状態である。本来なら有害な結果となることを予見し得たはずなのである。そこでは、相当の注意をなすべきであるにもかかわらず、その注意を果たさなかったことによって環境汚染と生態破壊した有害な結果を生じさせた場合に、「故意」があることと同視すべきである。したがって、重過失による環境汚染と生態破壊した場合でも、民法 1232 条の適用対象とさせるべきである、というのが楊の主張である。

以上のように、生態破壊責任は公的性質を有するため、民法典に当該責任を導入すべきでないという反対意見があったが、立法に影響を与えなかった。これにより、民法典は、私人間の紛争解決だけを目的とする法ではなく、環境汚染と生態破壊が発生した場合、それを国家財産[184]に対する損害と捉え、民事主体である個人が民事訴訟を通じて汚染者に懲罰的損

---

[181] 張新宝「侵権責任編起草的主要問題検討」思想 1 期（2019 年）133～144 頁参照。

[182] 王利明は、生態破壊について、次のように解説している。すなわち、「生態破壊は、自然環境に対する損害をもたらしたことである。具体的に、環境を汚染し、生態を破壊することにより大気、地表水、地下水、土壌などの環境要素および植物、動物、微生物などの生物要素の不利な変化を惹き起こすこと、これらの要素が構成する生態系統機能の退化を惹き起こすこと、並びに非合理的な森林と林地の開墾、濫伐、利用、および水産物の獲りすぎによる海の生態系を壊すことなどを意味する」ということである。王利明「≪民法≫中環境汚染和生態破壊責任的亮点」広東社会科学 1 期（2021 年）216 頁参照。

[183] 楊立新＝李怡雯「生態環境侵権懲罰性賠償責任之構建―≪民法侵権責任編（草案二審稿）≫第一千零八条的立法意義及完善」河南財経政法大学学報 3 期（2019 年）15～24 頁参照。

[184] 物権法 46 条は「鉱山、水流、海域が国家所有に属する」と規定し、同条 48 条は「森林、山地、草原、荒廃地、砂浜などの自然資源が国家の所有に属する。ただし、法律により集団所有に属すると規定する場合は、この限りではない。」と規定する。両規定は現行民法典において 81 条として定められた。

害賠償を求めることを明確に定めたのである。

8　小括

第 4 節で概観したように、2010 年不法行為責任法における懲罰的損害賠償制度が明文化されたことを契機として、それ以降、当該制度が適用範囲の量的な拡大と多様化が進められてきていた。

すなわち、①観光産業分野では、観光産業政策が打ち出されたことによって、悪質な旅行会社による激安ツアー中に強制買い物を拒否したツアー客を追い払う事件は続出し、それに対応するために「旅行費用の相当額以上 3 倍以下の賠償金」が旅行法に導入された。②消費者問題では、商品又はサービス、食品安全における被害が一向も減少傾向に見られない現状に対して、消費者法は不法行為責任法を参考に「損失の 2 倍以下の懲罰的損害賠償」と明文化し、食品安全法は「食品の 10 倍賠償或いは損失の 3 倍賠償」という選択可能の文言を用いて法改正を行った。③医療製品と薬品分野では、欠陥医療製品による美容整形トラブル、欠陥ワクチンによる大規模の被害事件が発生し、これを対応するために、「2 倍以下の懲罰的損害賠償」が適用される医療損害責任に関する司法解釈が公布され、偽造医療品の場合に食品安全法と同様に選択できる「薬品価格の 10 倍賠償或いは損失の 3 倍賠償」が適用される薬品管理法が制定された。④環境汚染と生態破壊責任では、急速な高度経済成長に伴って、工業による水質汚濁や大気汚染などの公害および廃棄物による生態の破壊問題が経済成長の障害になるため、民法において、不法行為責任法 47 条の立法方式を継受し、環境汚染と生態破壊責任における「相応の懲罰的損害賠償」の適用が拡大された。

次に、制度機能について、立法目的は明確に懲罰・抑止としている。これに対して、学説では、これは主流となっている。しかしながら、近時において、当該制度の機能は補償と奨励機能をも持つと解する見解が見られるようになった。また、法と経済学、行政学から、現行中国法における懲罰的損害賠償制度の懲罰的機能の実効性について消極的な見解が見られる。

第 5 節　知的財産権法における懲罰的損害賠償制度

前節まで、中国特有な政治・経済・社会を背景に、不法行為責任法が制定される前と後に分けて懲罰的損害賠償制度の立法動向を概観してきた。本節では、これまでと全く異なって、アメリカからの重圧を受ける中に、懲罰的損害賠償制度を導入することが求められるようになった政策性の有する知的財産権法領域に関する立法背景と議論状況を概観しよう。

さて、知的財産権法の個別の話に入る前に、知的財産権法における立法背景に関して概論を述べることにしよう。ところで、この事柄につき、本論文では、各個別法で共通している「最大 3 倍賠償」条項の導入までをゴールと見て、そのプロセスを三段階に分けてみたい。なぜなら、中国の経済状況、政府文書および立法動向を鑑みると、そのような区分けをすることがもっとも明快な構図となるからである。

まず、初期は法整備の段階、次に法改正の段階である。そして、懲罰的損害賠償制度の導入段階である。以下、知的財産権法制定における各段階の形成と発展の特徴を概観する。

（ｉ）法整備の段階（80 年代～90 年代）

初期の法整備段階において、改革開放政策の始動に転じた後に、鄧小平のアメリカ訪問により米中国交が正常化した 1978 年 12 月に遡ることができる。それ以来、両国の対立関係が徐々に緩和され、アメリカの対中通商政策が大きな転機を迎えた。中でも、1979 年 7 月 7 日に、科学・文化・技術及び貿易的協力における合意に基づき、アメリカにおける中国への最恵国待遇を盛り込んだ「貿易関係協定」が結ばれたことが重要である[185]。当該協定の趣旨は、両国は各国の法律・規則、または国際的な習慣に照らし合わせながら、互いの法人または自然人に、著作権、特許権、商標権およびその他の知的財産権の全面的な保護を与えることに合意するというものである。これによって、中国政府は国際社会に向けて、知的財産権法の全面的な整備を起動すると宣言した[186]。

こうして中国は 1980 年代になって経済発展を優先するようになったが、米中貿易が発展し続けるにつれて、アメリカから知的財産権制度や特許など技術防衛に対する法的保護の要請を受けるようになった[187]。こうして、自国経済の発展並びにアメリカとの貿易関係の発展という諸状況のもとで、アメリカの規制の標準化ないしルール作り要請に早急に応ずるために、「知識経済」に力を入れて、知的財産権に関する法整備を行った。というのも、1980 年に国務院は国家特許局を設立し、同年 6 月に世界知的所有権機関（WIPO）に加盟した後に、商標法（1983 年）[188]の制定を皮切りに、特許法（1985 年）[189]、著作権法（1991 年）

---

[185] 孔祥俊「我国知識産権保護的反思與展望―基於制度和理念的若干思考」知識産権 9 期（2018 年）36～48 頁参照。

[186] 劉春田「新中国知識産権法学学科的開拓者」法学家 4 期（2010 年）77～83 頁参照。

[187] 劉春田・前掲注（125）79 頁参照。

[188] 商標法は「商標管理を強化し、商標特許権を保護し、生産者による商品品質と商標信用の保証を促し、消費者の利益を保障し、社会主義商品経済の発展を促進する」ことを趣旨として立法され、1982 年 8 月 23 日に第 5 期全人大常務委員会第 24 次会議で採択され、1983 年 3 月 1 日に施行された。林南＝張祖永＝董葆霖『中華人民共和国商標法釈義』（法律出版社、1982 年）1 頁参照。

[189] 中国語では「専利法」と言われ、「発明」、「実用新案」、「意匠」が含まれる。本稿では、「専利法」を「特許法」と称する。特許法は、1985 年 4 月 1 日に制定された。

[190]、不正競争防止法（1993 年）[191]および種子法（2000 年）[192]という順次の立法が相次いで行われた。

（ⅱ）法改正の段階（90 年代～2000 年代初頭）

中国は 1985 年 3 月に「パリ条約（特許、商標関連）」、1989 年 1 月に「マドリード協定（商標）」へも加盟し、それによって、アメリカに留まらず諸国から知的財産権の保護に対する要請を受けるようになった。

それにくわえて、2001 年の WTO 加盟に向けて、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の遵守をするために、国内法制度の調整を必要とする要請も生じた。そこには、知的財産権を保護し、投資環境を改善することで、外資企業を中国へ誘致することが狙

---

[190] 著作権法の制定をめぐる背景について、以下のような実情があった。すなわち、1979 年 1 月 31 日に、鄧小平元国務院副総理が政府の代表団としてアメリカを訪問したとき、政府間の「米中科学技術共同協定」〔中华人民共和国政府和美利坚合众国政府科学技术合作协定〕の交渉中にアメリカより著作権について問題提起がなされたのである。同年 4 月に、国家出版局は、著作権法の起草および万国著作権条約への加盟について国務院に提唱し、これにより著作権法の起草が開始された。そして十数年が経過し、ついに 1990 年 9 月 7 日の第 7 期全人大常務委員会第 15 回会議で著作権法が通過し、第 9 期全人大常務委員会第 24 回会議で「著作権法の改正に関する決定」が採択され、1991 年 6 月 1 日に施行された。劉春田・前掲注（）78 頁、国家版権局「関於≪中華人民共和国著作権法≫（修改草案）的簡要説明（2012 年 3 月）」・何勤華＝李秀清＝陳頤『新中国民法草案総覧（増訂本）』（北京大学出版社、2017 年）2362 頁参照。

[191] 中国語は「反不正当競争法」である。本稿では、「反不正当競争法」を「不正競争防止法」と称する。中国は 1984 年に「パリ条約」における不正競争禁止規定に基づいて営業秘密などを保護することを承諾し、また 1992 年にアメリカと第 1 回目の「知的財産権保護に関する覚書」を交わした。これらの条約の適切な実施を確保するために、「社会主義市場経済の健康な発展を保障し、公平な競争を奨励かつ保護し、不正競争行為を制止し、経営者と消費者の合法的な権利利益を保護するために、本法を制定する。」を立法目的として、1993 年に不正競争防止法が制定された。王瑞賀『中華人民共和国反不正当競争法釈義』（法律出版社、2018 年）4 頁参照。

[192] 種子法（日本の「種苗法」と対応する）は「生殖質資源の保護と合理的利用、植物品種の選別・栽培及び種子の生産・経営・利用等に関する法的規範の整備、それらの業務に従事する者の合理的権利利益の保護、種子の品質向上と産業化の推進、農林業の発展等」を立法目的としている。劉振偉＝余欣栄＝張建龍『中華人民共和国種子法導読』（中国法制出版社、2016 年）7 頁参照。

いとしてあった。そこで、商標法[193]、種子法[194]、特許法[195]、著作権法[196]および不正競争防止法[197]は法改正が行われた。ここまでの時点での法改正作業に対して評価を行うならば、まず、知的財産権に関して保護をせよというアメリカと各国の要請という側面が強いものであることが挙げられよう。また、本論文の観点から見落とすことができないのは、懲罰的損害賠償制度は商標法にいまだ導入されていなかった、ということである。

（ⅲ）懲罰的損害賠償制度の導入段階（2006 年～2017 年）

WTO 加盟後、国内では、外資企業から中国企業の知的財産権に対する意識の低さ、対策の遅れ、偽物商品が横行していると指摘され、国内企業間における知的財産権をめぐる紛争事件が依然として多発した[198]。こうした社会全体において、知的財産権侵害行為に対する懲罰が軽く、抑止効果に欠けていること、市場経済の秩序を乱し、国内企業の競争力と積極性

---

[193] 第 1 回目の商標法改正は第 7 期全人大常務委員会第 30 次会議で「関於修改《中華人民共和国商標法》的決定第一次修正」が採択され、1993 年 2 月 22 日に改正商標法が施行されたのである。林南＝張祖永＝董葆霖『中華人民共和国商標法釈義』（法律出版社、1982 年）1 頁参照。第 2 回目の商標法改正として、第 9 回全人大常務委員会第 24 次会議で「関於修改《中華人民共和国商標法》的決定第二次修正」が採択され、2001 年 10 月 27 日に改正商標法が施行された。卞耀武主編『中華人民共和国商標法釈義』（法律出版社、2002 年）176 頁参照。

[194] そもそも、中国は 2001 年の WTO 加盟のために、1997 年 10 月 1 日に植物品種保護に関して「植物新品種保護条例」を配布し、1999 年 4 月 23 日に植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）に加盟した。これらの植物品種保護に関する条例と条約をもとに、2000 年 7 月 8 日に種子法が制定されたその後、2004 年と 2013 年に部分的改正が行われた。

[195] 特許法は 1992 年に第 1 回の法改正（1993 年 1 月 1 日施行）、2000 年（2001 年 7 月 1 日施行）に第 2 回の法改正が行われた。さらに、2008 年に第 3 回の法改正（2009 年 10 月 1 日施行）が行われたが、ここまでにまだ懲罰的損害賠償制度を導入しなかった西村幸次郎『グローバル化のなかの現代中国法』（成文堂、2009 年）147 頁参照。

[196] 著作権法が 1991 年 6 月 1 日に制定された後、中国は 1992 年には「ベルヌ条約」、「万国著作権条約」、「ジュネーブ条約」に積極的に参加した。これらの条約に参加したことによって、経済の発展と伴って、従来の国内著作物と外国著作物の間に著作物保護水準の格差が生じるなどの問題を修正・補完する必要が生じるようになってきた。また、WTO の「貿易に関した知的財産権協定」に合わせるために、2001 年 10 月 27 日に初回の法改正が行われた。2007 年 4 月 10 日に、アメリカ政府が知的財産権侵害を理由に中国政府を相手取り、WTO に提訴した事件が発生した。当該事件を契機として、中国はアメリカの知的財産権を巡る訴訟の対処するために、2010 年 2 月 26 日に第 2 回目の法改正を行った。当該改正草案が第 11 期全人大常務委員会第 13 回会議で採択され、2010 年 4 月 1 日に施行された。

[197] 不正競争防止法は、2014 年 2 月 28 日から初回の改正が行われた。2017 年 11 月 4 日に第 12 期全人大常務委員会第 13 回会議で不正競争防止法の初回の法改正案が採択され、2018 年 1 月 1 日に施行された。王瑞賀・前掲注（）112 頁参照。

[198] 2006 年 11 月には、アメリカが中国の海賊版などをめぐる知的財産権問題で WTO に提訴する旨を示した。これをきっかけに、日本、EU 諸国も提訴に加えるという検討もしていたが、最終的にはアメリカが中国の協議に応じて提訴が取り下げられた、という事件が発生したのである。和育東＝賀永勝「知識産権侵権引入懲罰性賠償的経済理性」北京化工大学学報 3 期（2012 年）7 頁参照。

を妨害したこと等に対する外資企業の批判が強まるようになった[199]。

他方では、国内には「知財強国」へ向きを変えて、それによって市場経済の要求と科学技術の振興に向けたさまざまの施策を講じるようになった。

まず、2006 年 3 月に「第 11 次 5 ヶ年計画（2006 年～2010 年）」[200]（以下では、2006 年計画という。）では、自主イノベーション能力[201]と核心的競争力の強化、および科学技術教育の発展を速めることを重要任務として発表されていた。これは、これまで進めてきた政策等を中国独自の科学技術開発力を強化する方向に一層舵を切り、いわば自国における産業競争力を図ることを意味するものである。

次に、国務院は 2008 年 6 月 5 日に「国家知識産権戦略綱要」[202]を公布した。同綱要では「特許権、商標権、著作権、商業秘密、植物新品種、特定分野の知的財産権、国防の知的財産権などの専門任務」が定められ、「知的財産権侵害行為を罰する法律或いは法規を改正し、司法による懲罰を強化すべき、権利者の権利主張意識と能力を高め、訴訟リスクを減らし、違法コストを引き上げ、不法行為を有効的に抑止すること」などといった具体的な法制度の規制政策が説明されていた。

さらに、2015 年 3 月 13 日に、中国共産党中央委員会（以下では、中共という。）と国務院が連名で発表した「体制メカニズム改革深化とイノベーション駆動型発展戦略の実施加速に関する若干の意見」[203]では、知的財産権制度をイノベーションの推進するための基礎保障にさせること、損害賠償の基準を調整し、懲罰的損害賠償制度の実施を探求することなどが明確に示されている。なお、同意見は中共と国務院が連名して初めて知的財産権保護領域に懲罰的損害賠償制度の導入を求めたものである。

そして、早くとも同年 12 月に、国務院は中国を 2020 年までにイノベーション主導型発展戦略の実施を徹底し、知的財産権分野の改革を推進し、「知財強国」（知的財産権強国）の建設を加速させるために、「新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する国務院の若

---

199 朱丹『知識産権懲罰性賠償制度研究』（法律出版社、2016 年）184 頁参照。

200 2006 年 3 月 5 日から 14 日まで第 10 期全人大第 4 回の会議で、中国の今後 5 年間の社会及び経済発展に最も影響力を及ぼすガイドライン「国家第 11 次国民経済及び社会発展 5 ヶ年計画（2006 年～2010 年）」が可決された。全般としては、今後 5 年間、中国政府は「経済発展の安定」、「改革開放の推進」、「調和の取れた社会の構築」の原則を示し、①社会主義の新農村の構築、②経済構造の調整と成長パターンの転換の加速、③地方間のバランスのとれた発展の促進、④自主的創造革新能力の強化、⑤改革の深化と開放の拡大、⑥調和の取れた社会の実現、を重点的な取り組み課題である、と発表した。

201 外国から導入した先進技術を吸収したうえで中国企業が主体的に再創造革新する能力を高める必要がある。

202 2008 年 6 月 5 日、国務院は「知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力を向上させ、イノベーション型国家を構築し、知的財産権戦略を国の重要戦略とし、知的財産権対策を確実に強化する」旨の理念を掲げている。「国家知識産権戦略綱要」（国発〔2008〕18 号）。

203 中国共産党中央委員会＝国務院「関於深化体制机制改革加速実施創新駆動発展戦略的若干意見」（中発〔2015〕8 号）（2015 年 3 月 23 日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/23/content_2837629.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 20 日）。

干の意見」[204]を発表した。同意見では、「知的財産権侵害行為に対する懲罰を強化し……知的財産権侵害の法定賠償額の上限を引き上げ、情状が重大な悪意による権利を侵害することに対して懲罰的損害賠償を実施し、実際に発生した合理的な支出を侵害者に負担させる。」という具体的な法改正内容が明示されている。

そして、2017 年 3 月 9 日、国務院が公布した「新形勢下における知的財産権侵害と模倣・粗悪商品の製造販売の取締強化に関する意見」[205]では、一定期間の権利侵害・模倣取締活動の目標、任務及び措置を明確化された上に、効果的に懲罰的損害賠償制度を実施するとの方向性が示されている。また、同年 10 月 25 日には、中共第 19 回代表大会では、習近平は、知的財産権の保護がイノベーションの保護であるという理念を確立し、科学技術イノベーションの法的環境を最適化する必要が出てきたと言明した。

こうした新たな政策目標を実施するために、立法者は、国家による知的財産権保護戦略を実施し、かつ社会発展の需要に応じて知的財産権関連法の改正を全面的かつ積極的に取り組むことにした。具体的に、「国務院の 2017 年の立法作業計画」[206]（以下では、2017 年立法計画という。）に基づいて、全人大常務委員会とともに、①国家知識権局による特許法、②元国家工商行政管理総局による不正競争防止法、③国家版権局による著作権法改正作業が行われる。そして、国務院だけでなく最高人民法院も、前記①②③および民法編纂作業に積極的に参加すべきである[207]。

以上のように、（ⅲ）の特徴は、（ⅰ）と（ⅱ）とは実質的に異なり、中国政府による知的財産権法の全領域に懲罰的損害賠償制度の導入を積極的に強調・指示されていることだといえよう。つまり、既述した 2006 年計画が発表されてから 2017 年立法計画の公布までの

---

[204] 2015 年 10 月 26 日から 29 日に開催された中国共産党 5 中全会では、重大なイノベーション分野について国家実験室を設置するほか、次世代情報通信、新エネルギー、新素材、航空・宇宙、バイオ医薬、スマート製造等の分野の核心技術におけるブレークスルーを加速するとし、科学技術の成果の資本化・産業化を促進し、知的財産権の保護を強化するとしている。国務院「関於新形勢下加快知識産権強国建設的若干的意見（国発〔2015〕71 号）」（2015 年 12 月 22 日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content_10468.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 20 日）。

[205] 「国務院関於新形勢下加強打撃侵犯知識産権和製售仮冒偽劣商品工作的意見」（国発〔2017〕14 号）（2017 年 3 月 9 日）〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/22/content_5179592.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 1 日）。

[206] 「国務院辦公庁関於印発国務院 2017 年立法工作計劃的通知（国辦発（2017）23 号）」（2017 年 3 月 20 日）、当該通知では、2017 年までに完成すべき特許法改正法案などの他に、全人大常務委員会による民法総則草案などの法律の審議に協力する作業も示されている。〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/20/content_5178909.htm〕（最終検索：2020 年 7 月 1 日）。

[207] 国家知識産権局「二〇一七年中国知識産権保護状況」（2018 年 4 月 25 日）国家知識産権局ウエブサイト〔https://www.cnipa.gov.cn/transfer/docs/2018-04/20180425155906670179.pdf〕（最終検索：2020 年 7 月 1 日）。

間に、国策の「知財強国」を実現のため、知的財産保護に関するさまざまな政策・措置[208]を打ち出した。その結果、国務院が懲罰的損害賠償制度の導入を推進していくこととなったのである。こうした知的財産権保護の重視は、大きな経済利益が生み出され、明らかに国力の増強による国際の競争力強化を意図としているものである、と理解することができる。

1　旧商標法（2014 年 5 月 1 日）

知的財産権保護に関する最初の立法、および最初の懲罰的損害賠償制度が導入されたのは商標法である。2014 年、立法者である国家工商行政管理局は、「国内で多発した商標権侵害事件では訴訟提起にかかる費用や時間に関するコストの高額化によって権利者が訴訟放棄という現象を解決すること、および悪意による商標権侵害に対する懲罰を強化する」ことなどを法改正目的として掲げて、第三回目の商標法改正が行われ、2014 年 5 月 1 日より施行されることとなった[209]（以下では、14 年商標法という。）。同法が制定以来 30 年を経て初めて 63 条の 1 項（以下では、63 条 1 項という。条文は参考資料 1 を参照。）に懲罰的損害賠償制度を導入し、同条 3 項に従来の法定賠償額 50 万元以下（2001 年商標法）を 300 万元以下（以下では、法定賠償額[210]という。）に引き上げた。

（1）制度導入をめぐる議論状況

知的財産権法専門家の曹新明[211]は、知的財産権保護領域に懲罰的損害賠償制度を導入することに賛成するが、制度由来に関して、国際的圧力ではなく中国社会の現実性に由縁していると強調している。彼の主張によると、近年では、社会・経済の急速な発展とともなって、

---

[208] 全人大は、国家知的財産権戦略政策を実施するために、2014 年に「国家の創造イノベーションを実施し、発展戦略を促進し、知的財産権の司法保護を強化し、法により権利者の合法的権利利益を保護し、社会公共の利益を擁護すること」を目的として、「北京、上海、広州に知的財産権法院を設立することに関する決定」に基づいて、同年 11 月 6 日に北京市、12 月 16 日に広州市、12 月 28 日に上海市で知的財産権法院を開設した。

[209] 第 3 回目の商標法改正過程について、まず国家工商行政管理総局は 2003 年に商標法改正を着手し、2004 年から 2008 年までの間に「商標法改正草案（意見稿の募集）」を起草し、2009 年 11 月 18 日に工商総局局務会の審議で通過した「商標法改正草案（送審稿）」が国務院に提出した。2011 年 9 月 1 日、「商標法改正草案（意見稿の募集）」は国務院法制弁公室によって公表された。2012 年 12 月 24 日「商標法改正草案」は初めて全人大常務委員会第 30 回会議に提出され、2013 年 8 月 30 日の第 12 回全人大常務委員会第 4 次会議で「商標法の改正に関する決定」が採択され、2014 年 5 月 1 日に改正された商標法が施行されたのである。郎勝『中華人民共和国商標法釈義』（法律出版社、2013 年）143～189 頁参照。

[210] 「法定賠償」とは、商標権侵害に伴う損害賠償額（権利者の実際損失、侵害者の侵害による得た利益、登録商標のライセンス料）の立証は困難であるため、実際の侵害状況に鑑み、人民法院が裁量により 300 万元を超えない範囲内で損害賠償額を認定することができる制度である。損害賠償制度から独立した金銭的救済制度ではなく、損害賠償の代替的な制度である。王遷＝談天＝朱翔「知識産権侵権損害賠償：問題與反思」知識産権 5 期（2016 年）34 頁、蔣舸「知識産権法定賠償向伝統損害賠償方式的回帰」法商研究 2 期（2019 年）182 頁参照。

[211] 曹新明「知識産権侵権懲罰性賠償責任探析――兼論我国知識産権領域三部法律的修訂」知識産権 4 期（2013 年）3～ 9 頁参照。

知的財産権に関する紛争事件が急増傾向にある。また、知的財産権領域における侵害行為の低コスト化によって、訴訟コストに照らし合わせて訴訟による権利を保障することが困難になりがちである。それゆえに、このままでは個人・法人またはその他の団体による企業の投資およびイノベーションに対する積極性に悪影響をもたらし、企業ないし経済の発展に影響を与えるだろう。それを解決するために、わけても商標法改正にあたって、アメリカ特許法 284 条[212]の三倍賠償制度を参照に、知的財産権保護領域に懲罰的損害賠償制度を導入したのである。曹のこのような見解が次第に多数説となる[213]。

また、知的財産権保護領域に懲罰的損害賠償制度の導入を賛成する学者は、次のように述べている。すなわち、知的財産権権利者が自己の権利を充分にコントロールや保護することができず、その他の財産権に比べれば知的財産権が侵害されやすく、かつ権利者が自己の被った損失を証明することは困難である。また、経済が発展してきた近年では、知的財産権侵害紛争事件数が上昇し、知的財産権権利者の利益のみならず、社会における投資イノベーションの積極性もが損なわれているという客観的事情が存在している。このような現状において、伝統的填補的損害賠償では知的財産権者の十分な保護にはならず、知的財産権法の立法目的を満たすことができない。したがって、懲罰的損害賠償制度を導入し、知的財産権侵害者の違法コストを増加させ、被害者の損失をさらに補充することによって、知的財産権侵害行為に対して有効的な規制を行うべきである、とも説明されている[214]。

このような主張を背景として、2010 年代に入ってから、段階的に様々な知的財産権関連法に関する法改正作業が進められた。特に、14 年商標法に懲罰的損害賠償制度が導入されたことは、その他の知的財産権保護領域への懲罰的損害賠償制度の導入にとって貴重な立法経験となった。その後、種子法、特許法、著作権法および不正競争防止法も懲罰的損害賠償制度の導入をめぐる大改正期を迎えたのである。消費者権利利益保護法学研究会会長の何山は、商標法における懲罰的損害賠償制度の導入について、当該制度が知的財産権領域に拡大されたことによって、法人も取り締まれることを可能にしたと評価している[215]。

（２）制度機能をめぐる議論状況

（ｉ）懲罰・抑止機能であるとする見解（多数説）[216]

---

[212] アメリカ特許法 284 条は、特許侵害における損害賠償について「裁判所は、認定又は評価された損害賠償額を三倍まで増額することができる」（the court may increase the damages up to three times the amount found or assessed）と規定する。

[213] 侯鳳坤・前掲注（）、84 頁、孔祥俊「我国知識産権保護的反思與展望―基於制度和理念的若干思考」知識産権 9 期（2018 年）36－48 頁参照。

[214] 庄秀峰「保護知識産権応増設懲罰性賠償」法学雑誌 23 巻 5 期（2002 年）58 頁、温世揚＝邱永清「懲罰性賠償與知識産権保護」法律適用 12 期（2004 年）50～51 頁、易建雄＝鄧宏光「応在知識産権領域引入懲罰性賠償」法律適用 4 期（2009 年）92 頁、羅莉「論懲罰性賠償在知識産権法中的引進及実施」法学 4 期（2014 年）22 頁、朱丹『知識産権懲罰性賠償制度研究』（法律出版社、2016 年）167～176 頁参照。

[215] 李彦波『専利領域之懲罰性賠償制度研究』（中国政法大学出版社、2018 年）108 頁参照。

[216] 銭玉林＝駱福林「論我国知識産権法中的懲罰性賠償」法学雑誌 4 期（2009 年）112 頁、易建雄＝鄧宏

学説では、63 条 1 項における懲罰的損害賠償制度の機能は懲罰・抑止であると解する説が多い。とりわけ、知的財産権法学者代表の一人である呉漢東は、63 条 1 項における懲罰的損害賠償制度又は「加重的損害賠償制度」の機能について、以下のように述べている。

すなわち、「このような損害賠償制度の主たる機能は、一つ目は悪意の不法行為を懲罰することであり、権利者が被った損害の状況を是正し、知的財産の創造と運用を維持することである。もう一つは、潜在的な侵害行為を抑止し、将来のさらなる侵害行為の発生を予防・阻止することである。要するに、懲罰的損害賠償制度は、権利者の合理的な権利利益を補填または回復させる填補的機能が依然として存在するが、悪意の侵害行為を懲罰し、その侵害行為の再び発生することを抑止し、懲罰機能と予防機能を同時に持っているのである。また、知的財産権侵害における損害賠償の認定について、填補的損害賠償の主たる優先的地位を維持しつつ、填補的損害賠償から生じた不十分な部分を懲罰的損害賠償によって補充することができる。ただし、人民法院は、懲罰的損害賠償制度における適用要件、手続き及び賠償額の算定方法などについて、予め明確に定めるべきである。すなわち、知的財産権侵害における損害賠償の裁判規範は、自由選択を基礎とする認定方法、市場価値を基礎とする完全的な賠償、権利分類を基礎とする損害の算定、填補的賠償を基礎とする賠償システム、といった原則と内容を含むべきである。」[217]と説明している。

（ⅱ）制度機能をめぐる近時の動向

このような商標法における懲罰的損害賠償制度の機能は懲罰・抑止であるという多数説に対して、補償と奨励機能を持つと解する見解が生じた。

すなわち、多発した商標権侵害事件における訴訟提起の費用や時間に関するコストの高額化によって権利者が訴訟放棄してしまうという状況を解決するために、被害者の全損失に対する賠償の補償機能および訴訟提起者への奨励機能をも有している[218]。

この主張によれば、通常、奨励機能は、政府或いは関連する公共機関による奨励金を給付するものであり、懲罰的損害賠償制度はこれとやや異なる。しかし、懲罰的損害賠償においても、法院が加害者に対して賠償金の支払を強制することによって被害者の損失を補償するという意味での奨励機能を見て取ることができる。要するに、懲罰的損害賠償制度は原告にとって奨励で、被告にとって懲罰なのである、とこの見解は主張するのである。

以上のように、14 年商標法における懲罰的損害賠償制度は、特定の歴史背景又は経済の発展状況の需要に応じて、実用主義的見地から悪意による商標権侵害に対して導入されているものである。また、同法 63 条 1 項は知的財産権法分野で初めての懲罰的損害賠償制度であるため、以降、その他の知的財産権法分野においても当該制度の導入に影響を与えてい

光・前掲注（）95 頁、羅莉・前掲注（）30 頁参照。

[217] 呉漢東「知識産権損害賠償的市場価値基礎與司法裁判規則」中外法学 6 期（2016 年）1480～1494 頁参照。

[218] 温世揚＝邱永清・前掲注（）50 頁、銭玉文＝李安琪「論商標法中懲罰性賠償制度的適用―以≪商標法≫第 63 条以中心」知識産権 9 期（2016 年）60 頁、朱丹・前掲注（）52～62 頁参照。

る。

2　種子法（2016 年 1 月 1 日）

2015 年に習近平は「民族の種子産業を高め、独立した知的財産権を有する優れた品種を速めに栽培し、源から国家の食糧安全を保障する」[219]ことを強調した。

これを受けて、種子法[220]は、種子産業技術イノベーションを徹底するために、旧法の立法目的に加え、「……登録管理制度の合理化、国による新品種開発支援と新品種の保護強化、国内の種子産業の振興と国際競争力の強化、現代における種子産業の発展を対応し、種子産業における自主創新能力と市場競争力を高め、科学的・合理的かつ健全な現代種子業の管理制度を制定することによって、持続可能な種子産業の健康発展を牽引・保障・促進・推進すること、育種産業の急速な発展によって現行の植物新品種保護に対する需要を対応できず、また侵害行為に対する懲罰の度合いが低く、それを強化すべき」[221]などを目的として、2015 年 4 月より三回目の改正が行われ、2016 年 1 月 1 日より施行された。

この法改正が 14 年商標法 63 条 1 項を踏まえたものであることは明らかである。なぜなら、種子法では 73 条 3 項において懲罰的損害賠償制度を導入されたのだが、その条文の「……情状が重大な場合には、上述の確定方法に基づいて確定した金額に相当額以上 3 倍以下の賠償額を確定することができる。」(以下では、最大 3 倍賠償という。) という文言は、14 年商標法 63 条 1 項の内容とほぼ同様だからである。

3　不正競争防止法（2019 年 4 月 23 日）

（1）懲罰的損害賠償制度強化の背景

2018 年 11 月から、懲罰的損害賠償制度の導入政策を施行するために、不正競争防止法が改正された。法改正の草案段階では 14 年商標法と同様に「最大 3 倍賠償」[222]を導入することが目指された。しかし、法改正草案の審議中に、米中貿易戦争が発生した。これを受けて、同法とともに改正中の商標法、特許法および著作権法に「最大 5 倍賠償」という形の懲罰的損害賠償制度の導入を根本的に強化する必要に迫られていたのである。

このように、2018 年以降、米中貿易戦争の緩和を狙うために、知的財産権法において懲

---

[219] 陳建国（全人大農業與農村委員会主任委員）「認真貫徹実施種子法努力開創種業発展新局面（代序)」（劉振偉＝余欣栄＝張建龍『中華人民共和国種子法導読』（中国法制出版社、2016 年)）1 頁参照。

[220] 種子法にいう種子とは、農作物及び林木の栽培材料又は繁殖材料を指し、小実（植物の種子)、果実、根、茎、苗、芽、葉、花などを含む、中国国内における品種の選別・育成、種子の生産・経営・管理に関する活動はこの法律が適用される（種子法 2 条)。

[221] 2014 年 12 月に第 3 回法改正草案が決定され、2015 年 4 月に全人大第 14 回会議で初回の審議、同年 11 月 4 日に全人大第 17 回会議で第二回の審議が行われ、通過された。劉振偉＝余欣栄＝張建龍『中華人民共和国種子法導読』（中国法制出版社、2016 年）1－34 頁参照。

[222] 2018 年 11 月 4 日に第 2 回不正競争防止法改正草案が第 12 期全人大常務委員会第 30 回会議で採択された。

罰的損害賠償制度の強化が漸進されたのである。以下では、米中貿易戦争[223]について概略しよう。

米中貿易戦争の発端は、2017 年 4 月 20 日にアメリカは中国による大量の鉄鋼輸入がアメリカの安全保障を脅かしている懸念があるとして、中国に対して追加関税を行っていたからである。2018 年 5 月 19 日に、ワシントンにて米中両国は、経済貿易協議に関する共同声明を発表した。同声明では、アメリカの対中貿易赤字を減らすため、中国はアメリカの商品やサービスの輸入を大幅に増やすことで合意したうえで、両国の見解として「知的財産権の保護は重要だ」ともに表明し、わけても特許法も含めて知的財産権法改正していく意向を表明した[224]。

同年 7 月 6 日に、アメリカは中国がアメリカの技術を強制的に移転させ、サイバースパイで知的財産権およびアメリカのハイテク企業を買収して技術を盗んでいるなどの理由で、通商法 301 条に基づいて中国の知的財産権侵害に対する第 1 弾の制裁関税、同年 8 月には第 2 弾、同年 9 月には第 3 弾の制裁関税を相次いで発動した。こうした状況の中、同年 12 月に、両国間で交渉が行われたが、結局、交渉決裂に至った。そこで、2019 年 9 月には、アメリカは中国に対して第 4 弾の制裁関税をさらに強化した[225]。アメリカの制裁関税に対して、中国も同様な報復措置などを講じた[226]。

つまるところ、米中貿易戦争において、主に中国がアメリカの知的財産権を侵害している[227]ことが理由とされている。そこから、両国の間には経済、貿易、先端技術、軍事覇権の争

---

[223] 元トランプ大統領は 2016 年の大統領就任以降、「米国第一主義」の下、保護主義的な通商政策を実施に移行した。そこで、中国に対しては、知的財産権侵害の問題やハイテク分野での覇権争いを背景に、制裁関税を導入するなど、強硬な態度を貫いている。そこで、中国側はアメリカの追加関税に対抗する形で報復関税なども実施した。

[224] 「中美就経貿磋商発表聯合声明」（2018 年 5 月 20 日）〔新華ウエブサイト：http://www.xinhuanet.com/world/2018-05/20/c_1122857981.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 20 日）

[225] 日本経済新聞「米中貿易交渉『第 1 段階の合意』、両政府が発表」（2019 年 12 月 13 日）〔https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53356830T11C19A2MM8000/〕、ニュースウィーク「『第 1 段階』合意の米中通商交渉に重要な食い違い　中国の見解は」（2019 年 12 月 19 日）〔https://www.newsweekjapan.jp/stories/business/2019/12/1-109.php〕（最終検索：2020 年 3 月 20 日）。

[226] 国務院新聞辨公室「≪関於中米経貿摩擦的事実與中立立場≫白皮書（全文）」（2018 年 9 月 24 日）では、アメリカは中国政府の干渉等による不公正競争や知的財産権の扱いを問題視していることに対して、従来通り中国は適切に対応しているとの見解を述べており、中国が妥協する意向はみられなかった。〔国務院新聞辨公室ウエブサイト：http://www.scio.gov.cn/zfbps/32832/Document/1638292/1638292.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 1 日）。

[227] 2018 年 10 月 4 日に、元米副大統領ペンスは対中政策の演説では、中国を経済問題や政治、人権問題など多岐にわたって批判していた。ここでは、中国の知的財産権に関連する部分を次のように概略する。すなわち、「アメリカは中国の WTO に加盟させた。……過去 17 年間で中国の GDP は 9 倍に成長し、経済は世界第 2 となった。この成功はアメリカの中国への投資によってもたらされた。アメリカの好意を裏切った中国は強制的な技術移転、知的財産の窃盗など自由で公正な貿易とは相いれない政策をとってき

いまで広がりつつあり、今日でも続いている（本論文の執筆時においても）。

このような状況下で、中国経済はアメリカの追加関税の影響で減速ないし景気失速が急速に悪化したと言われ始めた[228]。こうした現状を打破するためには、経済体制の再構築、わけても知的財産権保護の強化を重視することによって経済的活路を見出すべきである声が上がった。すなわち、2018 年の全人大では、「経済政策は景気の過度な変動を抑える安定重視姿勢[229]へ維持すること、全方位対外開放の推進すること、より多くの分野で外資の独資経営を認め、外商企業の合法的な権利利益、特に知的財産権を保護すること、新情勢の下で製品と生産要素の流動型開放からルール等制度型開放への転換を推進することなど」[230]を目標として示されている。わけても、アメリカに配慮し、「市場開放とともに知的財産権の保護を全面的に強化し、知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償制度を再整備する」[231]といった法改正案も打ち出されているのである。

こうした方針の背景には、中国は、かつて WTO 加盟によって TRIPS の遵守を渋々と応じたが、自国企業に有利な措置など[232]によって「世界一の特許大国」[233]という目標を 2019

た。中国は『中国製造 2025』計画を通じて、ロボット工学、バイオテクノロジー、AI など世界の最先端産業の 90%を支配することを目指している。しかも、21 世紀の経済の圧倒的なシェアを占めるために、官僚や企業に対しアメリカの経済的指導力の土台である知的財産をあらゆる手段を用いて取得するよう指示してきた。アメリカは国家安全保障を中国の略奪行為から守るために、対米外国投資委員会（CFIUS）を強化し、アメリカの知的財産の窃盗が完全にやむまで、対抗措置を続ける。」である。日本経済新聞「ペンス米副大統領、対中政策演説へ対立深まりも」（2018 年 10 月 24 日）〔https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51347210U9A021C1I00000/〕（最終検索：2020 年 11 月 3 日）。

[228] 張蘊嶺「米中貿易摩擦と中国経済」ERINA REPORT (PLUS)153 号（2020 年）1～6 頁参照。

[229] 2019 年は建国 70 周年であるため、6 つの安定（雇用・金融・貿易・外資・投資・予期）が提唱されていた。

[230] 李克強国務院総理「政府工作報告—2019 年 3 月 5 日在第一三届全国人民代表大会第二次会議上」（2019 年 3 月 5 日）〔中国政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhuanti/2019qglh/2019lhzfgzbg/index.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 11 日）。

[231] 李克強国務院総理・前掲注（）参照。

[232] 自国企業に有利な政策として、国が科学技術の向上に研究開発費の全額負担し、個人・企業の発明と特許に奨励金制度と減税措置および中国人・企業による特許出願には補助金が出されているなどが挙げられる。他方で、外国企業に対して、中国に進出する際に中国企業と合併が求められ、中国政府によって中国企業への技術移転が強要される法制度が存在しているため、外国企業から技術のライセンスを受ける場合、その技術を改良し中国企業のものとして登録することもしばしば存在している。

[233] 2011 年の第 12 次 5 カ年計画に基づく種々の国家政策が公表されている。同計画によると、今後 5 年以内に、中国は世界第一の特許出願大国となるという目標が掲げられたのである。「中華人民国民経済和社会発展第十二個五年規劃綱要（全文）」（2011 年 3 月 16 日）〔中国政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/2011lh/content_1825838.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 19 日）。結局、2020 年 4 月 7 日世界知的所有権機関（WIPO）の発表によると、2019 年の国際特許出願数で中国が初めて 1 位になった。

年に実現できた。今は、技術大国として自信を持ち、逆に自国企業[234]のために知的財産権保護を強化かつ自国企業に有利なルール作りにしようとしている。これは巨大な雇用の創出と経済効果が見積もられているからである。他方で、知的財産は経済的に重要であるため、世界の知的財産を支配しているアメリカと類似の知的財産権法制度を作り、アメリカと対抗ないし勝つことを狙っているのである。

以上のように、米中貿易戦争を受けて、中国は、景気の大幅で急速な減退を招きかつ経済が明らかな停滞と不況を顕在化してきた[235]ため、経済体制が内需経済型を維持しながら安定重視姿勢に重心を置くことした。他方で、アメリカとの貿易戦争に負けないように、アメリカと類似ないし並みの知的財産権保護の強化などに関する具体的な法改正を推進していくこととした。

そこで、不正競争防止法は、初回の法改正後（2018 年）からわずか一年あまりで 2 回目の法改正が進められ、2019 年 4 月 23 日に法改正案[236]が採決され、同日より施行された。同法 17 条（条文は参考資料 1 を参照。）は、3 項に「……経営者が悪意に営業秘密を侵害し、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。」（以下では、最大 5 倍賠償という。）という懲罰的損害賠償制度を増設し、4 項に旧法の法定賠償額 300 万元を 500 万元に引き上げた。なお、同条 4 項の法定賠償額は「500 万元以下の賠償額」と定めているが、最低賠償額を規定しなかったことは、14 年商標法 63 条と同様である。

4　新商標法（2019 年 11 月 1 日）

（1）懲罰的損害賠償制度強化の背景

上述したように、2018 年以降、中国はアメリカとの関係が悪化しつつある中、経済力の衰退を解消するために、新しい経済成長エンジンとして、外資誘致策の強化による「中国包囲網」[237]の切り崩し、および産業高度化の推進[238]などの政策を打ち出した。これらは、経済

---

[234] アメリカは中国の 5G 戦略において中核的な役割を担っているファーウエイ、ZTE など 5 社に対して、「2019 年度米国国防権限法」では 2019 年 8 月からアメリカ政府と取引できなくなり、2020 年 8 月からはこれら 5 社と取引のある企業は日本など外国企業も含め、アメリカ政府と取引できなくなる。という取引制限を行っている。

[235] 関志雄「米中貿易摩擦の激化で減速する中国経済―優先すべきは景気対策よりも改革開放―」〔https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/180828ssqs.html〕（最終検索：2020 年 11 月 20 日）

[236] 2019 年 4 月 23 日に第 13 期全人大第 10 回会議で不正競争防止法の改正案が採択され、同日に施行された。

[237] アメリカは、中国の台頭を抑えるため、中国のハイテク企業に対する取引制限などの締め付けを強化している。欧州や日本の政府に対しても、ファーウェイ製の次世代通信規格 5 G システムおよび 5 G 対応機器を採用しないよう要請するなど、中国包囲網の構築に力を注いでいる。佐野淳也「中国の新しい外資誘致策―先端技術・ノウハウの取り込みが焦点―」環太平洋ビジネス情報 RIM20 巻 77 号（2020 年）36 頁参照。

[238] 世界一の製造強国を目指す中国にとって、産業高度化は喫緊の課題である。産業高度化を加速させる

への影響を勘案し、経済の発展、知的財産によって国際競争力の確保およびアメリカとの貿易戦争の緩和策を狙ったものである。また、2019 年 10 月 22 日、国務院に公布された「優化営商環境条例」[239]では、国家の利益と経済的安全を擁護するうえで知的財産権侵害における懲罰的損害賠償制度機能を強化することの重要性が一層強調されていた。

このような流れの中で、商標法においても「最大 5 倍賠償」に改正されたのである。すなわち、第 4 回商標法改正案が 2019 年 4 月 23 日に第 13 期全人大常務委員会第 10 次会議で採択され、同年 11 月 1 日に施行された[240]。同法 63 条 1 項は、旧法の適用要件や懲罰的損害賠償額の算定方法を変更せずに、不正競争防止法 17 条の最大 5 倍賠償を参考したうえに、旧法の最大 3 倍賠償を最大 5 倍賠償に拡充したとともに、同条 3 項は法定賠償額の 300 万元から 500 万元に引き上げた（条文は参考資料 1 を参照）。

5　特許法（2021 年 6 月 1 日）

（1）制度導入の背景

2010 年以降、既に概観したように、「世界一の特許大国」になろうとする中国社会では、自国企業に対してさまざまな特許登録を奨励する政策が施されたことに伴って、特許権を取巻く環境も年々変化しており、国内企業と外資企業（技術移転が強制される制度）は多数の特許が交錯する中で事業活動を行わざるを得ない状況に置かれている。そうした状況において、故意に特許権を侵害する事件が多発するようになり、中国における知的財産権の侵害は世界の話題となった。このような悪質な特許権侵害に対する強力の懲罰的損害賠償制度を導入すべき提案が高まるようになった[241]。

には、海外の先端技術・ノウハウをさらに取り込む必要がある。これまで先端技術を取り込む手段として、海外企業の買収が多用されてきた。しかし近年、中国企業による買収への警戒感が海外で高まったことを背景に、中国はもう一つの導入手段である外資企業の誘致強化を再び評価するようになった。もっとも、対中直接投資は、緩やかな拡大が続いているものの、製造業や情報通信関連といった業種への投資が芳しくなく、産業高度化が進まない可能性がある。こうした危機感も、中国が外資誘致策の見直しに踏み切った背景とみられる。佐野淳也「中国の新しい外資誘致策―先端技術・ノウハウの取り込みが焦点―」環太平洋ビジネス情報 RIM20 巻 77 号（2020 年）31～43 頁参照。

[239] 「優化営商環境条例〔国務院令第 722 号〕」国務院第 66 次常務会議で通過、2020 年 1 月 1 日より施行された。同条例 15 条は、「国家による知的財産権侵害における懲罰的損害賠償制度を制定し、知的財産権に対する迅速かつ協力的な保護メカニズムの確立を推進し、知的財産権紛争の多元的な解決メカニズムと知的財産権の権利保護支援メカニズムを改善し、知的財産権の保護を強化する」と規定する。中央人民政府ウエブサイト：〔http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/23/content_5443963.htm〕（最終検索：2020 年 11 月 1 日）。

[240] 第 4 回商標法改正案が 2019 年 4 月 23 日に第 13 期全人大常務委員会第 10 次会議で採択され、同年 11 月 1 日より施行された。

[241] 史玲＝王英軍「懲罰性賠償制度在我国知識産権領域的適用」天津法学 1 期（2012 年）37 頁、陳澤勇「専利法規定懲罰性賠償的必要性研究」電子知識産権 10 期（2012 年）1 頁、羅莉・前掲注（）22 頁、李彦波『専利領域之懲罰性賠償制度研究』（中国政法大学出版社、2018 年）43～46 頁参照。

これを受けて、立法者は、「裁判運用から見ると、填補的損害賠償は権利者の実際の損失を完全に補償することができないだけではなく、権利侵害行為を抑止することも果たされなかった。ゆえに、より権利者の合法的な権利利益を保護し、故意による権利侵害行為を抑止するために、すでに懲罰的損害賠償を導入すべき意見が出されている。それゆえに、懲罰的損害賠償制度によって、権利者に対する積極的な権利行使を奨励し、特許法保護とイノベーションを激励することが実現されよう」を改正目的として、2012 年 2 月より第 4 回目の特許法改正案が提出された。

そこで、2015 年 4 月 1 日に国家知的財産権局による「特許法改正草案（意見稿の募集）」が発表され、同年 12 月 2 日に国務院法制弁公室による「特許法改正草案（送審稿）」（以下では、送審稿という。）が公布された。送審稿 68 条は、「……故意に特許権を侵害した場合、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上 3 倍以下で賠償金額を確定することができる。」[242]（以下では、最大 3 倍賠償という。）と規定していた。

そして、既に概観した米中貿易戦争を受けて、2018 年 12 月 23 日、第 4 回目の特許法改正審議において、「最大 5 倍賠償」[243]の導入が必要とされた。このような変更に対して、立法者は、「特許保護を強化し、特許権者の権利利益を保護し、……特許権者が立証責任の困難さ・訴訟に係る時間の長さ・訴訟コストの高さ・賠償額の低さ・法的効果の不十分、訴訟では勝ったが、金銭面で敗訴したことなどの問題を解消する」[244]ことなどを法改正目的として掲げた。特許法改正草案が第 13 回全人大常務委員会第 7 回会議に上程され、2020 年 10 月 17 日の第 13 回全人大常務委員会第 12 回会議で採択され、2021 年 6 月 1 日より施行される。

新特許法 71 条（以下では、特許法 71 条という。）は送審稿の「最大 3 倍賠償」を「最大 5 倍賠償」に変更したと他に、同条 2 項の法定賠償額 100 万元を最高 500 万元に引き上げた。なお、法定賠償額が設けられなかった点は、商標法、不正競争防止法、著作権法と異なるところである（条文は参考資料 1 を参考）。

（2）制度機能をめぐる議論状況

立法者による特許法改正草案（送審稿）に関する説明では、賠償額の低さ・法的効果（懲罰的機能）の不十分などの問題を解消するために、最大 5 倍賠償を懲罰的損害賠償制度として特許法に導入させたと明言されている[245]。つまり、立法者は、特許法 71 条の主たる機能が懲罰であると主張している。

---

[242] 国務院法制辨公室「中華人民共和国専利法修訂草案（送審稿）（2015 年 12 月 2 日）」・何勤華＝李秀清＝陳頤『新中国民法草案総覧（増訂本）』（北京大学出版社、2017 年）2497 頁参照。

[243] 国家知識産権局「現行専利法與第四次修改後専利法対象表」（2020 年 10 月 23 日）〔https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=153645&colID=2197〕（最終検索：2020 年 11 月 19 日）。

[244] 国家知識産権局「《関於＜中華人民共和国専利法修訂草案（送審稿）＞的説明》」第三部分参照。

[245] 国家知識産権局・前掲注（169）第三部分参照、朱理「専利侵権懲罰性賠償制度的司法適用政策」知識産権 8 期（2020 年）21 頁参照。

学説では、馬忠法と謝迪揚は上述した多数説をふまえて、特許法 71 条の機能は非難と予防であり、社会を代表として司法裁判の形で特許権侵害行為に対する否定的な評価を下し、巨額の賠償金を課し、これらによって特許権侵害行為を抑止する役割を果たそうとするものである、と解している[246]。

また、特許法 71 条の機能は、特許権者の実際の経済的損失を填補するものであるとの見解もある。この見解によると、これまでの人民法院は、特許権者の直接的損失を容認するのみであり、間接的損失を認めない傾向にある。認められた事件の中でも、侵害者が侵害により得た利益、特許の実施許諾料の合理的倍数ないし人民法院に命じられた法定賠償額は、特許権者の実際の損失を完全に賠償することができなかった傾向にある。そこで、懲罰的損害賠償を請求することによって、実際の損失を完全に賠償できなかった部分を填補することができる。よって、当該制度は、実際の損失を追加的填補する効果が生じることとなるのである[247]。

6　著作権法（2021 年 6 月 1 日）

（1）制度導入の背景

2010 年代以降、中国国内では、一方で、インターネットの普及による知的財産権をめぐる紛争が増え、とりわけ著作権に関する悪質な権利侵害案件がかつてないほどに増加する現象と問題が次々と発生している。このようなデジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するために、学界から懲罰的損害賠償制度の早期導入を求める声が多数上がっていた[248]。

こうしたなか、知的財産権保護の強化と著作権に関する紛争を減少させるために、2011 年 7 月 13 日に第 3 回の著作権法改正が国家版権局によって開始された[249]。当該改正草案で

---

[246] 馬忠法＝謝迪揚「専利法中的懲罰性賠償問題研究―以≪専利法修正案（草案）≫第 72 条的適用為視角」武陵学刊 45 巻 2 期（2020 年）46 頁参照。

[247] 羅莉・前掲注（）22 頁参照。

[248] 著作権法において懲罰的損害賠償制度を導入すべきであると多くの学説が提唱されている。このように提唱する理由付けを 4 点に分けて挙げる。すなわち、第 1 に、著作権侵害を有効的に打撃することができる、第 2 に、填補的損害賠償による補償の不足を補充することできる、第 3 に、著作物の性質による需要である、第 4 に、著作権者が積極的に著作物を創作し、かつ積極的に自己の著作権を侵害したと主張することができる、のである。袁杏桃『著作権侵権懲罰性賠償研究』（知識産権出版社、2019 年）207 頁参照。

[249] 国家版権局は著作権法を改正するため、2011 年 7 月に国家版権局著作権法改正作業グループと国家版権局著作権法改正作業専門委員会を立ち上げ、人民大学知的財産権学院、社会科学院法学研究所知的財産権研究センターおよび中南財経政法大学知的財産権研究センターに著作権法の改正草案を起草させた。第 3 回の法改正趣旨について、次の 5 点にまとめる。すなわち、第 1 に、前 2 回の法改正は急速な経済および科学技術の発展による諸現実問題を対応できなかったこと、第 2 に、知識経済時代における科学技術の発展と社会環境の変化に相応する著作権法が必要とされること、第 3 に、新たな国際情勢の推移下で、自国の経済利益と国際的競争力を守ること、第 4 に、現に特許法と商標法は法改正が行われているため、著

は、「最大 3 倍賠償」という形で懲罰的損害賠償が導入された。

しかしながら、2019 年 11 月、著作権法改正草案審議中において、中共中央辨公庁及び国務院辨公庁は、知的財産権の保護を強化することは、財産権保護制度を完備する最も重要な内容であり、経済の競争力を高める最大の奨励であることを理由として、「知的財産権の保護への強化に関する意見」を公布した[250]。当該意見では、2022 年までに、多発した知的財産権侵害事件を効果的に抑制し、特許法と著作権法などの法領域へ懲罰的損害賠償制度の導入を加速し、知的財産権侵害行為への懲罰を強化するなどの政策指導が確立された。このような共産党の指示を実行するために、著作権法が特許法と同様に米中貿易戦争の影響を受けて、懲罰的損害賠償制度の強化を法改正の課題とされたため、当初の改正草案の「最大 3 倍賠償」を「最大 5 倍賠償」に変更されたのである。

以上のように、第 3 回の著作権法改正開始からその審議や検討に 10 年間も経ったが、ようやく 2020 年 5 月 1 日に著作権法改正草案（意見募集）[251]が全人大によって公表された。同年 11 月 11 日の第 13 期全人大第 23 次会議で採択され、2021 年 6 月 1 日より施行されることとなった。なお、著作権法 54 条 1 項は、懲罰的損害賠償額の上限を送審稿 76 条 2 項の「……3 倍賠償」から「最大 5 倍賠償」と増額した。これによって、新法における懲罰的損害賠償額の上限設定は、商標法、特許法、不正競争防止法と横並びの賠償範囲となった。

（２）懲罰的損害賠償制度導入の目的

立法者は著作権法に懲罰的損害賠償制度を導入した理由について、中国における健全な経済発展と長期にわたりあらゆる産業分野における国際競争力を強化する観点から、著作権保護の強化に力を入れ、故意による著作権侵害を効果的に懲罰・抑止することが法改正の重要な目的の一つである、と述べている[252]。要するに、立法者の意図は、著作権保護は経済発展するに重要になるはずであるという観点から、著作権侵害を懲罰・抑止するために、懲罰的損害賠償制度を取り入れたのである。

（３）制度機能をめぐる近時の議論状況

作権法の改正がそれらの法改正に遅れたこと、第 5 に、経済社会とハイテク産業の発展とともなって、全社会、法学界および全人大から著作権法改正の提案が出されたこと、ということである。国家版権局「関於≪中華人民共和国著作権法≫（修改草案）的簡要説明（2012 年 3 月）」（何勤華＝李秀清＝陳頤『新中国民法草案総覧（増訂本）』（北京大学出版社、2017 年）2363 頁参照。

[250] 中共中央辨公庁国務院辨公庁印発「関於強化知識産権保護的意見」2019 年 11 月 24 日、〔中央人民政府ウエブサイト：http://www.gov.cn/zhengce/2019-11/24/content_5455070.htm〕（最終検索：2021 年 3 月 19 日）。

[251] 全人大「中華人民共和国著作権法」（2020 年 11 月 19 日）〔中国人大ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/848e73f58d4e4c5b82f69d25d46048c6.shtml〕（最終検索日：2020 年 11 月 27 日）。

[252] 全人大「著作権法修正案草案三審稿提請審議―加大対侵犯著作権行為懲治力度」（法治日報、2020 年 11 月 11 日）〔http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/89c23464f82a4fcd9035e0448d7c42b4.shtml〕（最終検索日：2020 年 11 月 13 日）。

近時では、著作権法 54 条 1 項の主たる機能は懲罰であるという多数説を批判する見解が見られる。知的財産法学者の蔣舸は、当該制度の機能は懲罰ではなく、予防であると主張している。彼女は、著作権法改正草案における最大 3 倍賠償は「加重的損害賠償」であると解している。なぜならば、そもそも著作権法が「懲罰的損害賠償」という名称を使用せず、単に最大 3 倍賠償の形で損害賠償として導入したのである。それにもかかわらず、学界では、最大 3 倍賠償を懲罰的損害賠償として論じられていることが誤認識であり、それを訂正すべきであると称している。もっとも、加重的損害賠償は、懲罰的損害賠償と本質的に異なっており、故意または害意による権利侵害行為に対する懲罰ではなく、権利侵害者の害意性に応じて填補的損害賠償より付加した賠償額を権利侵害者に加え、これによって、その他の潜在的な権利侵害行為の発生を未然に防ぐためである。

この見解は、二つの視点から最大 3 倍賠償制度の機能を予防に限定的解釈すべきであると説明している。一つは、著作権法の特徴である。著作権法は知的な創造活動を調整と促進することを最大な目標としている。それは、知的な創造活動によって生み出された成果に対する権利侵害が容易であり、かつ権利侵害行為の隠蔽性が高いであるために責任追及が困難にある。そのため、著作権法は権利侵害者に対して加重的損害賠償を命じなければ権利侵害行為を予防することができないからである。二つ目は、イノベーション活動が継続性を持つ特徴である。イノベーション活動では、後に創作された著作物が権利侵害と見做される可能性が高い。それゆえに、著作権法は懲罰目的を求めるのであれば、それにより過剰な予防効果をもたらすこととなるため、イノベーション活動に大きなダメージを与えてしまう危険性がある。このことは著作権法の趣旨である知的な創造活動を調整と促進することに反することになる。したがって、著作権法は、加重的損害賠償を必要とし、懲罰的損害賠償を排除すべきである。最大 3 倍賠償を懲罰的損害賠償制度と称し、懲罰的機能として捉えている多数説は誤っているため、「加重的損害賠償」と名付けるべきである[253]と提案されている。

なお、法改正により最大 3 倍賠償から「最大 5 倍賠償」になったが、懲罰的損害賠償ではないという性質は変わっていないというのがこの見解である。

このように、近時では、著作権法 54 条 1 項の機能は懲罰であるに多くの学者に認識されていることに対して、当該制度は懲罰ではなく、予防機能の「加重的損害賠償」であり、これは著作権法 54 条 1 項の適切な表現であると主張する少数説も見られるようになってきている。

7　人民法院による意見、地方条例および司法解釈（2020 年 9 月～2021 年 3 月）

上述のように、知的財産権法領域において懲罰的損害賠償制度が統一された「最大 5 倍賠償」の形で導入されるようになった。こうした状況において、最高人民法院と一部の高級

[253] 蔣舸「著作権法與専利法中“懲罰性賠償”之非懲罰性」法学研究 6 期（2015 年）80 頁参照。

人民法院では、懲罰的損害賠償における適用の強化と具体的適用に関する意見や規定、また地方では懲罰的損害賠償の適用を徹底的かつ補充するために地方条例、近時では最高人民法院による司法解釈が公布されている。これらのものが裁判運用に及ぼす影響を度外視することはできない。よって、以下では、その動きを概観しよう。

（1）人民法院による意見

（ⅰ）最高人民法院

2020 年 9 月 14 日に、最高人民法院は「法に基づく知的財産権侵害行為に対する懲治の強化に関する意見」[254]を公布した。当該意見は、「案件を公正に審理するために、法に基づき知的財産侵害行為に対する懲罰を強化し、侵害行為を有効に抑止し、良好な法治化されたビジネス環境を構築し、知的財産権裁判の実情を考慮する」ことを目的としている。

当該意見は、最高人民法院による知的財産権の保護を強化する活動の一環として、知的財産権侵害紛争処理に関する重要なポイントについて定めたものである。とりわけ同意見の三の 10 は、「故意による他人の知的財産権を侵害することに対して、情状が重大な場合に、法に基づいて権利者の懲罰的損害賠償請求を支持し、懲罰的損害賠償による故意の権利侵害行為に対する抑止効果を十分に発揮する。」ことを強調している。

また、同年 11 月 16 日に、最高人民法院は「著作権と著作隣接権に関する意見」[255]（以下では、最高人民法院意見という。）を公布した。当該意見 7 条は、「実際の損失、侵害行為により得た利益、ライセンス料を算定することが困難な場合には、当該権利の類型、市場価値と権利侵害者の主観的故意、権利侵害の性質と規模、損害の度合いなどの要素を総合的に考慮し、著作権法および司法解釈などの関連規定に基づいて合理的に損害賠償額を確定する。故意に権利を侵害し、かつ情状が重大な場合には、権利者は権利侵害者に対して懲罰的損害賠償を請求したとき、人民法院は法に基づいて審理する。権利者は権利主張のために支出した合理的な費用（訴訟費用・弁護士費用などを含む）を立証明できたとき、人民法院はそれを支持し、かつ損害賠償額と別に単独で計算する。」と明示している。

（ⅱ）各高級人民法院

（ⅱ―ⅰ）北京市高級人民法院

2020 年 4 月 23 日、北京市高級人民法院知的財産権法廷は、「知的財産権侵害及び不正競争案件を適切に審理し、知的財産権保護の水準を高め、裁判基準を統一し、知的財産権市場価値と協調した損害賠償メカニズムを確立するため、著作権法・商標法・特許法・不正競争防止法などに基づき、法律及び最高人民法院の司法解釈に基づき、北京市の裁判実務と結び

---

[254] 「最高人民法院関於依法加大知識産権侵権行為懲治力度的意見（法発［2020］33 号）」（2020 年 9 月 14 日）〔最高人民法院ウエブサイト：http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-255591.html〕（最終検索：2020 年 11 月 13 日）。

[255] 「最高人民法院関於加強著作権和與著作権有関的権利保護的意見（法発〔2020〕42 号）」（2020 年 11 月 16 日）〔最高人民法院ウエブサイト：http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-272221.html〕（最終検索：2020 年 11 月 20 日）

付ける」ことを目的として、知的財産権侵害及び不正競争事件及び著作権侵害、商標権及び不正競争事件における損害賠償と法定賠償額の確定おいて考慮する事項及び裁判基準について指導意見と裁判基準[256]（以下では、北京意見という。）を公布した。

北京意見では、損害賠償の確定[257]、填補的損害賠償と法定賠償額の具体的な確定方法が定められ、中には懲罰的損害賠償における適用要件の「悪意」と「情状が重大」に関して、具体的な態様を列挙として示されている。すなわち、悪意が直接的故意、情状が重大を重大な損害という結果が生じたことを指すと説明されている。その具体的な例として、悪意と情状が重大の認定を７～８種類に挙げられている（参考資料４を参照）。また、懲罰的損害賠償額の算定基準（実際の損失、侵害により得た利益、ライセンス料の倍数）には、原告が権利主張のために支出した合理的な費用を含まれないとされている。

（ⅱ―ⅱ）天津市高級人民法院

2020 年 12 月 17 日に、天津市高級人民法院は北京指導意見と内容がよく似た紀要[258]（以下では、天津紀要という。）を配布した。すなわち、天津紀要は、知的財産権侵害における懲罰的損害賠償の適用要件を認定にあたって、いくつかの具体的態様を設けて、それに当てはまる場合、故意と情状が重大と認定すると示している（参考資料４を参照）。

なお、当該紀要は、懲罰的損害賠償額の算定基準（実際の損失、侵害により得た利益、ライセンス料の倍数）には、権利者が権利侵害差止に支払った合理的な支出は含まれないとしている。

（ⅱ―ⅲ）深圳市高級人民法院

2020 年 12 月 18 日、深圳市高級人民法院は、「知的財産権侵害における懲罰的損害賠償の適用を規範するために、民法、商標法、不正競争防止法など、最高人民法院の司法解釈と深圳経済特区知的財産権保護条例の規定に基づき、深圳市の裁判実務を考慮する」ことを掲げて指導意見[259]（以下では、深圳意見という。）を配布した。

深圳意見は北京意見と天津紀要と大きく異なって、懲罰的損害賠償の具体的な適用をよ

---

[256] 北京市高級人民法院知的財産権法廷「北京市高級人民法院関於侵害知識産権及不正当競争案件確定損害賠償的指導意見及法定賠償的裁判標準（一）」（2020 年 4 月 23 日）〔北京法院ウエブサイト：http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/04/id/5090617.shtml〕（最終検索：2020 年 11 月 13 日）。

[257] 指導意見１の１は、「損害賠償の確定には知的財産権市場の価値動向を堅持し、補填の原則を遵守し、主に補償、懲罰を補助とする損害賠償司法認定メカニズムを具現化する。被告は過失により他人の知的財産権を侵害、或いは不正競争行為を行い、損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。」と規定する。

[258] 董珺「天津高院《関於知識産権侵権案件懲罰性賠償適用問題的審判委員会紀要》」知識時事（2020 年 12 月 17 日）〔中国知識産権協同創新ウエブサイト：http://ciipr.njust.edu.cn/cf/eb/c11092a249835/page.htm〕（最終検索：2020 年 12 月 20 日）。

[259] 深圳市高級人民法院「関於知識産権民事侵権糾紛適用懲罰性賠償的指導意見（試行）」（2020 年 12 月 18 日）〔専利保護ウエブサイト：http://www.ruixinbaohu.com/news/213.html〕（最終検索：2020 年 12 月 20 日）。

り詳細に提示していることである。そこでは、懲罰的損害賠償額の算定基準を立証する責任について、遅くとも第一審の口頭弁論終結までに被害者によって証明されなければならない内容まで設けられている。

なお、懲罰的損害賠償額の算定基準（実際の損失、侵害により得た利益、ライセンス料の倍数）には、原告が権利主張のために支出した合理的な費用を含まれないとされていることは、北京意見と同様である。

以上のように、最高人民法院、各高級人民法院は、中国全国に先駆けて自ら懲罰的損害賠償額の算定方法を具体的に定める意見内容を相次いで打ち出している。つまり、各高級人民法院は、上記した最高人民法院の方針を基づいて、実務で知的財産権侵害行為に対して、懲罰的損害賠償制度を積極的かつ着実に推進する姿勢を見せている。

しかしながら、司法の最高権威を有する最高人民法院は、懲罰的損害賠償額の算定基準には、権利主張のために支出した合理的な費用、つまり訴訟費や弁護士費用などが含むと明確に示したにもかかわらず、天津人民法院は、それに反する紀要を出している。そうすると、懲罰的損害賠償額に関する算定基準の判断に共通性を欠くことになっている。つまり、実際の裁判運用において、具体的事件における人民法院が示した判断基準が異なることによって、同類の事件に対して人民法院によって判決が異なることは不公平である。言い換えれば、天津高級人民法院は何故に、統一の判断基準が示された最高人民法院意見に反する判断基準を設ける必要性があるかについて説明をしなかったため、裁判運用では、混乱が生じうるのであろう。

（２）地方条例

すでに概観したように、中国はアメリカと関係の悪化による経済への影響を勘案し、受け入れ可能な知的財産権法分野では緩和案として、懲罰的損害賠償制度の導入と強化に力を入れた。このような経済貿易の情勢が激しく変化してきている背景下で、国務院は外資企業の投資促進するために、2019 年 12 月 31 日「外商投資法実施条例」[260]と 2020 年 1 月 1 日に「外商投資法」[261]を急いで成立させた。

---

[260] 「外商投資法実施条例」は、外商投資法の実務的な規則として、外商投資の促進、優遇税制の享受、技術移転の強要禁止、営業秘密の保持、国家利益で政策に係る約束事項などが定めている。

[261] 「外商投資法」は、中国における外国投資者による会社の設立や買収等をはじめとする投資活動、外商投資の財産や業務機密の保護、および外商者の権利権益の保護などを規定するものであり、2015 年に草案が発表され、2019 年 3 月 15 日の第 13 期全人大常務委員会第 2 回会議で採択され、2020 年 1 月 1 日より施行された。外資投資について、同法 2 条 1 項は「外国の自然人、企業又はその他の組織が、直接または間接的に中国国内において行う投資活動を指す」と定め、同条 2 項は投資活動の内容を「①外国投資者による中国国内での外商投資企業の設立、②外国投資者による中国国内企業の株式等の権益の取得、③外国投資者による中国国内で投資の新規プロジェクト、④法律等の規定するその他の方式による投資」、同条 3 項は外商投資企業について「投資の全部又は一部を外国投資者が行い、中国の法律に基づき中国国内において登記登録を経て設立された企業をいう。」と規定する。なお、外商投資法の施行に伴い、中外合弁経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法および中外合弁経営企業法実施条例、中外合弁経営企

これを受けて、2020 年 9 月 25 日に、上海市人民代表大会は上海市のより高水準の対外開放などを加速するため、「上海市外商投資条例」を公布した[262]。同条例は、外商投資法を背景として、上海市で多国籍企業本部などを設立する外国投資者を奨励かつ支持するためのものである反面に、私法上の個人ではない公権力の有する上海市各級人民法院が外国投資者と外資系企業に「懲罰的損害賠償」を課すことができるものである。

同条例 29 条 2 項（条文は参考資料 3 を参照）は、上海市の各級人民法院が外国投資者と外資系企業による反復的な権利侵害行為、悪意による権利侵害行為、およびその他の情状の重い権利侵害行為に対して、法に基づき「懲罰的損害賠償」などの懲罰する措置を適用することができる、と明定している。要するに、上海市は、従来の被害者による懲罰的損害賠償の請求を上海市の各級人民法院にその適用ができるようと示しているのである。

しかしながら、具体的に、上海市の各人民法院は知的財産権を侵害した外国投資者・外資系企業に対して、どのような「懲罰的損害賠償」を適用するかについて言及されなかった。つまり、同条例のいう「懲罰的損害賠償」とは何か、如何なる法に基づき、如何なる懲罰的損害賠償額の算定方法と賠償額の範囲になるのかについて、不明であるのである。

このように、上海市は中国最大の経済都市であり、全国の先行として経済の拡大や外資系企業の投資意向の更なる増大を牽引としつつも、外資系企業規制強化という認識下において、外資系企業が自国企業と同様に懲罰的損害賠償制度の適用ができる上海市外商投資条例を公布した。上海市のような地方条例の公布後、全国各地も同様に、知的財産権侵害における外国投資者と外資家企業に対する懲罰的損害賠償の適用が普及していく可能性があるため、今後、裁判運用の状況とともにその動きを注目していく必要があろう。

（3）司法解釈（2021 年 3 月 3 日）

すでに概観したように、知的財産権関連法にとどまらず、民法においても懲罰的損害賠償制度が導入された。これらの法律を施行するために、各人民法院は自ら当該制度の適用に関する意見や規定なども公布している。

しかしながら、これらのものは裁判実務において、その具体的な適用、つまり主観的「故意」と「悪意」要件との関係、客観的「情状が重大であること」の認定基準、および懲罰的損害賠償額の算定基準およびその範囲等に関して統一性を欠けている。他方で、2020 年 11 月 30 日に、習近平は中央政治局第 25 回勉強会では、「確実に知的財産権における懲罰的損

業合弁期限暫定規定、外資企業法実施細則、中外合作経営企業法実施細則が廃止となった。

[262] 「上海市外商投資条例」（上海市人民代表大会常務委員会公告第 45 号）は 2020 年 9 月 25 日に上海市第 15 人民代表大会常務委員会第 24 回会議に通過され、2020 年 11 月 1 日より施行された。同条例 1 条は「本市のさらなる高いレベルの対外開放を一層推進し、外商投資を促進・安定させ、外商投資の合法的な権利利益を保護し、全面的な開放の新局面の形成を加速するために、『外商投資法』、『外商投資法実施条例』などの法令規則に基づき、本市の実情に照らし合わせて、本条例を制定した。」を目的として掲げている。〔https://sww.sh.gov.cn/swdt/20201012/1fbecfc2d2264e6db9f7c0c00fb9eb20.html〕（最終検索：2020 年 12 月 1 日）。

害賠償制度を急いで施行する」[263]ことを強調した。

このような実務上の問題点を解決しかつ習近平の指示を実行するために、2021 年 2 月に、最高人民法院は、「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」（以下では、知的財産権侵害に関する司法解釈という。）を公布した[264]（参考資料 5 を参照）。当該司法解釈は、正確に知的財産権侵害における懲罰的損害賠償制度を実施し、重大な知的財産権侵害行為を懲罰し、知的財産権の保護を全面的に強化するために、民法・種子法・商標法・不正競争防止法・特許法・著作権法・民事訴訟法等の関連法律に基づき、かつ裁判実務を踏まえることを目的として掲げている

当該司法解釈では、民法における懲罰的損害賠償の主観的要件である「故意」は、商標法・不正競争防止法における当該制度のいう「悪意」と同じ意味と理解すべきであると明確に示されている。また、当該司法解釈 3 条に列挙された 5 種類態様のうちいずれかに該当する場合、「故意」にあたるとされている。さらに、「情状が重大であること」の認定に関して、4 条に 6 種類の態様が挙げられている。そして、懲罰的損害賠償額の算定基準には原告が権利侵害を抑止するために支出した合理的な経費を含むか否かが必ずしも一致していないため、5 条に規定された「法律に別途規定がある場合はそれに従う」は異なる事件の類型にそれぞれ対応の法律が適用されることを意味することになっている。

8　小括

第 5 節で概観したように、不法行為責任法における懲罰的損害賠償制度が明文化されたことを契機として、それ以降、当該制度が知的財産権分野まで拡大されてきていた。これは、知的財産権侵害事件の多発によって外国からの批判を受けながら、当初の「知識経済」から近時の「知財強国」へ転換された国策を施行するために、アメリカ特許法を参照として、最初に商標法、次に種子法に「最大 3 倍賠償」が導入された。その後、米中貿易戦争を受けて、アメリカとの関係を緩和策および衰退した国内の経済を回復させるために、中共と国務院による知的財産権保護の強化政策が推進されていた。そのために、種子法を除き、商標法、不正競争防止法、特許法および著作権法が統一とした「最大 5 倍賠償」という形で懲罰的損害賠償制度が改正・導入されるようになった。それと他に、各人民法院による知的財産権の保護を強化するために、懲罰的損害賠償制度に関する具体的適用の意見、司法解釈なども公布された。さらに、上海市は人民法院が外商投資者・外商投資企業に対して懲罰的損害賠償

---

263 「習近平在中央政治局第二十五次集体学習時強調　全面加強知識産権保護工作　激発創新活動推動構建新発展格局」（2020 年 12 月 1 日）〔新華ウエブサイト：http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-12/01/c_1126808128.htm〕（最終検索：2021 年 4 月 1 日）。

264 最高人民法院「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈（法釈〔2021〕4 号」、2021 年 2 月 7 日、最高人民法院審判委員会第 1831 回会議にて可決され、2021 年 3 月 3 日より施行される。

制度を適用することできる条例も公布したのである。

制度機能については、近時の学界では、「最大 5 倍賠償」の機能は懲罰であるという多数説に対して、正面から当該制度は懲罰ではなく、予防機能であると解する見解が少数ながら存在している。

第 5 節　まとめ

本章では、立法史という角度から、懲罰的損害賠償制度の形成に関わるさまざまの法規定に着目した。そこでは、立法化に至るまでの内容を時系列に沿って概観し、制度機能を意識しつつ、その立法過程ないし立法後において如何なる議論がなされたのか、これらの議論が現行法法制にどのような影響を与えたのかを検討した。そこで、第 2 章以降の懲罰的損害賠償制度の適用に関する研究へとつなげていくために、ここで第 1 章を時系列にしたがって３つの段階に分けて簡単にまとめ、その特徴を示したうえに分類しておく。

（1）まとめ

①第 1 段階として、不法行為責任法の制定前である。

90 年代の中国では、社会主義市場経済体制への転換・進展につれて、悪性の強い偽物被害事件かつ重大な社会問題が惹起された。これらの被害事件が、政治体制全体の安定性に影響を与える社会問題となってきた。これを解決するために、当時の社会経済の発展のニーズに合わせて、既存の民間社会規範ないし慣行に基づいて立法化された 1994 年消費者法 49 条のいう「増額賠償」が導入された。当該制度の立法目的は、訴訟推奨であり、それによって詐欺行為を抑止するのである。

その後、経済の発展と伴って、不動産領域における商品住宅および食品安全領域においても、悪質な侵害事件が多発してきた。それに対応するために、商品住宅に関する司法解釈と食品安全法は消費者法の「増額賠償」を踏襲し、「支払済みの商品住宅の代金と相当額以内」と「食品価格の 10 倍賠償」という形で懲罰的損害賠償として認めた。

なお、この段階では、主に契約領域において、当該制度が適用されているのである。

②第 2 段階として、不法行為責任法の制定である。

2000 年代に入ってから、経済発展の国内改革やさらなる対外改革開放政策による経済の高度成長期に突入したとともに、製造物の欠陥によって財産のみならず生命・身体的な被害事件が増加するようになってきた。このような社会問題は経済の発展と社会の安定を揺るがす重大な起因となる。そのために、欠陥製造物の製造・販売に対する懲罰、将来におけるそのような行為の抑止として、不法行為責任法において、「懲罰的損害賠償」という用語を正面に押し出した懲罰的損害賠償制度が立法化された。

なお、この段階では、消費者という個人の被害にとどまらず、欠陥製造物による大規模の被害―不法行為―が社会全体として取り組む課題となり、それを対応するために、「懲罰的損害賠償」の明文化が強く求められたのである。

③第 3 段階を一言でいえば、不法行為責任法の制定後、懲罰的損害賠償制度の拡大と強

化である。

2010 年以降、中国は「世界第二の経済大国」へ成長してきた。一方、内需主導型経済へ転換とともに、さまざまな経済政策による消費市場の拡大されたことによって、旅行契約に関する紛争、商品またはサービス、食品安全、医療と薬品および環境汚染・生態破壊のそれぞれの分野において新たな社会問題が発生してきた。これらの問題を解消するために、それぞれの法領域および司法解釈などに懲罰的損害賠償制度の適用が拡大されていた。とりわけ、2018 年以降、知的財産権法領域では、さらなる大きな経済的利益を生み出せることや米中貿易戦争による経済的活路や社会の安定に支えになること、並びにアメリカとの緊張関係を打破するための緩和策として、国家を挙げて知的財産権保護の強化に懲罰的損害賠償制度が全面的な導入がなされたのである。

他方では、2020 年にとうとう民法典が成立した。そこで、懲罰的損害賠償制度を一般条項として認められたうえに、環境侵害と生態破壊責任も当該制度が明文の形で適用されるように拡大された。これによって、中国法における懲罰的損害賠償制度は、始まりの個人の権利利益の保護や救済から社会全体的利益の調整に着眼することへと発展してきた。

（2）特徴

中国法における懲罰的損害賠償制度の各法領域の実定法化の形成過程からみると、以下のような特徴を指摘することができる。それは、経済発展による実際の社会で発生したさまざまな深刻な被害事件への対処姿勢を示すために、その都度ごとに応急措置として党・立法者によって懲罰的損害賠償制度が導入されていったという点である。

また、当該制度の導入領域も拡大された。それは契約領域だけではなく、不法行為領域へと広がった。さらに、賠償制度の内容面も拡充した。損害の対象は、当初の個人への有形の財産権侵害から生命・身体の侵害、無形の財産権侵害、そして国家財産に対する環境汚染と生態破壊の侵害へ拡大された。そして、懲罰的損害賠償額の上限も増額される傾向である。

そして、制度の機能的面からみると、当初の訴訟推奨から、加害者を懲罰することによって加害行為を抑止する機能が積極的に語られている傾向にある。近時では、潜在的な加害者の注意を喚起させ、それによって類似の加害行為を予防、法律の執行機能および社会全体に対する監視機能と行為規範的な機能を持たせようとすることが明確に志向されている。

これらの特徴を総合的に考えれば、現実の社会で頻繁に発生するさまざまな種類の社会問題によって、人々の不満をもたらされている。このような社会問題は経済秩序と政治体制の安定性を揺るがすこととともなるため、これに対する応急的解決手段として、各個別法レベルにおいて「手探りで道を探す」という特殊な立法方式を採っていると評価することができよう。すなわち、「実用主義」を実践しようとする法思想のもとで、経済発展のためには政治的安定が必要であるとして、必要な時に必要に応じた立法をすることによって、それぞれの法域へ懲罰的損害賠償を導入していったのである。とりわけ、知的財産権における懲罰的損害賠償制度はアメリカとの政治・経済関係と密接的に関連していることが明らかであると評価できよう。

こうした中国法における懲罰的損害賠償制度の形成メカニズムからみると、すべての制度はアメリカ法の影響に限らず、中国の伝統を色濃く残している。すなわち、制度の最初期のものであった 1994 年消費者法における「増額賠償」制度は、中国固有の慣行によってその骨格が定められ、訴訟奨励を立法目的としたものであった。それを、一部の学者はアメリカ法上の懲罰的損害賠償制度における「懲罰性」の議論をもって正当化しようとしたことも明らかになった。要するに、増額賠償制度は中国の伝統的な慣行から由来し、それを正当化するためにアメリカの学説によって後付けさせられたのである。このような学説の継受は、商品住宅に関する司法解釈、食品安全法までその影響を与え続けたのであった。

しかし、2010 年不法行為責任法の制定にともなって、中国法における懲罰的損害賠償制度はアメリカ法にならって大きな変容を遂げた。立法レベルでは、中国固有慣行の土台をふまえて、アメリカ法における学説の影響を強く受けながら、法の体系性の問題や「民刑峻別論」を棚上げし、制度の機能は懲罰・抑止であることを正面から認めた。特に、現行消費者法、医療責任損害に関する司法解釈および民法典においても明確に「懲罰的損害賠償」という名称を用いられるようになった。要するに、アメリカ法との関係について、二つの段階に分かれる。一つは、中国固有の慣行を受ける時期、もう一つは、アメリカ法の影響を受ける時期である。この時期の境目が不法行為責任法の制定なのである。つまり、不法行為責任法の制定前まで、懲罰的損害賠償制度自体はアメリカ法からの影響ではなく、懲罰機能に対する説明するために、アメリカ法における懲罰的損害賠償制度の懲罰性理論を用いただけであった。

かくして現在の中国法における懲罰的損害賠償制度は、制度創設から約 30 年をかけて、この間の中国の政治・経済・社会的変化を受けて、中国独自の性格を備えるようになった。それは、一方ではアメリカ法の影響ながらもやはりそれと異なる独自の性格であるといえる。

（3）分類

さまざまな特定領域に散在する制度についての学説の議論状況を検討するために、現行法における当該制度を被侵害保護利益の類型ごとに分類したい。このように分類する理由は、これらの制度の要件と効果、つまり主観的故意や懲罰的損害賠償額の算定基準および賠償額の範囲ないし上限がそれぞれの法領域において異なっている状況にあるからである。このような問題が存在することは、例えば以下のような事件を考えてみればわかる。

A は B の販売する 70 元の「自熱鍋」（2 層の入れ物の間に使い捨てカイロのような発熱体を入れて 15 分間で熱々の鍋ができる近年の中国ならではのインスタント食品である）を購入した。食べている最中に自熱鍋が爆発し、それによって A が酷い火傷をした。

さて、このような場合、A には財産権侵害（自熱鍋）と生命・身体の侵害（火傷）が生じている。こうして、A は、一体どの条項に基づいて、B に対して懲罰的損害賠償を請求すればいいか、或いはどの条項に基づいて懲罰的損害賠償額がより多く得られるか、という問題が生じる。

このような問題があるため、本論文では被侵害保護利益の類型ごとを分類した方がよいと考え、現行法における懲罰的損害賠償制度を①「財産権侵害型」と、②「生命・身体侵害型」という二種類に大別しよう（参考資料 6 と参考資料 7 を参照）。

詳しく言えば、①「財産権侵害型」に分類したものは、消費者法 55 条 1 項、食品安全法 148 条 2 項、旅行法 70 条 1 項、民法 1185 条、民法 1232 条、薬品管理法 144 条 3 項、商標法 63 条 1 項、種子法 73 条 3 項、不正競争防止法 17 条 3 項、特許法 71 条 1 項、著作権法 54 条 1 項、という 11 箇条である。

また、①「財産権侵害型」については、「知的財産権利益侵害型」と「財産権侵害型」を区別して検討を加える。「知的財産権利益侵害型」に分類したのは、民法 1185 条、商標法 63 条 1 項、種子法 73 条 3 項、不正競争防止法 17 条 3 項、特許法 71 条 1 項、著作権法 54 条 1 項である。「財産権侵害型」に分類したのは、民法 1232 条、消費者法 55 条 1 項、食品安全法 148 条 2 項、旅行法 70 条 1 項、薬品管理法 144 条 3 項である。

そして、②「生命・身体侵害型」に分類したものは、消費者法 55 条 2 項、食品安全法 148 条 2 項、旅行法 70 条 1 項、民法 1207 条、民法 1232 条、薬品管理法 144 条 3 項という 6 箇条である。

第 2 章　懲罰的損害賠償の要件・効果をめぐる学説の動向

本章では、さまざまな特定領域に散在する懲罰的損害賠償制度の概要を把握するために、適用要件および効果（参考資料 1 と参考資料 7 を参照）について如何に定められているのか、これに対して学説ではいかなる議論が展開されているかを検討する。検討の対象として現行法における懲罰的損害賠償制度に限定することとする。なぜなら、まず、第 1 章でも見てきた不法行為責任法、民法総則はすでに民法の施行により廃止されているからである。また、最高人民法院による司法解釈・意見および地方条例も確かに重要であるが、それらは「法律」ではなく、政治・社会・経済又は政策によりしばしば変更または削除されてしまうからである。これらの理由から、以下では、現行法を中心に検討することとする。

そしてさらに、本論文では、懲罰的損害賠償に関して、私人による民事訴訟の利用を促進するためには、訴訟する際に被害者側の立証責任を軽減する必要があるのではないかという立場から、要件論における主観的故意と客観的実損害の発生、その効果論としての賠償額の算定方法と範囲を中心に検討する。その理由は次のとおりである。

主観的故意と客観的実損害の発生の要否について、一般に、懲罰的損害賠償の目的は、悪意性の強い加害者を罰することである。そのため、加害者の主観的意図（たとえば、害意、

無思慮、意図的な無視、危害の度外視など）と実損害の発生が重視されており、懲罰的損害賠償の認定および懲罰的損害賠償額の算定が重要な要素となるからである。一方、この制度の適用による効果としての懲罰的損害賠償額については、まさにその懲罰的損害賠償額の金額の大きさこそが、懲罰という制度機能の実現と結びついているからである。もし、賠償額が低額であれば、加害者はあまり気にすることなく不法な行為を行うから、結局懲罰的機能は果たされないだろう。

第1節　財産権侵害型における懲罰的損害賠償

本節では、財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度について取り上げる。ここでは、消費者保護領域に関する消費者法55条1項を例にとりながら、どの要件が満たされた場合に懲罰的損害賠償が認められ、そして、どのぐらいの賠償額が認定されるのかを検討する。

1　要件

現行消費者法55条1項は旧49条を継受したものである。そのために、以下では、まず旧49条を概観し、次に55条1項について述べる。というのも、この消費者法旧49条こそが中国法における懲罰的損害賠償制度の基礎として重要なものであると考えるからである。

（1）消費者法旧49条

旧49条によれば、適用要件としては、①原告は「消費者」[265]であること、②加害者である被告が「経営者」[266]であること、③経営者に「詐欺行為」があること、④「損失」[267]が発生したこと、⑤詐欺行為と損害の間に因果関係があることが要求されている。また効果とし

---

[265] 消費者法2条は、「消費者が生活上の消費需要を満たすため、商品を購入し若しくは使用し、又はサービスを受ける場合、その権利利益は本法の保護を受ける。本法に規定がない場合は、その他の関係する法律および規定の保護を受ける。」と規定する。同条によれば、消費者の概念について、①商品を購入・使用しまたはサービスを受ける個人であり、②その購入目的が営利ではなく自己あるいは家庭生活を営むためであるという2つの要件が満たされた場合、消費者にあたる、とされている。

[266] 消費者法3条は、「経営者は、消費者に対し自己が生産し若しくは販売する商品又はサービスを提供するにあたり、本法を遵守しなければならない。本法に規定がない場合は、その他の関連する法律および法規を遵守しなければならない。」と規定する。同条によれば、製造者や販売者も経営者の範囲に入るのである。そこで、本稿では、特に断らない限り、経営者＝販売者という意味で使用する。

[267] 中国法では「損害」と「損失」という用語について混用する傾向にある。一般的に、「損害」とは、一定の行為態様或いは人によって、法に保護される権利と利益に不利益を与えたことである。主に、財産的不利益だけではなく、その他の不利益形式（人身・死亡または精神的の損害）も含まれている。他方で「損失」とは、損害の一種であり、財産的損失に限るとされる 。このように、損失は損害であるが、損害が必ずしも損失であると限らない。消費者法は、意図的に「損害」と「損失」を区別して規定している 。「損害」に関しては、消費者法旧35条（法改正前の条文、現行法40条である。） において、消費者が商品又はサービスを受ける際に損害を受けた場合に、販売者に対して、財産・人身の損害に関する請求できる填補的損害賠償に関する一般規定が置かれている。旧49条は、「消費者の受けた損失」を増額賠償請求することができるとしており、つまり財産上の経済的損失（取引価格ないし商品価格）に限定している。両条文の関係に関しては、旧49条は旧35条の特別規定と位置付けると指摘されている。李昌麒＝許明月『消費者保護法』（法律出版社、2012年）280頁参照。

ては、「消費者の受けた損失」の「増額賠償」――それは「消費者の購入する商品の価額または受けるサービス費用と相当額」とされる――が既定されている。

さて、この要件のなかで、その内容が最も重要な問題となるのが③の「詐欺行為」である。なぜなら、詐欺行為であるかいなかによって、同条の「損失」に対する理解だけではなく、直接的に同条の適用可否が決定されるからである。そこで、以下では、詐欺行為について議論状況を概観する。

（ｉ）適用要件――詐欺行為における主観的「故意」の要否

（ｉ－ｉ）概要

旧 49 条は、経営者に詐欺行為があった場合に懲罰的損害賠償が適用されるとしているが、具体的な詐欺行為の成立要件については明確に定めなかった。そこで、1996 年 3 月 15 日に国家工商行政管理局により制定された「消費者詐欺行為処罰辨法」[268]（以下では、処罰辨法という。）の 2 条[269]と 3 条[270]において、詐欺行為の具体的行為態様に関する内容が定められた。とりわけ 3 条に列挙された 13 種類のうちいずれかの行為態様に該当しさえすれば、その客観的な事実をもって、当該行為が詐欺行為にあたるとされている[271]。

---

[268] 「処罰辨法」は国家工商行政管理局によって定められた「規定」である。2015 年 3 月 15 日に国家工商管理総局が新たに制定した「消費者権利利益を侵害する行為に対する処罰辨法」（侵害消費者権益行為処罰辨法）の施行により廃止された。

[269] 処罰辨法 2 条は、「消費者に対する詐欺行為とは、経営者が商品またはサービスを提供する際、偽りまたはその他の不正な手段を用いて、消費者を騙しまたは誘導し、それによって消費者の利益を侵害する行為である」と規定する。同条は現行処罰辨法 4 条に改正された。

[270] 処罰辨法 3 条は、「経営者が商品を提供する際、以下のいずれかに該当する場合は消費者に対する詐欺行為に属する。①劣質な品や偽物を混ぜ合わせて販売し、偽物を本物と偽り、または劣質な商品を良質商品と偽って販売した、②虚偽または不正な方法を用いて商品の数量を不足させた、③処分・不良・等外などの商品を正規商品と詐称して販売した、④虚偽の在庫一掃セール・値下げセール・最低・格安価格またはその他の詐欺的な価格表示で商品を販売した、⑤虚偽の商品説明・商品標準・実物サンプルなどの方法によって商品を販売した、⑥実名および標識を使用せず商品を販売した、⑦他者を雇うなどの方法を用いて誘導して詐欺的な販売を行った、⑧虚偽のデモンストレーションおよび説明を行った、⑨ラジオ・テレビ・映画・新聞雑誌などのマスメディアを利用して商品に対して虚偽の宣伝を行った、⑩消費者の前払金を騙し取った、⑪通信販売を利用し代金を騙し取った後、あるいは約束した条件に適する商品を引き渡さない、⑫虚偽の懸賞付き販売・代金返還販売などの方法によって商品を販売した、⑬その他の虚偽または不正な方法を用いて消費者を欺く行為した。」と規定する。現行処罰辨法 6 条に改正された。

[271] 同辨法 4 条 に列挙された 5 種類の行為態様のいずれに適した場合も、経営者は消費者を欺く故意がなかったことを立証できなければ、消費者に対する詐欺行為にあたるとされている。処罰辨法 4 条は、「経営者は、商品を提供する際、以下のいずれかに該当する場合は、消費者を欺き若しくは誘導するために行われた行為ではないことを証明できない場合、消費者に対する詐欺行為の法的責任を負わなければならない。①使用の有効期限切れ若しくは変質した商品を販売した場合、②他人の商標を侵害した商品を販売した場合、③生産地を偽造し、他の企業の名称あるいは氏名を偽造しあるいは冒用した商品を販売した場合、④他人の特有する商品のネーミング・ラッピング・デコレーションを偽造しあるいは冒用した商品を販売した場合、⑤認証マークや優良マークなどの良質マークを偽造しあるいは冒用した商品を販売した場

もっとも、上記処罰辨法に列挙されていなかった行為態様、例えば、経営者は消費者に商品を提供する際に、商品の瑕疵に関する一部だけを隠蔽したような場合にも、旧 49 条のいう詐欺行為に該当するのかどうかについては、法文から直接には明らかではなく、解釈に委ねられている。

学説では、消費者法に規定された詐欺行為が、民法通則 58 条[272]と契約法[273]上の（故意を要求する）詐欺概念と同じ意味かをめぐって理解が分かれている。以下では、この点についての学説の議論状況を確認する。

（ⅰ―ⅱ）同質説（故意必要説）

まず、契約法、物権法などの草案起草に参加し、指導的役割を果たす梁慧星の説[274]について。彼は、巨額な賠償額を経営者に課すことによって、経済発展を阻害させるという懸念から、経営者の主観的故意要件が必要だと主張する論者の一人である。彼にとって、消費者法とは民法の特別法であり、民法上の詐欺に従って解釈すべきものである。そのため、旧 49 条の詐欺行為を、民法通則および契約法上の概念と同様に解すべきであると説く。

また、民法通則 58 条は詐欺行為の要件について詳しく言及しなかったため、最高人民法院は民法通則 58 条に応じた意見 68 条 [275]（以下では、民通意見 68 条という。）を公布し、そこで説示されている行為態様に該当すれば詐欺行為にあたると説明した。要するに、民法通則に定められた詐欺行為とは、一方当事者が商品又はサービスを提供する際に客観的に詐欺行為の事実があり、故意に相手方に不実のことを告げ、あるいは故意に事実を隠蔽し、

合」と規定する。同条は現行処罰辨法 6 条に改正された。

[272] 民法通則 58 条 3 項は、「当事者一方の詐欺又は脅迫或いは人の弱みにつけこむことによって、相手方が自己の真意に反して民事法律行為をした場合は無効である。」と規定する。同規定は現行民法典において 148 条として定められた。民法典 148 条は、「当事者の一方が詐欺によって相手方が真実の意思に反して民事法律行為を施させた場合、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機構に取消を請求する権利を有する。」と規定する。

[273] 契約法 52 条は「以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合、契約は無効とする。（1）当事者の一方が詐欺、脅迫を用いて契約を締結し、国家の利益を害した場合。（2）悪意による共謀し、国家、集団又は第三者の利益を侵害した場合。（3）合法的な形で不法な目的を隠蔽した場合。（4）社会の公共利益を侵害した場合。（5）法律、行政法規における強制的規定に違反した場合。」と規定する。なお、同規定は現行民法典において 146 条として定められた。民法典 146 条は「行為者と相手が虚偽の意思表示をもって行った法律行為は無効とする。虚偽の意思表示によって隠蔽した民事上の法律行為の効果については、関係法律の規定に基づいて処理する。」と規定する。

[274] 梁慧星「消費者権益保護法第 49 条的解釈適用」人民法院報 2001 年 3 月 29 日。なお、梁慧星は『裁判的方法』（法律出版社、2017 年）199 頁では、アメリカ法における懲罰的損害賠償は加害者の主観的故意の存在を要件としている。中国消費者法旧 49 条はアメリカ法における当該制度を参照したものであるため、当然ながら、主観的故意要件を必要とすべきである、と主張している。

[275] 1988 年 4 月 2 日に、最高人民法院は「関於貫徹執行『民法通則』若干問題的意見（試行）」を公布した。同意見 68 条は、「一方当事者が故意に不実な情況を告げ、あるいは故意に真実を隠蔽し、それによって相手方を誤った認識に陥らせ、それに基づき意思表示させる行為を詐欺行為と認定する。」と規定する。

相手方を錯誤に陥らせることを指す、と民通意見 68 条は述べたのである。つまり、梁の見解は最高人民法院と同一の解釈を示しているのである。

この見解によれば、旧 49 条の詐欺行為が成立するためには主観的故意が必要とされるため、加害者に過失または重過失がある場合だけでは旧 49 条の適用ができないということになる。

（ⅰ―ⅲ）異質説（故意不要説）（多数説）

これに対して、経営者の主観的故意要件を不要とする見解も存在する。この見解は大概次のように説く。すなわち、消費者法の立法趣旨を照らしてみれば、旧 49 条に定められた詐欺行為の民事責任は不法行為法における無過失責任（あるいは厳格責任）の一つの種類である。このような責任は、不法行為法の特別法としての性質を有する消費者法によって規定されることとなる。それゆえ、経営者の主観的態様を考慮する必要はない。経営者側が客観的に詐欺行為を行った事実が存在するだけで、それは旧 49 条の詐欺行為に該当するものである、というのがその内容である[276]。つまり、経営者に過失または重過失があった場合にも、詐欺行為は成立し得ることになると解される。

以上のように、旧 49 条の議論状況を概観してきた。その結果、多数説によれば、詐欺行為における主観的故意を要件としないことが示されている。

（2）現行消費者法 55 条 1 項

55 条 1 項は旧 49 条の適用要件の部分は変えなかったが、懲罰的損害賠償の範囲を商品価格の 3 倍に引き上げ、懲罰的損害賠償額が 500 元未満の場合、500 元として最低賠償額を改めたのである。

55 条 1 項における懲罰的損害賠償の適用には、旧法と同様に経営者の詐欺行為が前提要件とされている。しかし、従来における詐欺行為をめぐって経営者側の主観的故意が必要とされるか否かの点については、改正法でも明確にはならなかった。ただし、多数説によれば、55 条 1 項が旧 49 条を継受したのであるため、経営者に主観的故意が要件とされず、客観的に詐欺行為の存在があれば 3 倍の懲罰的損害賠償を認めるべきであるとされている[277]。

しかしながら、近時の学説では、消費者法 55 条 1 項の文言からすると、損失の発生が要件とされるものの、実損害（生命・身体の損害）の発生の要件を必要とするか否かでは見解の対立が見られる。さらに、同条項のいう「消費者の受けた損失」をどのように理解すべきかについても見解が異なっている。この点について、消費者法 55 条 1 項をどのように性質

---

[276] 李友根「消費者権利保護与法律解釈―対一起消費糾紛的法理剖析」南京大学法律評論秋季号（1996 円）166 頁、王衛国「中国消費者保護法上的詐欺行為与懲罰性賠償」法学 3 期（1998 年）27 頁、謝暁尭「欺詐：一種競争法的理論詮釈―兼論＜消費者権益保護法＞第 49 条的適用与完善」現代法学 2 期（2003 年）164 頁、董文軍「論我国≪消費者権益保護法≫中的懲罰性賠償」当代法学 2 期（2006 年）69 頁参照。

[277] 李友根・前掲注（3）125 頁参照。

決定するかにより、学説の理解が分かれている。以下では、学説の議論状況を概観する。

（ｉ）適用要件――客観的に実損害の発生の要否

（ｉ―ｉ）契約責任説

まず、消費者法 55 条 1 項を契約責任と解する見解は、実損害の発生（財産的損害、人身的損害、精神的損害など）を懲罰的損害賠償の要件としない。詐欺行為があれば、直ちに懲罰的損害賠償責任を負うべきと主張する見解が支配的である（多数説的見解）(a)。もっとも、消費者法 55 条 1 項の性質は契約責任であると主張するが、損害の発生を必要とする少数的見解もある（ｂ）。

(a) 実損害の発生を不要とする見解[278]

消費者法 55 条 1 項を契約責任と位置づけつつ、「消費者の受けた損失」については、純粋経済的損失や財産上の損害ではなく、消費者の「自由決定権」の侵害による利益の損失であると解する見解もある[279]。この見解によれば、消費者は自由な意思決定に基づいて契約を締結し、その結果として当該契約に拘束される。しかし、経営者の詐欺行為によって、消費者は誤った認識に陥らせ、当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたため、契約が成立したのである。それは、消費者の自由な意思決定をすることが妨げられているということであり、受けるべき利益を受けられていないのである。このことを「消費者の受けた損失」として捉える、という見解である。この場合からは、経営者に詐欺行為があった時点ですでに消費者の「自由決定権」を侵害することとなり、やはり実際の損害の発生を要件とする必要がないということになろう。

(b)実損害の発生を必要とする見解[280](少数説)

この見解は、伝統的な民法上の理解に基づいて、損害の公平な分担の角度から、損害の発生が発生することを不可欠な要件とし、「損害がなければ賠償なし」という損害賠償の原則

---

[278] 楊立新「“王海現象”的民法思考：論消費者権益保護中的懲罰性賠償金」河北法学 5 期（1997 年）7 頁、楊立新「≪消費者権益保護法≫規定懲罰性賠償責任的成功与不足及完善措施」3 期（2001 年）7 頁、王利明「懲罰性賠償研究」中国社会科学 4 期（2000 年）112 頁参照。

[279] 陳承徳「論“損失”在懲罰性賠償責任構成中的地位」法学 9 期（2014 年）152 頁参照。

[280] 梁慧星「消費者権益保護法第 49 条的解釈適用」人民法院報 2001 年 3 月 29 日、李昌麒＝許明月『消費者保護法』法律出版社（2012 年）280 頁参照。その理由について、次の 3 点に挙げられている。第 1 は、契約法がすでに契約違反による損害賠償責任の規定（契約法 113 条 2 項 ）を明確に設けたのである。当該規定は契約責任であり、懲罰的損害賠償責任と同視するという意味を示しているものである。第２は、経営者が消費者に提供した偽物・粗悪品またはサービスに瑕疵があることからすると、経営者の提供行為が当該契約に約定された品質の基準に適合しないこととなる。そのために、経営者は債務不履行に基づいて消費者に対して損害賠償責任を負わなければならないのである。第 3 は、消費者法は消費者と経営者との間を巡る消費者問題である。消費者問題は契約関係の存在によって生じたものである。そこで、消費者法 55 条 1 項の性質は、契約責任に属すべきである。消費者法 55 条 1 項の適用は契約法 113 条 1 項における損害賠償責任の成立を前提として、損害賠償責任が成立しなければ、懲罰的損害賠償が認容されないのである。損害賠償責任の成立には、財産的損害が生じたことを要求している。したがって、消費者法 55 条 1 項のいう「消費者の受けた損失」は財産上の損害の発生である。という説明である。

を堅持しているのである。つまり、加害者が詐欺行為を行った場合、消費者に対して財産（商品）返還が実現された後に、実際の損害の発生することが必要とされ、損害がなければ懲罰的損害賠償を適用すべきではないとする見解である。

（ⅰ―ⅱ）不法行為責任説[281]

消費者法 55 条 1 項を不法行為責任（無過失責任）であると解する見解についてみよう。この見解は、実損害の発生を不要と解している。

不法行為責任説の立場によれば、消費者法が不法行為法（民法通則）[282]の特別法として位置付けられる。それゆえに、消費者契約領域における経営者の詐欺行為に起因して契約の履行ができなくなった場合、これは契約責任ではなく、不法行為責任が成立するということとなる。要するに、消費者法 55 条 1 項は民法通則上の不法行為責任の特別規定であり、一種の無過失責任と位置付けられるため、実損害の発生要件は不要である。そして、「消費者の受けた損失」については、商品の価格又は受けるサービス費用そのものの損失であり、いわば「経済的損失」であるとされる。

不行為責任説によれば、消費者が経営者の詐欺・脅迫又は強迫の手段によってなされた消費者の意思表示は無効とされる（民法通則 58 条 3 項）。経営者の詐欺行為により損害を被った場合には、民法通則 106 条に基づいて消費者の意思表示が取り消され、その効果として、目的物及び代金が返還される。さらに、詐欺行為によって損害が生じた場合、消費者は経営者に対して不法行為責任に基づいて損害賠償を請求することができるとされる。

（ⅰ―ⅲ）契約締結上の過失責任説[283]

最後に、消費者法 55 条 1 項の性質を契約締結上の過失責任と解する見解についてみよう。

朱広新は、消費者法 55 条 1 項の性質は契約締結上の過失責任であるため、同条項の適用には損害の発生を必要としないと主張している。彼は次のように説明する。すなわち、契約 113 条 1 項は有効な契約に基づく債務が完全に履行されることによって受ける利益が得られなかった場合に対して、損害賠償を請求することができる一般規定である。同条 2 項は契約締結上の過失による損害賠償に関する規定であり、その範囲は信頼利益のみであり、財産的損害を含まないのである。また、消費者法 55 条 1 項は契約法 113 条 2 項の例外規定である。そこで、詐欺行為によって契約を締結させられた場合、民法通則 61 条 1 項または契

---

[281] 劉栄軍「懲罰性損害賠償与消費者保護」現代法学 5 期（1996 年）33～39 頁参照。

[282] 民法通則 106 条 2 項は「公民・法人が故意または過失により国家・集団の財産を侵害し、あるいは他人の財産や人身を侵害したときは、民事責任を負わなければならない」と規定し、同条 3 項は「故意または過失はないが、但し法律に民事責任を負うべきであると規定しているとき、民事責任を負わなければならない」と規定した。同規定は現行民法典において 176 条として定められた。民法典 176 条は「民事主体は法律規定及び当事者の約定により民事義務を履行し、民事責任を負わなければならない。」と規定する。

[283] 楊明「購仮索賠的法律保護」法学雑誌 2 号（1996 年）12 頁、許徳風「論瑕疵責任与締約過失責任的競合」法学 1 期（2006 年）87 頁、朱広新「懲罰性賠償制度的演進与適用」中国社会科学 3 期（2014 年）104 頁参照。

約法 58 条[284]（契約締結上の過失責任）に基づいて、当該契約の意思表示を取消すことができる。したがって、消費者法 55 条 2 項の適用には、財産的損害の発生を要件としないと解すべきである、と彼は言う。

この朱の見解は、法体系および契約締結上の過失という法理に基づいて、消費者法 55 条 1 項を契約法 113 条 1 項の例外規定として位置づけている、と理解できる。彼の見解に従えば、消費者法 55 条 1 項の「消費者の受けた損失」について、以下のような意味を導くことができる。まず第 1 に、「消費者の受けた損失」とは、契約締結上における信頼利益の損失であり、人身権または財産権上の固有利益の損害ではなく、さらに債務不履行による履行利益の損害でもない。第 2 に、条文上の「消費者の受けた損失を増額賠償しなければならない」の意味に関しては、契約責任であるが、損失の範囲は契約締結上の過失責任に基礎づけられ信頼利益の範囲に限定されている。したがって、この「受けた損失」とは、契約締結準備や履行の準備のために実際に支払った「商品価格」であり、そこには、契約が締結され、履行されたなら得られた利益の賠償は含まれないことになるだろう。

朱の見解は、消費者法 55 条 1 項における懲罰的損害賠償責任が契約締結上の過失責任であると解している。多数説が指摘するような違約責任とは異なるのである。とはいえ、学説においては、この主張は未だ広くは受け入れられていない。

（3）要件についてのまとめ

ここまで、消費者法 55 条 1 項における懲罰的損賠賠償の適用要件の学説の議論状況を観てきた。これについて簡単にコメントしよう。

まず、経営者の主観的故意が要件とされるべきか否かについて評価が分かれていると言える。このような見解が分かれる理由は、消費者法の中国法における位置づけをめぐる理解の相違にあるといえよう。すなわち、消費者法を民法の特別法と位置づけ、消費者法に規定された詐欺行為概念を民法上の詐欺概念と同質のものと解すると、加害者に主観的故意が必要とされる。これと異なり、消費者法を不法行為法の特別法と位置づけると、消費者法 55 条 1 項が特別法上の無過失責任にあたるため、詐欺行為の成立要件に経営者の主観的故意

[284] 民法通則 61 条 1 項「民事行為が無効と確認され、又は取り消された後、当事者が当該行為によって取得した財産は、損害を被った当事者一方に返還しなければならない。」と規定する。契約法 58 条は、「契約が無効の時、当該契約によって取得した財産は返還し、返還できないときは、価額に換算して補償しなければならない、故意・過失があるときは、相応の責任を負わなければならない。」と規定する。同規定は現行民法典において 157 条として定められた。民法典 157 条は「民事法律行為が無効・取消され、又は効力が発生していないことが確定した後、行為者が当該行為によって取得した財産は返還しなければならない。返還不能又は返還する必要がない場合、金銭に換算して補償しなければならない。過失のあった一方は、これにより相手方が被った損害を賠償しなければならない。当事者の双方に過失があった場合、各自が相応する責任を負担しなければならない。法律に別段の規定がある場合、その規定に従う。」と規定する。

は不要であることになる。

こうした見解の衝突は、当然、学者間の間で大きく争われた。しかし、さらに重要なのはこれが実際の裁判でも争いとなったということなのである。つまり、それぞれの学説の影響の大きさから彼らの論争が各人民法院にも持ち込まれ、懲罰的損害賠償における請求事件の判決内容が極端に分かれる問題が生じたのである[285]。このことは次章以下で確認されることになる。

ともかく、多数説によれば、詐欺行為における主観的故意と実際の損害の発生を要件としないことが明示されている。経営者に詐欺行為が存在すれば、消費者に商品の価格または受けるサービス費用を返還した上で、商品価格の 3 倍の賠償金を請求することができるというルールが提示されている。

このように、多数説は、消費者保護の特殊性から、消費者が主観的故意と損害を主張・立証することが現実に困難であるゆえに、詐欺行為における主観的故意と実際の損害の発生を要件としないと解している。それは、消費者が懲罰的損害賠償制度を利用しやくすることによって懲罰の効果を期待しているのである。

2　賠償額

（1）概説

立法関係者の議論によれば、懲罰的損害賠償の主たる目的は懲罰にある。これを実現するために消費者には多くの賠償金を得られる可能性が与えられるべきである。では、具体的に、どれほどの賠償額が予定されているのか、みていくこととしよう。

（2）懲罰的損害賠償額――賠償額の制限に対する学説の消極的見解

そもそも、立法過程において、懲罰的損害賠償額の算定方法およびその範囲について、消費者の被った実損害を算定基準とし、様々な事情に応じて実損害額の 1 ～ 3 倍の懲罰的損害賠償額を規定すべきと主張する意見があった。しかしながら、立法者は、経営者と消費者の双方の利益を配慮し、消費者を積極的『維権』（権利利益を主張する）の社会闘争に参加させる程度の賠償額に設定した。これは、経済の発展、つまり経営者である企業の発展へ影響を及ぼさない程度の「増額賠償」の負担に設定する経済政策・社会政策上の考慮に起因しているのである。つまり、中国は経済発展を最も優先すべきという国家的政策があるゆえに、企業や経営者側に高額的に負担させてはならないという立法者の考慮である[286]。

これによって、旧 49 条は、懲罰的損害賠償額の範囲を「消費者が購入した商品の価格または受けるサービス費用と相当額とする」（以下では、商品価格と略する。）と設定したのである。

---

[285] 李友根「論多倍賠償的基数確定―最高人民法院第 17 号指導案例研究」当代経済法学研究第 1 期（2015 年）12 頁参照。

[286] 林徳瑞「論『中華人民共和国消費者権益保護法』第四十九条之懲罰性賠償金制度」律師雑誌 11 月号 278 期 125 頁参照。

しかし、学説では、旧 49 条における賠償額の範囲が少額であるため、制度の目的ないし意義が実現されないと指摘されていた[287]。これを受けて、改正消費者法 55 条 1 項は賠償額の範囲を増額した。

消費者法 55 条 1 項における賠償額の範囲は、一見すると大幅に増額されているが、従来の定型化された算定方法と賠償額の制限が依然として堅持されている。このことに対して、学説からは、消費者が訴訟提起しようとするインセンティブ、または詐欺行為者を懲罰するためになる余地はさほど大きくないと指摘されている[288]。なぜならば、消費者は訴訟を提起し勝利したときに得られる収益上のインセンティブが大きいときに、訴訟を提起するからである。逆にそれが低ければ訴訟をせず泣き寝入りしがちである。商品価格の 3 倍の賠償金といえ、その算定基準が商品価格に過ぎないのであれば、得られる訴訟利益は限界がある。もちろん、よほど高い商品であれば話は別である。しかし、実際には、少額な商品でも、大きな損害（財産・生命・身体・精神的）を消費者に与えることは多々あるのである。そのようなときに、消費者は訴訟提起をする意味を見いだせないだろう。

学説では、立法者が定型化された懲罰的損害賠償を設けた理由は、消費者と経営者にとっての予測可能性を与えるものであり、これは立法者が人民法院に根強い不信感を抱いているからであると説明されている[289]。懲罰的損害賠償額に対する裁量権を人民法院に持たせないことは、消費者を予め規定された懲罰的損害賠償額の範囲を超える金額への期待を抱かせないことにする。これは、懲罰という制度目的を実現することが困難となるという問題を生じさせる。

以上のように、懲罰的損害賠償額について、人民法院は事件ごとに如何なる状況であっても、賠償額の算定方法とその範囲を変えてはいけないということである。要するに、懲罰的損害賠償が認められたとき、人民法院は条文とおりに、一律に商品価格の 3 倍という懲罰的損害賠償額を命じるほかないということである。

しかしながら、条文上では「消費者が購入した商品の価格または受けるサービス費用の 3 倍」だけと定められているが、商品価格の一部あるいは全額を支払わなければならないとまで明確に示されていなかった。実際には、消費者は商品価格の一部だけ経営者に支払う場合がしばしば生じうる。この場合に、消費者の被った実損害の多少と関係なく、支払った商品価格の一部だけ、或いは商品本体の価格を算定基準として懲罰的損害賠償が算定されるのかについて、あまり議論されてこなかった。

3　小括

以上では、財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度のうち、消費者法 55 条 1 項を例と

---

[287] 劉大洪＝段宏磊「消費者保護領域懲罰性賠償的制度嬗変與未来改進」法律科学 4 期（2016 年）114 頁参照。

[288] 劉大洪＝段宏磊・前掲注（23）118 頁参照。

[289] 周勇兵『消費者私法の比較法的研究―日中の比較を通じて』（大学教育出版社、2011 年）86 頁参照。

して、適用要件および効果について如何に定められているのか、これに対して学説ではいかなる議論が展開されているかについて概観してきた。同条は詐欺行為における経営者の主観的故意および懲罰的損害賠償の適用には実損害の発生の要否について、条文上では明確にしなかった。

多数説によれば、消費者法 55 条 1 項における懲罰的損害賠償の適用範囲は詐欺行為があった場合に限られているが、詐欺行為における主観的故意要件および消費者に実損害の発生を必要しない、とされる。この多数説が受け入れられたならば、たとえば消費者は客観的に経営者の詐欺行為の存在を証明できれば、経営者に対して商品の価格または受けるサービス費用を返還した上で、それの 3 倍とする懲罰的損害賠償を請求することができることとなる。こうして、消費者は経営者の主観的故意の存在および自己の損害を証明することから解放され、訴訟の負担が軽くなるから、制度の利用が容易となる。このようにして、手厚い消費者の保護だけではなく、懲罰的損害賠償制度の活用が期待される。

第 2 節　生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償

本節では、生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償について取り上げる。ここでは、製造物責任・欠陥製品販売責任（不法行為責任法 47 条、民法 1207 条、消費者法 55 条 2 項）、食品安全責任における懲罰的損害賠償（食品安全法 148 条 2 項）について概観しよう。

なお、以下では、民法制定後、廃止された不法行為責任法 47 条も含めて検討する。なぜなら、不法行為責任法 47 条は民法 1207 条の基礎となった法律であり、今なお民法 1207 条の解釈にとって重要なものだからである。

1　要件

製造物責任と欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償制度は、不法行為責任法 47 条（民法 1207 条[290]）と消費者法 55 条 2 項に規定されている。食品安全責任における懲罰的

[290] 民法 1207 条は不法行為責任法 47 条を一部継受した上で、「製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続し、或いは前条に基づいて有効な救済措置を講じなかったため、他人を死亡させ、または健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する」に変更した。つまり、民法 1207 条は上記した主観的要件、客観的要件を維持しながら、もう一つ「或いは前条に基づいて有効な救済措置を講じなかったため」という主観的態様を増設した。増設された部分のいう「前条」は、民法 1206 条を指している。民法 1206 条によれば、製品が流通後に欠陥の存在が発見されたとき、製造者・販売者は販売の停止・警告・リコールなどの救済措置を適時に講じなければならないと規定されている。このように、民法 1207 条は、製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続し、或いは製品の流通後に欠陥の存在が発見されたとき、適時に欠陥製品の販売を停止・警告・リコールなどの措置を講じなかったことによって、他人を死亡させ、または健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有するとしているのである。学説では、増設された「或いは前条の基づいて有効な救済措置を講じなかった」については、本来行為者は生命・身体的損害の発生を認識・予見することができたにもかかわらず、注意を怠ったためそれができなかったような心理状態、いわば主観的な過失であると説明している 。この見解によれば、「……有効な救済措置を講

損害賠償は食品安全法 148 条 2 項である。

まず、三つの条文の共通する点は、主観的要件の「明らかに知りながら」という文言である。すなわち、不法行為責任法 47 条（以下では、47 条という。）は、不法行為者に製品の欠陥[291]があることを「明らかに知りながら」こと（原文は「明知」である。）が必要されている。消費者法 55 条 2 項（以下では、55 条 2 項という。）は 47 条を基礎として、商品又はサービスの欠陥[292]を「明らかに知りながら」消費者に提供し、さらに、食品安全法 148 条 2 項（以下では、148 条 2 項という。）は製造者ではなく、販売者に対して食品安全基準に適合しないことを「明らかに知りながら」販売したという主観的要件が必要とされている。

一方で、客観的要件については、欠陥製品・商品・サービス（47 条と 55 条 2 項）に関して、他人を死亡させ、又は健康に重大な損害を生じたことが必要とされている。しかし、食品安全の場面は、実損害の発生を要件としないのである。

最後に、懲罰的損害賠償額の算定方法とその範囲について、この三つの条文は異なっている。47 条は「相応の懲罰的損害賠償」、55 条 2 項は「損失の 2 倍以下の懲罰的損害賠償」、

じなかったため」は民法上の故意と異なって、間接的故意である。つまり、損害が予見できたにもかかわらず，その予見できた損害の発生を回避すべき義務を怠ったという意味での過失であると理解される。しかし、実際の裁判運用では、「製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続」したことと「……有効な救済措置を講じなかった」ことに関する具体的な判断について、どのように判断すべきか、という問題が生じてくる。王竹＝龔健「我国缺陥産品懲罰性賠償責任研究―以《民法・侵権責任編》第 1207 条為中心」山東大学学報 1 期（2021）119～130 頁参照。

[291] 不法行為責任法 47 条は製品の欠陥についての定義を定めていなかった。そこで、立法者は同条の「欠陥」を「製品品質法」2 条と 46 条の規定に適用されると説明しているで。「製品品質法」は製造物責任に関する基本的な法律はである。製品品質法が 1993 年 9 月 1 日に施行され、2000 年 7 月 8 日に改正された。製造物責任法に関する法制度を構成するその他の法としては、「民法通則」、「消費者法」、「不正競争防止法」の他に、多数の地方法令、行政法規、司法解釈などがある。同法の特徴は、関連法令上、製造物責任問題の監督管理について政府に非常に重要な役割が与えられており、国家品質技術監督局および各級の品質技術監督局が、製造物責任問題の主管管理部門とされている。また、行政監督手段と強制措置として、現場調査権、人員に対する質問調査権、製品などの差押権などが法律により付与され、会社に対し警告、是正命令、営業停止、営業免許取消等を行う権限も有している。ちなみに、製品品質法 2 条は、「中華人民共和国国内において製品の生産、販売活動に従事する場合、必ず本法を遵守しなければならない。本法でいう製品とは加工、製造を経て、販売に用いる製品を指す。建設工事には本法の規定は適用しない。ただし、建設工事に使用する建築材料、建築部材・部品および設備が前項に規定する製品範囲に属する場合は、本法の規定を適用する」と規定する。製品品質法 46 条は、「欠陥とは、製品に人身及び他人の財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在することを指し、製品が人体の健康、人身及び財産の安全を保障する国家基準、業界基準がある場合には当該基準に合致していないことを指す」と規定する。

[292] 立法者は、消費者法 55 条 2 項のいう「欠陥」は不法行為責任法 47 条の「欠陥」と同様な意味であり、製品品質法 46 条を参考すると示している。すなわち、経営者の生産し、販売者の販売した商品又はサービスに人体の健康、人身及び財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致していないこと、或いは仮に国家基準・業界基準が存在しない場合でも、人体の健康、人身及び財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在することを指すと説明されている。賈東明『中華人民共和国消費者権益保護法解読』（中国法制出版社、2014 年）280～285 頁参照。

148 条 2 項は「食品価格の 10 倍又は損失の 3 倍の賠償金」となっている。

以下では、個々の条文の適用要件と賠償額の算定およびその範囲をめぐって学説の議論を検討する。

（1）「明らかに知りながら」について

（ｉ）47 条における「明らかに知りながら」

47 条は「明らかに知りながら」について、条文上では明確な判断基準を規定しなかった。同条のいう「明らかに知りながら」とは、あることを知る、知ることができるまたは知ると推定することができる、のいずれかを指すのかについて不明である。

そこで、学説では、「明らかに知りながら」の意義をめぐって理解が分かれている。以下では、この点についての学説の議論状況をまとめる。

（ｉ－ｉ）民法上の主観的「故意」と同質説(多数説)

まず、民法学者の楊立新は「明らかに知りながら」を民法上の主観的故意と同質であると主張する。そして彼は、47 条が要件として「明らかに知りながら」を採り入れた理由について、1994 年のアメリカにおける懲罰的損害賠償の上限を規制する立法草案と台湾消費者法 51 条の適用要件を参考にしたものであると説明している。47 条の「明らかに知りながら」とは、製造者・販売者は確実に自己の製造或いは販売する製品に欠陥が存在し、それによって他人の生命または健康に危険・損害をもたらすことを知っていることを指すと主張している[293]。

このように、楊の見解によれば、「明らかに知りながら」とは、不法行為者は自己の行為によって他人の権利を侵害することまたは違法と評価される結果を発生させることを認識しながら、あえてその行為を行う心理状態をいう主観的故意である。要するに、この見解は、47 条にいう「明らかに知りながら」は、損害の発生を認識していながらこれを容認して行為する心理状態をいう。つまり、「明らかに知りながら」には、過失を含まないということになる。

（ｉ－ii）「明らかに知りながら」には「重過失」を含むとする見解（少数説）

第 1 章で見てきたように、不法行為責任法における立法過程で、王利明案と梁慧星案は、「故意または重過失により製造物の欠陥を生じさせた」場合に懲罰的損害賠償を適用できると主張していた[294]。両案によれば、重過失は、他人の生命・身体や財産および権利利益を侵害することによって損害の発生を予見できたにもかかわらず、それを無視することである。このような他人の権利利益を無視するような心理状態は故意と酷似しているため、重過失があった場合、懲罰的損害賠償が適用されるべきである、という説明である。

両案の主張する重過失は、主観的故意と比すれば、他人の安全を考慮する主観的態様の積

---

[293] 楊立新『侵権責任法　第二版』（法律出版社、2012 年）338 頁、王勝明『中華人民共和国侵権責任法釈義』（法律出版社、2013 年）236 頁参照。

[294] 前掲注（20）、参照。

極的悪性（動機）より軽度であることを指し、いわば通常の過失や軽度の過失と全く異なっていると考えられる。しかしながら、何が重過失か、または過失との区別をどうのように判断すべきかについて、彼らは論じられなかった。

しかし、最高人民法院の法官は上記した両案の主張を批判している[295]。その理由は、不法行為者に重過失があった場合まで懲罰的損害賠償の適用範囲を拡大すると、不法行為者に対して過酷すぎるのである。このことは、製造者・販売者が把握しなればならないリスクに対する予測を無限に拡大させせることとなる。したがって、製造物責任における懲罰的損害賠償は、主観的故意に限定すべきであると批判されている。

（ⅱ）55 条 2 項における「明らかに知りながら」――民法上の「故意」と同質説（多数説）

消費者法の立法者は、55 条 2 項の「明らかに知りながら」について、経営者が商品に不合理な危険が存在することを知っていながら、かつそれによって消費者に損害をもたらすことを放任し、消費者に提供した場合に、経営者に主観的悪意性があることと認めるべきである[296]と説明している。

学説では、55 条 2 項における「明らかに知りながら」について、民法上の主観的故意と同様であると解する見解が多数説であり、次の二つの具体的な状況をもって説明している。すなわち、第 1 に、消費者に不合理な危険を与える商品或いはサービスの欠陥が存在することを知っていた後に、利益を獲得するために、経営者は消費者の人身および財産上の利益を無視して消費者と取引した場合、第 2 に、消費者に不合理な危険を与える商品或いはサービスの欠陥が存在することを知っていたにもかかわらず、なお消費者の権利・利益を侵害したいという積極的な意思をもって、経営者が欠陥商品或いはサービスを消費者に提供した場合である。

このように 55 条 2 項における「明らかに知りながら」について、前者は危険行為を放置する間接的故意行為であり、後者は直接的な故意による侵害行為である。要するに、学説は、55 条 2 項に規定された侵害行為は、主観的故意に限定したのである。そこでは、経営者の行為が直接的侵害か間接的侵害であるかによって懲罰的損害賠償の請求に影響を与えることはないと理解されている。このようなことから、学説では、不法行為責任法 47 条と消費者法 55 条 2 項のいう「明らかに知りながら」を両方とも主観的故意として解していることがわかる。つまり、「明らかに知りながら」は損害の発生を認識していながらこれを容認して行為する心理状態を有する主観的故意のことである。

（ⅲ）148 条 2 項における「明らかに知りながら」――民法上の「故意」と同質説（多数

---

[295] 陳現傑『＜中華人民共和国侵権責任法＞条文精義与案例解析』（中国法制出版社、2010 年）166 頁参照。

[296] 賈東明・前掲注（27）283 頁参照。

説）

学説では、148 条 2 項の「明らかに知りながら」は、不法行為責任法 47 条と消費者法 55 条 2 項と統一的に解釈すべきであるから、これも主観的故意とみなすべきである、とする見解が提唱されている[297]。

そこで、2020 年 12 月 8 日に最高人民法院により公布された「食品安全民事事件に関する司法解釈」[298]（以下では、食品安全事件に関する司法解釈という。）の 6 条（参考資料２―５を参照）において、「明らかに知りながら」の具体的行為態様に関する内容が定められている。同条に列挙された 6 種類のうちいずれかに該当すれば、148 条に定める「明らかに知りながら」にあたるとされている。

しかしながら、食品安全責任は製造物責任と欠陥製品販売責任と異なり、過失によって食品安全基準に適合しない食品を販売した場合、懲罰的損害賠償が適用されうるかという問題がある。というのは、過失には、故意、重過失、軽度の過失が含まれている。一般的に、故意又は過失があれば、不法行為責任を負うべきである。食品安全責任における懲罰的損害賠償の「明らかに知りながら」は、故意又は過失を区別せず、どちらに当てはまるかについて不明確である。実社会では、例えば、利益を追求するために、賞味期限切れの食品をあえて売る事件も起きている。また、管理の欠落によって、賞味期限切れの食品を売ったような事件もある。或いは、従業員のうっかりとした不注意でおきる事件も十分あり得る。したがって、「明らかに知りながら」を「故意」、「重過失」或いは「過失」のいずれかの用語・概念に統一すべきであると主張するのである。

（２）客観的要件：死亡又は健康に重大な損害の発生

47 条と 55 条 2 項は「死亡、または健康に重大な損害」という結果が生じた場合に、懲罰的損害賠償を請求することができると定めている。立法者によれば、懲罰的損害賠償の濫用を防ぐために生命・人身の損害が生じた場合だけに懲罰的損害賠償請求することを認める、という趣旨である。つまり、重大な財産的損害が生じたとしても、当該制度の適用は認められていないのである[299]。

しかしながら、47 条と 55 条 2 項は、客観的に被害者が死亡又は健康に重大な損害をもたらした事実の存在を必要とするが、なにが健康にとって重大な損害なのかについては明確な基準がなく、これについては解釈にゆだねられていると指摘できよう。

---

[297] 張紅「侵権責任之懲罰的損害賠償」武漢大学学報 1 期（2020 年）89 頁参照。

[298] 2015 年に食品安全法が改正されたが、食品安全問題にかかわる被害事件は度々発生し、食品安全の違法行為が繰り返されている。これらの問題が消費者の食品安全に対する信頼や経済の健全な発展に影響を与えている。このような背景中、最高人民法院は食品安全の民事訴訟を正確に審理し、公衆の身体健康と生命安全を保障するために、2020 年 12 月 8 日に「食品安全民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（一）」を公布し、2021 年 1 月 1 日より施行された。当該司法解釈は、民法、食品安全法、消費者法、民事訴訟法等の法律との立法趣旨に整合することを維持しているものである。

[299] 王勝明・前掲注（27）251 頁参照。

学説では、健康に重大な損害について、後遺障害あるいは臓器・四肢の機能が著しく低下し、生命危機状態、重病による入院治療、慢性病による長期治療が必要とされる病気などを指すとされている[300]。要するに、欠陥製品による生命・健康権、死亡、後遺障害或いはその他の障害が生じた場合のみに懲罰的損害賠償制度を請求することができる。つまり、生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償は、財産上の侵害および人格権の侵害を排除しただけではなく、軽度な人身の損害も除外していることになる。結局のところ、両条は、死亡又は健康に重大な損害が生じた場合にのみ懲罰的損害賠償制度の利用を認めているのであって、この法領域における要件を非常に限定的にしたといってよい。

（3）食品安全法 148 条 2 項――実損害の存在が不要（多数説）

（ⅰ）実損害の存在が不要とする見解

実際の損害が消費者に発生していなくてもよい点も立法者によって明確に指摘されている[301]。つまり、消費者は食品安全基準に適合しない食品を購入後、実際に食べていなくても当該食品が食品安全基準に適合しないことをもって製造者・経営者に対して食品価格の 10 倍賠償金を請求することができるようになった。

もっとも、食品安全事件に関する司法解釈 7 条（参考資料 2 ― 5 を参照）において、食品安全法 148 条 2 項における懲罰的損害賠償の適用に人身損害の発生を要件としないと明確に示している。

学説では、上記した立法者と同様に懲罰的損害賠償の懲罰機能を実現するために、損害の発生を要件とはみなしていないと主張されている[302]。

（ⅱ）消費者の善意要件の要否――「知偽買偽」問題

ところで、消費者の善意が必要であるかの問題もある。つまり、偽物と知りつつ商品を購入する「知偽買偽」者も懲罰的損害賠償制度を利用できるかという問題である。

消費者法制定（1994 年）の後間もなく、クレーマーである「知偽買偽」ないし「王海現象」[303]が急増した。初期には王海の請求は人民法院の支持を得ていた[304]が、1998 年以降、

---

[300] 楊立新「対我国・・・」・前掲注（）、参照。

[301] 信春鷹・前掲注（）376 頁参照。

[302] 高聖平「食品安全懲罰性賠償制度的立法宗旨與規則設定」法学家 6 期（2013 年）頁参照。

[303] 1994 年消費者法が制定された後、旧 49 条の意義をいち早く認識し、中国各地で偽物・粗悪商品を探し回り、偽物・粗悪商品であると知りながらあえて買い集め、懲罰的損害賠償額の獲得を目指す訴訟提起を業とする王海という人物が登場した。その後、王海の活動がマスコミに報道され、それをマネーして懲罰的損害賠償額を獲得するために提訴する職業クレーマーが急増し、社会現象を起こした。このような社会現象を「王海現象」ないし「知偽買偽」と称されている。

[304] 最高人民法院広報担当官は、「知偽買偽の有無は、消費者自ら権利利益を守る・主張する権利に影響を与えない。通常、商品を購入する者は消費者の適格性を認定されるべきで、当然ながら増額賠償の請求を可能とすべきである。」と説明している。徐隽「最高法統一食品薬品糾紛案件裁判尺度―消費者“知偽買偽”可索賠」質量探索 1 期（2014 年） 1 ～2 頁参照。

「知偽買偽」者は消費者ではないことを理由として、懲罰的損害賠償が認容されない傾向になった[305]。わけても、1999 年 6 月に、人民検察院も「知偽買偽」者が消費者法旧 49 条を適用すべきかどうかに関する議論に参加したことが示されている[306]。これを発端に旧 49 条の消費者適格性が再検討されるようになった。

そもそも、「知偽買偽」問題を生じさせた重要な要因の一つは、消費者法が消費者概念を詳しく示さなかったからである。すなわち、消費者法 2 条[307]に定める消費者の概念、または消費者法 55 条（旧 49 条）における懲罰的損害賠償は、経営者の詐欺行為を要件としており、諸費者側は善意（消費者が経営者の詐欺行為を知らないこと）であるべきと明記しなかったのが原因なのである。

学説では、消費者法 55 条のいう「消費者」に「知偽買偽」者が当たるか否かについては、見解が分かれていた。否定説によれば、「知偽買偽」者は消費者ではないとして懲罰的損害賠償適用を排除するという見解を示している。すなわち、「知偽買偽」者は、消費者法上の消費者概念と異なり、生活上の消費ではなく、賠償額という形での利益獲得であり、実質は職業とする事業行為である。消費者法の理念は、消費者を保護することに限定し、職業化ないし産業化としている事業者を保護するものではないとして、懲罰的損害賠償の適用を認めない[308]と解説している。他方で、肯定説によれば、懲罰的損害賠償の立法趣旨に鑑みれば、消費者側の事情を考慮していないため、「知偽買偽」者を排除すべきではないと解されていた[309]。

これに対して、最高人民法院は『食品及び薬品に係る争いに対する法律適用に関する若干問題の規定』[310]（以下では、食品に関する規定という。）をもって、消費者の善意要件を排除した。つまり、消費者の「偽物であることを明らかに知っている」ということは、経営者の詐欺行為に対して懲罰を下すという懲罰的損害賠償制度の趣旨には影響を与えないとしたのである。そのうえで、最高人民法院の法官は、食品・薬品の品質問題の存在を明らかに

---

[305] 税兵「懲罰性賠償的規範構造――以最高人民法院第 23 号指導性案例為中心」法学 4 期 2015 年 98 頁参照。

[306] 李世剛＝佐藤孝弘「中国消費者権益保護分野における懲罰的損害賠償制度の新たな動向～『消費者権益保護法』第 55 条の適用に関して～」国際商事法務 45 巻 3 号（2017 年）337～347 頁参照。

[307] 消費者法 2 条の内容を前掲注（1）に参照されたい。消費者概念について、多数説によれば、以下の 2 つの要件が求められている。すなわち、①商品を購入しまたはサービスを受ける個人であること、及び②その購入目的が営利ではなく、自己あるいは家庭の生活のためである。王利明「消費者的概念及消費者権益保護法的調整範囲」民商法研究 6 期（2004 年）774～779 頁参照。

[308] 梁慧星・前掲注（）、税兵・前掲注（）参照。

[309] 李友根・前掲注（）、楊立新・前掲注（）5 頁参照。

[310] 2014 年 3 月 15 日、最高人民法院は「食品薬品紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」（法釈〔2013〕28 号）を公布した。同規定 3 条は、「食品・薬品の品質の瑕疵を原因として争いが生じたとき、買主は製造者又は経営者に対し、その権利を主張し、その主張に対し製造者および経営者は買主が食品・薬品の品質問題を明らかに知りながらなお購入したことを理由として抗弁を行う場合、人民法院はその抗弁を支持しない。」と規定する。

知っていたにもかかわらずなお購入した「知偽買偽」者にも懲罰的損害賠償の適用を認容すべきと明示した[311]。

こうして、食品に関する規定が公布されたことによって、人民法院が食品・薬品を購入した者は「知偽買偽」者であるかいなかを問わずに、懲罰的損害賠償の認定に影響を与えなくなった。つまり、「知偽買偽」者は消費者としての資格を有することが認められている。悪質な経営者を懲罰することへの、最高人民法院の積極的な姿勢を読み取るべきであろう。

2　賠償額

（1）47 条（民法 1207 条）における「相応の懲罰的損害賠償」

（ｉ）不法行為責任法 47 条の時点での学説

まず、不法行為責任法の立法過程において、梁慧星案の「……賠償金額の 3 倍以下の懲罰的損害賠償金を課すよう判決することができる。」、王利明案の「……製造者・販売者に代金の 2 倍とする賠償金を請求することができる。」が採用されなかった。また、既存の特別法としての消費者法などの懲罰的損害賠償の算定方法も採用されずに「相応の懲罰的損害賠償」という不明瞭な規定が設けられている。

立法者は、「相応の懲罰的損害賠償」を採った理由について、次のように説明している[312]。すなわち、懲罰的損害賠償制度の機能は、不法行為者が不法行為によって獲得した利益を吐き出すことによって、当該不法行為の社会的予防効果を実現することである。しかし、訴訟濫用を防止するために、あえて当該制度の算定方法と賠償額の範囲を定めなかった。「相応の懲罰的損害賠償」の判断基準について、不法行為者の悪意の程度、損害の結果、利益の獲得および不法行為者に対する懲罰・抑止と相当すべきであり、具体的な賠償額の算定は人民法院にゆだねられたのである。

（ｉ－ｉ）台湾法またはアメリカ法の算定方法を参照とする見解

さて、このような不法行為責任 47 条の賠償額の算定について解釈が必要となる状況について、台湾消費者法の算定方法を参照とする見解がある。すなわち、既存の財産権侵害における懲罰的損害賠償は、商品価格を算定基準としている。この算定方法は比較的容易に懲罰的損害賠償額を算出することができる。しかし、製造物責任の懲罰的損害賠償額の算出でこの方法を使用すると、不法行為者に対する懲罰の強度が足らなくなる恐れがある。そのため、47 条の算定方法を既存の算定方法のままとすることは適切ではない。そうではなくて、実

---

[311] 最高人民法院広報担当官は、「知偽買偽は、消費者が自ら権利利益を守るまたは主張することに全く影響を与えない。ゆえに、商品（又はサービスを受けた）を購入しただけで、その者は消費者の適格性を獲得し、消費者資格を有すると認めるべきである。当然ながら、その者は懲罰的損害賠償を請求することも可能である。」と説明している。徐隽「最高法統一食品薬品糾紛案件裁判尺度―消費者“知偽買偽”可索賠」質量探索 1 期（2014 年）1～2 頁参照。

[312] 王勝明・前掲注（27）263 頁、奚暁明『中華人民共和国侵権責任法条文理解与適用』（人民法院出版社、2010 年）343 頁、王利明＝周友軍＝高聖平『侵権責任法疑難問題研究』（中国法制出版社、2012 年）414 頁参照。

際の損害額を懲罰的損害賠償の算定基準とすべきである。例えば、台湾法における消費者保護法 51 条は「……消費者は損害賠償額の 3 倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる」と規定している。台湾法のように、47 条の懲罰的損害賠償額の算定方法は損害賠償額を算定基準とし、それに上乗ずる算定方法とすべきである、という主張である[313]。

また、台湾法ではなく、アメリ法を参考にすべきであると主張する見解がある。この見解によれば、懲罰的損害賠償制度は、充分な賠償額と適宜な懲罰を通じて不法行為を抑止するための制度である。制度機能の実現という観点から考えれば、充分に賠償額を認定するために、実際の損害額を算定基準とすべきである。そのうえで、懲罰という制度目的を達成するようにするためには、適宜な懲罰となるためには、不法行為者の非難すべき状況を考慮すべきである。具体的に、不法行為者の財産と経済状況、過失の性質と影響力の程度、損害の結果、および利益獲得の状況といった 4 つの側面を考慮すべきである[314]、という主張である。

（ⅰ―ⅱ）消費者法 55 条や精神的損害賠償の上限額を適用とする見解

楊立新は、不法行為責任法 47 条における不明確な賠償額の算定方式については、消費者法 55 条 2 項の算定方法を参照すべきであり、賠償額の範囲について、消費者法 55 条 2 項と同様に被害者が被った実際の損害額（財産的損害、生命・人身的損害賠償、精神的損賠賠償）の 2 倍以内の範囲とすべきであると主張していた[315]。

これに対して、張新宝と李倩は、楊立新の主張する「2 倍以内の範囲」ではなく、より多い「実損害額の 3 倍」とすべきである、と主張した。この見解によれば、中国法における懲罰的損害賠償制度は未だに成長段階にあり、かつ人民法院の能力にも差がある。このような状況下では、懲罰的損害賠償が巨額化することを制限する方が望ましい。それに、精神的損害賠償の規定を参照しながら、加害者の主観態様、被告の財産状況、利得の状況を勘案する必要があり、実損害額の 3 倍を上限とするのが適切である[316]、と彼らは述べている。

さらに、王利明は上記した主張に加えて、懲罰的損害賠償の適用は填補的損害賠償の成立を前提要件とし、賠償額の範囲を填補的損害賠償額の 2 ～ 3 倍に制限とすべきである。なお、填補的損害賠償額の 2 倍を最低賠償額とし、それの 3 倍を超えない制限とする理由につい

---

[313] 台湾消費者保護法 51 条は、「本法に基づき提起された訴訟につき、企業経営者の故意によりもたらした損害について、消費者は損害賠償額の 3 倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる。ただし、過失による損害については、損害賠償額の 1 倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる」と規定する。楊立新は、台湾の裁判実務において、故意による消費者紛争事件では、実損害賠償額の 0.1 倍、2 倍或いは 3 倍の懲罰的損害賠償金が課され、過失による場合では、最高額が実損害賠償と同額の懲罰的損害賠償額が課される。また、台湾の裁判官が懲罰的損害賠償金の算定に対して、一定の随意性を有することなどを例として説明している。楊立新『侵権責任法　第二版』（法律出版社、2012 年）339 頁参照。

[314] 王利明＝周友軍＝高聖平・前掲注（）、張莉・前掲注（）133 頁参照。

[315] 楊立新「我国消費者保護懲罰性賠償的新展開」法学家 2 期（2014 年）78 頁参照。

[316] 張新宝＝李倩「懲罰性賠償的立法選択」（清華法学・2009 年第 4 期）20 頁、張暁梅『中国懲罰性賠償制度的反思與重構』（上海交通大学出版社、2015 年）50 頁参照。

ては、アメリカ法と中国法における消費者法 55 条の立法経験を参考した[317]、と説明している。

（ⅱ）近時の学説

さて、以上のような諸々の学説が唱えられていたこともあり、民法審議中に当該賠償額の算定方法と賠償額の範囲を規定すべきと主張する意見[318]があったものの、結局、民法 1207 条は賠償額の算定方法を採用せず、賠償額の算定方法および賠償額の範囲について規定しなかった。しかし、立法資料が公開されていないため、何故、賠償額の算定方法と賠償額の範囲を規定しなかったかについて、不明である。

なお、最高人民法院は民法 1207 条が賠償額の算定方法と範囲を規定しないほうが、懲罰機能が実現されることになる、と説明している[319]。なぜならば、人民法院は自由裁量権を最大限に発揮することができるからである。一般法としての民法 1207 条はあえて賠償額の算定と範囲を規定せず、人民法院の裁量に委ねている。その算定とその範囲について、人民法院は事件の情況、不法行為者の主観的悪意の程度、および実際に生じた損害の度合いを考慮することで、不法行為者を懲罰・抑止することができる程度の適切な懲罰的損害賠償額を認定することができるのである、と説明している。

民法学者の鄒海林と朱広新は、最高人民法院のこの見解をさらに深めている。彼らによれば、懲罰的損害賠償額の算定とその範囲は、事件ごとの具体的な事情を考慮要素として、総合的に判断すべきであると主張している。その考慮要素について、不法行為の性質、不法行為による得た利益および不法行為者の財産状況なども考慮すべきであると補足説明している。そして、民法 1207 条を「人民法院への空白的な委託書」と称している[320]。

（2）55 条 2 項における「2 倍以下の懲罰的損害賠償」

消費者法 55 条 2 項は、消費者に又はその他の被害者を死亡させ、若しくは健康に重大な損害をもたらしたという結果が生じた場合に、本法 49 条と 51 条などの法律規定に基づいて損失の賠償を請求することができ、並びに受けた損失の 2 倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができると定めている。

立法者は、同条のいう「受けた損失」の内訳は、健康と生命にかかわる人身損害、精神的損害および財産損害という三つの損害を含むと解説している[321]。まず人身損害について、事

---

317 王利明・前掲注（）「」

318 張紅「侵権責任之懲罰的損害賠償」武漢大学学報 1 期（2020 年）89 頁、舒穎「全国人大常委会組成人員審議民法侵権責任編草案時建議明確産品責任懲罰性賠償倍数」（2019 年 8 月 25 日）〔中国人大ウエブサイト：http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201908/9300f641ce4f40678e24509baa00a17f.shtml〕（最終検索：2020 年 11 月 12 日）。

319 石宏『中華人民共和国民法釈解與適用』（人民法院出版社、2020 年）、最高人民法院民法貫徹実施工作領導小組・前掲注（）452～453 頁参照。

320 鄒海林＝朱広新・前掲注（）453 頁参照。

321 賈東明『中華人民共和国消費者権益保護法解読』（中国法制出版社、2014 年）280～285 頁参照。

業者が提供した商品またはサービスが消費者あるいはその他の被害者に健康上に損害を与えた場合、医療品・介護費・交通費・治療費・リハビリに支出した合理的範囲での費用及びそれによる収入の減少を損害内容として含む。仮に身体的障害をもたらした場合はさらに障害による補助機器費や障害に関する損害賠償も含むことになる。また、死亡した場合、葬式費用や死亡に関する損害賠償も含む。次に、精神的損害については、事業者が消費者あるいはその他の被害者に対して侮辱・身体検査・身体自由の束縛等の身体的権利利益を侵害する行為を行うことで重大な精神的損害を与えた場合、被害者に精神的損害賠償を請求する権利を有する。最後に、③財産的損害について、実際に生じた財産上の損害を請求することができる。一方で、これらとは別に、さらにすべての損害の合計額の 2 倍以下の懲罰的損害賠償金を請求することができることになる、というのが立法者の解説であった。

このように、55 条 2 項は受けた損失の内訳を細かく規定し、上限額も定めた。同条項は、商品の価格又は受けるサービス費用を算定基準とする算定方法を変え、被害者の受けた実際の損害と結びつけることにしたのである。

学説は、55 条 2 項における懲罰的損害賠償額について、次のふたつの意味があると説明している[322]。すなわち、一つは、被害者は懲罰的損害賠償額を実損害の 2 倍という最大な賠償額を請求することができる。二つ目は、具体的不法行為に応じて、懲罰的損害賠償額を不法行為者に対する懲罰に値する程度の範囲まで決定する裁量権を人民法院に与えているということである。しかし、このような算定方法は人民法院による恣意的な判断をもたらし、確実性と安定性を欠くのではないかという問題が生じうる。

（3）148 条 2 項――「食品価格 10 又は損失の 3 倍」

通常では、食品価格は極めて低額である。この場合には、食品価格の 10 倍という賠償金を設けたとしても、消費者の受けた損失または損害はとても低くなるのである。それゆえに、食品安全法旧 96 条 2 項における懲罰的損害賠償に対して、学界での批判が多くみられている[323]。

近時では、法と経済学を専門とする学者は、賠償額について批判している。すなわち、仮に 148 条 2 項は「食品価格の 10 倍」賠償に加えて「損失の 3 倍」賠償を増額したとしても、懲罰的損害賠償額が少額でしかないのである。今回の法改正は、実質的に食品安全問題を解決することが全く期待されないと、というのがその内容である[324]。

このように、148 条 2 項における賠償額の範囲は「食品価格の 10 倍」に「損失の 3 倍」を増設したが、賠償額の制限がされていることが変わっていない。このことは、消費者が訴訟提起しようとするインセンティブ、または食品安全基準に適合しない食品を製造・販売者

---

[322] 朱広新・前掲注（19）112 頁参照。

[323] 朱広新「懲罰性賠償制度的演進與適用」中国社会科学 3 期（2014 年）104～207 頁参照。

[324] 陳業宏＝洪穎「食品安全懲罰性賠償制度的法経済学分析」中国社会科学院研究生院学報 5 期（2015 年）81 頁参照。

した者を懲罰するためになる効果はさほど大きくないと指摘されている。なぜならば、実社会では、食品価格はそれほど大きい物ではなく、消費者は予め訴訟利益が少額になる確実性が予測でき、消費者にとっての訴訟提起へのインセンティブにならないからである。すなわち。消費者は訴訟を提起し勝利したときに得られる収益上のインセンティブが大きいときにこと訴訟を提起するからである。逆にそれが低ければ訴訟を提起しないのである。食品価格の１０倍又は損失の 3 倍の賠償金といえ、その算定基準が食品価格又は損失に過ぎないのであれば、得られる訴訟利益は限界がある。この場合に、消費者は訴訟提起をする意味を見いだせないだろう。それゆえに、148 条のような賠償額が制限されてしまっていることから懲罰の機能が果たされないであろう。

（４）賠償額についての小括

一旦ここでまとめよう。

まず、民法 1207 条は不法行為責任法 47 条と同様に「相応の懲罰的損害賠償」とし、消費者法 55 条 2 項は「損失の 2 倍以下」、食品安全法 148 条 2 項は「食品価格 10 倍又は損失の 3 倍」としている。

次に、民法 1207 条は算定方法と賠償額の範囲を規定していないため、不明確である。これに対して、統一された学説が見られなかった。

消費者法 55 条 2 項は懲罰的損害賠償額の算定方法を明確にした一方で、懲罰的損害賠償額を「損失の 2 倍以下」と制限している。消費者法 55 条 2 項は、「……2 倍以下」という文言を使用しているため、人民法院に一定の裁量権を与えていることになっている。すなわち、人民法院は経営者に損失の 2 倍を超えない範囲までに懲罰的損害賠償額を命じることができるのである。損失の 2 倍以内であれば、損失と相当額、或いはそれの 1.5 倍も可能である。そこで、上記した朱広新が指摘したように、人民法院は如何なる考慮要素に基づいて、2 倍以内という範囲の幅を認定すればよいのか不明であり、また人民法院による恣意的な判断をもたらし、確実性と安定性を欠くのではないかという問題が生じうるのである。

最後に、食品安全法 148 条 2 項は「食品価格の 10 倍」又は「損失の 3 倍」と選択できるものとしている。つまり、同条は二つの賠償額の算定方法とその範囲を消費者に与えている。しかし、消費者は二つの算定方法と賠償額の範囲のいずれかを選択するか、または同時に請求することができるのかについて不明である。学説では、懲罰的損害賠償額が高額化になる可能性がそれほど多くないため、制度が利用されないという懸念が示されている。

以上のように、懲罰的損害賠償額の角度からみれば、民法 1207 条（不法行為責任法 47 条）を除き、消費者 55 条 2 項、食品安全法 148 条 2 項は予め懲罰的損害賠償額の算定方法と賠償額の範囲を制限されている。しかしながら、懲罰的損害賠償額が制限されたことによって、制度の懲罰機能が十分に果たされるのかという問題が指摘できるのである、つまり、懲罰機能の発揮が制限されたことになろう。

3　小括

本節では、生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償の要件と効果、およびこれに対して学説を、製造物責任、欠陥製品販売責任、食品安全責任に分類しながら検討してきた。

まず、要件について、製造物責任、欠陥製品販売責任、食品安全責任の適用要件が共通する部分があれば、異なる部分もある。すなわち、共通するのは、主観的要件の「明らかに知りながら」が必要とされている点である。他方で、客観的要件について、製造物責任と欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償制度は、「死亡又は健康に重大な損害」の存在を要件としている。これに対して、食品安全法責任は生命・身体的損害の発生を要件としない。

多数説によれば、主観的「明らかに知りながら」要件には民法上の主観的故意と同質である、とされる。この説は、被害者は加害者の主観的「明らかに知りながら」ないし「故意」を証明する必要となる。

しかしながら、客観的「死亡又は健康に重大な損害」要件について、健康に重大な損害であるかいなかについて不明である。これに対して、学説では、統一されて見解が見られなかった。

このように、要件の面からみれば、製造物責任・欠陥製品販売責任・食品安全責任における懲罰的損害賠償は訴訟提起ないし懲罰的損害賠償請求の認定基準をハイレベルに設定していると評価できる。

次に、懲罰的損害賠償額の算定方法とその範囲について、まちまちである。製造物責任・欠陥製品販売責任の場合は「相応の懲罰的損害賠償」と「損失の 2 倍以下の懲罰的損害賠償」、食品安全責任の場合は「食品価格の 10 倍又は損失の 3 倍」と定められている。

「相応の懲罰的損害賠償」における賠償額の算定とその範囲を明示しないという立法者の立場は不明であることは、不法行為責任法 47 条から民法 1207 条までに引き継がれている。この問題が顕在化している中、学説では、外国法の台湾法とアメリカ法を参照すべきであるとか、消費者法 55 条を参照すべきであるとかいう見解が見られるが、統一見解が存在しない。しかし、これらの学説の動向は共通するところは、賠償額の範囲を制限しようとする姿勢である。

「損失の 2 倍以下の懲罰的損害賠償」と「食品価格 10 倍又は損失の 3 倍」という規定は、いずれにせよ、両者ともに、賠償額の範囲が制限されることが一致している。このような制限立法によって、人民法院は明白な賠償額的指針を与えられるため、それより超過する賠償金が出される可能性を取り除くことができ、また被告側が支払わねばならない賠償額の範囲を加害者に予告することができることになる。その反面で、制度目的の実現を阻止する恐れがあるという問題があるように思える。

以上のように、学説の傾向を大まかにまとめれば次のようになろう。すなわち、生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償の適用範囲は死亡或いは健康に重大な損害を生じさせた重大な場合および食品安全基準に適合しない場合に限定され、「明らかに知りながら」を主観的故意と解している。その一方で賠償額の制限については、見解が統一しているのであ

る。

結局のところ、生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償制度において、学説は、基本的には立法意図を維持する立場が示されている、といえよう。この意味では、一般法としての民法と消費者法・食品安全法によって特別な保護を受けるべき消費者であっても、その例外がないということになる。なぜなら、消費者という特殊な保護を受けるべきであるにもかかわらず、民法 1207 条と同様な厳格化された適用要件が設けられているからである。このことは、懲罰的損害賠償が積極的に活用されることを排除しようとする、明確に学説に共通する法思想をうかがうことができる。

第 3 節　知的財産権侵害型における懲罰的損害賠償

本節では、知的財産権侵害型における懲罰的損害賠償の適用要件と効果について概観する。

まず、要件について、商標法 63 条 1 項と不正競争防止 17 条 3 項は、主観的要件として「悪意」を要求している。特許法 71 条、著作権法 54、民法 1185 条は主観的要件を「故意」としている。これに対して、種子法 73 条 3 項は、主観的要件を設けていない。

次に、懲罰的損害賠償額について、民法は「相応の懲罰的損害賠償」と規定したものの、賠償額の算定方法とその範囲が不明である。種子法は「相当額以上 3 倍以下」とし、その他の 4 つの制度は同様に「相当額以上 5 倍以下」と上限している。

このように、異なる法分野では、懲罰的損害賠償の適用には、主観的要件と賠償額が異なっている。以下では、そのうちの商標権と民法における懲罰的損害賠償制度を検討する。というのも、不正競争防止が施行されたばかり、また特許法と著作権法が未だに施行されていないため（本論文の執筆時まで)、議論があまり行われていない現状である。それゆえに、種子法、不正競争防止、特許法と著作権法における当該制度は取り扱わないこととする。

1　商標法における要件と効果

（1）14 年商標法での議論

先行研究によれば、第 1 章で解説したように 14 年に旧商標法が施行されたが、実際の裁判運用では、当該制度上に多くの問題が存在していたため、懲罰的損害賠償が認められたケースはわずか数件に留まった。結局、14 年商標法 63 条 1 項（以下では、63 条 1 項という。）はほとんど適用されていないと言わざるをえないものだった[325]。

その理由として主に次の 2 点に挙げられている。すなわち、各人民法院は、（ｉ）適用要件における主観的「悪意」と客観的「情状が重大」に対して、統一的かつ明確な判断基準を

[325] 孫卿軒＝李暁秋「我国商標侵権懲罰性賠償司法実践的問題、反思與改進建議」大連理工大学学報（社会科学版）41 巻 4 期（2020 年）103 頁、王蓮峰＝蹇佳伶「商標侵権懲罰性賠償的法律適用研究―基於我国 123 件判決書的実証分析」電子知識産権 5 期（2020 年）73～90 頁、広東省深圳市福田区人民法院課題組「商標侵権懲罰性賠償的制度構建」知識産権 5 期（2020 年）40～54 頁参照。

示すことがなかった、（ⅱ）条文上に示された三つの填補的賠償額を根拠とせず、人民法院の自由裁量権によって新たな算定方法で填補的損害賠償額を査定しているけれども、当該算定方法について具体的に説示しなかった、ということである。以下では、（ⅰ）と（ⅱ）について、簡単に触れてみたい。

（ⅰ）適用要件の問題

63 条 1 項の懲罰的損害賠償が認められる主観的要件の「悪意」および客観的要件の「情状が重大」の態様について、条文上では明確に説示されなかったため、人民法院の判断が別れた。

まず、主観的要件「悪意」について、人民法院ごとによる判断が別れた。それぞれの人民法院は、以下のいずれかの行為態様が存在した場合、権利侵害者に悪意があったと認定していた。すなわち、①行政機関が侵害行為であることを明確に権利侵害者に通知したにもかかわらず、権利侵害者は商標権侵害行為を継続したこと、②すでに人民法院による判決が下されたこと、③侵害者はすでに自己の権利侵害行為を認めたこと、④商標権侵害による調停協議書に署名したこと、⑤行政機関による罰金が科されたこと、⑥商標の類似性が高いと判断されたため、商標権登録できなかったこと、⑦弁護士が権利侵害者に手紙で通知を出したものの、権利侵害行為が停止されないこと、⑧権利侵害者は権利侵害したことを明らかに知っていることが証明されたこと、⑨権利侵害行為を反復的に行うこと、などであった。また、少数の人民法院は、当該商標が知名度を有しているかどうかを考慮要素とすることもあった。すなわち、社会的に有名な商標が問題となった場合は、権利侵害者は当然ながらその商標を知っており、かつ自己の行った権利侵害行為に対して認識しているはずであるゆえに、悪意があったと見做されたのであった。

次に、「情状が重大」の判断基準について、しかし、人民法院の間で、この問題についての見解が統一的に示されることはなく、事案ごとにばらばらな判断が行われていた。各人民法院は、次の行為態様があるような場合に情状が重大であると認定した。すなわち、①権利侵害行為による得た売上（収益）の多少、②商標権侵害が数多くの都市に渡り、かつインターネットを通じて全国まで広告宣伝したこと、③被告は当該商標のライセンシーであり、商品が偽物であることを知りながら製造または販売したこと、④被告と原告は長年のライセンス契約関係であり、被告は原告にもたらした侵害が他の権利侵害者より重大であった、⑤侵害された商品の数が多数であった、⑥侵害が大規模であり、権利侵害の禁止命令が課されてもなお権利侵害を行うこと、⑦権利侵害者が商標権者の弁護士から商標権侵害に関する通知を受け取ったとしても、権利侵害行為を継続したこと、⑧反復的に商標権を侵害したこと、⑨権利侵害の回数と時間が多いことである。また、少数であるが、悪意による権利侵害を行った行為自体は情状が重大にあたると認定する人民法院も見られた。しかし、やはり、統一的見解が示されることはなかった。

（ⅱ）懲罰的損害賠償額

63 条 1 項の条文上では、懲罰的損害賠償額の算定基準を、①権利者が被った実際の損失、

②侵害者が侵害による得た利益、③ライセンス料の倍数、という三つの填補的損害賠償額が設けられている。

しかしながら、人民法院は、上記した三つの賠償額を査定することが困難であるため、懲罰の度合いに応じて 14 商標法 63 条 1 項の「法定賠償」（300 万元以下の賠償）に基づき懲罰的損害賠償額を認定する判決が多く存在している。だが、人民法院は何を以て懲罰的損害賠償額の算定基準として、それに何倍を乗ずるかによって懲罰的損害賠償額を算出したのかについて、明確に論じなかった。つまり、懲罰的損害賠償額の算定基準、算定方法およびその内訳は不明であった。

以上のように、実際の裁判運用では、14 年商標法 63 条 1 項は主観的「悪意」と客観的「情状が重大」に対して、明確かつ統一的な判断がされていなかった。また、懲罰的損害賠償額の算定基準である三つの填補的損害賠償額の査定も困難であるため、人民法院は自由裁量権に基づいて新たな算定方法を用いて算定しているものの、そのことに関して十分な説明がなされているとは言えなかった。

このように、各人民法院がそれぞれの判断基準を設けているので、同じような事件でも判決の結果は著しく異なる可能性があった。これでは、人民にとって予測可能性が存在せず、司法そのものへの不信を生む。このような問題点が存在していたので、14 年商標法の懲罰的損害賠償制度は十分に裁判で利用されなかったのである。あえて言えば、このままでは当該制度は次第に空洞化してしまう可能性もあるといわざるをえない。

（２）近時における実証研究の動向

以上のような問題があったにも関わらず 2019 年に制定された新商標法 63 条 1 項は、旧法の適用要件を変更せずに受け継がれ、懲罰的損害賠償額の範囲を「最大 5 倍賠償」まで引き上げただけであった。それゆえ、上述の問題は解消されていないといえる。

これに対して、近時の学説において、さらに、上で説明したように、人民法院が法定賠償を懲罰的損害賠償として混用する傾向があることを問題視する見解も出てきた[326]。というのは、そもそも、法定賠償とは、被告による権利侵害が成立していることを前提として、当該権利侵害に伴う填補的損害賠償額（権利者の実際損失、侵害者の侵害による得た利益、登録商標のライセンス料）の査定は困難であるとき、裁量により法定賠償額（旧法 300 万元）を超えない範囲内で損害賠償額を認定することができる填補的損害賠償制度である。当該制度の趣旨は、あくまで実際の損害賠償額に対する立証の困難の救済かつ十分な損害賠償額を補償し、および侵害行為を抑止するためのものである。しかしながら、従来の裁判運用では、法定賠償は「準懲罰的損害賠償」の性質を有する制度であると拡大解釈されている、とこの見解は指摘している。すなわち、懲罰的損害賠償が適用されたわずかのケースでは、人民法院は填補的損害賠償額の査定ができないときに、法定賠償（300 万元を超えない範囲内（つまり 0 ～300 万元の間））に基づき懲罰的損害賠償額として算定したのである。

[326] 張広良「知識産権損害賠償懲罰体系的構建」法学 462 巻 5 号（2020 年）119 頁参照。

しかし、やはり法定賠償を懲罰的損害賠償とする裁判運用は、条文と乖離している。法定賠償は填補的損害賠償の認定が困難な場合には、填補的損害賠償を代替としての損害賠償制度であり、その目的は損害の填補である。つまり、法定賠償制度は填補的損害賠償の枠組みを越えず、懲罰的損害賠償とは性質に異なっている。法定賠償を懲罰的損害賠償に読み替えることができないのである。

結局のところ、14 年商標法 63 条 1 項に関する実証研究の結果が示したように、新商標法の条文規定では、当該制度の懲罰機能は果たされていないといわざるをえないだろう。

さらにいえば、14 年商標法 63 条 1 項に関する実証研究から提示されている問題点を概観してきた。結局、新商法 63 条 1 項は、種子法、不正競争防止法などもそうであったように、実際の裁判では適用されにくい条文となる可能性が高いだろう。つまり、上で挙げたようないくつかの問題点が克服されない限り、当該制度の懲罰・抑止機能は立法意図通りに果たされないのである。

2　民法典における要件と効果

民法 1185 条によれば、適用要件としては、知的財産権侵害者に「故意」があること、情状が重大であること、損失が発生したことが要求されている。その効果としては、「相応の懲罰的損害賠償」とされている。以下では、主観的故意要件と賠償額について概観しよう。

（1）民法 1185 条における主観的故意要件

知的財産権侵害における懲罰的損害賠償制度を民法の一般条項として導入すべきか否かをめぐる議論があるなか、結局、民法は、14 年商標法 63 条 1 項を下の立法経験を踏まえて、14 年商標法 63 条 1 項にいう「悪意」を「故意」と改めて、明文の形で懲罰的損害賠償制度を導入した[327]。

何故に民法 1185 条が商標法 63 条 1 項、種子法 73 条 3 項と不正競争防止法 17 条 3 項のいう主観的要件の「悪意」と異なる「故意」という文言が使われているのかについて、立法参加者は次のように説明している[328]。すなわち、悪意と故意は、確実な損害の結果が発生することを意欲と認識していること、および結果発生の認容という意味で捉える部分で同じものである。しかし、悪意は、さらに法律と他人の権利に対する軽視或いは他人に対して心からいだく悪い感情という動機や目的が強い部分において、故意より積極的な害意であるといえる。この最も害意性の強い悪意があるといえるためには、故意のあることが必要とされるのみならず、その他の特別な①直接故意（損害の結果を追求する）、と②法律によって保護される権利利益を公然として無視・違反まで必要とされるのである。

しかし、このような意味での悪意とは、あくまで当人の心理状態の反映であって、それを他人、つまり人民法院や権利を侵害されたものが判断し、証明することは困難である。すると、懲罰的損害賠償も適用されにくくなるだろう。このような結末を避けるために、民法

---

[327] 鄒海林＝朱広新・前掲注（）238 頁参照。

[328] 鄒海林＝朱広新・前掲注（）238 頁参照

1185 条は単なる故意を要件としたのである。

（2）民法 1185 条の「故意」と特別法との関係

ここでは、種子法 73 条 3 項を例として検討する。民法 1185 条の適用要件は種子法 73 条 3 項と異なっている。つまり民法 1185 条は適用要件に主観的「故意」を要し、種子法 73 条 3 項は主観的要件を要していないのである。

中国法では、民法は一般法であり、種子法の上位法である。民法 1185 条は、知的財産権侵害における懲罰的損害賠償制度に関する一般条項でもある。そうすると、種子法 73 条 3 項における懲罰的損害賠償制度を適用する可否判断に関して、民法 1185 条が優先的に適用され、植物新品種権侵害者に対して主観的故意の存在を適用要件が必要とされることになってしまう。しかし、それでもよいのか、という問題が生じる。

この問題に対して、最高人民法院知的財産権法廷副廷長の朱理は次のように述べる。すなわち、種子法の改正目的に鑑みれば、懲罰的損害賠償制度の制定目的は、重大な市場秩序を乱す行為、および種子品種の偽造行為を抑止するためであると解すべきである。当該立法目的を実現するために、懲罰的損害賠償の適用要件として、主観的故意が必要であると考えるべきである。また、懲罰的損害賠償制度の導入趣旨から考え見れば、制度の適用要件を主観的故意と情状が重大の場合に限定しなければ、過失の場合でも当該制度が適用されると、懲罰的損害賠償制度の濫用という問題を惹き起こす恐れがあると指摘している[329]。したがって、種子法 73 条 3 項の適用要件は主観的要件の「悪意」ではなく、「故意」を必要とすることになる。

このように、種子法 73 条 3 項において、条文では主観的故意を要件として定めていないにもかかわらず、民法 1185 条の主観的「故意」も必要であると解している 。つまり、種子法 73 条 3 項に民法 1185 条と同様な厳格化された適用要件が設けられることとなり、その適用範囲の拡大を避けようとする立場であろう。

（3）懲罰的損害賠償額

これまで見てきた多くの懲罰的損害賠償制度は不法行為責任法 47 条（民法 1207 条）を除き懲罰的損害賠償額の算定方法とその賠償額の範囲を制定していた。しかし、民法 1185 条は、その賠償額の算定方法および賠償額の範囲について明確にしなかった。

実際のところ、消費者法などの法律と一致として、「被害者が侵害を被った実際の損失」と「侵害者が侵害により得た利益」の 3 倍上限額に規定すべきという提案はあったようである[330]。だが、この提案は結局民法に採用されなかった。

なお、立法参加者は民法 1185 条が懲罰的損害賠償を規定した理由については解説を行っている。しかし、彼はその解説において、なぜ賠償額の算定方法と賠償額の範囲を規定しな

---

[329] 朱理「専利侵権懲罰性賠償制度的司法適用政策」知識産権 8 期（2020 年）21 頁参照。

[330] 王利明・前掲注（）103 頁参照。

かったか言及しなかった[331]。

これに対して、学説では、懲罰的損害賠償額の算定に関して、「比例原則」に従って算定すると解する見解、と電子商務法 42 条 3 項を参照とする見解が見られる。以下では、個々の見解について、簡単に確認しよう。

鄒海林と朱広新は、懲罰的損害賠償額の認定について、以下のように述べる。すなわち、そもそも懲罰的損害賠償制度は、填補的損害賠償の存在を大前提としている。そこで、適切な懲罰的損害賠償額を算定するために、填補的損害賠償額と懲罰的損害賠償額との間で「比例原則」（填補的損害賠償と懲罰的損害比率の均衡を保つこと）を守るべきである、と。そして、彼らによれば、この「比例原則」にあたるかどうかの判断において考慮すべき要素は次の通りである。すなわち、損害の重大さ、侵害行為に対する非難の度合い、将来に同様な侵害行為を阻止するために必ず権利侵害者の財産と収入、権利侵害による収益、原告の訴訟提起のために支出した費用、原告が訴訟提起に対する訴訟奨励の費用、であり、これらが総合的に考慮されるのである。

立法参加者楊立新は、消費者法と食品安全法ではなく、電子商務法 42 条 3 項を参照すべきであると指摘している[332]。電子商務法 42 条 3 項における「加倍賠償」は懲罰的損害賠償であると認識し、その算定方法と賠償額の範囲を「実際の損失と相当額」とすると解している。

どちらにせよ、一般法としての民法 1185 条は故意による知的財産権侵害の場合に懲罰的損害賠償が適用できると規定しているが、その算定方法と範囲を明確にしておらず、学説では、これについての統一した見解が得られていないのが現状である。結局のところ、民法 1185 条は特別法に規定がない知的財産権分野においても、当該制度が適用される可能性があると認めているが、具体的な内容は人民法院に担わせたわけである。

3　小括

本節では、知的財産権侵害における懲罰的損害賠償制度として、商標権法と民法を例として概観してきた。

新商標法 63 条 1 項は主観的「悪意」を要求しているが、特に新商標法 63 条 1 項の裁判運用では、「悪意」に対して、人民法院ごとによる判断が別れている。ただし、人民法院の異なる判断基準のいずれも、客観的な行為態様の存在から推定していることが示されてい

---

[331] 民法 1185 条は懲罰的損害賠償制度を明文化した理由について、次のように説明している。すなわち、法体系の観点から、商標法、種子法、特許法などは民法の特別法に属し、優先的に適用される。一般法としての民法においても知的財産権における懲罰的損害賠償制度が確立されたことは、これらの特別法が民法の範疇に属することを示すだけではなく、特別法上の懲罰的損害賠償制度と合致する立場と具体的な内容の一致性を表明しているからである。要するに、民法においても当該制度が導入されることによって、異なる特別法別に散在する懲罰的損害賠償制度間の違いを統一かつ調整することが図られるためである、という説明である。鄒海林＝朱広新・前掲注（）249 頁参照。

[332] 楊立新・前掲注（）882 頁参照。

る。また、「情状が重大」の判断基準についても、人民法院は客観的な行為態様から認定されている。

そして、裁判運用の研究結果によれば、懲罰的損害賠償額について、法定賠償額を算定基準とする傾向にあり、しかも、賠償額は少額であると学説から指摘されている。

民法上の知的財産権における懲罰的損害賠償制度は商標法の悪意と異なって、主観的故意を要件としている。これに対して、学説の議論はまだ少ない。算定方法が不明で上限も規定されていない「相応の懲罰的損害賠償」について、学説では、いくつかの見解が唱えられているものの、これについてもまだ議論は成熟していないといえる。

第4節　まとめ

本章では、被侵害保護利益類型ごとに懲罰的損害賠償制度がどのような適用要件（主観的要件と客観的実損害の発生）と効果（賠償額）、そしてこれに対して、学説ではどのような議論がされてきたのかについて分析してきた。ここでは、条文と学説を以下のようにまとめることができる。

制度設計上では、まず適用要件についていえば、文言上では相互に類似する部分もあれば、異なる部分もある。要件についてみると、財産権侵害型では、明確に定められていなかった。生命・身体の侵害型では、主観的「明らかに知りながら」的要件と客観的「死亡又は健康に重大な損害」の発生を設けている。知的財産権侵害型では、商標権・植物新品種権・営業秘密には「悪意」、特許権・著作権・民法には「故意」とし、客観的「情状が重大」であることを要件としている。

次に、賠償額の算定方法とその範囲についてみると、財産権侵害型では、商品価格を算定基準として、それに3、10 倍乗じたものである。生命・身体の侵害型では、填補的損害賠償額を算定基準として、それに2倍或いは 3 倍以下乗じたもの、と「相応の懲罰的損害賠償」の二種類が存在している。知的財産権侵害型では、「権利者が被った損失」、「侵害者が侵害により得た利益」、「ライセンス料の倍数」という三つの填補的損害賠償額を算定基準として、それに相当額以上から3倍、相当額以上から5倍以下乗じたものである。

以上のように、現行中国法における懲罰的損害賠償制度の設計上では、全体として統一された適用要件や賠償額の算定方法と範囲が存在せず、それぞれが独立ないし相互的に交差し、構築している状況にある、といえる。つまり、各懲罰的損害賠償制度は、断片的な性格を帯びることとなり、法体系上の全体的整合性に齟齬が生じていることを指摘できる。

ここでいう断片的な性格とは、第1章で見てきたように、これらの制度が、現実社会の中で頻繁に発生するさまざまな種類の社会問題に対して、アドホックな応急的解決手段として制定されたものであり、実用性優先の制度となっている。つまり、法体系上の全体的整合性については考慮されないのである。

ところで、法領域によって適用要件、賠償額の算定方法とその範囲が異なってくるため、特定の類型の事件が起きたとき、いずれかの条文に基づいて認定されるのか、それによって

賠償額が大きく異なってくるという問題も生じる。

このような制度設計に対して、学説の考えは、被侵害保護利益の類型ごとによって異なっている。

財産権侵害型において、多数説は主に以下の観点から議論を展開している。すなわち、制度趣旨を照らし合わせて、消費者は経営者の主観的故意要件の存在および自己の損害を立証責任から軽減させることによって制度の活用が期待されるという観点から、主観的故意要件と実際の損害の発生が不要と示されているのである。

生命・身体の侵害型において、学説は懲罰的損害賠償の濫用を防ぐために、主観的要件と客観的要件が満たされた場合に限って、当該制度の適用を認めるという主張である。

知的財産権侵害型において、要件について学説は以下のように考えている。主観的「悪意」要件は一般法としての民法上の「故意」と同質であるか否か、また如何なる場合には客観的「情状が重大」であることにあたるのかという議論はまだ少なく、現時点で成熟していない。

そして、懲罰的損害賠償額の算定方法とその範囲についての学説の考え方は、それぞれの侵害保護利益類型ごとに様々なものがある。もっとも、いずれの類型においても、賠償額の範囲の拡大を学説は積極的に主張しいていない。

そこで、次章からは被侵害保護利益の領域ごとに検討を加えることとする。具体的には、現実の裁判運用でもっとも活用される①「財産権侵害型（知的財産権侵害型を除く）」の中から消費者法 55 条 1 項、②「生命・身体の侵害型」の中から消費者法 55 条 2 項、食品安全法 148 条 2 項、民法 1207 条（不法行為責任法 47 条）を代表例としてそれぞれ、第 3 章及び第 4 章で考察する。

なお、本論文では、知的財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度の裁判運用は取り扱わないことにする。なぜなら、知的財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度が認められるケースが非常に少ないし、改正された特許法と著作権法も施行されたばかりだからである[333]。

[333] 本稿を執筆していた 2021 年 3 月 3 日に、最高人民法院は民法の施行にあわせて、商標法などの関連規定に基づき、知的財産権侵害に関する司法解釈を公布した。そこでは、主観的「悪意」、「故意」要件、および「情状が重大」について最高人民法院の立場が詳しく説明されていたからである。この司法解釈が裁判運用に与える影響も含めて、今後の裁判の動向については見守っていきたい。

第 3 章　財産権侵害型における懲罰的損害賠償の運用実態

本章は、財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度の裁判での運用実態について取り上げる。具体的に、財産権侵害型の中から商品――自動車販売詐欺行為に関する懲罰的損害賠償の訴訟での場面だけ――を検討の対象として、当該制度がどのような場面で適用され、どのような要件が要求され、そして懲罰的損害賠償額としていくら付与されているのかを考察し、懲罰的損害賠償が果たす現実の機能を明らかにする。

財産権侵害型の中から自動車販売における詐欺行為に関する訴訟を検討の対象とする理由は、次のとおりである。

それは、2014 年～2020 年の間に、消費者法 55 条 1 項が関わる訴訟について、自動車販売における詐欺行為の事件が非常に多かったからである。中国裁判文書データベースによれば、それは千件以上（新車と中古車を含む）もこの問題の裁判が起きており、他の訴訟事件と比べても群を抜いている。このような自動車販売における詐欺行為に関する訴訟事件を分析することによって、財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度の運用に関する法的論理と特徴はある程度で明らかになると考えられる。

ただし、そのように千件以上もある裁判例を全て取り上げることは不可能であるし、新車販売に限って言えば、懲罰的損害賠償が認められない傾向にある。そこで、ある意味で結論

の先取りであるのだが、認められる少ないケースの中から、有用と考えられる二つの分析軸を提示したい。一つは、先例性があるとされる第 17 号指導性案例との関係である。もう一つは、第 17 号指導性案例以降、近時における重要度の高い、代表的、特殊な法的意味を代表する 4 件の裁判例の中でそれぞれ示した法的判断を個別的考察として分析する。そして、附表 1 と附表 2 で示した認められた裁判例は 14 件、認められなかった裁判例は 17 件を取り上げて、全体的考察として分析したい。

なお、出典については、公表済の人民法院案例集[334]および「無訟」と「中国裁判文書」という中国法に関する裁判例データベースを利用した。

第 1 節　第 17 号指導性案例

従来の裁判実務では、主に①自動車などのような贅沢品[335]が懲罰的損害賠償の適用対象になるか[336]、②詐欺行為の程度（度合い）に応じる割合を懲罰的損害賠償の算定基準とすべきか、という 2 点で判断が分かれていた。

まず、自動車などのような贅沢品が懲罰的損害賠償の適用対象になるかについて、改正消費者法 23 条 3 項[337]では、自動車は生活上の商品として認められ、自動車を購入した者が消費者資格を有する旨の規定が新設された。

次に、経営者が行った詐欺行為態様の度合いに応じる割合（価格）を懲罰的損害賠償額の

---

[334] 最高人民法院中国応用法学研究所『人民法院案例選』（人民法院出版社、2013 年）、呉景明『消費者権益保護法案例評析』（対外経済貿易大学出版社、2010 年）165～184 頁参照。

[335] 不動産や自動車のような高価品に関して、消費者法における懲罰的損害賠償制度は、動産か不動産、少額品か高価品かを特に区別せず、消費契約の目的物を「商品またはサービス」だけと規定している。そこで、不動産と自動車が消費者法の適用対象に属するかどうかが問題となっていた。前者に対して、最高人民法院は商品住宅を対象とする商品住宅に関する司法解釈を公布した。

[336] 当時の社会およびインターネット上に大きな注目を集めたケースを一例として紹介する。すなわち、2004 年 12 月 5 月、X は 4 万元余りで Y が販売している車を購入した。翌年、X は車のメンテナンスをする際に、車を購入する前にすでに販売・使用されていたことを発覚した。X は、Y の詐欺を理由に、消費者法旧 49 条に基づいて、車を返還し、懲罰的損害賠償を求めて成都市武候区人民法院に訴訟を提起した。【一審の判断】（成都市武候区人民法院（2005 年 11 月 30 日判決））自動車は、中国の現段階において贅沢品に属する。消費者法上の生活のためのものではない。生活消費上の需要品とは、社会において、基本的な衣・食・住・行に基づく生活消費の需要品である。仮に、高収入者の社会の平均的な生活水準を超えた消費者を消費者法上の生活消費の需要と同視すれば、消費者法は、生活消費の需要を制限する必要がないと述べ、X の請求が棄却された。結局、【成都市中級人民法院】（判決年月日不明）は、「……現在の中国では、自動車は消費者法上の生活消費の範疇に入らない」と述べ、一審の判断と同様に、X の請求を棄却した。としたものである。「成都市中院終審一購車糾紛案」（2015 年 3 月 19 日）（人民法院報 2006 年 6 月 13 日第 4 版）〔http://www.zyxlvshi.com/article/113672.html〕（最終検索：2020 年 1 月 13 日）。

[337] 消費者法 23 条 3 項は、「経営者が提供する自動車、コンピューター、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの耐久消費商品又は装飾・内装等のサービスにつき、消費者が商品を受領し又はサービスの提供を受けた日から 6 ヶ月以内に瑕疵を発見し、紛争が発生した場合には、経営者が瑕疵に関する立証責任を負う。」と規定する。

算定基準としたケースが見られる。というのは、かつて、ある人民法院は、経営者が自動車のサンルーフを改造したことを隠したことに対して、部分的な瑕疵（サンルーフ改造したこと）を隠したと認定し、経営者の詐欺行為が成立すると判断した。当該部分的な瑕疵の度合いに応じる割合の金額を懲罰的損害賠償額の算定基準とし、それと相当額の懲罰的損害賠償額を認めた事案[338]が存在している。他方で、類似の自動車詐欺事件において、経営者が部分的な瑕疵を隠したとしても、自動車価格を算定基準として懲罰的損害賠償が認定されたケースも存在している。

このように、同類の紛争事件では、人民法院は、懲罰的損害賠償額の算定基準を自動車価格とする、または詐欺行為ないし瑕疵の度合いに応じる割合を算定基準とする二つの判断基準を示している。これは、条文とおりに運用されていないことが明らかである。このような運用は、制度機能が果たされないことになるだけではなく、同様な事件において、異なる判決が下されることは、法的安定性および異なる判決を受ける当事者間の公平性が欠けて

---

[338] このケースは、江蘇省人民検察院も再審に理由付きで申請に加わって、懲罰的損害賠償額の算定基準を改めたことをめぐって、再審まで争った注目度の高い案件である。【事実の概要】2005 年 9 月 30 日に、X は予約金 5000 元を先に Y に支払って、Y が販売している 12.98 万元のフォード CAF7180M 車（以下、「車」という。）を購入する売買契約（以下、「契約」という）を Y と締結した。しかし、同年 10 月 18 日に、Y の従業員 A は本件車を運転して訴外 B の自動車と衝突事故を起こした。そこで、Y は本件車を修理し、かかった修理費用が 600 元であった。同年 10 月 26 日、X は残りの車代金および購入税等を支払した後に、車が引き渡された。しかし、その後、X は本件車を購入する前に一度事故に遭ったこと、後部ドアに軽微な擦り傷があって板金塗装されたこと、本件車が保険会社の保険費を利用して修理が行われたことの記録を発覚した。X は中国消費者協会に相談し、Y に対して本件車を新たな新車と交換するよう求めたが Y に拒められた。そこで、X は 2005 年 12 月に蘇州市呉中区人民法院へ訴訟を提起した。＜X の請求＞X は Y が事実を隠蔽し、詐欺行為であることを理由に、消費者法旧 49 条に基づいて Y に対して、①車代金 12.98 万元を返還し、②車代金と同額の 12.98 万元の懲罰的損害賠償、および③その他の損失 1.3 万元（購入税・手続き費など）を賠償せよ。【一審】蘇州市呉中区人民法院（2006 年 3 月 6 日判決）は X の請求する①車代金 12.98 万元を返還し、②車代金と同額の 12.98 万元の懲罰的損害賠償を認容した。しかし、③について、これらの損失は懲罰的損害賠償の範囲内に含まれているため、否定した。Y が原審の判断を不服として、上訴した。【二審】蘇州市中級人民法院（2006 年 12 月 4 日判決）は、一審の判断を一部変更した。Y は X に①車代金 12.98 万元を返還し、②車本体価格の 40%である 51920 元を算定基準としてそれと同額の 51920 元、および③その他の損失 13082 元を賠償せよと判断した。その理由は、本件では、Y は、重要な事実を X に告げなかったことは、事実を隠蔽し、民法上の詐欺行為にあたる。しかし、詐欺の範囲について、本件の傷部分の小さが車の安全性を妨げず、車の外観上のみを妨げる。また、Y は部分的な瑕疵を隠蔽した客観的な事実であり、本件の詐欺部分の価値を車両全体価値の 40%とする（12.98 万元×40%＝51920 元）。」。その部分は、部分的な詐欺 40%を懲罰的損害賠償額の算定基準とすべきである。しかし、2007 年 7 月 25 日に、江蘇省人民検察院は車価格の 40%を懲罰的損害賠償の算定基準とした原審の判断が誤りであることを理由として、江蘇省高級人民法院へ抗訴した。江蘇省高級人民法院は法に基づいて、蘇州市中級人民法院に再審理を命じた。結局、【再審】蘇州市中級人民法院（2007 年 11 月 22 日判決）は原審の判断を維持した。曹萍＝銭東輝（江蘇省蘇州市呉中区人民法院）「従一起消費者権益糾紛案看法官利益衡量」人民法院報 2007 年 7 月 30 日第 6 版、顧遠＝閔長岭「隠瞞小傷売“新車”―局部欺詐導致双倍賠償」中国審判 4 期（2008 年）52 頁参照。

いるという問題が生じる。

そこで、最高人民法院は上記した問題を背景として、2013 年に第 17 号指導性案例を公布した。次節では、当該指導性案例がどのような法的判断基準を示しているかを詳細に概観する。

1　第 17 号指導性案例

2013 年 11 月 8 日に、最高人民法院審判委員会は、上記した裁判実務の不統一に対して、第 17 号指導性案例[339]を討論通過（公表）した。第 17 号指導性案例[340]は、自動車詐欺紛争において、懲罰的損害賠償を被告に課すことが可能かどうか、可能だとして、いかなる基準に従うべきかについてのリーディングケースである。以下、その内容を分析・検討する。

原告：買主 X

被告：売主（自動車経営者）Y

【事実の概要】

X は 2007 年 2 月 28 日に、Y と本件車（以下、「甲」という。）の売買契約（以下、「契約」という。）を締結した。本件契約書には、①売買代金を総額 156,960 元（その内訳価格は、車本体は 138,000 元、車の購入税は 12,400 元、サービス費用は 500 元、保険代は 6,060 元である）とすること、②上記期日に X が Y に金銭を全額支払い、それと引き換えに、Y が X に甲の引き渡し及びその日のうちに登録手続きを行うこと、また、③Y は X に、甲が新車であることを保証し、甲を引き渡す前に点検とクリーニングを済まし、また走行距離数を 18 キロとすること、さらに甲の指標を Y から X に交付された書類に規定された各規格と一致させること（本契約書 7 条）などの規定が設けられていた。

しかし、2007 年 5 月 13 日、X は甲をメンテナンスする際に、甲が 2007 年 1 月 17 日に修理されていたこと（塗装・前ドア塗装など）を発覚した。

＜X の請求＞Y に対して、①本件契約を取消し、②上記の通り車代金 138,000 元を返還、及び旧 49 条に基づいて③車価格と相当額の懲罰的損害賠償を求めて訴訟を提起した。

＜Y の抗弁＞自動車は贅沢品であるために、消費者法の適用ができない。甲を X へ販売する時に、甲が修理された車であることは X に知らせていた。それゆえに、Y は定価 151,900

---

339 最高人民法院「張莉訴北京合力華通汽車服務有限公司買売合同糾紛案［法（2013）241 号］第 5 回指導性案例――第 17 号指導性案例案例」〔最高人民法院ウェブサイト：https://cgc.law.stanford.edu/zh-hans/guiding-cases/guiding-case-17/〕（最終検索：2020 年 1 月 15 日）。

340 「指導性案例」とは、最高人民法院による公開を通じて、先例として全国の人民法院に対してここで示された裁判要点を同類の事件で参照するよう指示し、事実上の拘束力を保障している裁判統制システムであるとされている。高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成・前掲注（）121 頁参照。なお、「指導性案例」の理論的な異義や課題について、非常に興味深い議論があるが、本稿の問題関心からここでは立ち入らない。より詳細について、徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス（1）～（5・完）司法解釈と指導性案例を中心に」北大法学論集 62 巻 4 号～64 巻 3 号（2011 年～2013 年）を参照されたい。

元の甲をXと協議し、138,000元まで値下げしたのである。また、車の装飾品をXに贈与した。さらに、以上の事実を証明するために、YはXが署名した2007年2月28日付け車両交付点検受領書（同書の備考欄には、「甲は右側塗装修復があり、約定価格で販売する」と記されている。もっとも、Yが同書を所持・保存していた)、及び車の修理記録を証拠として提出した。

＜Xの抗弁＞上記の事実に対して、Xは以下の点について異議を出した。すなわち、（1）販売時に、甲が修理されたものであるという事実を知らされていないこと、また（2）署名した車両交付点検受取書の備考欄に「甲は右側塗装修復があり、約定価格で販売する」と記されていないことである。

【一審】(北京市朝陽区人民法院（2007）朝民初字第18230号　2007年10月判決)

契約法54条2項[341]と58条[342]、消費者法2条と旧49条に従い、①本件契約を取消、②甲をYに返還、③Yが車代金12.42万元を返還、④YがXに購入税1.24万元、サービス費500元、保険代6,060元を返還、⑤YはXに懲罰的損害賠償13.8万元を賠償せよ。Xの他の請求を棄却する。

【判決理由】

本件契約は、新車に関する売買契約である。Yは本件車の修理歴ありという説明を契約書に明示せず、およびXに瑕疵の存在を告げたことを証明できない。ゆえに、Yが告知義務を履行したとは認められない。また、車の販売価格の値引きや贈り物は当事者間の約束であり、それをXが瑕疵の存在を了承したことの証明にはならない。したがって、Yは車の瑕疵を隠蔽したのであって、詐欺行為が成立する。なお、本件車がすでに使用されたことを考慮し、車本体価格13.8万元を10%の減価償却費（折旧費）を控除して12.42万元とする。

以上に対して、Yが上訴した。

＜Yの上訴＞原判決は事実の認定に誤りがあり、法の解釈も誤っている。

【二審】(北京市第二中級人民法院（2008）二中民終字第00453号　2008年3月13日判決)

上訴を却下、一審判決を維持する。

【判決理由】

---

[341] 契約法54条は、「下記に列挙する契約において、当事者の一方は契約の変更又は取消を人民法院又は仲裁機関に求める権利がある。(一）重大な誤解によって締結された場合。(二）契約締結時に著しく公平性を欠く時。一方が詐欺・脅迫な手段或いは他人の弱みに付け込みによって、相手方に真意に反して契約を締結した場合、損害を被った側は人民法院又は仲裁機関に契約の変更又は取消を請求する権利を有する。当事者が契約の変更を請求した場合、人民法院又は仲裁機関は契約を取消してはならない。」と規定する。

[342] 契約法58条は、「契約が無効又は取り消された後、当該契約によって取得した財産を返還しなければならない。返還できない物、又は返還する必要のない物については、金額に換算して補償しなければならない。過失のある側は、相手方にもたらした損失を賠償しなければならず、双方ともに過失があった場合は、各自が相応の責任を負わなければならない。」と規定する。

車の販売価格の値下げ・値引きや贈り物は販売業者によりよく使われる販売戦略であり、また、本件の当事者間の協議によるものである。このことをもって、甲の瑕疵の存在に基づいて値下げや値引きしたという理由は、Y が X に知らせたと推測することができない。Y は法院に提出した X の署名付き車両交付点検受領書は、Y だけが所持・保存し、また、備考欄の内容は、Y 社の数名の従業員によって作成され、さらに、そのことについて X が認めていない。従って、車両交付点検受領書をもって、X が甲の修理したことを知っていたことを証明するには不十分である。ゆえに、Y が X に対して瑕疵についての告知義務を履行したと認められない。Y が、甲を販売する際に甲の瑕疵を隠ぺいし、詐欺行為が成立すると認定することができる。したがって、甲と甲の代金を返還および懲罰的損害賠償を X に支払うべきと認定する。

【最高人民法院による裁判要点】

なお、最高人民法院は、第 17 号指導性案例について、以下の裁判要点を提示した。すなわち、（1）家庭生活消費の需要のために購入する自動車は、詐欺行為によって発生した紛争を「消費者法」によって処理する、（2）自動車経営者が消費者に未使用及び未修理の新しい自動車（新車）を販売することを保証した場合、購入後に、消費者が新車でない自動車であることを発覚したときには、経営者は、自己が告知義務を履行したこと、及び消費者がそれを了承したことを証明できない場合には、販売の詐欺が成立すること、また、消費者が経営者に消費者法によって損害賠償を求める際には、人民法院がそれを支持すべきである。

2　第 17 号指導性案例の意義

第 17 号指導性案例は次のような法的意義があると考える。

第 1 は、自動車は消費者法 2 条の生活必需品に該当し、懲罰的損害賠償の客体になると肯定したのである。

本指導性案例（2013 年 11 月 8 日公表）は、新消費者法（2014 年 3 月 15 日）が施行された前に公表したものであり、従前の裁判実務の立場を統一したのである。要するに、本指導性案例は、自動車は消費者法上の生活消費の需要品として明示した点に意義がある。

第 2 は、告知義務違反が詐欺行為の一態様であると明示したことである。

本指導性案例は、既述した処罰辨法 3 条に列挙された 13 種類[343]の詐欺行為態様に該当しなかった告知義務違反が詐欺行為にあたる、という新たな詐欺行為態様を認めた点に意義がある。

要するに、本指導性案例は、経営者が修理歴における重度な瑕疵、部分的な瑕疵或いは軽微な瑕疵のいずれかをともかくとして、消費者に告げなかったことにより、当該修理歴が存在しないとの誤認をし、それによって消費者契約の申込み又はその了承の意思表示をしたときは、告知義務違反に陥り、詐欺行為にあたるという理由づけである。これによれば、告

[343] 処罰辨法 3 条・前掲注（20）（21）を参照。

知義務違反とは、ある情報又は当該情報に関連する事実について消費者の利益となる旨を告げない、かつ、当該情報について消費者の不利益となる事実を告げなかった、或いは事実とは異なることを告げた場合のことである、と理解することができる。

つきつめて考えると、告知義務を認めるために、次の理由を導き出すことができる。すなわち、新車であると約束したため、消費者は修理歴があったという情報は存在しないと信頼し売買契約を締結した。しかし、修理歴があったという、自動車の価格に決定的な影響をもつ事実を消費者にとって不利な事実であり、消費者に告げなければ、消費者は自分の支払う代金にみあう財産を手に入れることができなくなる。これは消費者の財産権の侵害とみることができる。このような情報を伝えないことによって、消費者の権利を害してしまうため、経営者にその告知義務が認められたのである。

第 3 は、詐欺行為の認定に際しては、主観的故意を要件としていることである。

一見すると、本指導性案例は、詐欺行為の認定にあたって、経営者に主観的故意が必要か否かについて明確に言及しなかった。単に、経営者が告知義務違反となるという客観的な事実の存在により、詐欺行為があったと判断したのである。それによって、懲罰的損害賠償が認容されたということである。

しかしながら、最高人民法院の示した「Y は法院に提出した X の署名付き車両交付点検受領書は、Y だけが所持・保存し、また、備考欄の内容は、Y 社の数名の従業員によって作成された」や、「自動車経営者が消費者に新車を販売することを保証した場合、購入後に、消費者が新車でない自動車であることを発覚したときには、経営者は自己が告知義務を履行したこと、及び消費者がそれを了承したことを証明できない場合には、販売の詐欺が成立する」という文脈から考えれば、懲罰的損害賠償における詐欺行為の成立には、経営者の主観的故意を要件としている、と理解することが可能である。

というのは、最高人民法院は、経営者が自動車販売の専門家であることから、消費者が自動車の修理歴を知らないことについて認識していたのだと判断したのであろう。経営者は、消費者に当該事実を告げなければならない認識していながら、あえて告げなかった。このような不作為は、誤った認識や判断を消費者に生じさせ、消費者を錯誤に陥れるものであるため、詐欺行為にあたる。つまり経営者が消費者に告知すべき情報を積極的に告げたことを証明できない以上、経営者がその情報が消費者の決断を左右することを認識しながら情報を隠蔽したことが明らかであり、したがって詐欺の故意があると認められる。以上が最高人民法院の論理であろう。

この意味において、第 17 号指導性案例における詐欺行為の認定は、詐欺の故意が必要であり、最高人民法院に公布された民通意見 68 条と同一の解釈を示していることが明らかである。この立場によれば、詐欺行為が成立するためには主観的故意が必要とされるため、経営者に過失または重過失がある場合だけでは懲罰的損害賠償の適用ができないということになる。この点は、第 2 章で概観した多数説と異なる立場が示されているのである。つまり、多数説の考えは、主観的故意の存在および自己の損害の証明を免れることで訴訟負担が

軽くなるから、制度の利用が容易になり、それゆえ主観的故意要件および消費者の実損害の発生を不要とする。

第 4 は、懲罰的損害賠償額の算定基準を商品（自動車）価格とすべきということである。

本稿で中心的な問題である懲罰的損害賠償額の算定方法について、軽微な瑕疵でも商品価格を算定基準とすべきであることが示されていることに意義がある。つまり、懲罰的損害賠償額の算定基準は、商品本体の価格であることが明示されている。

以上のように、本指導性案例は、告知義務違反が詐欺行為の一態様であると示したうえで、経営者が軽微な瑕疵を修理した事実であっても、故意に消費者に告知しなかった場合に、告知義務違反に陥り、詐欺行為にあたると判断し、それゆえ懲罰的損害賠償を認めたのである。また、軽微な瑕疵であっても、懲罰的損害賠償額の算定基準は、商品本体の価格である、という先例性規範を示した。司法における法的規範の側面から懲罰的損害賠償制度の適用について、規範的意義を示したものであると評価できる。

３　告知義務違反判断の問題点

第 17 号指導性案例では、告知義務違反を認定するに際しては、経営者が消費者に告知すべき情報の範囲をどのように捉えるか、および告知義務違反における主観的故意があるといえるための判断基準について言及されなかった。そこで、次のような批判が可能である。

第 1 には、告知すべき情報の範囲について不明である。

本指導性案例では、経営者は車が修理された事実が存在したことを消費者に告げなかったため、告知義務違反になり、詐欺行為が成立した判断された。しかし、告知義務の不履行を導く事情を認定しているが、結局、一般的にどのような事情が告知義務の不履行と評価できるのかの範囲や判断方法については明示していないと指摘しなければならない。

そもそも、経営者は消費者に告知すべき情報の範囲は、消費者契約に係る「重要な事実」であって消費者の当該消費者契約を締結するか否についての判断に通常影響を及ぼすべきものに限ると理解される。当該「重要な事実」について、たとえ、当該消費者契約の目的となるものの質、用途、対価、取引条件などといった消費者の利益となる或いは消費者の不利益となる事実が考えられる。しかし、本指導性案例では、告知義務違反における告知すべきとなる情報について、「瑕疵に対する修理歴があった」であるが判断したが、その範囲をどのように捉えるべきかが不明確である。

第 2 には、告知義務違反における主観的故意があるといえるための判断要素について、不明瞭であるという批判である。

なぜなら、本指導性案例では、告知義務違反における主観的故意の要件が必要とされるが、故意があると言えるためには、如何なる判断要素が必要であるかについて言及されなかったからである。ここでいう故意とは、害意や詐欺の意思ではなく、消費者の利益或いは不利益となる重要な事実の存在を知りながら告知せず、又は不実であることを知りながら告知をすることを意味している。また、経営者は告知すべき重要な事実を忘れていること、告知

すべき重要な事実であると考えずに告知しなかった、および重要な事実における細かな項目を見落としたなどのことも考えられる。しかしながら、最高人民法院は指導性案例として、経営者の主観的故意があったかどうかは何に着目して、どのような基準で判断するのかという説明を論じなかった。客観的事実だけをもって詐欺の故意があると推認し、これを詐欺行為の成立と基礎づけられたのである。それよりも、詐欺行為の成立に関する根拠条文さえも提示されていない点を指摘することができる。

実は、この二つの当該指導性案例に内在する問題が、それ以降の裁判実務において大きな誤解を招いているといえるのである。節を改めて、みていこう。

第 2 節　第 17 号指導性案例以降の展開

本節では、第 17 号指導性案例以降の裁判運用について、告知義務違反と知る権利と選択権利の侵害が争われた裁判例に分けて、それぞれを考察する。裁判運用を考察するさいに、次の 2 点に着眼することにしたい。

第 1 は、懲罰的損害賠償の認定に詐欺行為を行った経営者の主観的故意の存在が要件とされるか否かである。なぜなら、もともと消費者法 55 条 1 項は、懲罰的損害賠償が適用される詐欺行為の成否をめぐって、経営者に主観的故意が必要とされるか否かについて、明確に定めなかったからである。そこで、最高人民法院は指導性案例を通じて、主観的故意を要件とする先例性規範を提示している。それゆえに、それ以降の裁判運用では、このような先例性規範に従って運用されているのかを検証する必要がある。

そして、第 2 は、懲罰的損害賠償額の算定方法とその範囲である。条文上では、懲罰的損害賠償額の算定方法について、商品価格本体を算定基準とし、その範囲を商品価格の 3 倍に上限されている。そこで、人民法院は懲罰的損害賠償の算定方法とその範囲に対して、裁量権を持っていないということになる。実際の裁判運用では、このような方法で運用されているかいなか、あるいはどのような理由ないし考慮要素をもって、その算定方法とその範囲を改めていく必要があるかを明かにしたい。

1　告知義務違反が争われた裁判例

【1】[344]

原告：買主 X

被告：自動車経営者 Y

【事実の概要】

X は 2011 年 11 月 19 日に、Y と本件車の売買契約を締結した。売買代金は総額 70.11 万元（その内訳：車代金 58.4 万元、保険費 1.7 万元、購入税 4.85 万元、ナンバープレート 285 元など）で、Y が販売している land rover 高級車（以下、「乙」という。）を購入した。本件

[344]「蘇潔與温州雁峰汽車貿易有限公司、陳沢明等買売合同糾紛」、浙江省温州市中級人民法院（2014）浙温商終字第 763 号、判決年月日 2014 年 7 月 10 日、出典：中国裁判文書。

約定においては、本件乙は新車であることが定められている。

しかし、その後、X は乙のメンテナンス及び修理を修理店に出す際に、修理店のパソコン修理記録を通して、乙が 2011 年 10 月 9 日に訴外 A に販売され、同年 10 月 14 日及び 18 日に二回にわたって修理がされたことを発覚した。一回目の修理は、オイルボックスの交換等、そのときの走行距離数が 1396km である。二回目の修理は、車のエンジンがかからない原因で低圧燃料ポンプの交換で、そのときの走行距離数が 1750km である。そこで、X は乙を新たな新車と交換するよう Y と交渉したが、双方が合意できなかったため、Y が故意に乙を修理したことを隠蔽したことを理由に、訴訟を提起した。

＜X の請求＞Y に対して、①売買代金の 67.37 万元の返還、及び②消費者法旧 49 条に基づいて車代金と相当額の懲罰的損害賠償金 67.37 万元を求める。

【一審】（浙江省平陽県人民法院（2013）温平鰲商初字第 553 号　2014 年 3 月 25 日判決）

契約法 54 条 2 項、58 条、113 条 2 項[345]、消費者法 1 条[346]、旧 49 条などに従い、本件契約を取消し、X は Y に乙を返還し、乙の減価償却費を控除した金額とし、それを X に返還し、および車価格と相当額の 58.4 万元懲罰的損害賠償金を払え。

【判決理由】

Y は自動車販売専門業者として、車に関するすべての情報を正確に把握かつ見分ける義務と能力を有するはずである。X に対して、自動車に関する情報を事実とおりに、告げる義務を負うべきである。しかも、X に対して、未使用及び未修理の新車を販売することを保証した。しかし、Y は中古車を新車として X に引き渡した。これに対して、Y が告知義務を履行したこと、及び X がそれを承知したことを証明できなかったため、Y が告知義務違反となり、詐欺行為が成立する。

なお、X は Y に 70.11 万元を支払ったが、そのうち 58.4 万元は車価格である。X は乙を購入してからすでに 29 ヶ月間を使用したが、自動車の価格を減額とする。使用による減価の計算方法は、58.4 万元―58.4 万元×0.6%×2011 年 11 月から本判決の確定する履行日までの日数である。

以上に対して、Y が上訴した。

＜Y の上訴＞詐欺行為の成立要件には主観的故意が必要とされている。しかし、Y に主観的故意が存在しない。一審が詐欺行為の概念を誤って解釈したため、棄却すべきである。

【二審】（浙江省温州市中級人民法院（2014）浙温商終字第 763 号　2014 年 7 月 10 日判決）

Y の上訴を棄却した。一審判断を維持する。

---

[345] 契約法 113 条 2 項は、「経営者は消費者に提供した商品またはサービスに詐欺行為があったときは、『消費者権利利益保護法』の規定に従い、損害賠償を負わなければならない」と規定する。

[346] 消費者法 1 条は、「消費者の合法的な権利利益を保護し、社会・経済秩序を擁護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を規定する。」と規定する。

【判決理由】Y は自動車販売専門業者として、車に関するすべての情報を正確に把握かつ見分ける義務と能力を有するはずである。かつ、Y は自動車製造者から乙を受取る際に乙を点検するべきであり、当該点検から得られた乙に関するすべての情報を誠実に X に告知するべきである。それゆえに、Y の主張する乙が中古車であることを知らない又は知ることができないという主張は、法的に根拠を欠く。

【２】[347]

原告：　買主 X

被告：　売主（自動車販売業者）Y

【事実の概要】

2016 年 11 月 26 日に、X は車代金 5.9 万元で Y と本件新車（以下、「丙」という。）の売買契約を締結した。その後、丙が引き渡された。

しかし、翌年、X は丙の後方バンパーに塗装跡があることを発覚し、丙の修理歴の有無に関して鑑定を訴外 A 社に依頼した。訴外 A 社は、2017 年 4 月 12 日におよび 4 月 28 日つきの鑑定書を出した。鑑定書によれば、自動車の後方バンパーに数箇所を修理・塗装されたこと、雑な修理技術による粗悪な塗装部分が劣化したこと、丙の現在の市場価格が 5.81 万元であることが証明されている。

そこで、X は、Y に対して、①車代金 5.9 万元の 3 倍賠償金 17.7 万元、②その他の鑑定費・交通費・電話費など合計 3000 元を求めて訴訟を提起した。

【一審】（遼源市龍山区人民法院（2017）吉 0402 民初 1060 号　2017 年 6 月 12 日判決）

消費者法 23 条 3 項と 55 条に従い､X の請求する①17.7 万元懲罰的損害賠償金を認容し、②を却下。

【判決理由】Y は、X が丙を引き渡された際に「車の確認書」に同意押印したことをもって、X は丙が修理されていることについて了承していたと主張したが、そのことをもって、Y による丙の修理の不存在を証明できない。よって、Y が丙の修理歴を隠蔽し、詐欺行為が成立する。

以上に対して、Y が上訴した。

＜Y の上訴＞　一審の判断および適用する法律に誤りがあるため、破棄する。

＜X の抗弁＞　一審は第 17 号指導性案例の裁判要点に従って判断したため、法律適用に誤りがない。

【二審】（遼源市中級人民法院（2017）吉 04 民終 609 号　2017 年 9 月 26 日判決）

法律の適用を誤った一審の判断を破棄する。Y の上訴請求を認める。Y は、X に対して売買価格と現在の市場価格の差額 900 元と、売買価格と現在の市場価格の差額（900 元）を算定基準とする 2 倍の 1800 元、合計 2700 元を賠償せよ。

---

[347] 「遼源市輝業汽車銷售有限公司與黄吉興買売合同糾紛二審民事判決書」、遼源市中級人民法院（2017）吉 04 民終 609 号、判決年月日 2017 年 9 月 26 日、出典：無訟。

【判決理由】Y は後方バンパーの修理という瑕疵の存在を X に告げるべき告知義務を履行しなかった。消費者法 23 条 3 項によれば、X は車を受領してから 6 ヶ月内に瑕疵を発見し、Y が瑕疵の不存在に関する立証責任を負うべきとする。これに対して、Y が提出した一連の証拠では、Y が告知義務を履行したこと、及び X がそれを承知したことを証明できなかった。そのため、Y が告知義務違反となり、詐欺行為が成立する。

もっとも、本件車が X の選んだものであること、および後方バンパーだけ修理されたことに鑑みれば、当該修理した部分は車本体の品質と基本的性能に軽微な影響を及ぼすにすぎない。Y の詐欺行為は、本件契約の目的が達成できない程度に至ったと言えない。また、本件売買契約に関して、法定解除または約定解除の要件は満たされず、それに、X は本件契約の解除を求めていない。契約が解除できるとまでは認められない。

したがって、Y は X に対して、売買価格と現在の市場価格の差額 900 元、および売買価格と現在の市場価格の差額（900 元）の 2 倍の 1800 元、合計 2700 元を賠償せよ。

以上に対して、X が再審を申請した。

＜X の再審申請＞　二審判決は懲罰的損害賠償額の算定基準に誤りがある。消費者法 55 条 1 項の規定通りに、車本体の価格を算定基準とし、それの 3 倍を乗ずる懲罰的損害賠償金を請求する。

＜Y の答弁＞　本件は第 17 号指導性案例の示した裁判要点と異なるものである。民通意見 68 条のいう詐欺行為における故意が存在しない。それゆえに懲罰的損害賠償に適用されない。二審の判断を維持し、X の再審申請を棄却すべき。

【再審】（吉林省高級人民法院（2018）吉民再 104 号　2018 年 6 月 21 日判決）[348]

X の再審申請を認め、Y は X に対して 17.7 万元の懲罰的損害賠償金を支払え。

【判決理由】Y に詐欺行為の存在を認めた二審の判断を認容する。Y の詐欺行為が成立し、それによって、X の請求する懲罰的損害賠償を認める。しかし、二審判決は、本件丙の現在の市場価格と売買価格（販売価格）の差額を懲罰的損害賠償の算定基準とした誤りがあり、是正すべきである。消費者法 55 条は経営者の詐欺行為に関する懲罰的損害賠償であり、同条に基づいて、売買価格の 3 倍という懲罰的損害賠償額を算定すべきである。

一審と二審では、X は本件売買契約を取消と請求していない。しかしながら、詐欺行為による懲罰的損害賠償を適用する前提条件としては、契約の取消である。すなわち、車と車代金の返還である。したがって、本件売買契約を取消しする。

2　知る権利と選択権利の侵害が争われた裁判例

【3】「豪車天価賠償案」[349]

---

[348] 「黄吉興與遼源市輝業汽車銷售有限公司買売合同糾紛再審民事判決書」、吉林省高級人民法院（2018）吉民再 104 号、判決年月日 2018 年 6 月 21 日、出典：無訟。

[349] 「楊代宝、貴州新貴興汽車銷售服務有限責任公司買売合同糾紛再審審査与審判監督民事裁定書」、最高人民法院（2019）最高法民申 898 号、判決年月日 2019 年 6 月 28 日、出典：中国裁判文書。

一審の審理からすでに社会から注目を浴び始め、二審と終審判決（再審判決）ともに最高人民法院によって下され、「豪車天価賠償案」（高級車の仰天的賠償額に関する訴訟）[350]と称され、指導性を有する裁判例として最高人民法院のウェブサイトに掲載された。したがって、当該否定例はこれ以降の裁判運用に対して大きな影響力を与える、と想定できる。以下では最新の最高人民法院の裁判例について考察する。

原告：買主 X

被告：売主（海外自動車輸入販売業者）Y

【事実の概要】

2014 年 6 月 24 日に、X はイギリス輸入車ベントレー（以下、「車」という。）を 550 万元で購入する売買契約（以下、「契約」という。）を締結した。契約書には、X が代金の全額払済みを前提と引き換えに、同年 7 月 30 日を引き渡す予定日とすること、および Y は X に税関書類・保証メンテナンス書・車の交付リスト等の書類を交付することと規定された。同年 7 月 30 日に、車がイギリスから Y の販売店に到着した。Y は車を点検する際に、車の前方左ドアに擦り傷があることを発見し、すぐに修理を行い、そのことを当該車の修理記録書に記録した。なお、同年 10 月 8 日に、車の後方右パワーウィンドウに異常の音が発生し、Y は新たなパワーウィンドウを交換し、そのことも当該車の修理記録書に記録した。しかし、Y はこれらの作業の事実を X に告げずに車を引き渡した。

2016 年 5 月 31 日に、X は、自動車鑑定ネットワークを通じて上記車の修理（車の前方左ドアの擦り傷の塗装、後方右パワーウィンドウの交換）が Y から引き渡される前に行われていたことを知った。それゆえに、X は、Y が上記修理歴を告知せずに詐欺行為が成立し、それによって、X が大きな損失を生じさせたと理由として、Y に対して、①本件契約を取消し、②車代金 550 万元及び購入税 47 万元を返還、③懲罰的損害賠償（車代金の 3 倍）1650 万元を求めて訴訟を提起した。

【一審】（貴州省高級人民法院（2016）黔民初 166 号　2017 年 10 月 16 日判決）

[350] 最高人民法院「“豪車天価賠償案”最高人民法院作出終審判決」（2018 年 12 月 4 日）［http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-133931.html］（最終検索：2020 年 3 月 15 日）。

契約法 20 条[351]、54 条、113 条および消費者法 8 条[352]、16 条[353]、20 条[354]、55 条に従い、①本件契約を取消し、②X は Y に本件車を返還、Y は X に車代金を 385 万元、及び購入税 47 万元を返還、③Y は X に対して、車価格 550 万元を算定基準とし、3 倍賠償 1650 万元を払え、④X のその他の請求を棄却し、訴訟受理費 15.41 万元、訴訟保全費 0.5 万元を Y の負担とせよ。

【判決理由】消費者法 8 条、20 条、16 条によれば、商品売買に関して、契約締結と商品販売過程において、消費者は商品の情報につき知る権利を有し、経営者が提供する商品に関する情報の告知義務を負うべきであるとされる。消費者の知る権利と選択権利を保護する観点から、詐欺行為の成否を判断するさいにしては、当該売買契約における締結段階だけではなく、本件車の販売過程までをも考慮すべきである。しかも車の引き渡した日は、契約完了と見做される。よって、Y は、車を引き渡す前に、すでに修理歴を知っているにもかかわらず、故意にそれを隠蔽し、このことによって、X の知る権利と選択権利を侵害し、Y の詐欺行為の成立が認められる。

また、消費者法 55 条 1 項における懲罰的損害賠償は、経営者の詐欺行為を懲罰する性質を有し、消費者の被った損害が発生したか否か或いは多少と無関係である。本件では、本件車の瑕疵がすでに Y によって修理されたとしても、本件車は 550 万元の高級ブランド車であるため、通常の新車と異なっていることが明らかである。本件のような軽微な瑕疵（擦り傷の塗装とパワーウィンドウの交換）であっても、車の本来の価値に影響を与え、消費者に一定の損害をもたらすこととなる。よって、Y が車の価格の 3 倍という懲罰的損害賠償を負うべきである。しかしながら、本件車はすでに 3 年間使用されていたため、使用による減価を控除して、本件車の現在市場価格は 385 万元とする。

以上に対して、Y が上訴した。

＜Y の上訴＞ⅰ、一審では、車の瑕疵による本件契約の目的を達成することができないのかについて、明らかにされなかった。ⅱ、外国の自動車製造会社から本件車を国内の販売業者まで運送される際に、軽微な傷など生じることはやむを得ないことである。このような場

---

[351] 契約法 20 条は、「下記のいずれかの事由があるときは、申込は失効となる。（1）申込拒絶の通知が申込者に到着したとき。（2）申込者が法に従い申込を取消したとき。（3）承諾期限が終了し、申込を受ける側が承諾しなかったとき。（4）申込を受ける側が申込の内容について実質的な変更を行ったとき。」と規定する。

[352] 消費者法 8 条・前掲注（79）。

[353] 消費者法 16 条は、「1、経営者は消費者に対し商品又はサービスを提供するにあたり、本法またはその他の関係法律・法規に従い、義務を履行しなければならない。2、経営者は消費者と約定した場合は、約定に従い義務を履行しなければならない。但し、双方の約定は法律及び法規に反してはならない。3、経営者は消費者に対し商品又はサービスを提供するにあたり、社会道徳を厳守し、誠実に信用を重んじて事業を行い、消費者の合法的な権利利益を保障しなければならず、不公正又は不合理な取引条件の設定および強制取引をしてはならない。」と規定する。

[354] 消費者法 20 条・前掲注（80）。

合、自動車製造会社に授権された専門経営者業者による最終的な検査を行ってから直ちに修復や部品交換などが行われ、新車と同様な状態に回復させる。そのうえで、PDI 検査を通った自動車は新車と同様のものとなる。このようなやむを得ない修復行為は、X に説明する必要がない。それゆえに、主観的故意および客観的な詐欺行為が存在しない。

＜X の抗弁＞Y は PDI による修復行為も消費者に告知すべき。

【二審】（最高人民法院（2018）最高法民終 12 号　2018 年 11 月 22 日判決）

消費者法 8 条 1 項、20 条 1 項などに従い、一審を破棄する。懲罰的損害賠償を認めない。X に、一審の訴訟受理費 15.41 万元のうち 15.33 万元、訴訟保全費 0.5 万元のうち 0.49 万元、および二審の訴訟受理費 15.41 万元のうち 15.33 万元を負担せよ。（つまり、X は敗訴費用として 31 万元余（約 500 万円）を負担する。筆者注）

【判決理由】第 1 に、Y が擦り傷の塗装を X に告知しなかったことは、法定義務に違反したと認められない。

消費者は商品に関するすべての情報を知る権利を有し、経営者が積極的に消費者に対し全面的かつ真実の情報提供義務を負うと消費者法 8 条と 20 条に定められている。

複雑化する現代社会において、車の製造から消費者へ引き渡すまでの間には、車における大量な部品や運送上にかかわる大量な情報が存在していること考えれば、これらのすべての情報を消費者に告知すべきと経営者に要求すると、必要以上な取引コストを増やすこととなる。それゆえに、経営者が告知すべき情報の範囲について、当該商品本体に関連するすべての情報ではなく、消費者の人身・健康・安全或いは財産的利益に関わるすべての情報と解すべきである。本件において、イギリスから国内まで運送されることによって、軽微な擦り傷が生じるのは予測できる。運送上に生じた軽微な擦り傷を修理したことは、本件車を X に引き渡す前に合理的な修復行為にすぎない。しかも、当該修理行為は消費者の人身・健康および安全などに影響をも与えなかった。このような修理歴を消費者に告知しなかったことが告知義務に違反し、または消費者の知る権利を侵害したとは認められない。

第 2 に、Y がパワーウィンドウの交換を告げなかったことは、X の知る権利を侵害したと認められる。

パワーウィンドウを交換するためにかかった高額な修理費用（4 万元）から考えれば、当該交換行為は、本件車を X に引き渡す前に合理的な修復行為ではなく、修理行為である。このような修理行為は消費者の心理および財産上の利益に一定の影響を与えることとなる。このような修理行為を真実のとおりに消費者に告げるべきである。Y は X に対して、当該修理行為を告げなかったため、X の知る権利を侵害した。

第 3 に、Y は上記 2 のゆえに X の知る権利を侵害したが、詐欺行為は成立しない。

なぜなら、当該行為で本件契約目的が実現不可能となっていないからである。

まず、Y のパワーウィンドウの交換行為が本件契約目的を実現不可能とさせたと認められない理由は、次の 3 点である。すなわち、1）本件契約の内容ではパワーウィンドウの交換問題などについて、契約内容として規定されてなかった。2）当該交換行為は、車の安全性・

性能および使用上に危険を及ばない。3）当該交換行為は消費者に人身・健康と安全、車の日常的使用、および財産上の利益に対して、損害を生じさせていない、ということである。

次に、主観的故意が存在していなかったと判断する理由は次の 2 点である。すなわち、一つは、Y が自ら本件車を X に引き渡す前にすでに諸修理歴を修理記録書に記入したうえにネット上にも掲載した。もう一つは、Y が本件車の瑕疵の存在をすでに知っていることが証明されていない。のである。

したがって、上記の諸理由に基づいて、Y は X の知る権利を侵害したため、相応的な損害賠償責任を負うべきであるが、詐欺行為が成立せず、懲罰的損害賠は認められない。

なお、Y は車を引き渡す前にすでに無料でパワーウィンドウを交換し、また当該交換行為が車の安全性などに影響を与えていないことが明らかである。それとともに、消費者の認識能力と消費心理の保護を考慮し、および Y が適時に関連する情報をネットで公開したことを奨励と指導するために、斟酌して、Y は X に対して、11 万元の損害賠償を払え。

【最高人民法院による評釈】[355]

なお後で述べるように X の再審申請が行われたが、その判決が下される前に、最高人民法院は最高人民法院ウェブサイト（2018 年 12 月 4 日）で次のような評釈を掲載している。

（1）本件車は大幅な修理が行われたという消費者の主張は、認められない。また、消費者は瑕疵（経営者の修理行為）により心理的な損害を受けたと主張している。しかし、本件車の販売過程において、経営者は消費者に対して、侮辱と誹謗中傷、身体検査、人身の自由などの権利利益を侵害したことがあったと認められない。

（2）詐欺行為の成立について、事実関係を含めて総合的に判断すべきである。

まず、本件二審判決が下される前までに、裁判実務において、軽微な瑕疵の存在を告げなった場合の懲罰的損害賠償の成否をめぐる論争が引き起こされている。この問題に対して、すでに第 17 号指導性案例を公表している。しかし、本件の事実関係は第 17 号指導性案例と大きく異なっている。

次に、詐欺行為の成立要件について、次の 2 点を考慮要素である。すなわち、1 点目は、瑕疵の存在が契約目的の実現に影響を与えたか否かである。具体的に、契約内容、瑕疵の程度、当該修理行為が車の安全性などといった性能・使用上に問題を生じさせるか、車の日常使用と消費者の財産的利益に影響を及ぼすかいなかを考慮要素とすべきである。2 点目は、経営者が当該瑕疵を隠蔽する主観的故意は存在するか否かである。本件では、契約目的が実現可能であること、および修理歴がネットで掲載されたことから Y に主観的故意がないと明かされている。それゆえに、Y の詐欺行為が成立しないと判断されたのである。

（3）最高人民法院は自動車販売する経営者に対して、誠実信用に基づいて経営し、消費者の知る権利を尊重すべきであると警告している。

---

[355] 最高人民法院・前掲注（）。

Ｙは Ｘ に対して、パワーウィンドウ交換行為を直接・明確・分かりやすい方法で告知しなかった。そのために、Ｙは Ｘの知る権利を侵害したのであり、損害賠償責任を負うべきである。このことは、最高人民法院は経営者に対して、告知すべき情報につきネットで掲載したとしても、告知義務を果たしたと言い難く、消費者の前で当該情報を直接的に説明・告知すべきである。さもなければ、損害賠償責任を負うことになる。

また、専門家の理解によれば、二審判決の「……Ｙが直ちに関連する情報をネットで公開したことに対して奨励と指導するために、11 万元の賠償金をＹに命じる」という文言は、パワーウィンドウを無料で交換したであっても、経営者がこのような情報を告知しなかった場合には、11 万元よりも高い損害賠償金を払う可能性は十分あり得る、という意味である。

他方で、本判決はその他の自動車経営者らに対して、自動車売買契約目的の実現に影響を与える瑕疵の存在を消費者に告知せず、さらに故意に隠蔽した場合には、詐欺行為が成立し、懲罰的損害賠償が認定されうると警告信号を鳴らしている、という意味も含まれている。

（４）自動車購入する消費者の権利利益を保護し、理性的な権利主張を支持する。

本件は 2000 万元を超えた訴訟である。これに対して、Ｘが獲得した訴訟利益はさほど多くない。専門家によれば、二審判決は、社会に向かって、訴訟提起する当事者たちに対して、民事訴訟にかかる費用が高いことを警告している。要するに、本件の Ｘ は、巨額の賠償金を請求したが、結局、低額の賠償金 11 万元を獲得しただけであり、しかも訴訟受理費用として 30 万元を負担することになった。これはＸにとって全く割に合わない訴訟であったといえる。

最後に、本判決は、高額な高級ブランド車を特定物として扱うべきではなく、通常の車と同様に扱うべきであり、同様の事件を同様に処理すべきであると示している。また、自動車購入者における知る権利の保護、および自動者業界における順調的な発展を考慮するために、重要な「指導性意義」（実際上重要な役割）を果たしているのである。

＜Ｘの再審理由＞

１、ＹはＸの知る権利を侵害し、修理歴があった本件車の価値が下がり、新車扱いができない。

２、ＹはＸの選択権を侵害し、詐欺行為が成立する。契約を取消し、車と代金返還をし、車代金の 3 倍という懲罰的損害賠償 1650 万元を認めるべきである。

３、第 17 号指導性案例は、経営者は新車を販売すると約束したうえで、修理された車が引き渡された場合に、詐欺行為が成立すると明確に示した。それに従って、二審を破棄し、一審の判断を維持する。

【再審】（最高人民法院民事裁定書（2019）最高法民申告 898 号　2019 年 6 月 28 日）

Ｘの再審申請を却下する。

【判決理由】ＹはＸに対して、パワーウィンドウの交換を告げなかったため、Ｘの消費者

心理と財産的利益に一定の影響を与えた。そのために、Y は X の知る権利を侵害したこととなり、損害賠償責任を負うべきである。損害賠償について、Y は X に対して、11 万元の損害賠償を払えと命じた二審の判断が妥当である。

消費者法 55 条 1 項における懲罰的損害賠償は、損害賠償の一種であり、填補的賠償と相対している。同条を適用するために、経営者に詐欺行為の成立が要件とされる。ここでいう詐欺行為とは、故意に真実を隠蔽し或いは故意に相手方に対して偽った情報を告げ、相手方を錯誤に陥らせ、それによって契約を成立させることである。本件では、Y による情報がネットで公開されたことに鑑みれば、Y が故意に真実を隠蔽しまたは故意に相手方に偽った情報を X に告げたと認められない。よって、Y の詐欺行為が成立せず、懲罰的損害賠償が適用されないと二審の判断が妥当である。

X は第 17 号指導性案例の裁判要点を参考すべきと主張しているが、本件の事実関係と異なるため、参考にはできない。よって、X の再審申請を却下する。

【4】[356]

原告：買主 X

被告：売主（自動車販売業者）Y

【事実の概要】

X は 2015 年 11 月 22 日に、車代金 15.09 万元で Y と本件車（以下、「丁」という。）の売買契約（以下、「契約」という。）を締結した。X は Y に、車代金の他に購入税を 6448．72 元、強制保険代を 1000 元、総合保険代を 5470 元支払った。

しかし、その後、X は、車内で「フロントガラス 800 元、ガラス接着剤 2 個 400 元、天井塗装 600 元、合計 1800 元。瑕疵による減価 1.8 万元」と記載された「環車検査書」を発見した。そこで実は、丁が 2015 年 9 月 25 日にすでに自動車初回のメンテナンス検査を受けていたこと、また丁が中古車であること、ならびにフロントガラスの交換および天井塗装がされていたことが発覚した。

そこで、X は Y と何回にわたって相談および交渉を図ったが、双方の意見が合致できなかった。X は訴訟を提起した。

＜X の請求＞Y に対して、①本件契約を解除、②車代金 15.09 万元を返還、③その他の購入税など合計 1.39 万元、及び③消費者法 55 条 1 項に基づいて懲罰的損害賠償 45.27 万元を求めて訴訟を提起した。

＜Y の抗弁＞フロントガラスの交換は、製造会社から丙を販売店に運送する途中に生じたものである。Y は製造会社に新たなフロントガラスを注文・購入してから交換した。そのため、フロントガラスの交換は、丙を販売する前の修理行為であり、製造行為である。よって、当該修理行為は販売した後の修理行為ではなく、責任を負わない。

---

356 「汪楊與淮安長菱聯華汽車銷售服務有限公司産品銷售者責任糾紛」、淮安市中級人民法院（2017）蘇 08 民終 1425 号、判決年月日 2018 年 2 月 9 日、出典：無訟。

【一審】(淮安市清江浦区人民法院(2016)蘇0802民初728号　2017年3月22日判決)

消費者法52条[357]、55条1項、契約法130条[358]、民法通則意見68条[359]などに従い、Xの請求する①本件契約を解除、丁をYに返還、②車代金15万元を返還、③購入税6448元の返還を認める。しかし、Xの請求する懲罰的損害賠償45.27万元をフロントガラス価格の3倍1.5万元として認定する。

【判決理由】天井の塗装したことを認めず、フロントガラスの交換を認める。

フロントガラスを交換した事実はXにとっては、消費に関する意思決定に影響をもたらす要因となる。Yは新車と保証したため、上記事実を誠実かつ明確な方法でXに告げるべきであり、その事実の告知に基づいてXが理性的な消費選択を決定する。しかし、隠蔽したため、その結果Xは当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって本件契約を締結したのである。これは、Yはフロントガラスの交換を知りながらなおXに告げなかったことによって、Xが誤認に陥るという結果の発生を故意に放任或いは希望している詐欺行為である。しかも、Yの詐欺行為は、Xとの契約利益を追求するためであり、主観的故意が存在していたことは明らかである。したがって、Yの詐欺行為が成立し、懲罰的損害賠償を認める。

しかしながら、フロントガラスの交換は車全体にとって割れやすい部分であり、当該部分を交換しても車の性能と使用に影響を与えない。Yが提供したフロントガラスの予約書(2954元)、および「環車検査書」に書かれた価格(合計1800、瑕疵による減価18000元)に基づいて、斟酌して、フロントガラス価格を5000元とし、懲罰的損害賠償額をフロントガラス価格の3倍と認定する。

以上に対して、XとYがともに上訴した。

＜Xの上訴＞　一審の懲罰的損害賠償額の算定は誤りがある。消費者法55条1項の通りに、車価格を算定基準とし、それの3倍を乗ずる賠償金を請求する

＜Yの上訴＞　詐欺行為が成立しない。一審判決を破毀すべきである。

【二審】(淮安市中級人民法院(2017)蘇08民終1425号　2018年2月9日判決)

消費者法8条1項[360]、55条1項などに従い、①契約を取消、②Xは丁をYに返還、Yは

---

[357] 消費者法52条は、「経営者は、商品又はサービスを提供して消費者の財産に侵害を及ぼした場合は、法律の規定又は当事者の約定に基づき、修理・再製造・交換・返品・商品数量補充・商品価格若しくはサービス費用の返還又は損害賠償などの民事責任を負わなければならならい。」と規定する。

[358] 契約法130条は、「売買契約とは、売主は目的物の所有権を買主に移転し、買主は代金を売主に支払う契約である。」と規定する。

[359] 最高人民法院「関於貫徹執行『民法通則』若干問題的意見(試行)」68条は、「一方当事者が故意に不実な情況を告げ、あるいは故意に真実を隠蔽し、それによって相手方を誤った認識に陥らせ、それに基づき意思表示させる行為を詐欺行為と認定する。」と規定する。

[360] 消費者法8条は「消費者は、自己が購入し若しくは使用する商品又は受けるサービスの真実の情報を知る権利を有する。消費者は、商品又はサービスの個別的状況に応じて、経営者に対し、提供される商品の価格・産地・生産者・用途・性能・規格・等級・主要成分・生産日期・有効期限・検査合格証明書・使用方法説明書・アフターサービス、又はサービスの内容・規格・費用等の関連状況を提供すべきことを要

X に車代金 15 万元および購入税 6448 元を返還、③X の請求する懲罰的損害賠償 45.27 万元を 5.4 万元として認定する。

【判決理由】フロントガラスの交換と天井の塗装したことを認める。

フロントガラスの交換と天井の塗装は、通常の消費者にとっても車の購入につき意思決定へ影響をもたらせる重要な要因である。しかも、本件契約は、新車の売買契約である。それゆえに、経営者は消費者に対して、未修理かつ未使用の新車を引き渡すべき契約義務および取引上の誠実信用義務を負うべきである。仮に瑕疵が存在した場合には、消費者に積極的に告知すべきであった。しかしながら、Y は X に対して、上記した重要な事実を告知しなかったため、X は新車と認識をし、それによって本件契約を締結したのである。したがって、Y は X の知る権利と選択権利を侵害したため、詐欺行為が成立し、懲罰的損害賠償責任を負うべきである。

しかし、Y の行った詐欺行為はフロントガラスの交換と天井の塗装だけであり、車の使用上に影響を与えていない。そのうえ、X が本件車を使用しはじめてから、すでに 1 年余りも経過している。これらのことを総合的に斟酌して、「環車検査書」に記入された瑕疵による減価 1.8 万元を懲罰的損害賠償の算定基準とし、それの 3 倍の 5.4 万元を懲罰的損害賠償額として認定する。

以上に対して、X が不服として、再審を申請した。

＜X の再審申請＞　二審判決は懲罰的損害賠償額の算定基準に誤りがある。消費者法 55 条 1 項の規定通りに、車本体の価格を算定基準とし、それの 3 倍を乗ずる懲罰的損害賠償金を請求する。

＜Y の答弁＞　瑕疵の存在を認めるが、詐欺行為が成立しない。二審の判断を維持し、X の再審申請を棄却すべき。

【再審】（江蘇省高級人民法院（2019）蘇民再 373 号　2019 年 10 月 30 日判決）[361]

民通意見 68 条[362]、消費者法 55 条 1 項などに従い、X の再審申請を認め、Y は X に懲罰的損害賠償金 45.27 万元を支払え、と判示した。

【判決理由】二審の認定した事実を維持する。

民通意見 68 条によれば、Y は故意に本件丁のフロントガラスの交換と天井の塗装した情報を X に告げなかったため、X の知る権利と選択権利を侵害し、詐欺行為であると認定すべきである。というのは、フロントガラスの交換と天井の塗装した情報は、消費者にとって

求する権利を有する。」と規定する。

[361] 「汪楊與淮安長菱聯華汽車銷售服務有限公司産品銷售者責任糾紛再審民事判決書」、江蘇省高級人民法院（2019）蘇民再 373 号、判決年月日 2019 年 10 月 30 日、出典：無訟。

[362] 民通意見 68 条は「一方当事者が故意に不実な情況を告げ、あるいは故意に真実を隠蔽し、それによって相手方を誤った認識に陥らせ、それに基づき意思表示させる行為を詐欺行為と認定する。」と規定する。

自動車の購入につき意思決定に直接的な影響をもたらせる重要な情報である。それにもかかわらず、Y は本件丁を販売するに際し、前記した情報を故意に X に告げなかったため、X の知る権利と選択権利を侵害した。したがって、Y の詐欺行為が成立した、と認定した二審の判断が妥当である。

しかし、懲罰的損害賠償額の算定方法について、二審判決を是正すべきである。消費者法 55 条 1 項によれば、経営者は消費者に商品又はサービスを提供するさいに、社会の道徳を遵守し、誠実な経営を行い、消費者の合法的な権利利益を保護しなければならない。誠実信用に反する詐欺行為に対して、消費者法は懲罰的損害賠償制度を規定した。当該制度の目的は、消費者の被った実際の損害を填補するだけではなく、経営者の詐欺行為を懲罰と抑止し、その他の経営者に対する警告および類似の詐欺行為或いはこれより深刻な取引における詐欺行為の発生を防止し、市場環境を浄化し、弱者である消費者の権利利益を保護するためである。それゆえに、懲罰的損害賠償額の算定方法について、消費者法 55 条 1 項の示したとおり、商品の価格又は受けるサービス費用を算定基準とし、それの 3 倍を乗ずるとすべきである。よって、X の再審申請を認め、Y は X に 45.27 万元を賠償せよ。

3　各裁判例の分析

（1）告知義務違反が争われた裁判例

裁判例【1】と【2】は、第 17 号指導性案例を踏襲し、告知義務違反における懲罰的損害賠償の請求を認めた判決である。以下では、人民法院による懲罰的損害賠償の判決理由の論理をめぐって検討する。

まず、裁判例【1】は、経営者が詐欺行為における主観的故意要件が必要であると主張したことに対して、あえて「主観的故意」という文言を回避し、主観的故意要否の判断を明確に言及しなかった。しかしながら、判決の文言からみると、基本的には第 17 号指導性案例の裁判要点を維持したものであると理解される。

本件では、「未使用及び未修理の新車を販売することを保証した」、「Y は自動車販売専門業者として、車に関するすべての情報を正確に把握かつ見分ける義務と能力を有するはずである。」、および「Y が告知義務を履行したこと、及び X がそれを承知したことを証明できなかったため、Y が告知義務違反となり、詐欺行為が成立する」という文言に鑑みると、消費者が自動車の修理歴を知らないことについて明らかに認識していたと判断した。自動車販売専門の経営者が消費者に当該事実を告知すべき認識していながら、あえて告知しなかった。このような不告知は、誤った判断を消費者に生じさせ、消費者を当該事実の不存在という錯誤に陥れるものである。したがって、経営者が情報を故意に隠蔽したことが明らかであり、詐欺行為が成立すると認められる、という判断構造を見て取れる。このような判断構造は、まさに第 17 号指導性案例の裁判要点を貫徹したものであると評価できる。

また、本件は、経営者が自動車部品のオイルボックスと低圧燃料ポンプを交換したことを告知せず、消費者に新車と誤認させたことによって、詐欺行為の存在を認定した。この意味

において、自動車部品の交換が告知すべき情報の範囲であり、経営者がそれを消費者に告げなかった場合に、告知義務違反となる。それにゆえに、詐欺行為の存在があり、懲罰的損害賠償が認められたのである。こうして、本件は、経営者は消費者に対して履行すべき告知義務の対象となる情報の範囲には、第 17 号指導性案性案例の示した「瑕疵に対する修理歴があった」ことに「自動車の部品の交換」することも含まれると理解することができよう。

次に、裁判例【２】は、懲罰的損害賠償の認否をめぐって、再審まで争った裁判例である。再審は、Y に詐欺行為が成立したと判断した二審判決の一部を踏まえて、X の請求する懲罰的損害賠償を認容したのである。本件では、裁判例【１】と異なる点として、消費者側が「第 17 号指導性案例の裁判要点」を根拠として、抗弁したことが挙げられる。なお、裁判例【１】と同様に、「主観的故意」という文言を回避し、主観的故意要否の判断を明確に言及しなかった。

しかしながら、「Y が告知義務を履行したこと、及び X がそれを承知したことを証明できなかった。そのため、Y が告知義務違反となり、詐欺行為が成立する。」という表現からみると、本件も第 17 号指導性案例および裁判例【１】と全く同様な判断構造を採っていることは明らかである。つまり、経営者が消費者に告知すべき情報を告知したことを証明できない以上、経営者がその情報が消費者の決断を左右することを認識しながら情報を隠蔽したことが明らかであり、したがって詐欺の故意があると認められる、という論理である。

ただ、問題は懲罰的損害賠償額の算定方法である。そもそも、二審は懲罰的損害賠償を認めず、填補的損害賠償として賠償額を認定した。しかし、再審は、二審のこの賠償額について、誤っているとした。なぜなら、再審は二審の判断を填補的損害賠償ではなく、懲罰的損害賠償であるとの前提に立ち、それゆえに、二審の算定方法が懲罰的損害賠償の算定方法としては誤りであると判断したからである。

再審人民法院は何故、このような誤解が生じたか、再審判決文から判明することができない。ただし、再審人民法院は二審判決の「Y は X に対して、売買価格と現在の市場価格の差額（900 元）の 2 倍の賠償」という文言をもって、懲罰的損害賠償であると誤認したのではないかと推測することができる。そのため、再審は、二審が「売買価格と現在の市場価格の差額の 2 倍」を懲罰的損害賠償額の算定基準とした判断が誤っているとして、商品価格を懲罰的損害賠償額の算定基準とすべきであると是正したのである。

また、当事者が求めていない契約の取消を前提として、懲罰的損害賠償を認めたことが本判決の特徴である。この意味において、懲罰的損害賠償を適用するためには、契約の取消が必要であることが示されている。

以上のように、まとめると、裁判例【１】と裁判例【２】は、第 17 号指導性案例の裁判要点と同様に、詐欺行為における経営者の主観的故意要件を正面から語らなかったものの、不可欠の要件としている。この点についていえば、第 17 号指導性案例の立場と一致したのである。

（2）知る権利と選択権利の侵害が争われた裁判例

まず、裁判例【3】について検討する。

裁判例【3】の再審判決は、二審判決とともに一審の判断を覆し、軽微な瑕疵による詐欺行為を認めず、懲罰的損害賠償額 1650 万元（日本円に換算すると約 2 億円余）を否定した裁判例である。しかも、本件再審判決が下される前に、最高人民法院が評釈を掲載していることが特徴である。そのため、各下級審法院に対して、先例性を有している。その意味で、詐欺行為における懲罰的損害賠償の適用には、経営者の主観的故意の存在を要件としていることを明確な形で示したのである。

最高人民法院は、Y の詐欺行為の成否を判断するにあたって、次の 2 点を考慮要素としている。すなわち、1 点目は、軽微な瑕疵により X の知る権利を侵害したとしても、契約目的の実現を不能とさせていないことである。ここでは、当該交換行為は消費者に人身・健康と安全、車の日常的使用、および財産上の利益に対して、損害を生じさせていないという判断が示されていた。2 点目は、Y が上記瑕疵に関する情報をネット上に公開したため、Y に主観的故意がないことである。これによって、Y の詐欺行為が不成立であり、X の請求する懲罰的損害賠償が認定されなかったのである。

このように、最高人民法院は最高人民法院ウエブサイトで各下級人民法院および社会に対して、懲罰的損害賠償を認定するにあたって、詐欺行為の成立には、①契約目的の実現可能性―実際の損害の発生、②主観的故意を不可欠の要件としている、と明言したのである。これは第 17 号指導性案例の立場と一致していることが明らかであり、次の表で示す。

	詐欺行為の態様	主観的故意の存否	主観的故意の立証責任	実際の損害の発生	詐欺行為の成否	根拠条文	懲罰的損害賠償の認否
指導性案例	告知義務違反	○	経営者	○	○	不明	○
本件	知る権利と選択権利の侵害	○	最高人民法院の認定	○	○	民通 68 条	×

もっとも、再審申請する際に、X が「最高人民法院の第 17 号指導性案例に参考すべき」であると示したが、最高人民法院は本件の事実関係と異なるため、第 17 号指導性案例の裁判要点を参考にしなかった。このことから、第 17 号指導性案例の先例性判断規則を採用せず、別の論理を示したわけではなく、むしろ、告知義務違反と異なる枠組みの「知る権利と選択権利の侵害」があった場合、詐欺行為になると明示したと評価すべきである。

この意味において、本件最高人民法院の判断は、第 17 号指導性案例の立場と一致しているものの、多数説と異なる特徴を持っている。それは、民通意見 68 条にしたがって、消費者法 55 条 1 項における詐欺行為について主観的故意と損害の発生も要件とされた、ということである。もっとも、多数説によれば、経営者を懲罰するという視点から、一般に、経営

者の主観的「故意」の立証は困難であるため、消費者は経営者の行った客観的な詐欺行為さえ立証できれば、懲罰的損害賠償が認められる、とされている。これに対して、本件最高人民法院は第 17 号指導性案例より明確なかたちで、消費者法 55 条 1 項における詐欺行為には、要件として主観的故意が求められるとした。そうすると、裁判実務の立場は、実質的に民法における詐欺行為と同様の要件を要求する姿勢が変わらなかったのである。

また、最高人民法院は、「本件二審判決が下される前までに、裁判実務において、軽微な瑕疵の存在を告げなかった場合の懲罰的損害賠償の成否をめぐる論争」について、統一した考慮要素を示している。すなわち、契約目的の実現に影響を与えるか否かについて、「契約内容、瑕疵の程度、修理行為が車の安全性などいった性能・使用上に問題を生じさせるか、車の日常使用と消費者の財産的利益に影響を及ぼすか否か」を考慮すべきである要素を明示している。

さらに、本件判決また最高人民法院による評釈によれば、消費者の認識能力と消費心理の保護を考慮し、および Y が適時に関連する情報をネットで公開したことを奨励と指導するために、斟酌して、Y に負う損害賠償額を 11 万元として認定されたのである。しかしながら、最高人民法院は、このような損害賠償額の算定に基礎づける法的根拠を提示しなかった。要するに、何故に、損害賠償額を 11 万元としたのか、その内訳について不明である。このことについて、最高人民法院は、「直ちに関連する情報をネットで公開した」経営者を奨励・指導するためであると示している。そうすると、本件では、填補的損害賠償額を認定するさいにしては、経営者に対する「奨励」や「指導」という考慮要素が示されている点にも指摘することができる。

くわえて、本件は消費者・社会、および各下級審法院に対して、2000 万元という巨額の訴訟を提起した場合、低額の填補的損害賠償金 11 万元を獲得しただけで、その代わりに訴訟提起にかかった受理費用が 30 万元という大金を費やす可能性が高い、という警告を示している。言い換えれば、最高人民法院は、社会に向かて、高級車・外国輸入車を購入した後、軽微な瑕疵があったとしても、予め填補的損害賠償金と訴訟にかかる費用を計算したうえに、懲罰的損害賠償を請求したほうがいい。さもなければ、全く割に合わない訴訟となり、相当な代償を払う必要がある。

他方で、各下級審法院に対して、自動車業界における順調な発展を考慮するために、高級車・外国輸入車における詐欺行為を審理するさいに、軽微な瑕疵があったとしても、容易に懲罰的損害賠償を認めるべきではない、という警告を示している。

次に、裁判例【4】について検討する。

裁判例【4】は、裁判例【3】の趣旨をふまえて、知る権利と選択権利の侵害における懲罰的損害賠償の請求を認めた再審判決である。以下では、人民法院による懲罰的損害賠償の判決理由の論理をめぐって検討する。

第 1 に、再審判決では、明確に詐欺行為の成否を民通意見 68 条に基づいて判断されたの

である。要するに、民通意見 68 条における詐欺行為の成立要件にとって、必要となる主観的故意の存在、および消費者の知る権利と選択権利を侵害したから認定したのである。つまり本件は、詐欺行為の成立には主観的故意を必要としたのである。

第 2 に、本再審判決は、懲罰的損害賠償の算定基準を商品の価格とすることに徹底したものである。

すなわち、懲罰的損害賠償の算定基準を瑕疵による減価とした原審の判断を是正したのである。原審は懲罰的損害賠償の算定基準を改定した理由について、以下のように説明している。すなわち、消費者法 55 条 1 項は詐欺行為を受けた消費者に対する保護の強化である。Y は瑕疵を隠蔽したのはフロントガラスの交換と天井の塗装だけであるために、本件車の瑕疵に関する程度が比較的に軽度である。そして、この軽度な瑕疵を隠蔽しても、車の使用に影響を与えず、しかも一年余りの間に車を使用したのである。これに対して、再審の立場から、再び懲罰的損害賠償の算定基準を改定することができないと示されている。

このように、本件再審判決は、経営者が故意に消費者の知る権利と選択権利を侵害した行為は、詐欺行為となり、懲罰的損害賠償が認められるのである。しかしながら、ここでは、経営者に故意の存在について、消費者による立証されたものではなく、人民法院の推認によるものであることに留意されたい。

また、本件の二審判決は第 17 号指導性案例の「商品の価格を算定基準とする」裁判要点を覆し、さらに条文を越えた解釈をした。このことは、人民法院の自由裁量権の範囲を超えたのではないかと指摘できる。しかし、再審判決は二審の判断を是正し、懲罰的損害賠償の算定基準を条文とおりに、商品の価格とすべきであると改めたのである。この意味において、再審判決は例外なく、懲罰的損害賠償を認定するさいに、人民法院がその算定基準を改定してはいけないと示した、もう一例である。言い換えれば、懲罰的損害賠償額の算定基準に限って、本件は上記した裁判例【2】と同様に、仮に一審レベルで第 17 号指導性案例および多数説と乖離した判決が下されても、再審レベルでは覆されることになるだろう、と予測できる。

以上の検討を踏まえて、これらの裁判例は、いずれも第 17 号指導性案例に示されている判断構造に従い、懲罰的損害賠償の認否を判断しているものである。この意味において、本章は上記した裁判例を挙げたことは、裁判実務において、人民法院が詐欺行為の成立に主観的故意を不可欠な要件とすることを徹底する代表的な裁判例として取り上げる意味を有すると考える。

第 3 節　運用実態に関する分析

以上のように、【1】～【4】の裁判例を対象として、各人民法院の判断を細かく検討してきた。これらの裁判分析をふまえて、さらに、附表 1 と附表 2 を使って、自動車（新）販売詐欺における懲罰的損害賠償の運用実態について、その法的論理と特徴を整理することができる。

1　全体的傾向

第 1 に、懲罰的損害賠償の適用要件について主観的故意を不可欠な要件としている。

肯定例と否定例において、第 17 号指導性案例を踏襲し、経営者の主観的故意要件が必要とされる傾向にある。特に、否定例において、経営者の主観的故意の不存在を理由に懲罰的損害賠償が認められなかった裁判例は 12 件あった。正面から主観的故意が必要であると語る裁判例は 18 件のうち 12 件あった（2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、9 番、12 番、15 番、16 番、17 番、18 番)。

肯定例においても、明確に主観的故意が要件とされる裁判例は 14 件のうち 9 件あった（2 番、4 番、5 番、6 番、7 番、9 番、10 番、11 番、13 番)。そのうち、第 17 号指導性案例を踏襲した肯定裁判例は 6 件あった（1 番、3 番、8 番、12 番、13 番)。

第 2 に、懲罰的損害賠償が認められた一審レベルにおいて、車代金を返還する際に、使用と瑕疵による減価がなされた裁判例は 2 件があった。すなわち、詐欺行為と認定した裁判例のうちに、車代金の返還額について、全額の返還ではなく、使用・瑕疵による減価を控除された額を消費者に返還させた裁判例は 2 件がある（5 番と 1 3 番)。その理由は、車を利用したために、その分の使用料として控除すべきであるとされる。したがって、懲罰的損害賠償が認められた裁判例において、車の使用による減価の基準もばらつきである。

第 3 に、告知すべき情報又は重要な事実の範囲について統一性が見られない。

消費者法 8 条は消費者の知る権利を規定し、契約法 42 条は「重要事実を相手方に提供すべき」と規定している。具体的に、経営者は消費者にいかなる情報または重要な事実を告知すべきかについて、裁判例において、統一性が見られなかった。たとえ、新車に軽微な瑕疵を隠蔽した場合には告知義務の不履行となるかについて、肯定例と否定例見解が分かれている。つまり、軽微な瑕疵があった場合でも、経営者は消費者に告知する義務を有すると判断した肯定例 1 件（12 番）である。

これに対して、車に軽微な瑕疵があったとしても、車本来の性能・使用などに影響を与えず、または交換した部品は車にとって重要な部分（機械）ではなく、それを消費者に告げなかった場合には、詐欺行為が成立しないと認定された否定例 5 件（7 、13、15、16、17 番）であった。

第 4 に、懲罰的損害賠償額の算定基準が条文とおりになっている。

肯定裁判例において、懲罰的損害賠償の算定基準を見ると、二つのパターンがある。一つは、人民法院が原告の請求をそのまま容認するものである。つまり、条文通りに、懲罰的損害賠償額の算定基準を商品の価格に基づいて、懲罰的損害賠償を認めた肯定例が 13 例あった。もう一つは、人民法院が X の請求を認めたが、条文上の算定基準を改定した裁判例が 1 件（9 番）あった。注目しておきたいのは、肯定例の全体を見ると、条文とおりに商品価格を算定基準に基づき賠償額を算定する裁判例がほとんどのものであり、懲罰的損害賠償の算定基準を改定したのはわずか 1 件であった。

2　運用実態の特徴

以上では、自動車（新車）販売詐欺行為における懲罰的損害賠償制度の全体的運用実態を考察した。その結果、これらの裁判例は、いずれも第 17 号指導性案例に示されている判断構造に従い、詐欺行為の成否には主観的故意と損害の発生の双方を要件とする傾向にあることが明らかである。また、懲罰的損害賠償が認められない傾向にあることが明らかにされた。この意味において、裁判例の個別考察として取り上げた肯定例（【１】【２】【４】）は、ごくめずらしく認められた裁判例の代表例であると評価できる。このことは、実質的に、詐欺行為の成立について、民法における詐欺の概念と同様な適用要件を求めていることとなり、懲罰的損害賠償における適用要件を厳格化することとなっている。

しかし、これは、経営者の主観的故意と損害の発生を要件としなかった多数説とは異なっている。この意味において、第 17 号指導性案例の立場は実際の裁判運用では根付いているが、多数説の立場と乖離している。つまり、実際の裁判運用において、経営者の詐欺行為を認定するに当たって、主観的故意と損害発生の要件が外されたとまでは言えない。

第 4 節　まとめ

以上、本章は財産権侵害型の一側面である自動車（新車）販売における詐欺行為を対象とする懲罰的損害賠償の運用実態について詳細な分析を行ってきた。

消費者法 55 条 1 項では、詐欺行為における主観的故意の存在、実損害の発生が要件とされるか否か不明であるゆえに、従来の裁判運用では混乱が生じていた。このような混乱を解消するために、最高人民法院は第 17 号指導性案例を公表した。そこで、詐欺行為における主観的故意の存在、損害の発生が要件とする立場が示されているのである。しかしながら、最高人民法院は指導性案例として、経営者の主観的故意について、正面からどのような基準要素に基づいて判断するのかを論じなかった。

このような問題を受けて、それ以降の裁判運用において、一部の裁判例では、第 17 号指導性案例と同様に、正面から詐欺行為における主観的故意を語らない傾向にあることが明らかとなった。だから、2019 年に最高人民法院は、主観的故意と実損害発生の両方を詐欺行為の要件とすることを明確な形で示したのである。しかも、当該最高人民法院による再審判決は、社会の注目から最高人民法院ウェブサイトで評釈まで掲載したのである。当該最高人民法院の立場は、従来の立場とかわらず、主観的故意と実損害発生の両方を詐欺行為の要件としていることが一貫している、と評価できる。このような立場は、第 2 章で概観した多数説の立場を離れるものであり、それよりも少数説の論理（梁慧星説）は裁判実務において根付いていると看取できる。

このような厳格な適用要件によって、消費者による懲罰的損害賠償制度の請求への抑圧に繋がる懸念が生じる。なぜならば、主観的故意および実際の損害の発生を消費者に課すことは、懲罰的損害賠償における懲罰機能を実現することが防げられることになるからである。これは、実質的に、消費者法は民法と同様に、経営者の「故意」と「損害の発生」の立

証責任を消費者に課すこととなっている。消費者に対して、懲罰的損害賠償を請求するハードルを高く設定したこととなる。このことは、消費者を手厚く保護する消費者法の制度趣旨に反するだけではなく、これによって本来の懲罰的損害賠償制度の機能さえも実現されることが困難になるであろう。

財産権侵害型における懲罰的損害賠償の裁判運用の実態について考えると、もともと、人民法院は次のような意図があったことをうかがえる。すなわち、人民法院はあえて財産権侵害型における懲罰的損害賠償額を巨額にならないように制限している。過大な賠償額を経営者に課すことによって、中小企業における経済活動を委縮させてしまうことへの懸念が人民法院の姿勢には認めることができる。

附表 1

財産権侵害型（自動車販売詐欺）における懲罰的損害賠償が認められた裁判例リスト（2014 年―2020 年）

番号	事件番号	類型	原告の請求	立証責任	判決理由（要件との関係）	算定基準と賠償額の範囲	契約の処理
1	（2014）浙温商終字第 763 号	中古車を新車として売	①契約取消 ②車代金 58.4 万元の返還 ③車代金と同額の賠償金	販売業者 Y	Y は車販売専門業者として、修理歴ありの車に関して、真実な情報を正確に把握する能力かつ義務を有する。なお、Y	②車の使用による減価を返還 ③車価格を算定基準とし、車	取消

		買			は車に対して点検すべき、点検から得られた全ての情報を誠実に X に告げる義務がある。Y が「告知義務」に反し、新車として X に売ることは詐欺行為にあたる。	価格と同額の賠償金 58.4 万元（旧 49 条）	
2	（2014）足法民初字第 01629 号	損傷および部品交換した車を新車として売買	①契約取消、②車代金 30.13 万元の返還、③車代金の 3 倍賠償金 90.39 万元	経営者 Y	Y は故意に車の軽微な瑕疵があることのみ告げ、部品交換したことを隠蔽した。それによって、X を誤った意思表示させた。Y は自己の行為が詐欺行為ではないことを証明できず、よって、詐欺行為にあたる。	② 車代金を 30.1 万元と改めて返還、③車価格を算定基準とし、3 倍賠償金 90.3 万元（新 55 条 1 項）	取消
3	（2015）煙民四終字第 2029 号	バンパー修理車を新車として売買	①車代金 43.6 万元の返還 ②車代金の 3 倍賠償金（新 55 条 1 項）	販売業者 Y	Y は、本件車の修理歴がなかったこと、および新車であることを証明できず、なお、X に対して、車の修理歴を隠蔽したことが、「告知義務」に反し、詐欺行為にあたる。	①車代金 43.6 万元の返還 ②車価格の同額 43.6 万元（旧法 49 条の適用と判断）	取消 （原告が契約の処理を請求せず、法院は契約を取消と判断した）
4	（2015）高民（商）申字第 61 号	塗装などの修理車を新車として売買	①車代金 7.34 万元の返還 ②車代金の 3 倍賠償金 22.02 万元	販売業者 Y（消費者法 23 条）	Y は車を修理したことを隠し、故意に X に告げず、告知義務に反し、X の知る権利および選択権を侵害した。それによって、X を誤った認識に陥らせ、それに基づいて意思表示させる Y の行為は詐欺行為にあたる。	①車代金 7.34 万元の返還 ②車価格を算定基準とし、3 倍賠償金 22.02 万元	取消 （原告が請求せず、法院は契約を取消せよと判断した）
5	（2015）蘇審三民申字	中古車を	①契約取消 ②車代金 300		Y は販売専門業者として、販売したことおよび	②170 万元（使用による減価）	取消

	第242号	新車として売買	万元の返還 ③車代金と同額300万元の懲罰的損害賠償		走行距離数を知り得るにもかかわらず、それをXに告げなかった。それゆえに、損害の発生が要件とされず、Yが故意に真実を隠蔽し、詐欺行為にあたる。	③車代金と同額300万元の懲罰的損害賠償	
6	（2016）鄂28民終1324号	販売禁止車を新車として売買	①車代金8.38万元の返還 ②車代金の3倍賠償金25.14万元	販売業者Y	YはXに真実を告げたことを証明できず、また、中古車である事実を隠蔽し、それによって、Xを誤った認識陥らせ、それに基づき意思表示させた。Yは真実を告げる法定義務に反し、告知義務を履行したことを証明できず、消費詐欺における間接的故意に適し、詐欺行為にあたる。	①車代金8.38万元の返還 ②車価格を算定基準とし、車代金の3倍賠償金25.14万元	取消
7	（2016）鄂0607民初1749号	ガソリン漏れを隠蔽して新車として売買	①車代金11.58万元の返還、②車代金の3倍賠償金34.74万元 ③その他の損害賠償3180元	販売業者Y（消費者法23条）	Yは車をXに引き渡す前に瑕疵が存在しなかったことを証明できなかった。また、詐欺行為の成立に主観的故意要件が必要とされる。Yは車をXに引き渡す前に瑕疵の存在を知っており、それを故意にXに告げず、告知義務の不履行によってXの知る権利・選択権を侵害したため、詐欺行為にあたる。	①車代金11.58万元の返還 ②車価格を算定基準とし、3倍賠償金34.74万元が認められる ③否定	取消
8	（2016）陝0113民初7760号	前後方バンパー修	①契約取消、 ②車代金54万元の返還及び利息1.6万元、	経営者Y（消費者	修理歴あり車を新車として販売することは、一般社会の常識から逸脱している。転売・部品交	②車代金54万元の返還 ④車価格を算定基準とし、3	取消

		理・部品交換車を新車として売買	③経済損失14.04万元、④車代金の3倍賠償金162万元	法23条）	換したことなどの情報は、巨額な自動車を購入する消費者にとって購入する意思決定に大きな影響を与える要素である。このような情報は車の使用・性能に影響を与えなくても、消費者に事実を告げるべき、Yがそれを告げず、詐欺行為にあたる。	倍賠償金162万元を認める。②の利息及び③否定。その理由について、3倍賠償は、損害の填補的性質と懲罰的性質を有するため、詐欺行為による損失が3倍賠償に含まれるとされる。	
9	（2016）川1421民初2054号	事故車を新車として売買	①契約取消、②車代金17.3万元の返還、③車代金の3倍賠償金44.64万元	経営者	Yは車をXに引渡す前にすでに修理歴があることを知り得る。当該修理歴をXに告げず、Xの知る権利・選択権を侵害し、Xを誤った認識に陥らせ、それに基づき意思表示させた。それゆえに、Yはこのような結果を望む或いは放任し、詐欺の故意を有し、詐欺行為にあたる。	②車代金12.18万元と改め、その返還、③車価格を算定基準とし、車代金の3倍賠償金36.54万元	取消
10	（2017）吉0702民初4219号	事故車を新車として売買	①車代金12.98万元の返還、②車代金の3倍賠償金38.94万元		Yは車を訴外Aに販売したことを認容し、それゆに、Yが故意に中古車を新車としてXに販売したことが詐欺行為にあたる。	①車代金10.1万元（領収書に掲載された価格）を返還、②車価格を算定基準とし、3倍賠償金30.3万元	取消
11	（2017）閩04民終848号	左ドア二度の	①契約解除②車代金45万元の返還、およ		Yは車の修理歴の事実をXに告げず、Xの知る権利を侵害し、故意に不	②車代金45万元および利息の返還	解除

		塗装を隠蔽して新車として売買	び利息、③その他の損失（自動車用フィルム代1.1万元、写真代1740元）、④車代金の3倍賠償金135万元		実な情報に基づいてXを新車と認識に陥らせ、契約成立させた。よって、Yが故意に修理歴を隠蔽したことは詐欺行為にあたる。	③否定 ④車代金の3倍賠償金135万元	
12	（2017）沪01民終7144号	バンパー塗装車を新車として売買	①車代金25万元の返還、②購入税2.1万元、およびその他の費用4.3万元 ③車代金の3倍賠償金75万元	経営者	17号指導性案例の裁判要点を引用し、軽微な瑕疵でも、消費者に告知すべき、Yは修理した事実をXに告知せず、詐欺行為が成立。	①車代金25万元の返還、XはYに車を返還 ②否定 ③車代金の3倍賠償金75万元	取消
13	（2017）浙01民終8765号	タイヤ交換車として売買	①契約取消 ②車代金67.2万元の返還、 ③車代金の3倍賠償金201.6万元、④サービス費1.4万元、保険代2.2万元、保証金1.4万元、公証代0.1万元		Yはタイヤ交換したことをXに告げず、Xの知る権利と選択権を侵害した。販売専門業者のYにとっては、車のタイヤ部分に瑕疵が明らかに顕在しているにもかかわらず、それを隠蔽し、Yの主観的故意が明確である。詐欺行為にあたる。	②車代金を65.8万元と改めて返還、 ③車価格を算定基準とし、3倍賠償金197.4万元、 ④公証代を取り除き、その他の費用が認められる。	取消
13	（2019）蘇07民終3740号	事故車を新車して売買	①契約取消 ②車代金15.9万元の返還 ③車代金の3倍賠償47.7万元		Yは事故車であることをXに告知しなかったことは、消費者の知る権利および選択権利を侵害した。よって、Yは詐欺行為にあたる。	②使用による減価の返還 ③車代金の3倍賠償47.7万元	取消
14	（2019）黔0302民初99号	ドアと天井な	①契約解除 ②車代金51.12万元の返還	販売業者	Yは修理歴をXに告げず、また新車であることを証明できず、それゆえ	②車代金36.85万元の返還 ③車価格を算	解除

		ど修理あり車を新車として売買	③車代金の4倍賠償金204.47万元 ④その他の損失4.8万元		に、Yが告知義務違反によって、詐欺行為にあたる。	定基準とし、3倍賠償 110.56万元 ④その他の損失を12.15万元	

附表2

財産権侵害型（自動車販売詐欺）における懲罰的損害賠償が認められなった裁判例リスト（2014年～2020年）

番号	事件番号	類型	原告の請求	立証責任	判決理由（要件との関係）
1	（2014）桐民二初字第00077号	修理歴あり・部品交換車を新車として売買	①契約解除、 ②車代金11.5万元の返還、 ③車代金の3倍賠償、 ④損失23.3万元		消費者法55条の適用要件は経営者に詐欺行為の存在である。本件車に瑕疵の存在を認めるが、Yはそれを隠蔽した証拠がない。そのために、Yの詐欺行為が不存在、よって②と③を認めず、④を10万元と判断した。
2	（2015）一中民（商）終字第538号	タイや交換車を新車として売買	②車代金	消費者	YはXに偽った情報を告げた、または故意に真実を隠蔽したことが存在しない。そのうえに、Xはこれらの詐欺行為の存在を証明できない。
3	（2016）皖1003民初920号	軽微な瑕疵を隠蔽して売買	①車代金12.58万元の返還、 ②車代金の3倍賠償37.74万元		①12.38万元および車を返還 ②民法通則意見68条と処罰辨法2条に従い、故意の不存在である。XはYの詐欺行為を証明できない。
4	（2017）皖1004民初266	大幅の修理歴あり車を新車として売買	①車代金29.9万元の返還、 ②車代金の3倍賠償89.7万元		①と③容認 ②民法通則意見68条と処罰辨法2条を根拠として、Yの詐欺行為が不存在

	号		③購入税と保険費 3.7 万元		
5	（2017）皖民再46号	瑕疵を隠蔽して売買	①車代金 39.86 万元の返還、②車代金と同額の賠償 79.72 万元		①容認、車を返還 ②民法通則意見 68 条と処罰辨法 2 条に基づいて、Y の主観的故意が不存在、詐欺行為が成立しない。
6	（2017）粤 2071 民初 20736 号	ガソリン漏れ・さびあり車を新車として売買	①契約解除 ②車代金 37.98 万元 ③車代金の 3 倍賠償（１２．６６万元×３）	消費者	X は本件車が在庫品、また通常価格より値下げの車であることを知っている上に売買契約を締結した。また、X は Y の故意による詐欺行為を隠蔽したことを証明できない。
7	（2017）粤 01 民終 22966 号	修理歴を隠蔽して売買	①契約取消 ②車代金 105.8 万元の返還 ③購入税 8.7 万元の返還 ④車代金の 3 倍賠償 306.9 万元		修理した部分は重要な部品ではない。修理したことをネット上に掲載したため、Y の主観的故意性を有していない。瑕疵が軽微な程度にすぎず、契約の目的が達成できない程度の詐欺にならない。
8	（2017）川 01 民終 13109 号	部品交換車を新車として売買	①3 倍賠償	消費者	X は Y の詐欺行為を証明できない。
9	（2018）皖 02 民終 1680 号	中古車を新車として売買	①車代金 18.99 万元の返還、 ②車代金の 3 倍賠償 56.97 万元 ③損失 3.1 万元	消費者	Y の主観的故意が不存在、よって、詐欺行為の成立を否定 ③Y は瑕疵の存在を X に告げず、告知義務に反したゆえに、2 万元賠償を認める
10	（2018）皖 01 民終 6413 号	軽微な擦り傷の修復歴あり車を新車として売買	①契約取消 ②車代金 33 万元の返還、 ③車代金の 3 倍賠償 99 万元 ④その他の損失 10500 元	消費者	X は Y の詐欺行為の存在を証明できない。
11	（2018）皖 01 民終 5672 号	修復歴を隠蔽して売買	①契約取消 ②車代金 13.58 万元の返還、 ③車代金の 3 倍賠償 40.74 万元 ④その他の損失 9305 元	消費者	X は Y の詐欺行為の存在を証明できない
12	（2018）吉 01 民終 374 号	部品交換車を新車として売買	①車代金 14.3 万元の返還 ②3 倍賠償 ③その他の損失	消費者	3 倍の懲罰的損害賠償と詐欺行為の認定は、経営者にとって厳格な懲罰であるゆえに、詐欺行為の認定が慎重に法律に遵

					守しなければならない。したがって、詐欺行為の成否を民法の基本原則に基づき、Y の主観的故意の成否を判断すべきである。X は Y の故意による詐欺行為の存在を証明できない。
13	（2018）遼 09 民終 826 号	二度の塗装あり車を新車として売買	①車代金 10.9 万元の返還 ②3 倍賠償 37.2 万元 ③その他の鑑定費、購入税、保険費		二度の塗装は車本体の正常の使用、契約目的の達成に影響を与えない。よって、Y の詐欺行為が成立しない。しかしながら、瑕疵が存在したため、①と③を認め、また、X は Y に車を返還し、②を否定。
14	（2019）皖 1502 民初 1372 号	中古車を新車として売買	①車代金 16.2 万元の返還、 ②車代金の 3 倍賠償 48.6 万元		中古車であることを証明できる根拠は足りず、Y の詐欺行為の存在を否定。
15	（2019）皖民申 3406 号	板金塗装歴ありを隠蔽して売買	①車代金 37.71 万元の返還、 ②車代金の 3 倍賠償 113.13 万元 ③その他の損失賠償 46.18 万元		瑕疵の存在を認めるが、当該瑕疵は板金塗装だけであり、車の使用および性能に支障、また車の外観上にも重大な影響を与えない。また、現に Y の主観的故意の存在を証明することができない。よって、①と②否定。 ③、Y は X に瑕疵の存在を告げず、誠実信義則に反したため、一定の過失があり、斟酌して X に 5 万元を賠償せよ。
16	（2019）魯 03 民終 606 号		①契約取消 ②車代金 15.5 万元 ③車を Y に返還 ④3 倍賠償 46.5 万元		Y の故意性が存在しない。消費者法 8 条によれば、人身・健康・安全および一定の財産利益に影響を与える情報を告げるべきと解される。本件は、軽微な瑕疵を修理した Y の行為は、車の引き渡す前に合理的な修理行為であり、X に告げなくても、X の知る権利に侵害していない。
17	（2019）最高法民申 898 号		①車代金 万元の返還、 ②車代金の 3 倍賠償万元 ③その他の損失賠償万元		瑕疵の存在を認めるが、当該瑕疵は板金塗装のみであり、車の使用および性能に支障、また車の外観上にも重大な影響を与えない。なお、現に Y の主観的故意の存在を証明することができない。よっ

					て、①と②否定。 ③、Y は X に瑕疵の存在を告げず、誠実信義則に反したため、斟酌して X に 5 万元を賠償せよ。
18	（2020）濾 民 申 30 号		①契約取消 ②車代金 77.47 万元の返還、 ③車代金の 3 倍賠償、232 万元 ④その他の損失賠償		Y が主観的故意の不存在、および契約目的の実現に影響を与えなかった

第 4 章　生命・身体の侵害における懲罰的損害賠償の運用実態

本章は、生命・身体の侵害における懲罰的損害賠償制度の裁判での運用実態について取り

上げる。具体的に、（１）製造物責任、（２）欠陥製品販売責任、（３）食品安全責任における懲罰的損害賠償という三つの責任領域に分けて、その肯定裁判例と否定裁判例を検討の対象とする。この三つの責任領域では、懲罰的損害賠償がどのような要件が求められるのか、どのような具体的な考慮要素に基づくのか、どのぐらいの賠償額まで認定されるか、について明らかにする。

三つの責任領域では、近時における重要度の高い、特殊な法的意味を代表する裁判例がいかなる法的判断を個別的考察とし、附表３～附表４で示した裁判例を全体的考察として分析する。上記した三つの責任領域に分けて考察する理由について、次のとおりである。

実際の裁判運用の現状に鑑みれば、不法行為責任法47条と消費者法55条2項および食品安全法148条2項とが併用されているため、条文ごとにその裁判例を分析することが困難であるからである。というのも、生命・身体の侵害における懲罰的損害賠償の運用実態に関する分析を行うために、2011年（不法行為責任法施行から）から2020年までの10年間の終審判決以上の裁判例を対象に「無訟」と「中国裁判文書」というデータベースを通じて調べた。すると、不法行為責任法47条に基づいて懲罰的損害賠償が請求された事件は411件存在している（不法行為責任法47条、消費者法55条2項、食品安全法148条2項が同時に根拠条文として併用されている事件（肯定と否定事件を含む））。不法行為責任法47条だけに基づき懲罰的損害賠償が認容されたケースはわずか1件である（本章第2節の肯定例【１】）。不法行為責任法47条と消費者法55条2項に基づき懲罰的損害賠償が認容されたケースは８件である（一審と終審を含む）。残りのすべての裁判例は、不法行為責任法47条、消費者法55条、食品安全法148条が同時に根拠条文として併用されている（肯定と否定裁判例を含む）ものである。

このように、一つの責任領域における懲罰的損害賠償をめぐる事件において、二つの条文、若しくは三つの条文が同時に併用されているのは、第2章で概観したとおり、条文上の構造（適用要件、適用範囲、責任類型（不法行為責任法47条と消費者法55条2項は製造物責任・欠陥製品販売責任の両方を定めている）、賠償額の算定方法とその範囲）が相互に交差し、重なっているに起因としているのである。したがって、本章は、条文ごとにその裁判運用の実態を考察することではなく、責任領域ごとに分類し、当該制度の運用実態を考察することにしたのである。

第１節　製造物責任における懲罰的損害賠償

製造物責任における懲罰的損害賠償が認められた第二審（終審）までの裁判例が非常に少ない。以下では、肯定例２件、否定例１件を取り上げて検討する。最後に、各裁判例の分析を示すこととする。

１　肯定例

【１】製造物責任と欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償の両方が認容された裁判

例[363]

原告：被害者 X

被告：化粧品製造・販売者 Y_1

被告：エステサロン経営者 Y_2

【事実の概要】

2014年4月に、Xは3000元でY_2の経営するエステサロンで本件化粧品（以下では、甲という。）を購入した。甲はY_2がY_1から仕入れた化粧品である。しかし、Xは甲を使用した後、顔にやけどおよび慢性腎臓病などの病状が生じた。それ以来、Xは治療のために、合計6回にわたって入退院を繰り返していた。

同年9月10日に、Xは甲を国家化粧品質量監督検験センターに検査を出した。当該検験センターにおける2014年9月25日付きの検査結果によれば、甲には標準を超えた水銀が大幅に含まれていることが明かされた。そこで、Xは公安局へ通報した。通報を受けた公安局は、Xの慢性腎臓病が甲に起因としたものであるか否かについて、北京通達首誠司法鑑定所にその鑑定を依頼した。2015年6月4日、当該鑑定所は、甲の使用とXの慢性腎臓病との間に因果関係があると証明され鑑定意見書、およびXの火傷障害等級を６級と鑑定する鑑定意見書をそれぞれ提出した。

なお、2016年2月24日に、Y_1は国家衛生基準に適合しない化粧品を無許可で製造・販売した罪で人民法院に刑事事件として提訴され、有期懲役８ケ月および罰金8万元が処された（（2016）内0105刑初85号刑事判決）。2016年3月7日に、Y_2の経営するエステサロン営業許可が工商行政管理局によって取消された。

Xは、Y_1とY_2は欠陥製品を製造・販売したとして、訴訟を提起した。

＜Xの請求＞Y_1とY_2に対して、①化粧品代金9850元の返還、商品価格の3倍とする懲罰的損害賠償2.95万元（化粧品価格の3倍）、②損害賠償45.47万元（医療費1.67万元、後遺障害賠償金30.59万元、栄養費2200元、入院中の介護費2200元、入院中の飲食費2200元、被扶養者の生活費6.56万元、欠勤による減少した収入3.46万元、精神的損害賠償1.5万元、宿泊費345元、化粧品検査費600元、鑑定費9250元）、さらに③損害賠償額と相当額の懲罰的損害賠償45.47万元も請求する。

【一審】（呼和浩特市賽罕区人民法院（2016）内0105民初2072号　判決年月日不明）

不法行為責任47条など従い、Xに対して、Y_1は精神的損害を含めて損害賠償35.14万元、Y_2は精神的損害を含めて損害賠償9.08万元を賠償せよ。Xの請求する懲罰的損害賠償およびその他の請求を棄却する。

【判決理由】

Y_1は化粧品の原料と入れ物を購入し、他人に化粧品の製造を依頼し、自社の名前を付けて販売した。そのために、Y_1は不合格化粧品を販売した罪で刑事処罰をすでに受けている。当

363 「潘錫岳与竜明香等産品銷售者責任糾紛上訴案」、湖南省湘西土家族苗族自治州中級人民法院（2012）州民一終字第 220 号、判決年月日 2012 年 10 月 26 日、出典：北大法宝。

該刑事判決に認定された事実に基づいて、Y_1は本件欠陥化粧品の販売者であることが明らかである。そのため、販売者としての填補的損害賠償責任を負うべきである。

本来であれば、本件で問題とされる化粧品について、欠陥ある製品を流通に置いた製造者等に無過失責任を負わせるものである。そのために、Xは当該欠陥製品における製造者又は販売者が主観的故意の存在を証明する必要がない。

しかし、懲罰的損害賠償の適用には、不法行為者が製品の欠陥の存在を明らかに知りながらなお製造・販売したことを要件としている。それゆえに、Xは不法行為者の主観的故意の存在を立証すべきである。Xが提出した証拠には、Y_1とY_2に主観的「明らかに知りながら」の存在を証明できるものが存在しない。したがって、Xの請求する懲罰的損害賠償を認められない。

Y_2は販売者として、国家基準或いは関連する化粧品業界の品質検査基準に基づいて、甲に対して点検すべき義務を負うべきである。しかし、Y_2は当該点検義務を果たしていない。

よって、本件において、Y_1は80%、Y_2は20%の填補的損害賠償責任を負うべきである。

これに対して、Xは不服として、上訴した。

＜Xの上訴＞Y_1とY_2に主観的故意が存在する。そこで、Yらに対して、商品価格の3倍の懲罰的損害賠償3.94万元、填補的損害賠償45.47万元および製造物責任における懲罰的損害賠償45.47万元を求める。

＜Y_1の抗弁＞Y_1に主観的故意が存在するとXが証明できないため、懲罰的損害賠償を負わない。

＜Y_2の抗弁＞Y_1の抗弁理由と同様である。

【二審】（呼和浩特市中級人民法院（2017）内01民終1965号　2017年7月18日判決）

不法行為責任法43条[364]、47条、消費者法55条などに従い、原判決を破棄する。

YらはXに対して、填補的損害賠償額42.48万元を支払え（Y_1は34.22万元、Y_2は8.5万元）。Y_1は、Xに対して、懲罰的損害賠償43.38万元（商品価格の3倍である9000元と、実際の損害額と相当額とする42.48万元の合計額）を支払え。その他のXの請求を棄却する。

【判決理由】欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償について、本件と関連する刑事判決文によれば、Y_1は、自己の製造した化粧品が国家衛生基準に適合しないことにについて、故意であることは明らかである。しかも、他人に化粧品の製造を依頼し、自ら化粧品を販売していたことによって、Xに6級の後遺障害をさせていた。このことも刑事判決からすでに証明されている。これらのことは同時に、不法行為責任法47条と消費者法55条における懲罰的損害賠償の適用要件をも満たしている。ゆえに、Y_1はXに対して、懲罰的損害賠償責任

[364] 不法行為責任法 43 条は「製品に欠陥があったことにより損害を生じさせたときは、被権利侵害者は製品の製造者に対して損害賠償を請求することができるほか、製品の販売者にも損害賠償を請求することができる。製品の欠陥が製造者によって生じたときは、販売者は損害賠償した後で製造者に対して求償する権利を有する。販売者の過失によって製品に欠陥が生じたときは、製造者は損害賠償をした後で販売者に対して求償する権利を有する。」と規定する。

を負うべきである。したがって、Xの請求する商品価格の3倍の懲罰的損害賠償を9000元と認定する。

ただし、製造物責任における懲罰的損害賠償の算定について、考慮すべき事柄もある。というのも、Y_1は食品薬品局から電話を受けてから、積極的に食品薬品局の調査に協力した。これによって、さらなる損害の拡大が防がれたことは事実である。このことを斟酌して、Y_1はXに対して、Xの被った実際の損害と相当額の懲罰的損害賠償額を支払うと認定する。

XはY_2に主観的故意が存在することを立証できなかった。ゆえに、Y_2が懲罰的損害賠償責任を負わない。

Xに対する填補的損害賠償責任を負う割合について、Y_1は80%、Y_2は20%とする。すなわち、Y_1は34.22万元、Y_2は8.56万元である。

これに対して、Y_1は再審申請をした。

＜Y_1の再審＞化粧品の製造・販売資格を備えているため、甲は欠陥製品ではない。それに加えて、主観的故意が存在していないため、懲罰的損害賠償責任を負わない。

【再審】（内蒙古自治区高級人民法院（2017）内民申1872号　2018年1月8日判決）

Y_1の再審を却下する。

【判決理由】一審と二審は、刑事判決に認定された事実に基づいて、Y_1が不法行為責任法と消費者法における懲罰的損害賠償責任を負うべきであると判断した。この判断の法の解釈と適用は妥当である。Y_1は甲が欠陥製品ではなく、主観的故意が存在しないことを理由として再審申請したが、その事実と法的根拠はない。よって、Y_1の再審を却下する。

【２】原告が請求していない懲罰的損害賠償が認定された裁判例[365]

原告：死亡者Ａの妻及びその２人の子供Ｘら

被告：電動二輪車の製造者・販売者Ｙ

【事実の概要】

2018年12月４日に、被害者Ａ（買主）はＹが製造していた本件電動二輪車（以下、「乙」という）に乗っていたときに、訴外Bの運転する車と正面衝突し、交通事故を起こした。Aは死亡した。

2019年5月9日に、本件交通事故について、山東金光交通事故司法鑑定所は以下のような鑑定結果を示した。すなわち、本件乙の性状からすると、自動車と扱うべきである。Aは無免許かつヘルメットを着用せずに飲酒運転していたため、主たる責任を負い、Bがその従たる責任を負うべきである、という内容であった。

その後、Ａの遺族であるＸらは、以下の理由に基づいて、Yに対して損害賠償を請求した。すなわち、乙に設計上と警告上、および乙にペダルを付けていないことなどが存在したことによって、本件交通事故が発生し、Ａを死亡させた。それゆえに、本件事故による生じ謝損

[365] 「天津超威新能源科技有限公司、胥春英産品生産者責任糾紛二審民事判決書」山東省青島市中級人民法院（2020）魯 02 民終 329 号、判決年月日 2020 年 3 月 18 日、出典：中国裁判文書。

害について、Yは30%の責任を有する。このようにXはＹに対して、損害賠償を求めて、訴訟を提起した。

ところで、Xは山東金光交通事故司法鑑定所による鑑定結果を信用できないため、本件交通事故に対する過失割合をもう一度鑑定するようと一審の人民法院に申請している。これを受けて、一審の人民法院は山東交院交通司法鑑定センターに本件交通事故に対する過失割合を鑑定するよう依頼した。しかし、その鑑定結果は、司法鑑定所が出した結論と変わらなかった。

＜Ｘらの主張＞Ｙに対して、①損害賠償34.6万元、②訴訟費用の負担を求める。

＜Ｙの抗弁＞乙に欠陥の存在がなく、ペダル付きの乙は国家基準に達している。Ａは自己の飲酒運転かつヘルメットを着用しなかったために、本件死亡事件を発生させたのである。よって、Ｙが損害賠償責任を負わない。Ｘらの請求を却下すべきである。

【一審】（青島市黄島区人民法院（2019）魯0211民初9595号　2019年7月12日判決）

不法行為責任法6条[366]などに従い、ＹはＸに対して、損害賠償13.21万元を賠償せよ。その他のXの請求を棄却する。

【判決理由】Ｙは乙の製造者であるため、乙が欠陥製品ではないことを証明する責任がある。しかし、Ｙは乙に欠陥の不存在を証明することができなかった。

鑑定結果によれば、乙は自動車である。しかし、乙の合格証明書には、「電動自転車」と書かれており、また乙の使用証明書には、自動車専用道路上の通行が不可などと書かれている。このようなことから、合格証明書と使用証明書は乙に関する使用上の指示を明確に示したと判断できない。本件の Ａ がそうだったように自動車運転免許証を取得しないで、本件乙のような自動車を乗り、交通事故を引き起こす確率を促すこととなる。したがって、Ｙの製造した乙は欠陥があり、欠陥の存在と本件交通事故の発生との因果関係があると認めるべきである。よって、Ｙが不法行為責任を負うべきである。

しかしながら、Ａが飲酒運転し、かつ運転免許証を取得していないことなどに鑑みれば、Ａに重大な過失があったと認める。よって、Ｙに 20%の損害賠償責任を負うと認定する。

これに対して、Yは不服として、上訴した。

＜Yの上訴＞原判決を破棄する。乙はYの製造した物ではなく、Aによって改造されたものであるという疑いがあるから、人民法院に再度司法鑑定を申請する。

【二審】(山東省青島市中級人民法院 (2020) 魯 02 民終 329 号　2020 年 3 月 18 日判決)

原審判決を破毀する。

消費者法 55 条 2 項に従い、ＹはＸらに対して、①損害賠償 13.21 万元、および②懲罰的損害賠償 10 万元を賠償せよ。Ｙは前記した①損賠賠償と②懲罰的損害賠償を迅速かつ十分

---

[366] 不法行為責任法 6 条は、「行為者が故意又は過失により他人の民事権利利益を侵害したときは、権利侵害者責任を負わなければならない。法律の規定により行為者に故意又は過失があることが推定される場合において、行為者が自己に故意及び過失がないことを証明できなかったときは、不法行為責任を負わなければならない。」と規定する。

な金額をXに支払わなければ、Yの支払うべき②懲罰的損害賠償額を26.42万元とする。

【判決理由】

乙の合格証明書にはYの承認印があること、およびYの製造会社へアクセスできるQRコードが乙本体に貼られていることなどに鑑みれば、乙はYに製造された製品であることが明らかである。

あらかじめ本件について解説を加えておこう。これは電動車自転車のように実質的には自動車と変わらないのに、製造者は自動車における国家強制産品認定証明書を取得しないで、「電動自転車」という名称で製造・販売されるような製品で起きた事故に関する事実である。

近年の会社では、電動自転車を実質的に自動車の範疇に属する電動オートバイが製造・販売されることが急増している。これによって、惹き起こされる「馬路殺手」(新米運転手は大通りの殺し屋) 交通事故が続出させられ、社会における公共の安全に深刻な危害をもたらしている。

身体の健康と財産に損害をもたらす危害性のある工業製品を製造・販売する場合には、必ず身体の健康と生命・財産の安全における国家基準に適合しなければならない。国家基準に適合しない製品を製造した場合、当該製品は欠陥製品とみなされる。製品の欠陥とは、製品に他人の生命・身体・財産に損害を生じさせる不合理的な危険が存在することである。設計上の欠陥、製造上の欠陥、警告上の欠陥という種類がある。

本件乙は、電動自転車の機能を有しており、当該機能がすでに電動スクーターにおける国家基準を超え、軽型オートバイの基準に達している。したがって、本件乙は、自転車道で運転してはならない非自動車を自動車の基準として設計・製造させられた欠陥製品である。

YはAに対して、乙を自動車ではないと偽った説明を行って、自動車運転免許証を取得してから運転すべきであると警告しなかった。このことは警告上の欠陥である。このような欠陥が存在したため、Aは自動車運転免許証を取得しないで乙に乗り、運行中における事故発生時の緊急事態に対して、自動車の運転者に必要とされる技術と能力を欠いている。これによって、本件交通事故が引き起こされ、Aを死亡させたのである。当該死亡した損害が欠陥の存在により生じたものであり、損害と欠陥との間に因果関係がある。また、自動車専門製造業者としてのYは、上記した欠陥の存在を明らかに知りながらなお消費者に提供したため、損害賠償責任を負うとほかに、懲罰的損害賠償責任も負うべきである。

一審は、製造者に「欠陥の存在を明らかに知りながらなお消費者に提供した」という悪質な不法行為があった場合に認定すべき懲罰的損害賠償責任を、認定しなかった。このような判断は、社会公共の利益を保護することができず、法の解釈に誤っていることとなる。

そもそも、懲罰的損害賠償は填補的損害賠償と異なり、損害に対する填補的機能だけではなく、懲罰的機能を有している。当該制度の目的は、悪質又は重過失な不法行為者に対して見せしめと抑止し、ならびに事故発生後、即時かつ充分な賠償額をもって被害者に賠償するようと促すためである。被害者は実際の損害額とほかに懲罰的損害賠償額を受け取ること

ができる制度である。人民法院は社会公共の利益を侵害した不法行為に対して、不法行為者の主観的な反省状況（不法行為者が自ら悔いを改めること）に照らし合わせて、積極的に懲罰的損害賠償制度を適用することができる（原文：法院可以视侵权行为人的主观认错情况主动适用惩罚性赔偿金的法律条款）。懲罰的損害賠償は必ずしも原告側から請求するものではない。

ただし、懲罰的損害賠償額の範囲について、不法行為者が悔いを改め、迅速に過ちを正すことに足りる限度額とすべきである。故意または重過失による不法行為を継続した不法行為者に限って、全額（筆者注：受けた損失の 2 倍。）を課すべきである。

２　否定例

【３】製造者に主観的「明らかに知りながら」の不存在による否定された裁判例[367]

原告：死亡者Ａの夫及びその子供ＢＸら

被告：電動三輪車製造者 Y_1

被告：電動三輪車卸売業者 Y_2

被告：電動三輪車販売者 Y_3

【事実の概要】

2018 年 7 月 13 日に、X（買主）は Y_3販売する本件電動三輪車（以下、「乙」という）を 4500 元で購入した。X は代金のうち 2500 元を Y に支払ったが、残りの 2000 元代金を借金として Y と金銭貸借契約を締結した。乙の合格証明書と使用証明書には、一人乗りを限定すると書かれている。Y_3販売する本件乙は、Y_1に製造され、Y_2から仕入れたものである。

同年7月15日に、Xの妻Ａは子供Bと二人で乙を乗用し、下り坂へ降りる際に転倒した。これによって、Aは死亡、Bは重症を負ったのである。同年９月18日に、Xらは公安局に通報した。そのため、公安局は甘粛天辰司法鑑定所に対して、乙の性質および乙のハンドル装置などに関する安全技術を鑑定するよう依頼した。

同年10月8日に、鑑定所は、乙が自動車車道で運転すべき自動車の範疇に属し、乙のハンドル装置などに関する安全技術に問題がないと鑑定結果を提示した。

そこで、Ａの遺族であるＸらは、Ｙらの製造・販売した乙が欠陥製品である。これによって、本件交通事故が生じ、Ａを死亡させた。それゆえに、Ｙらが製造物責任を負うべきである、と、Yらに対して損害賠償を求めた。

＜Ｘらの主張＞Ｙらに対して、①経済損失31.78万元、②Bの医療費などに関する経済的損失2.48万を損害賠償額とし、③1.35万元（商品価格の3倍）を懲罰的損害賠償とし、および④訴訟費用をＹらの負担とすることを求める。

＜Ｙらの抗弁＞乙は、合格製品である。Aは乙を誤操作したことによって死亡事故を生じさせた。よって、Ｙらが損害賠償責任を負わない。

---

[367] 「王世国、王学皓産品責任糾紛二審民事判決書」蘭州市中級人民法院（2020）甘 01 民終 1380 号、判決年月日 2020 年 4 月 28 日、出典：無訟。

【一審】（永登県人民法院（2019）甘0121民初1055号　2019年12月28日判決）

不法行為責任法47条などに従い、Y_1はXらに対して、損害賠償（死亡・医療・精神損害など）11.99万元、およびBの医療費・交通費など8616元を支払え。Xらのその他の請求および懲罰的損害賠償を棄却する。

【判決理由】

鑑定所の鑑定結果によれば、乙は自動車である。しかし、Y_1は提供した乙の使用説明書では、乙は自動車であることについて、使用上に必要な説明が書かれていない。これは警告上の欠陥である。したがって、Y_1の製造した乙は欠陥製品があり、乙の欠陥の存在と本件事故の発生と因果関係がある。しかしながら、乙を乗用する A は、自己の乗用する車に対する安全技術性に問題があるか否かを検査すべき義務を負う。A はそれをしなかったことによって、本件事故を引き起こした。そのために、A は本件事故によってもたらされた全ての損害に対して、主たる責任を負うべきである。A の過失、および乙に欠陥の存在と本件事故の発生との関連性の程度を総合的に判断し、Y_1は X らに対して、40％の製造物責任における損害賠償責任を負うべきである。

懲罰的損害賠償について、乙に欠陥の存在を認めるが、X らはY_1が製品に欠陥の存在を明らかに知りながらなお販売したことを証明できなかった。よって、X らの請求する懲罰的損害賠償を認めない。

以上に対して、XらとY_1ともに上訴した。

＜Xらの上訴＞一審判決を破棄し、改めて懲罰的損害賠償を認定すべきである。

＜Y_1の抗弁および上訴＞一審の認定した事実は不条理であるため、一審判決を破棄する。

【二審】（蘭州市中級人民法院（2020）甘０１民終 1380 号　2020 年 4 月 28 日判決）

上訴を却下、一審判決を維持する。

【判決理由】

XらとY_1の上訴理由が成立しない。確かに乙は欠陥製品である。しかし、Xらが、Y_1が欠陥の存在を明らかに知りながらなお販売したことを証明できなかったため、懲罰的損害賠償を否定した一審の判断が妥当である。

３　各裁判例の分析

肯定例【１】は、欠陥製品販売者責任と製造物責任における懲罰的損害賠償の両方を認めた裁判例である。本件では、人民法院は販売者の主観的「明らかに知りながら」があることを、刑事事件判決を参考にして認定した。それは消費者によって立証されたものではなかったのである。

懲罰的損害賠償の適用について、販売者に主観的「明らかに知りながら」の存在、および消費者に「実際の損害の発生」という二つの要件が必要とされると示されている。しかしながら、両要件は、欠陥製品販売者責任における懲罰的損害賠償の適用要件であるか、或いは製造物責任における懲罰的損害賠償の適用要件であるかについて、言及しなかった。つまり、

本件は、「明らかに知りながら」と「実際の損害の発生」を懲罰的損害賠償の適用要件としているが、不法行為責任法と消費者法のどちらのことなのかについて不明である。

懲罰的損害賠償については、消費者法55条1項の「商品の価格の3倍」と同条2項の「損失の2倍以下」の両方を認定していることも注目すべきである。これは、販売者（経営者）に同一な主観的要件の存在と同一な客観的行為によって、異なる私法上の二つの懲罰的損害賠償を課すこととなる。そのうちの製造物責任における懲罰的損害賠償額の算定について、Y_1が食品薬品局の調査に協力したことを考慮要素とされたため、実際の損害額と相当額とされたのである。つまり、本件では、製造物責任における懲罰的損害賠償額を認定するさいに、不法行為者が積極的に公的機関の調査に協力した否かを考慮要素とされたのである。

【２】は、原告が懲罰的損害賠償を請求していないにもかかわらず人民法院が裁量権をもって命じたことが特徴的である。そこでは、社会公共の利益が侵害されたことに配慮された。本件では、懲罰的損害賠償を製造者に課した理由について、製造者が欠陥製品を製造したこと、欠陥の存在を明らかに知りながらなお消費者に提供したこと、これによって被害者を死亡させたことに、社会公共の利益を保護するためにという四つのことが明示されている。

懲罰的損害賠償額の範囲について、人民法院は裁量権をもって、実際の損害額と相当額或いはそれの2倍とするではなく、実際の損害額に対する75％と認定した。さらに、本件人民法院は、賠償額を原告に支払わせるために、被告に対して、損害賠償と懲罰的損害賠償を迅速かつ十分な賠償金を原告に支払わなければ、支払うべき懲罰的損害賠償額を2倍とするという心理的圧力をかけていることも明示している。

以上のことからすると、本件は、明らかに条文と異なる解釈をしていると指摘できる。そのうえで、懲罰的損害賠償を実現するために、人民法院は被告に直接金銭による心理的圧力をかけることができる。当該実態の運用を見れば、懲罰的損害賠償の請求主体は私人である被害者、消費者、被権利侵害者に限定することを解さなくなると看取できる。このような条文を越えて、社会公共の利益を保護するために懲罰的損害賠償を認める人民法院の姿勢を、筆者は基本的には賛成できない。社会公共の利益とは何か、それをどのような法的論理により侵害された場合にそのような結論に到達したのかについても、法的安定性の確保のため、今後具体的に明らかにしていくべきである。

否定例【３】は、肯定例【２】の事実内容と類似するが、被告に「明らかに知りながら」の不存在を理由として、懲罰的損害賠償を否定したのである。本件では、製造者に主観的「明らかに知りながら」に関する立証責任を原告に課したことが明確に示されている。このような立証責任を消費者に課すことは、消費者による懲罰的損害賠償制度の利用へ阻害になる恐れがある。なぜならば、主観的「明らかに知りながら」が当該製造者・販売者にしか知り得ない心理的な事柄であり、消費者に立証責任を課すのは不可能に近い困難を強いるものであるからである。

以上では、製造物責任における懲罰的損害賠償制度の運用実態を分析した。その結果、また、不法行為責任法47条が存在しているとはいえ、懲罰的賠償額の算定方法が設けられてい

ないため、実態としては消費者法が活用されることがあることがわかった。ただし、製造物責任における懲罰的損害賠償が認められるケースがまだまだ少ない。これは、適用要件の厳格化とそれの立証の困難さから由来していると思われる。それゆえ、今後も動向を注視していきたい。

第２節　欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償

第２章で概観したように、不法行為責任法 47 条では懲罰的損害賠償額の算定方法を設けていなかったが、消費者法 55 条 2 項では算定方法が明確化され、さらに商品価格の 3 倍に増額もされている。これは立法者が、訴訟提起を促進しようとしたものだった。

しかし、実態をみると、消費者法 55 条 2 項における懲罰的損害賠償が認められるケースも少ない。以下では、欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償が扱われた裁判例を考察することにより、訴訟提起が困難である状況とその理由の解明を試みたい。

１　肯定例

【１】懲罰的損害賠償額の算定方法について言及されなかった裁判例

原告：死亡者Cの妻及びその4人の子供（成年の１人と未成年の子供3人）Ｘら

被告：欠陥製品の販売者Ｙ

【事実の概要】

2011年10月7日に、被害者Ｃ（買主）は2750元でＹが販売する本件ポータブルリフト（以下、「甲」という）を購入した。しかし、同月9日、被害者Ｃは建築現場（建物の4階）で甲を作動する際に、引き締めすぎたせいで甲のワイヤロープが断裂した。これにより、Ｃは甲とともに4階から落下し、死亡した。

同年、Cの遺族であるＸらは、製品の欠陥を知りながらなお販売し、それによってCを死亡させたことを理由に、Ｙに対して損害賠償を求めて訴訟を提起した。

2012年1月5日、一審人民法院は、湖南省天罡司法鑑定センターに本件甲の製品の品質、及び甲の欠陥とCの死亡との間の因果関係の有無を鑑定するよう依頼した。鑑定結果は以下のとおりである。すなわち、甲の使用説明書に記載された産品商標名・製造者名等が偽名であり、甲は販売禁止の偽造物である。また、Cがシートベルトをしなかったことによって、本件死亡事故を起こした原因の一つである。そして、甲の製造者とCには本件死亡事故が起きたことについて同程度寄与している、と司法鑑定センターは判断した。

なお、一審審理中に、吉首市人民検察院検察院は訴訟提起を支持して、職員を派遣し、訴訟に参加した。

＜Ｘらの請求＞Ｙに対して、①死亡賠償金37.69万元、②被扶養者の生活費13.44万元、③葬儀費2万元、④懲罰的損害賠償金2.75万元（甲の価格2750元×10倍＝2.75万元）、⑤精神的損害賠償金3万元の合計58.88万元を求める。

＜Ｙの抗弁＞死亡検定書がないため、Cの死亡原因と本件事故との因果関係が不存在。ま

た、Cはシートベルトを着用しなかったために本件死亡事件を発生させた。よって、Yは損害賠償責任を負わず、Xらの請求を棄却すべき。

【一審】（湖南省吉首市人民法院（2011）吉民初字第753号　判決年月日不明）

不法行為責任法6条1項[368]、15条1項6号[369]、16条[370]、18条[371]、42条[372]、47条および最高人民法院「人身損害賠償事件の審理に適用する法律の若干の問題に関する解釈」27条と28条[373]に従い、YはXらに対して、①死亡賠償金37.69万元、②被扶養者の生活費6.71万元、③葬儀費1.46万元、④懲罰的損害賠償金2万元、⑤精神的損害賠償金3万元の合計50.87万元を払え。

【判決理由】

本件は、欠陥製品販売者責任に関する紛争である。製造物における販売者責任とは、販売者の故意または過失により製造物に欠陥を生じさせ、それによって他人に損害をもたらした場合、或いは販売者が欠陥製造物の製造者及び欠陥製造物の供給者を示すことができない場合に、販売者が不法行為責任を負うものである。

---

368 不法行為責任法6条1項は、「不法行為者は故意または過失により、他人の民事権利利益を侵害した場合、不法行為責任を負う。」と規定する。

369 不法行為責任法15条は、「不法行為責任を負う方式は以下のとおりである。（1）侵害停止（2）妨害除去（3）危険除去（4）財産返還（5）現状の回復（6）損失賠償（7）謝罪（8）影響除去・名誉回復。上記の不法行為責任を負う方式は単独又は併用して適用することができる。」と規定する。

370 不法行為責任法16条は、「不法行為により他人に人身損害を生じさせた場合、治療およびリハビリテーションのために支出した医療費、看護費、交通費など合理的な費用、および欠勤による減少した収入を賠償しなければならない。障害が生じた場合、さらに障害生活の補助器具費用および障害賠償金を賠償しなければならない。死亡が生じた場合、さらに葬儀費並びに死亡賠償金を賠償しなければならない。」と規定する。

371 不法行為責任法18条は、「被害者が死亡した場合、近親者は加害者に対して不法行為責任を請求する権利を有する。被害者が事業に当たる場合、当該事業の分離ないし合併、事業承継者は加害者に対して不法行為責任を請求する権利を有する。被害者が死亡した場合、医療費、葬儀費、など合理的な費用を支払った者は加害者に費用を請求する権利を有し、但し、不法行為者はそれらの費用を支出した場合は除く。」と規定する。

372 不法行為責任法42条は、「販売者の故意または過失により製品に欠陥を生じさせた、他人に損害をもたらした場合、販売者は不法行為責任を負う。販売者は欠陥製品の製造者や供給者を明示することができない場合、販売者は不法行為責任を負う。」と規定する。

373 2004年5月1日から施行された最高人民法院の「関於審理人身損害賠償案件適用法律若干問題的解釈」（法釈（2003）20号）27条は、「葬儀費は訴訟を受理した法院所在地の前年度の労働平均月給に基づき、6ヶ月分で計算する。」と規定する。同司法解釈28条は、「被扶養者の生活費は、扶養者が喪失した労働力の程度に基づき、訴訟を受理した法院所在地の前年度の都市部住民一人あたり消費支出および農村部住民一人あたり年間生活支出に基づいて計算する。被扶養者が未成年者の場合、満18歳まで計算する。被扶養者に労働能力がなくかつその他に生活資金を確保できない場合、20年で計算する。但し、満60歳以上の場合、年齢が1歳増加する毎に1年減少する。満75歳以上の場合、5年で計算する。」と規定する。（本稿では、「人身損害に関する司法解釈」という。）

湖南省天罡司法検定センターの鑑定結果を採用する。Ｙの販売した甲が販売禁止の偽造物であるため、不合格品であり、欠陥製品である。甲の欠陥の存在によって、本件死亡事故が生じ、Cが死亡させられた。そのため、甲の欠陥の存在とCの死亡には因果関係がある。また、Ｙは欠陥製品の製造者や供給者を明示することができなかったため、不法行為責任を負うべきであり、Ｘらの請求を認容する。

懲罰的損害賠償について、関連する法律が明確な算定方法を設けていない。しかしながら、公民の人身および財産の安全を保護するために、2 万元とする。

これに対して、Ｙが不服として、上訴した。

＜Ｙの上訴＞一審の認定した事実や賠償額は誤っている。

＜Ｘらの抗弁＞一審の認定した事実に誤りはない。

【二審】（湖南省湘西土家族苗族自治州中級人民法院（2012）州民一終字第220号　2012年10月16日）

一審判決の一部を変更する。民事訴訟法153条1項2号、不法行為責任法47条および人身損害賠償に関する司法解釈2条2項[374]などに従い、ＹはＸらに対して、死亡賠償金、被扶養者生活費、懲罰的損害賠償金および精神的損害賠償金、合計40万元を払え。

【判決理由】

一審の認定した事実を維持する。製品の販売者であるＹが無過失責任を負うべきである。しかし、Cが安全用シートベルトを着用しなかったことは、重大な過失といえる。人身損害賠償に関する司法解釈2条2項によれば、被害者に重大な過失がある場合に、加害者の損害賠償責任を軽減することができるとされている。それゆえに、Ｙの損害賠償責任を軽減すべきである。一審の欠陥製造物販売責任の全てをＹに負わせたという判断は妥当ではない。したがって、本件における実際の情況に基づいて、Ｙが主たる損賠賠償責任を負うとし、その割合を80％とする。Ａが20％の責任を負うべきである。

以上より、一審の死亡賠償金、葬式費、懲罰的損害賠償、精神的損害賠償を合計50.87万元とした判断を40万元に減額する。

【２】懲罰的損害賠償額の算定方法について言及されなかった裁判例

原告：死亡者Ａの両親Ｘ

被告：欠陥製品の販売者Ｙ

【事実の概要】

2011 年 11 月 26 日に、Ｘ はＹが経営する商店で給湯器を 1900 元で購入した。しかし、2014 年 12 月 21 日に、Ｘの子Ｂ（未成年者）がシャワーを浴びる際に、感電によって死亡した。

---

[374] 人身損害賠償に関する司法解釈 2 条 2 項は、「民法通則第 106 条 3 項の規定を適用して賠償義務者の賠償責任を確定する際に、被害者に重大な過失がある場合、賠償義務者の賠償責任を軽減することができる。」と規定する。

2015 年 3 月 10 日つきの司法解剖報告によれば、B の死亡原因は本件給湯器によるものである感電死亡である。

X は、Y が欠陥製品であることを知りながら販売したとして、Y に対して、①死亡賠償金 50.43 万元、②葬式費用 1 万元、③精神的損害賠償 5 万元、および④懲罰的損害賠償などを求め、訴訟を提起した。

【一審】（重慶市渝北人民法院（2015）渝北法民初字第 01130 号　2015 年 6 月 12 日判決）

不法行為責任 47 条、消費者法 55 条 2 項などに従い、Y は X に対して、損害賠償額 59.98 万元とし、懲罰的損害賠償額 5 万元として賠償せよ。その他の X の請求を認めない。

【判決理由】

懲罰的損害賠償は、製品の欠陥の存在を明らかに知りながらなお製造・販売を継続し、他人を死亡させ、或いは健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求することができる制度である。欠陥とは、製品に他人の生命と身体、および財産安全に損害を生じさせる不合理的な危険が存在することである。本件において、Y は本件給湯器の商標標識と証明書、および製造者が誰かを立証することができなかった。それゆえに、本件給湯器は欠陥製品である。販売者としての Y は商標標識のない商品を販売した「明らかに知りながら」が存在するとみなされる。したがって、Y は懲罰的損害賠償責任を負うべきである。懲罰的損害賠償額について、本件の具体的事情に応じて 5 万元と認定する。

これに対して、Y は不服として、上訴した。

＜Y の上訴＞一審判決を破毀する。懲罰的損害賠償を認定した一審の判断が誤っている。

【二審】（重慶市第一中級人民法院（2015）渝一中法民終字第 04518 号　2015 年 10 月 16 日判決）

Y の上訴を却下する。

【判決理由】一審の判断を維持する。

２　否定例

【３】販売者に「明らかに知りながら」の不存在による否定された裁判例[375]

原告：被害者 X

被告：爆竹の販売者（経営者）Y ら

【事実の概要】

2019 年 1 月 31 日、訴外 B は Y らの経営する商店で爆竹を購入した。しかし、当日、X は本件爆竹を打ち上げるさいに、爆竹の爆発事故が生じ、眼に負傷した。同年 9 月 4 日に、司法鑑定センターは X の負傷した眼の障害を鑑定し、左目が失明 4 級、眼の障害等級を 8 級と認定した。また、同年 12 月 18 日に、当該司法鑑定センターは、X の眼の治療にかかる

375 「邱某 1、陶能芝産品銷售者責任糾紛二審民事判決書」、岳陽市中級人民法院（2020）湘 06 民終 2560 号、判決年月日 2020 年 9 月 27 日、出典：無訟。

治療費や後遺障害による損害額などについて、鑑定した。

そこで、X は、Y らは本件爆竹が欠陥製品であることを知りながらなお販売したことを理由として、Y らに対して①人身損害 32.39 万元、②懲罰的損害賠償額 30.29 万元を求めて訴訟を提起した。

＜Y らの抗弁＞X は本件爆竹を購入する消費者ではなく、X の誤操作によって本件事故を起こした。仮に本件爆竹に欠陥があったとしても、あくまで製造者が責任を負うべきであって、販売者に責任がない。

【一審】(湖南省平江県人民法院　(2020) 湘 0626 民初 873 号　2020 年 6 月 12 日判決)

不法行為責任 2 条、43 条などに従い、Y らは X に対して、精神的損害賠償 6000 元、損害賠償 23.25 万元を賠償せよ。なお、すでに支払った部分と相殺する。懲罰的損害賠償を認めない。

【判断理由】

製造物責任は無過失責任であり、製品に他人の生命・身体・財産に損害を生じさせる不合理的な危険が存在した場合だけで、当該製品は欠陥製品であると認めるべきである。本件において、事故の発生状況および日常生活上の経験から考えれば、本件爆竹は欠陥製品であると認定する。

Y らは製品の供給者を立証することができたが、Y らの爆竹における販売許可証はすでに期限が切れていた。このことから、Y らは違法販売を行っただけではなく、欠陥製品を販売したといえる。それゆえ、不法行為責任を負うべきである。

懲罰的損害賠償について、X は Y らが「製品の欠陥の存在を明らかに知りながら販売した」と立証することできなかった。よって、懲罰的損害賠償を認めない。

これに対して、X は不服として、上訴した。

＜X の上訴＞一審は懲罰的損害賠償を容認しなったことは、法の適用に誤っている。

【二審】(岳陽市中級人民法院　(2020) 湘 06 民終 2560 号　2020 年 9 月 27 日判決)

一審判決を破毀する。

Y らは X に対して、精神的損害賠償 6000 元、損害賠償 18.11 万元を払え（なお、すでに支払った部分と相殺する)。懲罰的損害賠償を認めない。

【判断理由】

Y らに製品の欠陥の存在を明らかに知りながら販売したという証拠がない。懲罰的損害賠償を認めなかった一審の判断が妥当である。

3　運用実態の分析

（1）各判決の分析

肯定例【1】は、不法行為責任法 47 条に基づいて、欠陥製造販売者責任における懲罰的損害賠償を認めた終審判決の唯一の裁判例である。本件で、人民法院が当該製品を欠陥製品と判断した理由は、国家機関における司法鑑定所の鑑定結果であった。人民法院はそれを採

用した形で、懲罰的損害賠償を認めたのである。

しかしながら、本件は、欠陥製品の販売者が主観的「明らかに知りながら」の有無について、明確に論じなかった。欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償の適用要件には、「明らかに知りながら」が必要とされるかいなかについて、不明である。

懲罰的損害賠償額について、一審は不法行為責任法 47 条が算定方法を定めなかったゆえに、公民の人身および財産の安全を保護するために 2 万元と認定した。このように、懲罰的損害賠償額の算定方法について、何を算定基準とし、どのように算出したか不明である。これに対して、二審判決は、Y に課す懲罰的損害賠償額について、被害者 X の過失を考慮している。つまり、一審の認定した不明確な懲罰的損害賠償額をふまえて、過失相殺により減額されているのである。

しかし、懲罰的損害賠償の制度趣旨が加害行為の抑止にあることに鑑みれば、このような認定方法には疑問がある。一般的に、過失相殺による填補的損害賠償額の減額は損害の公平な分担にあるところ、それは懲罰的損害賠償による懲罰には妥当しないとも考えられるからである。それにもかかわらず、被害者の過失を考慮して懲罰部分の賠償額を減額することは、加害者に対する懲罰は不十分なものとなり、結果的に加害行為を懲罰・抑止するという目的達成も困難となろう。販売者が重大な損害を生じさせた場合であっても、被害者側の過失相殺により結果的に高額な懲罰的損害賠償金にならないことがありうる。このとき、加害者に対する懲罰の効果を十分に期待することはできないだろう。

肯定例【2】は、前記肯定例【1】同様に、懲罰的損害賠償の課される重要な類型である欠陥製品販売による死亡事件である。本件は【1】と同様に、欠陥製品の判断について、国家機関における司法解剖報告を採用し、本件製品が欠陥製品であると認定した。

本件は、懲罰的損害賠償の適用要件について、主観的「明らかに知りながら」を必要としている。しかし、当該主観的要件が原告によって立証されたものではなく、人民法院は販売者としての Y は商標標識のない商品を販売した事実から、その存在を推定したところが特徴である。

懲罰的損害賠償額について、消費者法 55 条 2 項を根拠条文としたが、当該条項の算定方法と賠償額の範囲を参考しなかった。そもそも、55 条 2 項には明確な算定基準と方法が定められているものの、「本件の具体的事情に応じて……」としか述べておらず、5 万元の懲罰的損害賠償額の内訳ないし算定方法は必ずしも明確ではない。本件で認定した賠償額は。認定された填補的損害賠償額 59.98 万元よりはるかに下回る金額となっており、極めて少額であると言わざるを得ない。

本件の場合において、わずか 5 万元（95 万円）の懲罰的損害賠償額は、懲罰・抑止という効果の面から鑑みれば、懲罰額として寡少なものであり、懲罰機能に値していないと考えられる。そもそも、5 万元の懲罰的損害賠償額は一体どのような判断基準に基づいて決めたものであるか不明である。さらに、このような少額の懲罰的損害賠償額を認定することは、不法行為責任法 47 条と 55 条 2 項の趣旨に乖離したもので、懲罰的損害賠償に期待された

懲罰・抑止の効果が見られないのではないかといえる。

否定例【３】は、被害者は販売者に主観的「明らかに知りながら」の存在を証明することできなかったため、懲罰的損害賠償を否定したものである。本件では、人民法院は、販売者に主観的「明らかに知りながら」の存在を原告に負わせたと明示したのである。このことは、消費者による懲罰的損害賠償制度の利用へ阻害になる懸念が生じる。なぜならば、販売者の主観的「明らかに知りながら」立証責任の負担を消費者に課すことは、消費者の負担が加重され、欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償の実効性を損なうことになりかねないからである。これは、消費者法の立法趣旨から乖離することとなっている。その消費者法の理念を軽々と無視すべきでない。したがって、個人に販売業とする販売者の主観的「明らかに知りながら」の立証を求めることは酷であるから妥当な解釈ではないと指摘することができる。

（２）全体的考察―――整理（附表３と附表４を参照）

以上のように、【１】～【３】の裁判例を対象として、各人民法院の判断を詳細に考察してきた。これらの裁判分析をふまえて、その結果は附表３（肯定例）と附表４（否定例）にしめされたようなものとなった。

さて、以下では、これらの附表を利用しながら欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償の運用実態の傾向をまとめ、最後に検討を行う。

１）全体的傾向

①肯定例（附表３）

第１に、加害者に主観的「明らかに知りながら」の存在、および被害者が死亡又は重症であるという客観的事実の存在を不可欠な要件としている。

第２に、主観的「明らかに知りながら」に関する立証責任について、統一性が見られない。そのうち、販売者が立証責任を負う裁判例は 5 件である。国家機関による鑑定結果を参考して認定された裁判例は３件である。

第３に、懲罰的損害賠償額の算定方法ないし内訳について、明確に論じない傾向がある（番号１、２、３、４、６）。つまり、統一された懲罰的損害賠償の算定方法がない。

第３に、懲罰的損害賠償額の範囲について、実損害額と懲罰的損害賠償額をそれぞれに認定されているが、ほとんどの裁判例は懲罰的賠償額が実際の損害額を越えていない。懲罰的損害賠償額が実際の損害額を越えた裁判例は２件がある（番号７、８）。最も高額な裁判例は、製造者は実損害のうち 70%を負担し、かつ懲罰的損害賠償として右負担額の２倍の賠償義務を負うものである（番号８）。

②否定例（附表４）

懲罰的損害賠償が認められない裁判例では、欠陥製品ではないこと、加害者に主観的「明らかに知りながら」の不存在又は立証できないこと、或いは因果関係の不存在のいずれかに

よって否定されている。

否定裁判例から見れば、懲罰的損害賠償を認めない要因としては、主観的「明らかに知りながら」の存在が立証されなかったことである。また、主観的「明らかに知りながら」に関する立証責任が原告側に課されている傾向にある（番号２、６、７、９、17)。

２）運用実態の特徴

以上で、欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償制度の全体的運用実態をまとめることができた。その特徴について簡単に検討しよう。

分析の結果、人民法院は懲罰的損害賠償の認否を判断するさいに、販売者の主観的「明らかに知りながら」、「死亡または健康に重大な損害」を不可欠な要件とする傾向にある。このことは、条文とおりの運用となっているといえよう。この意味では、実際の裁判運用では、条文と一致し、同様に厳格化された適用要件が求めされていることと評価することができる。

ただし、立証責任の側面から見れば、「明らかに知りながら」という主観的態様についての立証可能性が問題となる。多くの裁判例では、原告側が立証できないことを理由として、懲罰的損害賠償が認められなくなったのである。

一般的に、消費者にとって販売者の主観的態様（明らかに知りながら）を立証することは極めて困難である。本章で扱った全ての裁判例は販売者の主観的「明らかに知りながら」を認定しているが、しかし、いかなる「事実」を以てそれを認定したのかは、必ずしも明らかではない。懲罰的損害賠償を求める消費者はどのような「事実」を立証すべきであるのか、予測可能性を高めることが、懲罰的損害賠償制度の活用にとって不可欠であろう。

ところで、客観的要件としての欠陥製品の認定について、当事者ではなく、人民法院、そして国家機関が職権によって行う傾向がある。すなわち、裁判運用では、国家機関によって製造物の性質、欠陥製品であるかいなか、損害との因果関係などについての鑑定や検査が行われているのである。人民法院はその鑑定結果をふまえて、懲罰的損害賠償を認定している。しかし、これについて以下の問題が指摘されうる。すなわち、原告側が当該鑑定結果に対して異議があった場合に、国家機関以外の方法で鑑定を依頼するができないということになってしまっているのである。このような裁判運用実態は、国家による品質管理体制が整備され、国家自身に品質管理能力が備わっていなければ、その実効性が果たされない。その鑑定評価基準は、裁判規範としての役割を果たすことが期待されている限り、その前提が整備されるべきである。

最後に、欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償額の領域において、懲罰的損害賠償が認められても、その懲罰的損害賠償額は少額である。したがって、実際の裁判運用では、立法者の懲罰的損害賠償制度に対する慎重さが察知することができる。

第3節　食品安全責任における懲罰的損害賠償

食品安全法148条2項の裁判運用について、「無訟」というデータベースによれば、2020年の一年間で同条項に基づき提訴されたケースは171件であり、終審となる案件は42件である。そのうち懲罰的損害賠償が認容されたケースは8件、認められなかったケースは34件である。認容された件数を請求された全体件数に比べたら、割合は少ないと評価できよう。

第2章で述べたとおり、改正法148条2項は、規定上では懲罰的損害賠償が増額されることにより訴訟提起が促進されるようにしたものであった。しかし、上記の件数を見る限り、実際の運用ではそうなっていない。以下では、具体的に当該条文が扱われた裁判例を考察することにより、懲罰的損害賠償が認定されない理由の解明を試みたい。

1　第23号指導性案例

【1】第23号指導性案例[376]

2014年1月26日に、最高人民法院は、第2章で見てきた「知偽買偽」問題に対して、第23号指導性案例を公布した。当該指導性案例は、「知偽買偽」の行為者に消費者法上の消費者資格を与えることによって、「知偽買偽」問題に対して終止符を打った。以下、その内容を概観する。

原告：買主X

被告：売主（スーパーマーケット経営者）Y

【事実の概要】

2012年5月1日に、XはYの経営するスーパーマーケットで、ソーセージ15個を558元で購入した。そのうちの14個が賞味期限切れであった。Xは購入後、ただちに当該スーパーマーケットのインフォメーションに行って、14個のソーセージ価格の10倍に相当する賠償金を求めてYと交渉した。しかし、交渉が失敗した。

そこで、Xは訴訟を提起した。

＜Xの請求＞Yに対して、賞味期限切れた14個ソーセージ価格の10倍に相当する5586元を請求する。

＜Yの抗弁＞Xは利益を追求するために、ソーセージが賞味期限切れであることを明らかに知りながらなお購入した。それゆえに、Xは消費者資格を有していない。Xは懲罰的損害賠償を請求することができない。

【一審】（江蘇省南京市江寧区人民法院（2012）江寧開民初字第646号　2012年9月10日判決）

食品安全法旧96条2項に従い、Xの請求する懲罰的損害賠償5586元を認める。

【判断理由】

---

[376] 最高人民法院「孫銀山訴南京欧尚超市有限公司江寧店売買合同糾紛案〔法（2014）18号〕第6回指導性案例――第23号指導性案例」〔最高人民法院ウェブサイト：http://www.court.gov.cn/shenpan-xiangqing-13325.html〕（最終検索：2021年2月20日）。

消費者法 2 条によれば、取引において、個人または家庭生活上の需要を満たすために、商品を購入し若しくは使用し、或いはサービスを受けるとき、生産・経営活動或いは営業活動のためではないときは消費者だとみなされる。本件において、X と Y は本件売買契約の有効性について異議がない。このことは、X が自己のために本件商品を購入し、転売目的としていないことが明らかである。そのうえで、Y は X が転売目的で本件商品を購入したと証明しなかった。もっとも、X が Y に対して懲罰的損害賠償を請求することは権利行使である。したがって、Y は X が消費者ではないという抗弁理由が成立しない。

【最高人民法院による裁判要点】

消費者が食品安全基準に適合しない食品を購入したとき、販売者又は製造者に対して、食品安全法旧 96 条 2 項、或いはその他の法律規定に基づいて、賠償金を請求した場合、食品安全基準に適合しない食品であることを明らかに知りながらなお購入したかどうかを問わずに、人民法院はその請求を支持すべきである。

【２】財産的損害の発生を要件とした肯定例[377]

原告：買主X

被告：売主（スーパーマーケット経営）Y

【事実の概要】

2013 年 7 月 6 日、X は Y の経営するスーパーマーケットで、292 元でオリーブオイルを購入した。しかし、本件オリーブオイルが品質保証期限を超過した食品であった。そのため、X は Y と交渉したが、成功に至らなかった。

そこで、X は本件訴訟を提起した。

＜X の請求＞Y に対して、食品代金の返還、食品価格の 10 倍の懲罰的損害賠償を請求する。

＜Y の抗弁＞X は本件食品を食用しなかったため、損害は生じていない。そのために、Y は賠償責任を負わない。

【一審】（開封市龍亭区人民法院（2013）龍民初字第 593 号　2013 年 10 月 25 日判決）

製造物品質法 35 条[378]、消費者法旧 49 条、食品安全法旧 96 条 2 項に従い、Y は X に対して、代金 292 元を返還し、食品価格と相当額の 292 元を賠償せよ。

【判決理由】

本件オリーブオイルは品質保証期限切れの食品である。それゆえに、Y は X に対して、損失である本件オリーブオイル価格 292 元を返還するとともに、それと相当額の 292 元の賠償責任を負うべきである。しかし、食品安全法旧 96 条は人身・財産或いはその他の損

---

377 「李可與大商集団河南超市連鎖発展有限公司開封分店公司産品銷售者責任糾紛再審民事判決書」、河南省高級人民法院（2016）豫民再 549 号、判決年月日 2016 年 9 月 20 日、出典：無訟。

378 製造物品質法 35 条は、「販売者は国家が明文で販売禁止した製品・有効期限の切れた製品、変質した製品を販売してはならない。」と規定する。

害が生じた場合に、懲罰的損害賠償が適用されうると規定している。本件では、X は本件オリーブオイルを食用せず、生命・身体の損害およびその他の損害が生じなかった。そのため、X は食品安全法旧 96 条を適用できない。

これに対して、X は不服として、上訴した。

＜X の上訴＞一審判決は法の解釈を誤っている。

＜Y の抗弁＞一審判決が妥当である。X は人身・財産或いはその他の損害が生じなかったため、食品安全法旧 96 条を適用できない。

【二審】（開封市中級人民法院（2013）汴民終字第 1397 号　2013 年 3 月 5 日判決）

製造物品質法 35 条、消費者法旧 49 条、食品安全法旧 96 条 2 項に従い、X の請求を棄却する。

【判決理由】

X は Y の経営するスーパーマーケットで品質保証期限切れの食品を買ったが、当該食品によって生命・身体の損害、財産的損害或いはその他の損害をもたらされたことについて証明することができなかった。よって、X の請求する食品価格の 10 倍の懲罰的損害賠償を認めることができない。

これに対して、X は不服として、再審申請をした。

【再審】（開封市中級人民法院（2014）豫法立二民申字第 00495 号　2014 年 7 月 3 日判決）

X の再審を棄却する。

これに対して、X は人民検察院に対して抗訴を申立てた。人民検察院は、人民法院に再審申請をした。

【人民検察院による抗訴理由】

二審判決は法律の適用を誤っている。

そもそも、食品安全法旧 96 条はそれぞれ 1 項と 2 項に損害賠償（財産・生命・身体の損害）責任と損失の賠償（財産上の食品価格の損失賠償）責任を分けて定めている。これは、異なる被侵害利益における損害賠償責任を規定するものである。つまり、同条は異なる状況に置かれた消費者を救済するための規定である。同条 1 項は填補的損害賠償であり、同条 2 項の適用とする前提要件ではない。同条 2 項における「10 倍賠償金」の適用要件には、食品安全基準に適合しない食品を製造し、又は食品安全基準に適合しないことを明らかに知りながらなお販売したことだけである。食品安全法旧 96 条の適用要件を満たせば、消費者は製造者又は販売者に対して、損害賠償を請求することができるだけではなく、食品価格の 10 倍の懲罰的損害賠償をも請求することができる。ゆえに、同条 2 項のいう損失とは、食品価格の損失およびその他の事由によって生じた財産上の損失のことである。

【二回目の再審】（河南省高級人民法院（2016）豫民再 549 号　2016 年 9 月 20 日判決）

原再審判決は法律の適用を誤っており、判決を破毀する。食品安全法 28 条[379]、旧 96 条などに従い、Y は X に対して、食品価格 292 元を返還し、食品価格 10 倍の 2920 元を懲罰的損害賠償として、賠償せよ。

【判決理由】

Y は販売業者として、自己の販売する食品が品質保証期限を超過してはならないという責任と義務を負うべきである。当該責任と義務は食品の販売者に対する基本的な要求であり、これによって食品安全性が保障されるのである。Y は X に品質保証期限切れの食品を売ったことは、食品安全法に反している。品質保証期限切れの食品が食品安全基準に適合しないことを明らかに知りながらなお販売したと推定することができる。よって、Y は賠償責任を負うべきである。

食品安全法旧 96 条は異なる状況に置かれた消費者を救済するための規定ではない。食品安全法旧 96 条 2 項は、同条 1 項の損害賠償責任の発生を前提とする懲罰的損害賠償責任である。X は品質保証期限切れの食品を購入したことによって、X の財産的損害が生じた。しかも、Y が品質保証期限切れの食品であることを明らかに知りながらなお販売した事実が存在している。

よって、Y は X に対して、支払った食品代金の返還を損害賠償額とし、食品価格の 10 倍の懲罰的損害賠償を支払う必要がある。

2　「知偽買偽」者を排除する裁判例

【3】実際の損害を要件としない否定例

原告：買主X

被告：売主（スーパーマーケット経営者）Y

【事実の概要】

X は 2017 年 5 月 27 日、5 月 28 日、5 月 31 日、6 月 16 日、6 月 26 日、7 月 1 日、7

---

379 食品安全法 28 条は、「以下の食品の製造・販売を禁止する。（一）非食品原料を用いて製造した食品または食品添加物以外の化学物質及びその他の人体の健康に危害を及ぼす可能性のある物質を添加した食品、或いは回収した食品を原料として製造した食品：（二）病原性微生物、残留農薬、動物用薬品残留、重金属等の汚染物質及びその他の人体の健康に危害を及ぼす物質の含有量が食品安全基準の制限量を超過している食品：（三）栄養成分が食品安全基準を満たしていない、乳幼児及びその他の特定な人々に対して専門的に供給される主食・補助食品：（四）腐敗変質した食品、油脂が酸化した食品、カビが生え、虫がついた食品、汚れて不潔な食品、異物が混入した食品、不純物が混ざったまたは感覚的に異常と思われる食品：（五）病死、毒死または死因が不明な家禽、家畜、獣類、水産物の肉類及びその製品：（六）動物衛生監督機関の検疫を受けていないまたは検疫で不合格となった肉類、或いは検査を受けていないか検査で不合格となった肉類製品：（七）包装資材、容器、輸送器具等により汚染された食品：（八）品質保証期限を超過している食品：（九）ラベルのない包装済み食品：（十）国家が疾病防止等の特殊な必要性から製造・販売を禁止した食品：(十一)その他の食品安全基準に適合しない食品」と規定する。現行法 34 条と変更された。

月 17 日合計 7 回に渡って、Y の経営するスーパーマーケットで、ロシア産の干しナマコを 116.48 万元で購入した。しかし、本件干しナマコの包装には、中国語表示のラベルがない。

そこで、X は本件訴訟を提起した。

＜X の請求＞Y に対して、①食品代金 116.48 万元の返還、②食品価格 10 倍の 1164.8 万元を懲罰的損害賠償として、請求する。

＜Y の抗弁＞X は「知偽買偽」者であり、消費者資格を有しないため、食品安全法を適用することができない。

【一審】（哈爾浜市中級人民法院（2017）黒 01 民初 497 号　判決年月日不明）

食品安全法 26 条[380]、67 条[381]、97 条[382]、148 条 2 項に従い、Y は X に対して、食品代金 116.48 万元を返還せよ。X は Y に対して、本件干しナマコを返還する。X のその他の請求を棄却する。

【判決理由】

Y は X が「知偽買偽」者であり、消費者ではないと主張したが、それの証明責任を果たしていない。それゆえに、X は消費者ではないとの主張を認めない。

X は初回に本件干しナマコを購入するさいに、当該食品の包装には中国語表示のラベルがないことを知り得たはずである。それにもかかわらず、X は 7 回に渡って購入し続けていた。したがって、中国語表示のラベルがないことが、X に誤認識を生じさせたとは認め

---

[380] 食品安全法 26 条は、「食品安全基準には下記の内容を含むべき。（一）食品、食品添加物、食品関連製品中の病原性微生物、残留農薬、残留動物用薬品、生物毒素、重金属等の汚染物質及びその他の人体の健康に危害を及ぼす物質の量的制限の規定（二）食品添加物の種類、使用範囲、使用量（三）乳幼児及びその他の特定グループに主に供給される主食品・補助食品の栄養成分に関する要（四）衛生、栄養等の食品安全に関連するラベル、表示、説明書に対する要件（五）食品の製造・販売過程における衛生面の要件（六）食品の安全に関連する品質上の要件（七）食品の安全に関連する食品検査の方法と規程（八）その他の食品安全基準として制定する必要のある内容」と規定する。

[381] 食品安全法 67 条は、「包装済み食品の包装には、ラベルが付けられていなければならない。ラベルには下記の事項が明記されていなければならない。（一）名称、規格、正味含有量、製造日、（二）成分または配合表、（三）製造者の名称、所在地、連絡先（四）品質保証期限（五）製品の基準コード、（六）貯蔵条件、（七）使用した食品添加物の国家基準における通用名称、（八）製造許可番号、（九）法律、法規または食品。安全基準に明記することが規定されているその他の事項。乳幼児及びその他の特定グループに専門的に供給する主食・補助食品は、そのラベルにさらに主要な栄養成分及びその含有量を明記しなければならない。食品安全国家基準がラベル表示事項について別途の規定を設けている場合には、その規定に従う。」と規定する。

[382] 食品安全法 97 条は、「包装済み食品、食品添加物を輸入する場合、中国語のラベルがなければならない。法に基づいて説明書を付する場合には、中国語の説明書を要する。ラベル、説明書は、本法及び我が国のその他の関連法律、行政法規の規定及び食品安全国家基準の要件に適合すると共に、食品の原産地及び国内代理店の名称、所在地、連絡先が明記されていなければならない。包装済み食品に中国語のラベル、中国語の説明書がない場合、またはラベル及び説明書が本条の規定に適合しない場合、輸入することができない。」と規定する。

られない。また、Xは本件干しナマコが食品安全基準に適合しない証拠を提出しなかった。よって、Xの請求する懲罰的損害賠償を認められない。

これに対して、Xは不服として、上訴した。

＜Xの上訴＞第23号指導性案例は、消費者が懲罰的損害賠償を請求するさいに、損害の発生を要件としないことを明確に示している。原判決は食品安全法148条2項の解釈に誤っている。そのため、原判決を破毀すべきである。

【二審】（黒竜江省高級人民法院（2019）黒民終14号　2019年3月21日判決）

食品安全法97条・148条などに従い、原判決を維持する。

【判決理由】

食品安全法148条は、消費者の実際の損害の発生を要件としている。Xは自己に損害が発生したことを立証できなかった。一審は本件干しナマコの包装には中国語表示のラベルがないため、違法行為であると認定し、その懲罰のためXに対して食品代金を返還するようとYに命じた。それゆえに、Xの請求する懲罰的損害賠償は法的根拠がなく、民事損害賠償の基本原則にも反しているため、到底認められない。

これに対して、Xは再審申請をした。

＜Xの再審＞本件干しナマコは輸入品であり、中国表示のラベルがないことは食品安全基準に適合しないものとなる。また、食品薬品に関する規定15条によれば、消費者に実際の損害の発生は要件とされない。

【再審】（最高人民法院　（2019）最高法民申4349号　2019年10月29日判決）

食品安全法148条・150条[383]などに従い、Xの再審請求を却下する。

【裁判理由】

食品安全法 148 条によれば、懲罰的損害賠償の適用は、食品安全基準に適合しない食品

[383] 食品安全法150条は、「本法のいう用語の意味について、以下の通りである。食品：人の食用または飲用に提供される完成品または原料及び伝統的に食品であり薬品でもある漢方薬を指す。但し、治療を目的とする物品は含まない。食品安全：食品が無毒、無害で、しかるべき栄養の要件を満たし、人体の健康にいかなる急性、亜急性又は慢性の危害を引き起こさない食品であることを指す。包装済み食品：予め定量包装された、又は包装資材、容器中で製造された食品を指す。食品添加物：食品の品質や色、香り、味を改善し、防腐、鮮度維持及び加工工程における必要性から食品中に添加される人工的に合成された物質、又は天然の物質を指し、これには栄養強化剤も含まれる。食品に用いる包装資材及び容器：食品または食品添加物を包装し、盛り付けるために用いる紙・竹・木・金属・ホーロー・セラミック・プラスチック・ゴム・天然繊維・化学繊維・ガラス等の製品及び直接食品又は食品添加物に接触する塗料を指す。食品の製造・販売に用いる器具、設備：食品または食品添加物の製造・販売、使用の過程で直接食品または食品添加物に接触する機械・パイプ・ベルトコンベア・容器・用具・食器等を指す。食品に用いる洗浄剤、消毒剤：食品・食器・飲用食器及び直に食品に接触する器具、設備または食品包装資材及び容器の洗浄または消毒に直に用いる物質を指す。品質保証期限食品のラベルに表示された保存条件下で品質が保持される期間を指す。食源性疾病：食品中の病原性要素が人体に入って引き起こされる感染性、中毒性等の疾病を指し、これには食物中毒も含まれる。食品安全事故：食源性疾病、食品汚染等の食品に由来し、人体の健康に危害を及ぼす、若しくは危害を及ぼす可能性のある事故を指す。」と規定する。

を製造し、または食品安全基準に適合しない食品であることを明らかに知りながらなお販売したことを要件としている。消費者が当該食品を食用し、生命・身体の損害を被ったことは要件としていない。二審は、Xが自己に損害が発生したことを立証できなかったことを理由として、懲罰的損害賠償を否定したが、これは法の解釈を誤っており、妥当ではない。

一方、Yが食品安全基準に適合しない食品を製造し、または食品安全基準に適合しない食品であることを明らかに知りながらなお販売したか否かについては、重要な判断要素とすべきである。食品安全法148条2項と同法150条によれば、食品安全とは、食品が無毒無害で、しかるべき栄養の要件を満たし、人体の健康にいかなる急性、亜急性又は慢性の危害を引き起こさない食品であることを指す。本件において、Yは自己の販売するロシア産干しナマコに関する販売許可証・関税・検疫証明などの証明書を提示した。これらの証明書は、本件干しナマコが有毒有害物ではないことなどを証明している。これに対して、Xは本件干しナマコが有毒有害物であることおよび、人体の健康に急性・亜急性又は慢性の危害を引き起す食品であることを立証できなかった。それゆえに、Xの請求する懲罰的損害賠償を認められない。

3　各裁判例の分析

（1）各裁判例の分析

【1】の第23号指導性案例は、次のような法的意義がある。

第1は、「知偽買偽」者を消費者法上の消費者と解し、食品安全法だけではなく、消費者法における懲罰的損害賠償の適用を排除しなかった。これによって、従来の「知偽買偽」者を排除した裁判実務の立場を統一させることになった。要するに、本指導性案例は、「知偽買偽」者が消費者法と食品安全法における懲罰的損害賠償を適用することができると明示したのである。この点は、本指導性案例の最も重要な法的意義である。

第2として、その一方で、販売者に主観的「明らかに知りながら」の存否について明確に言及されなかった。しかし、人民法院の認定した「スーパーマーケットを経営するYは食品安全基準に適合しない食品を販売した」という事実から考えれば、Yは販売者として負うべき法定義務に反したと認められている意味合いが包摂されていると理解される。というのは、スーパーマーケットを経営する販売者は、食品安全に適合しない食品の品質管理又は食品安全を保障する法定義務を負うべきであるものの、食品安全に適合しない食品を販売したことによって、法定義務に違反したこととなる。Yの法定義務違反したことによって、Yの「明らかに知りながら」の存在があったとみなされているのである。それゆえに、懲罰的損害賠償が認められているのである。要するに、本件は、「明らかに知りながら」の存在を故意または過失と同視したとともに、客観的事実をもって「明らかに知りながら」の存在を推定し、これによって懲罰的損害賠償の適用を認めたという論理である。

他方で、本件は、「明らかに知りながら」を故意または過失と同視したが、故意または

過失のいずれかについて論じなかった。つまり、販売者は法定義務違反があったとき、それが故意によるものか、食品品質の管理ミスや従業員の過失によるものかを区別せずに、懲罰的損害賠償責任を負うことになったのである。そうすると、本件は、法定義務違反による懲罰的損害賠償責任は不法行為による損害賠償責任と同様な帰責事由を求めていることとなっていることを示している。

第3は、食品安全責任における懲罰的損害賠償の適用には、実際の損害の発生を要件としなかった。この点は、生命・身体の損害の発生を要件としない多数説と一致していることが明白である。

【2】は、生命・身体の損害の発生を食品安全責任における懲罰的損害賠償の要件としなかったが、財産的損害の発生を要件とした裁判例である。ここでは、財産的損害とは、食品価格の損失を指している。

もっとも、人民検察院による抗訴意見によれば、食品安全法旧96条1項は財産・生命・身体の損害に対する填補的損害賠償である。同条2項の適用は同条1項における損害の発生を要件としないとしている。これに対して、本件は、人民検察院の意見を採用せず、食品安全法旧96条2項は、同条1項における財産的損害の発生を要件としていた。このような異なる見解が生じた原因は、第2章で概観したように、同条1項は契約責任による填補的損害賠償、2項は不法行為による懲罰的損害賠償であるという学界の異なる議論から生まれたものである。要するに、同条の適用には、1項の損害の発生を要件とするところである。結局、学界での議論は、実際の裁判運用では継続していることである。

また本件は、食品安全責任における懲罰的損害賠償の適用に販売者の主観的「明らかに知りながら」を要件とした。しかしながら、販売者の主観的「明らかに知りながら」の存在については、原告によって証明されたものではなく、人民法院の推定である。つまり、スーパーマーケットの経営者としての販売者は、自己の販売するものが品質保証期限を超過したことに対して、当然知り得るはずである。この客観的事実をもって主観的「明らかに知りながら」の存在を推定したものであると理解することができる。人民法院は、この推定をもって販売者に主観的「明らかに知りながら」の存在を認め、懲罰的損害賠償を認容した。

【3】の否定例は、消費者は本件食品が食品安全基準に適合しないことを証明できないことを理由として、懲罰的損害賠償を否定した最高人民法院の判決である。本件では、食品安全責任における懲罰的損害賠償の適用には、食品安全であるかいなかを要件としている。すなわち、無毒無害、しかるべき栄養を欠け、人体の健康にいかなる急性・亜急性又は慢性の危害を引き起こす食品である場合に、懲罰的損害賠償が認められるのである。また、当該食品安全性についての立証責任を消費者に課したのである。

（2）全体的考察―――整理（附表5と附表6を参照）

以上のように、【1】～【3】の裁判例を対象として、各人民法院の判断を詳細に考察し

てきた。これらの裁判分析をふまえて、その結果は附表５（肯定例）と附表６（否定例）に示されたようなものとなった。

さて、以下では、この附表を利用しながら運用実態の傾向をまとめ、最後に検討を行う。

１）全体的傾向

第１に、第 23 号指導性案例をふまえた裁判例は６件であった（附表５の番号２、３、４、５、６、７）。

しかしながら、消費者は「知偽買偽」者であることを理由として、懲罰的損害賠償が認められない裁判例も多く存在している（附表６の番号１、２、３、４、５、６、７、８、10、11）。これらの裁判例は第 23 号指導性案例が示した「知偽買偽」者を排除しないと異なっている判断である。

第２に、適用要件について、統一性が見られない。

まず、食品安全法 148 条２項は「生命・身体の損害」の発生を要件していない。実際の裁判運用では、「生命・身体の損害」の発生を要件とする裁判例は５件である（附表６の番号５、６、20、21、22）。

次に、販売者の主観的「明らかに知りながら」を要件としている裁判例は８件である（附表５の番号４、７、８。附表６の番号５、12、13、24）。

そして、消費者は「知偽買偽」者であり、「明らかに知りながら」および「生命・身体の損害」の発生を同時に要件とする裁判例も存在する（附表６の番号５）。

第３に、食品は食品安全基準に適合するか否かについて、国家機関による鑑定結果に基づいて判断されている、と人民法院が自ら判断するに分かれている。

第４に、立証責任について、統一性が見られない。

25 件の否定裁判例では、買主が損害の発生に関する立証責任を負う裁判例は２件である（附表６の番号５、６）。買主が食品安全基準に適合しない食品であるについての立証責任を負う裁判例は８件である（附表６の番号９、10、11、14、16、18、19、23）。

２）運用実態の特徴

食品安全責任における懲罰的損害賠償制度の全体的運用実態を概観した結果、次のようにいえる。

まず、人民法院は当該制度を認定するさいに、主観的「明らかに知りながら」と「生命・身体の損害の発生」を要件とする志向が強い。これらの要件について、消費者が立証責任を負うこととなっている裁判例が多く存在している。このことは、食品安全責任における懲罰的損害賠償の適用の可能性を狭めることとなる。これは、損害の発生を要件としなかった多数説と第 23 号指導性案例の考え方とは異なっている。

また、消費者は「知偽買偽」者であるかいなかを重要な判断要素とする傾向にあることが明らかである。このことは上記した厳格化された適用要件にさらなる懲罰的損害賠償の適用困難とさせる要因となる。これは、第 23 号指導制案例とは異なっている。

以上のことから、多数説と第 23 号指導性案例は、一度従来の「知偽買偽」者を排除し

た裁判実務の立場が統一させることとなった。しかしながら、近年では、実際の裁判運用からすると、再び「知偽買偽」者を排除した実態になっている。このように、「知偽買偽」者を排除する運用は、懲罰的損害賠償の適用を阻害することにつながる。なぜならば、事実上、「知偽買偽」者を懲罰的損害賠償の適用から排除するのであれば、食品安全基準に適合しない食品であることを明らかに知りながらなお製造・販売する者の正当性を認容することとなるからである。しかも、消費者は何度か食品安全基準に適合しない食品を購入する可能性が十分あり得る。これによって、懲罰的損害賠償から排除してしまうと、当該制度の目的から離れることとなり、懲罰機能の実現ができなくなる恐れが生じうる。

4　いわゆる「公益訴訟」の転用

近年において、食品安全責任における懲罰的損害賠償がいわゆる「公益訴訟」で適用が拡大されている傾向にある。なぜなら、2017年の民事訴訟法改正によって人民検察院による「公益訴訟」[384]（本稿では、いわゆる「公益訴訟」という。）の提起が認められたからである。対応させるために、2018年の「最高人民法院と最高人民検察院による検察公益訴訟事件に適用される法律の若干問題に関する解釈」[385]（以下では、検察公益訴訟に関する司法解釈という。）において、人民検察院は食品・薬品における安全上の問題で多数の消費者の合法的な権利利益が侵害された社会公共の利益に損害が及ぶ行為が発生したことに対して、いわゆる「公益訴訟」の原告適格を認めたからである。

以下では、一例を取り上げて紹介し、そして附表7に照らし合わせて検討する。

【1】「刑事附帯民事公益訴訟」[386]

---

[384] 民事訴訟法55条は、「環境汚染、多数の消費者の合法的な権利利益の侵害等の社会公共利益を侵害する行為に対しては、法律が規定する機関及び関係組織は人民法院に訴訟を提起することができる。人民検察院は、職務を行使する際に生態環境及び資源の保護を破壊し、食品薬品安全の分野において多数の消費者の合法的な権利利益およびその他の社会公共利益を侵害する行為を発見した場合に、前項に規定する機関と組織が存在しないとき、またはそれらが訴訟を提起しないときは、人民法院に対して訴訟を提起することができる。前項に規定する機関や組織が訴訟を提起した場合は、人民検察院がその訴訟提起を支持することができる」と規定する。なお、「公益訴訟」については、高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成・前掲注（）301～303頁を参照されたい。

[385] 最高人民法院・最高人民検察院「検察公益訴訟事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」2018年2月23日に公布、2020年12月28日に改正、2021年1月1日より施行される。同司法解釈20条は、「人民検察院は、生態環境と資源保護を破壊および食品薬品安全領域における多数の消費者の合法的な権利利益などの社会公共利益を侵害する犯罪行為に対して、刑事事件として提訴するときに、人民法院へ民事公益訴訟を提起することができ、当該人民法院が同時に刑事と民事訴訟を審理する。人民検察院による提起された刑事附帯民事公益訴訟は、刑事訴訟を審理する人民法院の管轄下にある。」と規定する。〔https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbt/202012/t20201230_504430.shtml#1〕（最終検索：2021年2月28日）。

[386] 「胡某某、李某某銷售有毒、有害食品一審刑事判決書」、杭州市拱墅区人民法院（2019）浙0105刑初

原告：杭州市拱墅区人民検察院X

被告：販売者Y_1、販売者Y_2

【事実の概要】

2016年から2017年の間に、Y_1がY_2にダイエット製品（以下では、「甲」という。）提供していた。2017年9月26日に、Y_2の経営する商店が市場監督管理局の検査を受け、Y_2の販売する甲およびその他の栄養食品などが差押えられた。その後、甲およびその他の栄養食品などが食品薬品検査研究院のサンプリング検査を受けた。その結果、甲とその他の一部の栄養食品は不合格品であると認定された。そこで、警察は、Y_1・Y_2に「有毒有害食品生産販売罪」が成立したため、Y_2が2017年9月29日に、Y_1が2018年に3月19日を逮捕した。

また、Xは、刑事訴訟とともに、Yらが不特定の多数の消費者に健康と安全、および社会公共利益を侵害したため、相応の民事責任を負うべきとして、民事公益訴訟を提起した。

＜Xの請求＞Y_1とY_2は共に、有毒有害食品の価格10倍の懲罰的損害賠償金1.02万元を賠償せよ。また、Yらは、杭州市の市レベルの新聞メディアで公開謝罪文を載せよ。

＜Y_1の抗弁＞無罪を主張する。甲を販売するさいに、有毒有害であることを知らなかった。主観的故意が不存在である。またサンプリング検査であったため、すべての栄養食品が有毒有害であることと限らない。さらに、販売した栄養食品は200元だけであり、社会危害性は極めて小さい。

＜Y_2の抗弁＞「有毒有害食品生産販売罪」を認めるが、初犯であり、主観的悪意性や犯罪情状が深刻ではない。

【一審】（杭州市拱墅区人民法院　（2019）浙0105刑初85号　2020年2月26日判決）

民事訴訟法55条、不法行為責任法47条、食品安全法148条、食品安全刑事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈17条[387]、刑法144条[388]などに従い、Yらには、有毒有害食品生産販売罪が成立する。Y_1に対して、有期懲役７ヵ月、罰金1500元。Y_2に対して、有期懲役10ヵ月、罰金2500元。Y_1とY_2に対して、違法所得を没収（国庫へ）、差押製品を公安機関よる没収する。Yらは懲罰的損害賠償金1.02万元を負う。

【判決理由】Y_1の主観的故意の存在について。Y_1は「甲を販売するときは、有毒有害

---

85 号（判決年月日 2020 年 2 月 26 日）出典：無訟。

387 最高人民法院・最高人民検察院「食品安全刑事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」17 条は「安全基準に適合しない食品、又は有毒有害食品を製造・販売した罪を犯した場合、製造・販売額の 2 倍以上の罰金を処する。」と規定する。

388 刑法 144 条［有毒有害食品生産販売罪］は「生産・販売する食品に有毒・有害の非食品原料を混入し、又は食品に前記の物が混入されていることを知りながら販売した場合に、5 年以下の有期懲役に処され、かつ罰金が科される。人体の健康に重大な危害を及ぼしたとき、又はその他の深刻な情状があるとき、5 年以上 10 年以下の有期懲役に処され、かつ罰金が科される。人を死亡させたとき又はその他の特に深刻な情状があるとき、本法 141 条（偽薬生産販売罪）に基づいて処罰する。」と規定する。

であることを知らなかった」と主張するが、Y_1は調査と取り調べ段階において、甲の仕入先について疑いがあったがなお販売したと供述していたものの、訴訟中の供述した事実と異なっている。また、2007年からサプリメントを販売した経験、および当該栄養食品の仕入価格等に鑑みれば、Y_1は主観的故意が存在しないと主張したことを認容できない。さらに、サンプリング検査であったため、すべての栄養食品が有毒有害であることと限らないというY_1の主張について、現行関連法律の規定に一致しないため、認容できない。

Y_2が既に罪を認めていたため、軽罪として処罰する。

Y_1とY_2の共同犯罪行為について、不特定の多数の消費者に生命と健康権および社会の公共利益を侵害したため、刑事責任を負うほか、当該共同犯罪行為により生じた損失および社会に悪影響がもたらしたことに対して、民事賠償責任を求めるXの請求を認容する。

Yらは利益を追求するため、明らかに有毒有害な物質が混入された栄養食品を知りながらなお販売した。そのため、杭州市市レベルの新聞メディアで公開謝罪文を載せる（公開謝罪文の内容が法院の審査によるもの）。なお、本件の懲罰的損害賠償金は原告の人民検察院に受領を託し、その後、国庫に帰属する。

【分析】以上のように、いわゆる「公益訴訟」における懲罰的損害賠償の転用の裁判例を対象として、人民法院の判断を詳細に見てきた。以下では、この裁判分析をふまえて、附表７を利用しながら食品安全責任における懲罰的損害賠償がいわゆる公益訴訟での運用実態の傾向をまとめ、最後に検討を行う。

本件は、人民検察院が適格原告となったいわゆる「公益訴訟」である。判決文において、「懲罰的損害賠償」と明示されているが、これは懲罰的損害賠償ではなく、人民検察院が罰金を増額に利用されるものであると考える。

というのは、この訴訟形態では、私人の権利利益が侵害されたわけではなく、特定の民事主体に帰属しない「社会の公共利益」を侵害した者に対して、人民検察院は懲罰的損害賠償を求めて、刑事訴訟と同時にいわゆる「公益訴訟」も提起することができる。そして、被害者とは、財産的、生命・身体の損害が生じていないにもかかわらず、不法行為責任法47条における懲罰的損害賠償が認められている。懲罰的損害賠償金の算定方法について、食品安全法148条のいう食品価格の10倍という算定方法が利用されている。

しかしながら、このようないわゆる「公益訴訟」によって認められた懲罰的損害賠償金はこの原告に帰属とせず、その帰属が国庫である。この点に鑑みれば、懲罰的損害賠償は罰金の性質を有していると言わざるをえない。これらの裁判例では、刑事処罰、罰金および懲罰的損害賠償に関する条文が根拠法として挙げられている。

ところで、食品安全責任における懲罰的損害賠償において、懲罰的損害賠償と別に、刑事的罰金および懲役も科される可能性が生じている。そこで、「二重処罰」ないし「三重処罰」となる恐れが生じうる。

そもそも、刑事訴訟やいわゆる公益訴訟と懲罰的損害賠償との関係について、適用要件

における主観的故意（重過失の場合も含む）や損害の発生の要否、懲罰的損害賠償金と罰金の認定およびその帰属先、ならびに訴訟手続きなどといった刑事罰の構成要件と民事損害賠償の判断基準の異同の問題が生じうる。このいわゆる公益訴訟を利用した一種の「懲罰」について、どのように法的に位置づけるか。この問題について参考となるのが、不法行為責任法47条における懲罰的損害賠償制度の立法趣旨である。

そこで、国家が懲罰をする必要があるところを、第1章で概観したさまざまな理由で「懲罰権の一部」を私人に委ねるという意味が含まれていた。この立法趣旨からすると、つまり、これらの「公益訴訟」の裁判とは、私人に委ねる国家の懲罰権を、人民検察院がやはり自分たちの手で行使したものではないか。その意味で国家による私人に委ねた「懲罰権の一部」の回帰といえるのである。

ただし、筆者は、このようなやり方は安易に容認すべきではないだと考える。なぜなら、私人による法の実現、すなわち私人が法を武器として自らの権利を守り、詐欺行為などと闘うことは国家と並んで法の実現の役割を担うものとして位置付けられているからである。しかし、法を動かすのは国家としての人民検察院にその権利を戻してしまうと、法の実現のための行政上の負担を増大させるという点でも不都合が生じうる。したがって、法において、私人の積極的な参加、つまり法の中にその利用やすさという点で私人による法の積極的な運用・参加を促進するための努力が必要であろう。

第４節　まとめ

以上、本章は生命・身体の侵害における懲罰的損害賠償制度の運用実態について詳細な分析を行ってきた。

まず、不法行為責任法47条では、懲罰的損害賠償額の算定方法とその範囲について定めていないために、実際の裁判運用では、当該条文が単独として適用されることがなかった。そのために、消費者法55条2項、食品安全法148条2項とともに根拠条文として併用されている。そうすると、同条の存在意義ないし役割があるのかという疑問も生じうる。

次に、欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償が認定された裁判例では、販売者の主観的「明らかに知りながら」、被害者に「死亡又は健康に重大な損害」の発生を死活問題とし、基本的に、法規定が規定している基礎的な要件としての法定実損害を徹底したことが明らかとなった。一方、懲罰的損害賠償額の算定については、不透明だけではなく、賠償額の範囲からみれば基本的にそれほど高額と言えない。填補的損害賠償額をはるかに下回ることが明らかとなった。

このような厳格的な適用要件および少額な懲罰的損害賠償金によって、悪質な不法行為者に対する懲罰と抑止という懲罰的損害賠償本来の機能は実現できないのではないかと思われる。なぜならば、主観的「明らかに知りながら」という要件を被害者に課すことは、当該制度の懲罰機能を実現することが困難になるからである。さらに、訴訟利益の側面から考えれば、少額な懲罰的損害賠償金は被害者に対してそれほど大きなインセンティブになら

ないことも言うまでもないであろう。

最後に、食品安全責任における懲罰的損害賠償制度の運用実態について、従来の裁判運用では混乱が生じていた。このような混乱を解消するために、最高人民法院は指導性案例を公表した。そこで、明確に「知偽買偽」者は消費者であり、懲罰的損害賠償を適用することができると示されているのである。しかしながら、それ以降の裁判運用において、その混乱が終焉せずに統一されていない。なぜなら、多くの裁判例では、未だに原告は「知偽買偽」者であることを理由として懲罰的損害賠償の適用から排除しているからである。

また、多くの裁判例では、原告に生命・身体の損害の発生も証明すべき要件として課している傾向にあることが明らかとなった。このような要件によって、被害者による懲罰的損害賠償の請求から疎遠するのではないか。なぜならば、実際の損害の発生を証明するために、食品安全基準に適合しない食品を自ら食べないと、生命・身体上の損害が生じないからである。また、仮に食べたとしても、身体への危害が潜在的かつ長期的になる場合、当該損害の発生と加害行為との因果関係を証明することが極めて困難ないし不可能に近いのである。このような厳格化された適用要件を被害者に課すことは、懲罰的損害賠償が適用されにくくなるであろう。

それに、最近になって、人民検察院が食品安全責任における懲罰的損害賠償をいわゆる「公益訴訟」として提起することができるようになっている。このことは、ますます私人による懲罰的損害賠償の利用をしぼんでいく。なぜなら、人民検察院が国家公権力の代表であり、法律のプロであって、証拠や立証することを容易にでき、賠償金が国庫に帰属するからである。これに対して、私人の場合は自己が被害を受けていること、被告が「明らかに知りながら」であること、被告の侵害行為と被害との間に因果関係があることを立証しなければならないのである。

附表 3

欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償が認められた裁判例リスト
（無訟　　2015 年～2020 年）

番号	事件番号	類型（死亡型か重症型）	製造者 or 経営者（販売者）	請求内容	立証責任	実際的損害額（A）	懲罰的損害賠償額（B）	その理由付け（要件との関係）・主観的「明らかに知りながら」	実損害額＋懲罰的損害賠償額＝損害賠償額	懲罰的損害賠償額が実損害額に占める割合（B÷A）
1	重慶市第一中級人民法院（2015）渝一中法民終第 04518 号	死亡	経営者	①実損害 ②精神的損害 ③遺体安置費 ④懲罰的損害賠償	販売者	①＋②＝599,827 元 （③否定）	50,000 元 （算定基準不明）	・明らかに知りながら	649,827 元	8.3%
2	銅鼓県人民法院（2015）銅民初字第 613 号	目の後遺障害等級 6 級	経営者	①実損害 ②精神的損害 ③懲罰的損害賠償	販売者	①＋②＝186,043 元	5,000 元 （算定基準不明）	・明らかに知りながら	191,043 元	2.6%

3	黄山市黄山区人民法院（2015年）黄民一初字第01129号	死亡	サービス提供者	①死亡賠償金及び葬式費用 ②懲罰的損害賠償	サービス提供者	①686,920元	100,000元 （算定基準不明）	・明らかに知りながら	741,130元	15.6%
4	隆回県人民法院（2016年）湘0524 民初 878号	身体障害7級（目）	経営者	①実損害 ②精神的損害 ③懲罰的損害賠償	販売者	①＋②＝145,312元	116,249元 （算定基準不明）	・明らかに知りながら	209,249元	80%
5	安福県人民法院（2016）赣0829民初1272号	死亡	経営者	①実損害 ②精神的損害 ③①と②と相当額の懲罰的損害賠償	販売者	①＋③＝170,257元 （②を否定）	170,257元	・明らかに知りながら	340,514元	実損害額と相当額
6	唐山市豊南区人民法院（2019）翼0207民初1525号	死亡	経営者	①実損害 ②精神的損害 ③懲罰的損害賠償	国家機関による鑑定結果	①＋②＝927593元	40000元 （算定基準不明）	・明らかに知りながら	967593元	4.3%

7	陝西省漢陽県人民法院（2019)陝0921民初278号	身体障害1級	経営者	①実損害 ②精神的損害 ③懲罰的損害賠償	国家機関による鑑定結果	①272,652元 ②35,000元	545,304元（①×2倍）	・明らかに知りながら	852,956元	1.77倍
8	随州市中級人民法院（2020）鄂13民終4号	一人は死亡、一人は重傷	製造者・販売者	①実損害 ②精神的損害 ③懲罰的損害賠償	国家機関による鑑定結果	①＋②＝107,740元（販売者は実損害額のうち10%を負担）	1,500,000元（製造者は実損害額のうち70%を負担し、懲罰的損害賠償額として右負担額の2倍とする）	・明らかに知りながら	1,607,740元	実損害額の2倍（製造者だけ負担する）

附表 4

欠陥製品販売責任における懲罰的損害賠償が認められなかった裁判例リスト

（無訟　　2015 年～2020 年）

番号	事件番号	原告の請求内容	認容した部分	懲罰的損害賠償の否定理由（要件との関係）
1	象山県人民法院（2014）甬象民初第 1942 号	①財産的損害 ②懲罰的損害賠償	無	・欠陥製品と認めず ・損害と因果関係の不存在
2	北京市西城区人民法院（2015）西民（商）初字第 21309 号	①商品価格の返還 ②懲罰的損害賠償	①	・原告は「明らかに知りながら」を立証できなかった
3	攀枝花市中級人民法院（2015）攀民終字第 552 号	①実損害 ②商品価格 10 倍の賠償金 ③精神的損害賠償 ④懲罰的損害賠償	無	・因果関係の不存在
4	塩城市中級人民法院（2015）塩民終字第 03535 号	①実損害 ②懲罰的損害賠償	①	・原告は懲罰的損害賠償を請求する適格性がない
5	長沙市中級人民法院（2016）湘 01 民終 3783 号	①支払った商品価格の返還 ②商品価格の 3 倍賠償 ③懲罰的損害賠償	無	・因果関係の不存在
6	遵義市中級人民法院（2016）黔 03 民終 5114 号	①実損害 ②精神的損害賠償 ③懲罰的損害賠償（(①＋②）× 2 倍）	①と②	・原告は「明らかに知りながら」を立証できなかった

7	鄭州市中級人民法院（2016）豫 01 民再 147 号	①商品価格の返還 ②懲罰的損害賠償	①	・原告は「明らかに知りながら」を立証できなかった
8	衡陽市中級人民法院（2017）湘 04 民終 2042 号	①支払った商品価格の返還 ②商品価格の 3 倍賠償 ③懲罰的損害賠償		・詐欺行為が不成立 ・原告は「明らかに知りながら」と「損害の発生」を立証できなかった
9	楽山市中級人民法院（2017）川 11 民終 1148 号	①実損害 ②懲罰的損害賠償	①	・原告は「明らかに知りながら」を立証できなかった
10	最高人民法院（2018）最高法民再 420 号	①実損害 ②懲罰的損害賠償	①	・因果関係の不存在
11	重慶市高級人民法院（2019）渝民申 2714 号	①実損害 ②精神的損害 ③懲罰的損害賠償	①、②	・「明らかに知りながら」の不存在
12	保定市中級人民法院（2019）翼 06 民終 1615 号	①実損害 ②懲罰的損害賠償	①	・因果関係の不存在
13	成都市中級人民法院（2020）川 01 民終 11946 号	①実損害 ②懲罰的損害賠償		・因果関係の不存在
14	内蒙古自治区高級人民法院（2020）内民申 2977 号	①懲罰的損害賠償		・因果関係の不存在
15	本溪市中級人民法院（2020）遼 05 民終 768 号	①経済的損失 ②懲罰的損害賠償	①	・死因不明、法的根拠がない
16	贛州市中級人民法院（2020）贛 07 民終 3814 号	①実損害 ②懲罰的損害賠償		・原告は欠陥製品、「明らかに知りながら」を立証できなかった

17	南昌市中級人民法院（2020）贛 01 民終 2693 号	①支払った商品価格の返還 ②実損害 ③懲罰的損害賠償	①、②	・原告は被告の詐欺行為と「明らかに知りながら」の存在を立証できなかった

附表 5

食品安全責任における懲罰的損害賠償が認められた裁判例リスト

（無訟　判決年月 2020 年度）

番号	事件番号	食品問題の種類	原告の請求内容	国家機関鑑定の有無	認容した部分	肯定理由（要件との関係）
1	河原市中級人民法院(2020)粤 16 民終 173 号	品質保証期限を経過した食品	①食品代金 7.8 元の返還 ②最低賠償金 1000 元 ③欠勤による減少した収入 200 元 ④訴訟費用	無	①、②、④	・食品安全基準に適合しない食品
2	南京市中級人民法院(2020)蘇 01 民終 753 号	ラベル・表示説明がない食品	①食品代金 3380 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 33800 元 ③訴訟費用	無	①、②、③	・「知偽買偽」者を排除しない。 ・食品安全基準に適合しない食品。
3	重慶市第五中級人民法院（2020）渝 05 民終 1062 号	国家出入国検査検疫部門による合格証明書がない輸入食品	①食品代金 3357 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 33570 元 ③訴訟費用	無	①、②、③	・「知偽買偽」者を排除しない。 ・食品安全基準に適合しない食品。
4	重慶市第四中級人民法院（2020）渝 04 民終 548 号	製造日・製造者の名称および所在地・連絡先	①食品代金 22880 元の返還	無	①、②、③	・「知偽買偽」者を排除しない。

		等の記載がない食品	②食品価格の 10 倍の 228800 元			・「明らかに知りながら」が存在する。 ・食品安全基準に適合しない食品。
5	重慶市第五中級人民法院（2020）渝 0 5 民終 1809 号	食品安全を保証する基準に基づいて食品を貯蔵しなかった食品	①食品代金 1990 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 19900 元 ③訴訟費用	有	①、②、③	・「知偽買偽」者を排除しない。 ・食品安全基準に適合しない食品。
6	重慶市第五中級人民法院（2020）渝 0 5 民終 1793 号	食品安全を保証する基準に基づいて食品を貯蔵しなかった食品	①食品代金 1990 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 19900 元 ③訴訟費用	有	①、②、③	・「知偽買偽」者を排除しない。 ・食品安全基準に適合しない食品。
7	新郷市中級人民法院(2020)豫 07 民終 3586 号	有毒有害のフグが販売禁止の食品	①食品価格の 10 倍の 10951 元 ②経済的損失 3000 元 ③訴訟費用	無	①、 ③（一部分）	・「知偽買偽」者を排除しない。 ・「明らかに知りながら」が存在する。 ・食品安全基準に適合しない食品。
8	重慶市第五中級人民法院（2020）渝 05 民終 1224 号	ラベルには虚偽の情報	①食品代金 2420 元の返還 ②食品価格の 10 倍の	無	①、②、③	・「明らかに知りながら」の存在を推定する。 ・食品安全基準に適合

			24200 元 ③訴訟費用			しない食品。

附表 6

食品安全責任における懲罰的損害賠償が認められなかった裁判例リスト

（無訟　判決年月 2020 年度）

番号	事件番号	食品問題の種類	原告の請求内容	国家機関鑑定の有無	認容した部分	否定理由（要件との関係）
1	瀋陽市中級人民法院（2019）遼 01 民終 6691 号	国家による販売禁止のアメリカ産牛肉	①食品代金 18226 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 182260 元 ③訴え提起に要する費用 3000 元 ④訴訟費用	有	①	・買主は「知偽買偽」者である（王海本人）。
2	瀋陽市中級人民法院（2019）遼 01 民終 669 3 号	国家による販売禁止のアメリカ産牛肉	①食品代金 2437 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 24370 元 ③訴え提起に要する費用など 2000 元 ④訴訟費用	有	①	・買主は「知偽買偽」者である（王海本人）。
3	瀋陽市中級人民法院（2019）遼 01 民終 669 5 号	国家による販売禁止のアメリカ産牛肉	①食品代金 4750 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 47500 元	有	①	・買主は「知偽買偽」者である（王海本人）。

			③訴え提起に要する費用など 2000 元 ④訴訟費用			
4	無錫市中級人民法院（2020）蘇 02 民終 1536 号	栄養成分をラベルに表示しなかった表示すべき添加物をラベルに表示しなかった食品	①食品代金 595 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 5950 元 ③訴訟費用	無	①	・買主は「知偽買偽」者である。
5	臨滄市中級人民法院（2020）雲 09 民終 222 号	偽酒	①食品価格の 10 倍の 233820 元 ②訴訟費用	有		・民通意見 68 条における詐欺行為の「故意」が不存在。 ・買主は損害の発生を証明できない。 ・買主は「知偽買偽」者である。
6	塩城市中級人民法院（2020）蘇 09 民終 533 号	有機栽培であると偽った食品	①食品代金 1795 元の返還 ②食品価格の 3 倍の 5385 元 ③訴訟費用	無		・買主は損害の発生を証明できない。 ・買主は「知偽買偽」者である。
7	蘇州市中級人民法院（2020）蘇 05 民終 4939 号	表示された栄養成分が不足している食品	①食品代金 3885 元の返還 ②食品価格の 10 倍の	有	①、③	・買主は「知偽買偽」者である。

			38850 元 ③鑑定費用 510 元 ④訴訟費用			
8	貴陽市中級人民法院（2020）黔 01 民終 6161 号	中国語のラベルがない輸入酒	①食品代金 1608 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 16080 元 ③訴訟費用	無	①	・買主は「知偽買偽」者である。
9	荊州市中級人民法院（2020）鄂 10 民終 181 号	ラベル表示事項には誤表示	①食品代金 40 元の返還 ②最低賠償金 1000 元 ③訴訟費用	無	①	・買主は食品安全基準に適合しない食品であると証明できない
10	荊州市中級人民法院（2020）鄂 10 民終 159 号	ラベル表示事項には誤表示	①食品代金 348.5 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 3485 元 ③訴訟費用	無		・原告は「知偽買偽」者である。 ・買主は食品安全基準に適合しない食品であると証明できない
11	荊州市中級人民法院（2020）鄂 10 民終 175 号	ラベル表示事項には誤表示	①食品代金 40 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 16080 元 ③訴訟費用	無		・原告は「知偽買偽」者である。 ・買主は食品安全基準に適合しない食品であると証明できない。
12	重慶市第五中級人民法院（2020）渝 05 民終 2448 号	食品添加物が食品安全基準に適合しない	①最低賠償金 1000 元 ②訴訟費用	無		・「明らかに知りながら」の不存在

13	淄博市中級人民法院（2020）魯 03 民終 2033 号	食品添加物が食品安全基準に適合しない	①食品代金 3251 元の返還と契約解除 ③食品価格の 10 倍の 32510 元 ④訴訟費用	有		・「明らかに知りながら」の不存在
14	杭州市中級人民法院（2020）浙 01 民終 3603 号	ラベル上の食品添加物が実物と不一致	①食品代金 2241 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 22410 元 ③訴訟費用	有	①	・買主は食品安全基準に適合しない食品であると証明できない
15	青島市中級人民法院（2020）魯 02 民終 4643 号	禁止された添加物を混入した食品	①食品代金 3880 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 38800 元 ③訴訟費用	有		・「明らかに知りながら」の不存在
16	徳州市中級人民法院（2020）魯 14 民終 2086 号	食品安全基準に適合しない食品	①食品代金 1613 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 16130 元 ③欠勤による減少した収入 500 元	無	①	・買主は食品安全基準に適合しない食品であると証明できない
17	重慶市第一中級人民法院（2020）渝 01 民終 5809 号	生産年月日に瑕疵がある	①食品代金 7.84 元の返還	無		・食品の生産年月日に瑕疵があるが、消費者

			②最低賠償金 1000 元			に誤認を生じさせない瑕疵である。
18	塩城市中級人民法院（2020）蘇 09 民終 589 号	成分及びその含有量が実物と一致しない食品	①食品代金 7654 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 76540 元 ③検定料 600 元 ④訴訟費用	有	①	・国家基準に適合しないものであるが、原告は食品安全基準に反したと証明できない。
19	荊州市中級人民法院（2020）鄂 10 民終 175 号	ラベルには瑕疵がある	①食品代金 7744 元の返還と契約解除 ②食品価格の 10 倍の 77440 元 ③訴訟費用	有		・買主は食品安全基準に適合しない食品であると証明できない。
20	四川省高級人民法院（2020）川民申 4188 号	健康食品が偽物	①食品代金 6600 元の返還 ②食品価格の 10 倍の 66000 元 ③訴訟費用	無	① 契約解除	・健康食品が偽物であるが、身体の損害が生じていない。
21	温州市中級人民法院（2020）浙 03 民終 3639 号	偽酒	①食品代金 13920 元の返還と契約解除 ②食品価格の 10 倍の 139200 元	無	①	・身体の損害が生じていない。
22	鉄嶺市中級人民法院（2020）遼 12 民	健康食品が偽物	①食品代金 1000 元の	無	①	・財産・身体の損害が生

	終 1407 号		返還 ②食品価格の 10 倍の 10000 元 ③訴訟費用			じていない。
23	北京市第一中級人民法院（2020）京 01 民終 1094 号	ラベルに瑕疵がある	①経済的損失 1.17 元 ②懲罰的損害賠償 8000 元 ③訴え提起に要する費用 31.5 元 ④欠勤による減少した収入 630 元 ⑤精神的損害賠償 1000 元 ⑥訴訟費用	無		・買主は食品安全基準に適合しない食品であると証明できない。
24	荊州市中級人民法院（2020）鄂 10 民終 664 号	ラベル・説明書に瑕疵がある	①食品代金 7500 元の返還と契約解除 ②食品価格の 10 倍の 75000 元 ③訴訟費用	無		・「明らかに知りながら」の不存在。 ・ラベルに瑕疵があるが、消費者に誤認を生じさせない瑕疵である。
25	重慶市第五中級人民法院（2020）渝 05 民終 2476 号	ラベルには製造者の名称、所在地、連絡先が明示していない食品	①食品代金 2580 元の返還 ②食品価格の 10 倍の	無		・製造者の名称、所在地、連絡先がネットで明示している。

			75000 元 ③訴訟費用			

附表 7

食品安全責任における懲罰的損害賠償が刑事附帯民事公益訴訟で適用された裁判例リスト

（2018 年～2020 年）

番号	事件番号／判決年月日	事件類型	懲役	罰金／違法所得	公開謝罪	懲罰的損害賠償額	根拠条文
1	（2018 年）魯 0982 刑初 531 号	有毒有害健康食品の販売罪	Y_1：有期懲役 5 年。 Y_2：有期懲役 1 年、執行猶予 2 年。	Y_1：30 万元の罰金 Y_2：　5 万元の罰金	Y_1が全国レベルメディアで公開謝罪	Y_1：80.19 万元（算定基準不明）	不法行為責任法 47 条、検察公益訴訟に関する司法解釈 20 条、刑法 140 条など
2	(2019)湘 1382 刑初 187 号	飲食品にケシを混入して販売、有毒有害食品の販売罪	有期懲役 1 年	1 万元の罰金	市レベルメディアで公開謝罪	7000 元(算定基準不明)	不法行為責任法 47 条、食品安全法 148 条 1 項など
3	(2019)湘 1103 刑初 342 号	有毒有害健康食品の製造・販売罪	有期懲役 1 年、執行猶予 1 年 6 ヶ月	2000 元の罰金	市レベルメディアで公開謝罪	1851 元(食品価格の 10 倍)	不法行為責任法 47 条、食品薬品に関する規定 15 条など
4	（2019）寧 0106 刑初 508 号	もやし栽培に非食用原料を混入し、有毒有害の生産・販売罪	有期懲役 1 年 6 ヶ月	12 万元の罰金、違法所得 5.9 万元を没収。	省レベル以上の新聞で公開謝罪	59.31 万元（算定基準不明）	不法行為責任法 47 条、食品安全法 148 条 2 項など。
5	（2020）翼 0626 刑初 117 号	飲食品にケシを混入して販売、有毒有害食品の販売罪	Y は自ら懲罰的損害賠償金を支払う意思があったため、有	5000 元の罰金	市新聞で公開謝罪	1000 元(算定基準不明)	民法総則 179 条、食品安全法 148 条、不法行為責任法 47 条

			期懲役6ヶ月。				など。
6	（2020）赣0681刑初247号	食品安全基準に適合しない揚げパンを製造・販売、有毒有害食品の販売罪	Y は有期懲役4ヶ月、執行猶予8ヶ月。	5000元の罰金	市レベル以上のメディアで公開謝罪	2720元(商品価格の１０倍)	不法行為責任法 47条、検察公益訴訟に関する司法解釈 20条、食品安全法148条など
7	（2020）赣0681刑初241号	食品安全基準に適合しない揚げパンを製造・販売し、有毒有害食品の販売罪	Y は有期懲役3ヶ月、執行猶予6ヶ月。	5000元の罰金	市レベル以上のメディアで公開謝罪	3200元(食品価格の10倍)	不法行為責任法 47条、検察公益訴訟に関する司法解釈 20条、食品安全法148条など
8	（2020）翼0633刑初272号	食品安全基準に適合しない揚げパンを製造・販売し、有毒有害食品の販売罪	Y は有期懲役 10ヶ月、執行猶予1年。	8400元の罰金､違法所得300元を没収	市レベル以上のメディアで公開謝罪	4.2 万元（食品価格の10倍）	不法行為責任法 47条、食品安全法148条など
9	（2020）翼0633刑初269号	食品安全基準に適合しない揚げパンを製造・販売し、有毒有害食品の販売罪	Y は有期懲役9ヶ月、執行猶予1年。	9600元の罰金､違法所得200元を没収	市レベル以上のメディアで公開謝罪	4.8 万元（食品価格の10倍）	不法行為責任法 47条、食品安全法148条など

10	（2020）翼 0626 刑初 47 号	食品安全基準に適合しない健康食品を販売し、有毒有害食品の販売罪	Y は有期懲役 6 ヶ月、執行猶予 1 年。	3000 元の罰金	市レベル以上のメディアで公開謝罪	1000 元(算定基準不明)	民法総則 179 条、不法行為責任法 47 条、食品安全法 148 条など

終章

本稿は、中国法における懲罰的損害賠償制度のメカニズム（制度成立過程の要素、法規定、学説）と裁判運用の実態を明らかにした。そして、私人間における制度の運用不全と、権威主義体制国家による制度の転用が行われ始めていることを浮き彫りにした。

（1）本稿における分析内容

第 1 章は、中国法における懲罰的損害賠償制度の形成過程には、当時の国家体制の変動とともに、それをとりまく政治的、社会的、経済的要素が複雑かつ密接にからんでいる。これらの要素は、アメリカ法の影響を受けた制度と中国の伝統法的な制度とが接合し、そして中国独自の制度への変容に大きな影響を与えていることが明らかになった。

すなわち、1990 年代、社会主義市場経済という政策目標を実現する過程において、消費者を騙す詐欺行為といった消費者問題が多発するようになってきた。これは経済発展を妨げることとなるため、消費者法において、加害者を相手とする消費者による訴訟提起へのインセンティブを目的として、かつて小売市場で対等な二当事者間でよく行われていた「欠一罰十」という民間慣行を「増額賠償」により制度化した。

WTO 加盟後、「経済のグローバル化」によるさらなる経済発展が進むにつれて、商品住宅取引および食品安全性問題といった被害事件が急増してきた。胡錦濤政権による「和諧社会」の政治スローガンが掲げられ、前記した新たな社会問題は、社会の安定を大きく損ね大問題となり、それを解消するために、消費者法の「増額賠償」を踏まえたかたちで、商品住宅に関する司法解釈と食品安全法における当該制度が制定された。ここまでの制度の形成発展史を考察した結果、制度の由来からいえば、消費者法、商品住宅に関する司法解釈と食品安全法における懲罰的損害賠償は、中国固有の伝統的な民間慣行から制度化し

たものであると位置づけることができる。

ところが、2010 年以降、さらなる経済の高度成長により激しく変化した社会において、偽薬品と有毒有害食品といった欠陥製造物によって大規模な生命・人身の被害事件が相次いで急増してきた。この頃、従来の消費者個々人の被害よりもむしろ社会全体の利益が危うくなる緊迫した状態になった。このような大事件が人々の不満と怒りを顕在化させ、経済発展と社会安定を揺るがす緊迫した状態となり、一党支配による政権の正統性を脅かす一要因にもなっている。そこで、立法者は社会問題に対応するために、固有の制度を前提としつつ、アメリカ法における懲罰的損害賠償の制度を参照し、製造物責任に限って不法行為責任法の中に懲罰的損害賠償を明文化した。

そして、上述した種々の被害事件による危惧から、習近平政権のもとで全面的「依法治国」というフレーズが打ちだされた。こうした中で、懲罰的損害賠償制度が社会問題の解消と社会安定の維持に有効的であると目され、その適用範囲の拡大と懲罰の強化が強く進められるようになった。そこで、懲罰の強化を実現するために、消費者法と食品安全法における当該制度の改正が行われた。それに加えて、旅行契約紛争に関する旅行法、医療と薬品に関する司法解釈、薬品管理法、および民法典における環境汚染と生態破壊責任についても懲罰的損害賠償制度が新たに導入された。

さらに、知的財産権侵害に関するアメリカからの批判に応えること、知的財産は経済的利益を生み出せること、および米中対立から経済的活路や国内社会・経済の安定を維持することなどを目的として、当該制度は知的財産権法領域での全面的な導入もなされた。

以上のように、中国法における懲罰的損害賠償制度の形成過程にある政治・社会・経済の状況を詳細に検討してきた。当該制度の形成は、経済の発展状況、実社会で起きた世間に大きな衝撃を与えた深刻な被害事件、アメリカとの関係などと関連しているほか、何よ

りも民衆から政権への支持を得るという、一党支配の正統性の維持・安定につながっていることが明らかになった。

また、制度趣旨について、立法者は懲罰と抑止を主たる目的と定めている。これに対して、近時の学説では、訴訟推奨の機能、法の執行機能および予防機能をも有することが指摘されるようになった。それとともに、王利明は、施行されたばかりの民法典における懲罰的損害賠償制度について、従来の懲罰と抑止の機能に加えて、「社会全体に対する監視と行為規範的な機能」を期待することができる、と主張している。

そして、懲罰的損害賠償制度の由来については、旧消費者法、商品住宅に関する司法解釈と旧食品安全法におけるそれはアメリカ法からの影響ではなく、中国伝統的商習慣に由来したものとして捉えられ、「法の連続性」を認めることができる。知的財産権侵害における当該制度は純粋的にアメリカ法の影響を受けている。その他の現行消費者法、食品安全法、および民法典などの領域においては、前述した中国固有の制度をふまえたうえで、アメリカ法を採り入れながら、さらに中国独特の制度に変容させていったと捉えることが可能である。かくして、中国法における懲罰的損害賠償は、中国固有の制度に、必要に応じてアメリカ法の懲罰的損害賠償制度と理論を選択的・技術的に採り入れ、特質かつ複雑な混合体に変わったのである。

第 2 章では、さまざまな領域に散在する懲罰的損害賠償制度を確認し、制度の適用要件と効果についての学説の議論状況を検討した。制度設計上として、さまざまなバリエーションを伴いつつも、適用要件は相互的に類似する部分もあれば、異なる部分もある。また、賠償額の算定方法および賠償額の範囲もさまざまであり、不明瞭かつ統一性が欠けていることが明らかになった。

まず制度設計についてまとめると、主観的故意についていえば、①財産権侵害型において、条文上では明確に定められていない。②生命・身体の侵害型においては、主観的要件として「明らかに知りながら」が必要であると明確に定められている。そして、③知的財産権侵害型においては、条文ごとに「悪意」と「故意」の両方が存在している。

懲罰的損害賠償額についていえば、賠償額の算定方法・基準および賠償額の上限さえもそれぞれの法ごとに異なっている。①財産権侵害型において、商品価格・サービス費用・食品価格・旅行費用・薬品価格を算定基準とし、賠償額の上限はこれらの価格と相当額以上から 10 倍までと一様ではなく、最低賠償額も設けられている。②生命・身体の侵害型において、填補的損害賠償額を算定基準として、その上限は填補的損害賠償額 2 倍以上から 3 倍、そして「相応の懲罰的損害賠償」という不明瞭な算定方法を維持するものもある。③知的財産権侵害型においては、「受けた損失」、「侵害により得た利益」、「権利使用料」を算定基準として、上限はそれらの「相当額以上 3 倍以下」から「相当額以上 5 倍以下」と異なっている。

このように、懲罰的損害賠償の制度設計は、全体として統一的な適用要件、賠償額の算定方法、賠償額の上限などが存在せず、それぞれで異なっており、法律適用の統一性と整合性に問題が生じている。それゆえに、裁判基準は明確ではない。このような制度では、例えば、加害者の悪質な違法行為によって、被害者には財産権侵害と生命・身体の侵害がともに生じたときに問題が生じる。すなわち、被害者は一体どの条項に基づいて、加害者に対して懲罰的損害賠償を請求すれば提訴しやいか、或いはどの条項に基づいて懲罰的損害賠償額がより多く得られるか、という問題である。

さて、このような制度設計に対して、学説の考えは、被侵害保護利益の類型ごとによって異なっている。

財産権侵害型において、多数説は主に以下の観点から議論を展開している。すなわち、制度趣旨を照らし合わせて、被害者が提訴しやすいよう、消費者は経営者の主観的故意要件の存在および自己の損害を立証責任から軽減させることによって制度の活用が期待されるという観点から、主観的故意要件と実際の損害の発生が不要と示されているのである。生命・身体の侵害型において、多数説の立場は「明らかに知りながら」を民法上の主観的「故意」と同質であると解し、懲罰的損害賠償の濫用を防ぐために、主観的要件と客観的要件が満たされた場合に限って、当該制度の適用を認めるという主張である。知的財産権侵害型において、統一的な見解さえもまだ形成されていない。

そして、懲罰的損害賠償額の算定方法とその範囲についての学説の考え方は、それぞれの被侵害保護利益の類型ごとに様々なものがある。もっとも、いずれの類型においても、賠償額の範囲の拡大を学説は積極的に主張していない。

第 3 章と第 4 章は第 2 章を受けて、学説の多数説に従って裁判運用がなされているのかという観点で裁判運用の実態を考察した。

第 3 章では、財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度に関する裁判の運用実態を取り上げて考察した。その結果、懲罰的損害賠償の適用には、主観的故意と客観的損害が不可欠な要件とされ、賠償額の算定方法とその範囲に関しては条文のとおりに運用されていることが明らかになった。これは、詐欺行為における主観的故意要件および消費者に実損害の発生を必要しない多数説を離れるものであり、多数説は裁判実務において根付いていないことが明らかである。このような厳格な適用要件を被害者に課すことは、被害者にとって当該制度の利用を困難なものとし、制度の趣旨に反するだけではなく、制度機能の実現にブレーキをかけることになるといえる。

第4章では、生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償制度の運用実態を考察した。

まず、製造物責任と製造物販売責任についていえば、裁判運用では、当該制度が活かされていないことが明らかになった。これは主観的「明らかに知りながら」要件には民法上の主観的故意と同質であり、被害者は加害者の主観的「明らかに知りながら」ないし「故意」を証明する必要とされる学説の多数説と一致している。

次に、食品安全責任についていえば、一方、原告が「知偽買偽」者であることを理由として懲罰的損害賠償が認められない傾向にある。そもそも、「知偽買偽」問題に対して、最高人民法院は食品に関する規定において、食品・薬品を購入した者は「知偽買偽」者であるかいなかを問わずに、懲罰的損害賠償の認定に影響を与えないと明確に示している。さらに、第 23 号指導性案例では「知偽買偽」を排除すべきではないと明言している。それにもかかわらず、「知偽買偽」者を排除する運用実態は、明らかに法規違反と言わざるを得ない。この意味において、人民法院は、懲罰的損害賠償の請求主体を消費者から利益獲得型の「知偽買偽」者を排除し、利益を求めない一般的な消費者に限定している立場が示されている。つまり食品安全責任において、人民法院は法規違反するまで、制度の請求権者から利益追求型の「知偽買偽」者を排除する姿勢を見せている。このような裁判運用は、原告の範囲を選択的に縮小し、利益追求するではない、いわば経済発展に影響を及ぼさない私人に限定している。これは、私人間による民事訴訟提起という本来の制度趣旨に反するだけではなく、法規違反ともなることを指摘できよう。

他方では、人民検察院によるいわゆる「公益訴訟」では、食品安全基準に適合しない食品・薬品を製造・販売した刑事附帯民事訴訟の被告に対して懲罰的損害賠償が命じられた裁判例を考察した。このような訴訟類型では、損害を被った被害者がおらず損害発生も存在しないため、本来は懲罰的損害賠償以前に、損害賠償さえ問題とならない。それにもか

かわらず、人民検察院が刑事附帯民事訴訟に加えていわゆる「公益訴訟」によって原告として訴訟提起した裁判では、人民法院は明確に「懲罰的損害賠償」を被告に命じている。これは、公権力を持つ人民検察院が、罰金を増すために懲罰的損害賠償を転用したものであるといってよい。

さて、第3章および第4章で明らかにされた中国における懲罰的損害賠償に関する裁判運用の実態からみると、製造物責任と製造物販売責任において、立法者では、当該制度が積極的な運用を望んでいると強調されているに対して、実際の運用では制度が活かされていない。

他方で、人民検察院によるいわゆる「公益訴訟」によって、当該制度が転用される方向へ偏ってきている現状が明らかになった。つまり、当該制度の請求権を人民検察院に譲っていることによって、上述した民事訴訟領域を超え、公的訴訟手続によって制度が転用されている。このような運用は、私人による民事訴訟の前に、公権力としての人民検察院が懲罰的損害賠償を通じて悪質な加害者に対する懲罰を実現させることになるが、私人による懲罰的損害賠償の適用を消極的なものにしてしまう懸念が生じる。逆に、公権力による制度が積極的に活用される[389]ことになっている。このことについては次節で改めて取り上げることにしよう。

（2）本稿の結論

以上の検討を経て、本稿の結論は以下のとおりである。

①懲罰的損害賠償制度の実定法化の形成過程について、次のような特徴をまとめることができる。

計画経済から社会主義市場経済へ転換し、経済の自由化は進めるが、政治の民主化は進めなかった。このような背景の下、アメリカなどの諸国からの投資が進み、中国は世界の工場となり、高度経済成長を成し遂げた。しかし、この間に、偽物や欠陥製造物などによ

[389] 「最高検等7部門探索建立食品安全民事公益訴訟懲罰性賠償制度」（2021年6月18日）。最高人民法院最高人民検察院等の行政機関は、各地方の司法機関による食品安全民事公益訴訟の提訴を支持するために、「探索建立食品安全民事公益訴訟懲罰性賠償制度座談会会議紀要」を公表した。〔信用中国ウエブサイト：https://www.creditchina.gov.cn/toutiaoxinwen/202106/t20210617_237357.html〕（最終検索：2021年6月25日）。

って、さまざまな財産・生命・身体に及ぼす社会問題が大規模に発生し、それは人々の怒りと不満を高め、社会の不安定化をもたらしている。

こうした経済発展と社会変容によって生じたさまざまな社会問題や矛盾について、江沢民から胡錦濤、そして習近平へと続く歴史の政権は、一党支配の正統性と社会との間の緊張関係をやわらげるメカニズムを構築する必要があるという問題意識を共有している[390]。経済発展のためには政治的安定が必要であり、それは一党支配の維持には、持続的かつ安定的な経済発展が必要であることを意味する。要するに、国民の政治参加を著しく制限し、それとひきかえに「利潤追求の自由は無制限に容認するという方針」[391]を用いて、人々を黙らせる。政治・経済・社会的に望ましくない大事件・問題が発生したとき、国家がそれに積極的に取り組む姿を人々に見せるために懲罰的損害賠償制度の役割が必要とされたのである。つまり、懲罰的損害賠償制度は、経済発展において生ずる、政権と社会との間の緊張関係の緩和という、政策上与えられた役割を担わせられているものである。要するに、当該制度の導入は一党支配体制のもと、高度経済発展にともなって社会で発生した突発的な大事故・大事件をきっかけに、その再発防止に向けて政府の取り組む姿勢ないしパフォーマンスを示すものと評すべきなのである。

こうした複雑な政治・社会・経済的要素が絡まりあっていることこそ、懲罰的損害賠償の制度はさまざまな法領域に散在し、それらは適用要件・効果さえもがそれぞれの政策目的によって異なり、整合性や統一性に問題が生じているのだと理解できよう。懲罰的損害賠償は、現実社会の中で頻繁に発生するさまざまな種類の社会問題に対する人々の不満を緩和し、一党支配の正統性を危機から救う応急的解決手段として制定された実用性優先の

---

390 佐々木智弘『中国「調和社会」構築の現段階』（アジア経済研究所、2011 年）3～15 頁参照。

391 高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝坂口一成『現代中国法入門　第 8 版』（有斐閣、2019 年）51 頁以降を参考。

制度である。そのために、個々の法域における法体系上の全体的整合性について考慮されなかったからである。

②学説と裁判運用の実態について、次のようなことをいえる。

一つ目は、民事訴訟領域では、立法者と学説は、当該制度の積極的な運用を望んでいると主張されてきたが、それと異なる裁判運用がなされている、ということである。

すなわち、前述したように、生命・身体の侵害型の領域ではほぼ果たされていないと評価することができる。これらの裁判運用の実態は、立法者の描く「懲罰的損害賠償」により悪質な違法者を懲罰するとの目標とからは極めて遠く、まさに少数説が指摘する「懲罰的損害賠償は、宣言的なものにすぎず、懲罰的損害賠償のふりをした、実際の裁判運用での利用をまったく望んでいないものである。大雑把な内容を規定し、裁判運用で使いやすい条文であるかどうかはどうでもいい。」[392]になっているのである。そこで、そもそも立法者の述べる目標の本気度さえ疑わしい。少なくとも、民事訴訟領域では、つまり私人による制度の広範囲適用へと繋がる可能性はさほど期待できないであろう。なぜ人民法院が消極的な立場を採っているのか。これは党の意図に従ったものではないだろうか。要するに、経済発展を最優先すべきだという前提の下で、人民の不満を慰める程度にみあう少額な商品における懲罰的損害賠償の請求を認めることができる。しかし、高額な商品の場合には、懲罰的損害賠償が認められると、巨額な賠償金になる可能性がある。この巨額な賠償金によって、経営者ないしは企業（国有企業も含む）などに巨額な賠償金を課すことになり、それは経済への大きなダメージを与えることとなり、政権の正統性を維持することができなくなるであろう。これは、人民法院は法規違反を顧みず、民事訴訟における原告

[392] 李響「我国食品安全訴訟中的懲罰性賠償芻議」法治研究 1 期（2021 年）57 頁。

適格性の範疇から「知偽買偽」者を排除している立場からうかがうことができる。つまり、人民法院は政治的目的の実現に迎合し、選択的に利益追求する「知偽買偽」者を排除し、一般的な消費者・私人に限ってその原告適格性を認めていると考えられるのである

それでは、懲罰的損害賠償制度は、実際の中国法において役割がないのだろうか、といえば、そうではないのである。つまり、興味深いことに、民事事件、行政事件と刑事事件を一つの法廷で審理を行う、いわゆる「公益訴訟」では、制度が積極的に転用されているのである。このような訴訟では、懲罰的損害賠償は、行政的処罰、刑事処罰および社会に対する公開謝罪とともに被告に科されているのである。このような訴訟類型において、中国法の懲罰的損害賠償制度の性質は、刑事責任、民事責任、行政責任とも異なるものであり、刑事附帯民事訴訟におけるいわゆる「公益訴訟」において科される人民法院による特殊な責任方法であり、あい重なり合っている現象が現れている。しかも、近時では、さらにいわゆる「環境公益訴訟」領域にその転用を浸透しようとしている動き[393]がすでに見ら

[393] いわゆる「環境公益訴訟」における懲罰的損害賠償の転用ケース(江西省浮梁県人民法院(2020）赣0222民初796号、2021年1月4日判決)。原告：X　江西省浮梁県人民検察院、被告：Y　浙江海藍化工集団有限会社。【事実の概要】Y はアジ化ナトリウムなどを取り扱う化学工業を営む会社である。2018年3月、Yの工場では、アジ化ナトリウムを取り扱う設備が故障していたため、発生した硫酸ナトリウムを処理できなくなった。そのため、Yの従業員A（生産部門の責任者）が危険廃棄物の処理資格を持っていない訴外Bらに、硫酸ナトリウムの処理を依頼した。ところが、Bらは2018年3月から同年7月31日までに、計1124.1トンの硫酸ナトリウムを浮梁珍県寿安鎮八角井（以下では、甲という。）と湘湖鎮洞口村（以下では、乙という。）の山に排出した。江西求実司法鑑定センターは生態環境について、2019年から2020年まで数回に渡って以下のような鑑定結果を示した。すなわち、危険物であるアジ化ナトリウムが大量に甲の地下水から検出され、甲の周辺の環境の汚染が確認された。また、甲と乙における地表の土壌がアジ化ナトリウムによって汚染された。汚染された当該二箇所は環境損害がすでに発生している。そして、汚染された土壌などの修復費用は216.8万元、違法排出による環境損失5.71万元、村人の飲水に対する応急措置費用は53.28万元が必要である、という内容である。そこで、XはY の違法排出行為が環境汚染をもたらしたとして、①環境汚染の修復費用216.8万元、②環境機能の損失5.71万元、③応急措置費用53.28万元、④鑑定費用9.56万元、⑤環境汚染における懲罰的損害賠償17.14万元、および⑥国家レベルの新聞メディアでの社会公衆に向けた公開謝罪を求めて環境公益訴訟を提起した。＜Xの請求＞Yの違法排出行為が甲と乙の環境を汚染させ、深刻な生態破壊を引き起こした。広範囲の水域が汚染され、1000人余りの人口の飲水が困難となった。当該行為は社会公共利益に対して損害をもたらしたため、Yは不法行為責任を負うべきである。＜Yの抗弁＞なし。Xの請求に応じる。【一審】請求認容。民法179条、1232条などに基づいて、Xの請求する上記①～⑥の

れている。

このような裁判運用は、当初の制度が私人間における民事訴訟を通じて、悪質な加害者に対する懲罰を目的としていたにもかかわらず、最近になって国家による私人の懲罰へ転用もされるようになったのである。要するに、当該制度は、私人によって民事訴訟を提起することが困難であるため、その効果を上げておらず実効性の薄いものになっている。他方で現在、人民検察院による罰金を増額するために都合よくこの制度は利用されるものになろうとしている。なぜなら、懲罰的損害賠償額が個人ではなく、国庫に帰属するからである。この意味において、懲罰的損害賠償制度の裁判運用は、利益追求型の「知偽買偽」者を除き、一般的な私人に対する「懲罰」であるが、「党国は党国にけっして逆らわず」[394]と同様、党国は党国を本当の意味で「懲罰」したりしないであろう。

全てを認める。【判決理由】本件の審理過程において、違法排出行為による環境汚染は修復されておらず、損害の発生がなお続いている。そのため、本件は民法上の環境汚染と生態破壊責任における懲罰的損害賠償を適用することができる。適用の結果は、生態環境の保護、社会公共秩序と公共利益の維持、社会安定（「社会和諧」）と文明などの社会主義核心価値観を発揚することができ、『民法典』の時間的効力の適用に関する若干規定 2 条 の遡及適用に合致しているのである。A は本件硫酸ナトリウムを危険廃棄物の処理資格を持っていない訴外 B らに処理するよう依頼した。A および B らが環境汚染による損害の発生を放置したことには、主観的に故意の存在、客観的に法律違反したことが認められ、これにより環境汚染罪の刑事処罰を受けている。このような違法排出行為は環境を汚染し、社会公共利益を侵害し、重大な損害をもたらしたため、民法 1232 条における懲罰的損害賠償の適用要件を満たしている。これに対して、Y は懲罰的損害賠償などの賠償額を支払うことに同意していた。それゆえに、Y に賠償責任を負わせることとなる。このことは、Y の合理的な予測および合法的な権利利益に影響を及ぼさないだけではなく、民法典 1232 条の趣旨とも合致している。懲罰的損害賠償額については以下のとおりである。本件環境が汚染されたことによって、水域と土壌などの環境における公衆或いはその他の生態に対する果たすべき環境機能が失われ、社会公衆の環境権益が侵害されることとなった。そこで、環境機能の損失を懲罰的損害賠償額の算定基準とすべきである。これは、民事公益訴訟による社会公共利益の保護という趣旨を表しているのである。Y は環境汚染について責任を有しているが、悔い改める態度が良好であり、積極的に賠償責任を負うこと、環境機能の損失を懲罰的損害賠償額の算定基準としたことには、「過罰相当」という原則が反映できるのである。消費者法と食品安全法などにおける受けた損失の相当額から 3 倍までの賠償額の範囲をもって確定する。公共環境は、消費者権利利益、食品安全、製造物責任などと同様に、社会公共利益である。それゆえに、環境における懲罰的損害賠償額の範囲は、当事者の合理的な予測を越えてはいけない。最も厳格な制度をもって公共環境を保護するために、Y の過失の程度、賠償に対する態度、損害の結果、Y の経済能力、行政罰を受けているなどの要素を考慮し、懲罰的損害賠償額は環境機能の損失（5.71 万元）の 3 倍とする X の請求を認める。

[394] 鈴木賢「権力に従順な中国的『市民社会』の法的構造」石井知章＝緒形康＝鈴木賢『現代中国と市

③最後に、このような中国法の懲罰的損害賠償制度を支える根本的要因は何なのかを考えてみたい。

鈴木賢は、固有法期の中国法では、あらゆる性質の法規範が同一の法典に規定される「諸法合体」を特徴とし、公法と私法、実体法と手続法の別を知らなかったし、民事裁判と刑事裁判が区別されることもなく、基本的にいかなる刑罰を科すかが重要な関心事であったと指摘している[395]。というのは、固有法期の中国法が統治のための道具として、主として刑事法と行政法を中心に、刑罰の目的を警告・予防とみる一般予防の考え方を念頭においたものである。このような考え方は、現代中国法に影響を与え続けている。現代中国法は大陸法の影響を受けて一応法分野の区別があるものの、民事責任と刑事責任が形式的に区分されているにすぎず、その境界が曖昧であり、依然として「公法・私法融合型立法」をとっている。このような中国法について、固有法と移入法、「法」と非法が複雑に融合・錯綜し、いずれとも判断のつきがたい中間的な性格の法（ないし法的なもの）を現象させているとの特質があり、その特質は「連続の理論」の発想に依拠していると評している[396]。

本稿が論じた懲罰的損害賠償制度は、まさにそのような発想に基づくものである。すなわち、西洋法の継受により近代法化された日本法が民刑峻別論に依っているのに対して、中国法における懲罰的損害賠償制度も例外なく、固有法期の刑罰ないし制裁と認識する古い観念に強く結びついている。なぜならば、すでに見てきたように、制度設計では、民事法領域において、すでに「懲罰」として明文化している。実際の裁判運用では、人民法院

民社会―普遍的《近代》の可能性』（勉誠出版、2017 年）536～565 頁参照。

[395] 鈴木賢「中国法の思考様式――グラデーション的法文化」安田信之＝孝忠延夫編集代表『アジア法研究の新たな地平』（成文堂、2006 年）321～337 頁参照。

[396] 鈴木賢・前掲注（）。

は法規定に縛ることなく、政治・経済に危うく問題解決に力を寄与している。また、人民検察院も政治に奉仕することに積極的に働いているからである。このような司法がすでに司法のあるべき権限範囲を超え、伝統的な「統治のための道具」に戻りつつあるといえる。

こうして、中国の当該制度は、法と非法、党の政策と法、中国固有と非固有、民事と刑事、司法と行政（国家ないし党）を混同する異質な「混合体」であり、西洋法上の「峻別の理論」とは異なる中国独特の特質を有しているものである。こうした中国的な法認識からすれば、「連続の理論」は正確でゆるぎない「道理」ないし「法文化」として潜在意識に根強く存続していると評価している。

したがって、中国法における懲罰的損害賠償はあらゆる領域に導入されているものの、実質としては、中国は政治的民主化改革を行わない限り、裁判運用における私人間のこの制度の広範囲な適用はなされないといえる。

（3）残された課題

以上のように、本稿では中国法における比較法の影響の多元化を示す最適な例として、懲罰的損害賠償をとりあげて、制度形成のメカニズムと裁判運用の実態を解明してきた。しかしながら残された課題は多い。裁判運用に関する研究についていえば、知的財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度の実態を考察することはできなかった。また、アメリカ法との比較、つまり中国法とアメリカ法における当該制度の差異について触れなかった。そして、中国企業がアメリカで懲罰的損害賠償を課された場合、中国国内でその効力や承認をめぐる裁判の動向と学説の議論について十分に検討していくことも必要であろう。さらにいえば、中国法における懲罰的損害賠償制度は、日本の不法行為法における制裁的機能をめぐる議論にいかなることがいえるのか、といった問題があげられるだろう。

参考資料

参考資料 1

中国法における懲罰的損害賠償関連規定

番号	年月日	法令名	中国語原文	日本語訳文
1	1994年1月1日（2013年改正）	旧消費者法	第 49 条 经营者提供商品或服务有欺诈行为的，应当按照消费者的要求增加赔偿其受到的损失，增加赔偿的金额为消费者购买商品的价款或者接受服务的费用的一倍。	旧 49 条 経営者が商品またはサービスを提供する場合において、詐欺行為があったときは、消費者の要求に従い、消費者の受けた損失につき増額賠償しなければならない。増額賠償の金額は、消費者が購入した商品の価格または受けるサービス費用と相当額とする。
	2014年3月	新消費者法	第 55 条 经营者提供商品或者服务有	新 55 条 経営者が商品またはサービスを提供する

	15 日		欺诈行为的，应当按照消费者的要求增加赔偿其受到的损失，增加赔偿的金额为消费者购买商品的价款或者接受服务的费用的三倍；增加赔偿的金额不足五百元的，为五百元。法律另有规定的，依照其规定。 经营者明知商品或者服务存在缺陷，仍然向消费者提供，造成消费者或者其他受害人死亡或者健康严重损害的，受害人有权要求经营者依照本法第四十九条、第五十一条等法律规定赔偿损失，并有权要求所受损失二倍以下的惩罚性赔偿。	場合において、詐欺行為があったときは、消費者の要求に従い、消費者の受けた損失につき増額賠償しなければならない。増額賠償の金額は、消費者が購入した商品の価格または受けるサービス費用の 3 倍とする。増額賠償額が 500 元未満の場合、500 元とする。なお、法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。 経営者が商品またはサービスに欠陥の存在を明らかに知りながらなお消費者に提供し、消費者に又はその他の被害者を死亡させ、若しくは健康に重大な損害をもたらした場合において、被害者は経営者に対して、本法 49 条[397]、51 条[398]などの法律規定に基づいて損失の賠償を請求することができ、並びに受けた損失の 2 倍以下の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。
2	1999 年 10 月 1 日	契約法	第 113 条 当事人一方不履行合同义务或者履行合同义务不符合约定，给对方造成损失的，损失赔偿额应当相当于因违约所造成的损失，包括合同履行后可以获得的利益，但不得超过违反合同一方订立合同时预见到或者应当预见到的因违反合同可能造成的损失。 经营者对消费者提供商品或者服务有欺诈行为的，依照《中华人民共和国消费者权益保护法》的规定承担损害赔偿责任。	113 条 **当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は約定通りに履行しなかったことにより、相手方に損失を与えた場合、損失の賠償額は、契約違反によって受けた損失に相当しなければならず、契約履行によって得ることのできる利益を含むことができるが、契約に違反した一方が契約締結時に予見した又は予見し得た契約違反による損害を超えてはならない。** 経営者が消費者に商品またはサービスを提供する場合において、詐欺行為があったときは、**「消費者権益保護法」の規定に従って損害賠償責任を負わなければならない。**
3	2009 年 6 月 1 日	旧食品安全法	第 96 条 违反本法规定，造成人身、财产或者其他损害的，依法承担赔偿责任。	旧 96 条 本法の規定に違反し、人身・財産或いはその他の損害をもたらした場合、法に従って**損害賠償責任を負う。**

[397] 消費者法 49 条〔損害賠償の範囲〕は「経営者は、商品又はサービスを提供し、消費者或いはその他の被害者の人身を負傷させた場合には、医療費・看護費・交通費などの治療及びリハビリのために支出した合理的な費用、並びに休業補償を賠償しなければならない。被害者に後遺障害が残った場合には、さらに後遺障害生活の補助器具費用及び後遺障害賠償金を賠償しなければならない。被害者が死亡した場合には、さらに葬儀費及び死亡賠償金を賠償しなければならない。」と規定する。

[398] 消費者法 51 条〔精神的損害賠償〕は「経営者が侮辱誹謗中傷・身体検査・人身の自由の侵害等によって消費者を侵害し、或いはその他の被害者の人身に関わる権利利益を侵害し、重篤な精神的損害をもたらした場合には、被害者は精神的損害賠償を請求することができる。」と規定する。

			生产不符合食品安全标准的食品或者销售明知是不符合食品安全标准的食品，消费者除要求赔偿损失外，还可以向生产者或者销售者要求支付价款十倍的赔偿金。	食品安全基準に適合しない食品を製造し、或いは食品安全基準に適合しない食品であることを明らかに知りながら販売を継続した場合、消費者は製造者又は販売者に対して、損失の賠償を請求するほか、食品価格の 10 倍の賠償金を要求することができる。
	2015年 10月1日	新食品安全法	第148条 消费者因不符合食品安全标准的食品受到损害的，可以向经营者要求赔偿损失，也可以向生产者要求赔偿损失。接到消费者赔偿要求的生产经营者，应当实行首负责任制，先行赔付，不得推诿；属于生产者责任的，经营者赔偿后有权向生产者追偿；属于经营者责任的，生产者赔偿后有权向经营者追偿。 生产不符合食品安全标准的食品或者经营明知是不符合食品安全标准的食品，消费者除要求赔偿损失外，还可以向生产者或者经营者要求支付价款十倍或者损失三倍的赔偿金；增加赔偿的金额不足一千元的，为一千元。但是，食品的标签、说明书存在不影响食品安全且不会对消费者造成误导的瑕疵的除外。	新148条 **消費者が食品安全基準に適合しない食品により損害を受けた場合、経営者に対して損失賠償を請求することができ、又は製造者に対して損失賠償を請求することもできる。消費者の賠償請求を受けた製造者・経営者は、「首負責任制」（先に責任を負う制度）に基づき、先に賠償を支払わなければならず、責任を転嫁してはならない。製造者の責任に属する場合、経営者は賠償後に製造者に求償する権利を有する。経営者の責任に属する場合、製造者は賠償後に経営者に求償する権利を有する。** **食品安全基準に適合しない食品を製造し、又は食品安全基準に適合しないことを明らかに知りながら販売した場合、消費者は損失賠償を請求するほか、製造者又は経営者に食品価格の 10 倍又は損失の 3 倍の賠償金を請求することもできる。増額賠償金が1000元に満たない場合は1000元とする。但し、食品のラベル・説明書に食品の安全性に影響しない、かつ消費者に誤認を生じさせない瑕疵がある場合を除く。**
4	2010年7月1日	不法行為責任法	第47条 明知产品存在缺陷仍然生产、销售，造成他人死亡或者健康严重损害的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。	47条 製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続し、他人を死亡させ、または健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。
5	2013年10月1日	旅行法	第70条 旅行社不履行包价旅游合同义务或者履行合同义务不符合约定的，应当依法承担继续履行、采取补救措施或者赔偿损失等违约责任；造成旅游者人身损害、财产损失的，应当依法承担赔偿责任。旅行社具备履行条件，经旅游者要	70条 旅行会社はパッケージツアー契約の義務を履行せず、又は契約義務の履行の内容が契約上の義務に適合しない場合、法に従って履行を継続し、救済措置を施し、又は損失を賠償する等の違約責任を負わなければならない。旅行者に人身損害・財産損失を与えた場合、法に従って賠償責任を負わな

			求仍拒绝履行合同，造成旅游者人身损害、滞留等严重后果的，旅游者还可以要求旅行社支付旅游费用一倍以上三倍以下的赔偿金。 由于旅游者自身原因导致包价旅游合同不能履行或者不能按照约定履行，或者造成旅游者人身损害、财产损失的，旅行社不承担责任。 在旅游者自行安排活动期间，旅行社未尽到安全提示、救助义务的，应当对旅游者的人身损害、财产损失承担相应责任。	ければならない。旅行会社が契約を履行する能力を備えており、なお旅行者から契約の履行を求められたにもかかわらず、契約の履行を拒否し、これによって旅行者に人身損害・滞在延長等の重大な結果を与えた場合、旅行者は旅行会社に対して、旅行費用の相当額以上 3 倍以下の賠償金を請求することができる。 旅行者が原因となって、プラン付き旅行契約が履行不能、若しくは履行できない、又は旅行者に人身損害・財産損失をもたらした場合、旅行会社は責任を負わない。 旅行者が自らフリー活動を選択した期間内に、旅行会社が安全確保や救助義務を果たせない場合、旅行者の人身損害・財産損失に対して、相応の責任を負わなければならない。
6	2014 年 5 月 1 日（1983 年制定、1993 年改正、2001 年改正、2013 年改正）	旧商標法	第 63 条 侵犯商标专用权的赔偿数额，按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定；权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该商标许可使用费的倍数合理确定。对恶意侵犯商标专用权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上三倍以下确定赔偿数额。赔偿数额应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。 人民法院为确定赔偿数额，在权利人已经尽力举证，而与侵权行为相关的账簿、资料主要由侵权人掌握的情况下，可以责令侵权人提供与侵权行为相关的账簿、资料；侵权人不提供或者提供虚假的账簿、资料的，人民法院可以参考权利人的主张和提供的证据判定赔偿数额。 权利人因被侵权所受到的实际损失、侵权人因侵权所获得的利益、注册商标许可使用费难以确定的，由人民法院根据侵权行为的情	旧 63 条 商標権侵害の賠償額は、商標権者が侵害により被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失を確定することが困難な場合に、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。商標権者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難な場合に、当該商標のライセンス料の倍数を参照し、合理的に確定する。悪意に商標権を侵害することに対して、情状が重大な場合には、上述の確定方法に基づいて確定した金額の相当額以上 3 倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、商標権者が権利侵害差止に支払った合理的な支出を含まなければならない。 人民法院は賠償額を確定するために、商標権者がすでに全力を尽くして立証し、権利侵害行為に関連する帳簿・資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害者に権利侵害行為に関わる帳簿、資料を提供するよう命ずることができる。権利侵害者が提供せず、又は虚偽の帳簿・資料を提供する場合、人民法院は著作権者の主張により権利侵害賠償額を確定し、判決を下すことができる。 商標権者が侵害により被った実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商

			节判决给予三百万元以下的赔偿。	標のライセンス料を確定することが困難な場合には、人民法院が侵害行為の情状に応じて、300 万元以下の賠償を命じる判決を下す。
	2019 年 11 月 1 日	新商標法	第 63 条 侵犯商标专用权的赔偿数额，按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定；权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该商标许可使用费的倍数合理确定。对恶意侵犯商标专用权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上五倍以下确定赔偿数额。赔偿数额应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。 人民法院为确定赔偿数额，在权利人已经尽力举证，而与侵权行为相关的账簿、资料主要由侵权人掌握的情况下，可以责令侵权人提供与侵权行为相关的账簿、资料；侵权人不提供或者提供虚假的账簿、资料的，人民法院可以参考权利人的主张和提供的证据判定赔偿数额。 权利人因被侵权所受到的实际损失、侵权人因侵权所获得的利益、注册商标许可使用费难以确定的，由人民法院根据侵权行为的情节判决给予五百万元以下的赔偿。 人民法院审理商标纠纷案件，应权利人请求，对属于假冒注册商标的商品，除特殊情况外，责令销毁；对主要用于制造假冒注册商标的商品的材料、工具，责令销毁，且不予补偿；或者在特殊情况下，责令禁止前述材料、工具进入商业渠道，且不予补偿。 假冒注册商标的商品不得在仅去除假冒注册商标后进入商业渠道。	新 63 条 商標権侵害の賠償額は、商標権者が侵害により被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失を確定することが困難な場合に、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。商標権者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難な場合に、当該商標のライセンス料の倍数を参照し、合理的に確定する。悪意に商標権を侵害することに対して、情状が重大な場合には、上述の確定方法に基づいて確定した金額の相当額以上 5 倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、商標権者が権利侵害差止に支払った合理的な支出を含まなければならない。 人民法院は賠償額を確定するために、商標権者がすでに全力を尽くして立証したが、権利侵害行為に関連する帳簿・資料が主に権利侵害者に保有されている状況下においては、権利侵害者に権利侵害行為に関わる帳簿、資料を提供するよう命ずることができる。権利侵害者が提供せず、又は虚偽の帳簿・資料を提供する場合、人民法院は著作権者の主張により権利侵害賠償額を確定し、判決を下すことができる。 商標権者が侵害により被った実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標のライセンス料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて、500 万元以下の賠償を命じる判決を下す。 人民法院が商標紛争事件を審理する場合、冒認登録された商標の商品について、特殊な状況を除き、商標権者の請求により、廃棄を命じることができる。冒認登録された商標の商品の製造に主として用いられる材料、器具について、廃棄を命じることができ、これに補償は要しない。また、特殊な状況において、上記材料、器具の流通や販売ルートへの流入の禁止を命じることが

				でき、これに補償は要しない。 冒認登録された商標の商品について、冒認登録された商標のみを除去した後に、再び流通や販売ルートに流入させてはならない。
7	2016年1月1日（2000年制定、2013年改正）	種子法	第73条 違反本法第二十八条規定，有侵犯植物新品种权行为的，由当事人协商解决，不愿协商或者协商不成的，植物新品种权所有人或者利害关系人可以请求县级以上人民政府农业、林业主管部门进行处理，也可以直接向人民法院提起诉讼。 县级以上人民政府农业、林业主管部门，根据当事人自愿的原则，对侵犯植物新品种权所造成的损害赔偿可以进行调解。调解达成协议的，当事人应当履行；当事人不履行协议或者调解未达成协议的，植物新品种权所有人或者利害关系人可以依法向人民法院提起诉讼。 侵犯植物新品种权的赔偿数额按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定;实际损失难以确定的,可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定。权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的,可以参照该植物新品种权许可使用费的倍数合理确定。赔偿数额应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。侵犯植物新品种权,情节严重的,可以在按照上述方法确定数额的一倍以上三倍以下确定赔偿数额。	73条 本法28条[399]の規定した植物新品種権侵害行為があった場合、当事者間は調停によって解決する。調停しない又は調停によって合意に達せなかった場合、植物新品種権者又は利害関係者は、県レベル以上の人民政府の農業・林業行政管理部門に処理を依頼し、或いは直接的に人民法院へ提訴することもできる。 県レベル以上の人民政府の農業・林業行政管理部門は、当事者の自由意思の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、当事者はそれを履行しなければならない。履行しない或いは調停の合意に達せなかった場合、植物新品種権者または当事者は、人民法院へ提訴することができる。 植物新品種権を侵害した賠償額は、権利者が侵害により被った実際の損失に基づいて確定する；実際の損失を確定することが困難な場合に、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。植物新品種者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難な場合に、当該植物新品種のライセンス料の倍数を参照し、合理的に確定する。賠償額は植物新品種権者が権利侵害差止に支払った合理的な支出を含まなければならない。植物新品種権を侵害することに対して、情状が重大な場合には、上述の確定方法に基づいて確定した金額の

[399] 種子法28条は「品種の育成を達成した単位又は個人は植物新品種権を有し、排他的独占権を有する。如何なる単位又は個人は植物新品種権所有者の許可を得ずに当該植物新品種を生産・繁殖又は販売してはならない。商業目的で当該植物新品種の繁殖材料を他の品種の繁殖材料の生産のために反復的に利用してはならない。但し、本法・関連法律・行政法規において別段の規定がある場合を除く。」（完成育种的单位或者个人对其授权品种，享有排他的独占权。任何单位或者个人未经植物新品种权所有人许可，不得生产、繁殖或者销售该授权品种的繁殖材料，不得为商业目的将该授权品种的繁殖材料重复使用于生产另一品种的繁殖材料；但是本法、有关法律、行政法规另有规定的除外。）と規定する。

			权利人的损失、侵权人获得的利益和植物新品种权许可使用费均难以确定的，人民法院可以根据植物新品种权的类型、侵权行为的性质和情节等因素，确定给予三百万元以下的赔偿。 县级以上人民政府农业、林业主管部门处理侵犯植物新品种权案件时，为了维护社会公共利益，责令侵权人停止侵权行为，没收违法所得和种子；货值金额不足五万元的，并处一万元以上二十五万元以下罚款；货值金额五万元以上的，并处货值金额五倍以上十倍以下罚款。 假冒授权品种的，由县级以上人民政府农业、林业主管部门责令停止假冒行为，没收违法所得和种子；货值金额不足五万元的，并处一万元以上二十五万元以下罚款；货值金额五万元以上的，并处货值金额五倍以上十倍以下罚款。	相当額以上 3 倍以下で賠償額を確定することができる。 権利者の損失、侵害者が侵害により得た利益、植物新品種のライセンス料を確定することが困難な場合には、人民法院は植物新品種権の種類、侵害行為の性質と情状等に基づいて、300 万元以下の賠償を命じる判決を下すことができる。 県レベル以上の人民政府の農業・林業行政管理部門は、植物新品種権侵害事件を処理するとき、社会の公共利益を守るために、侵害者に対して侵害行為の停止命令を命じ、違法による所得と種子を没収する。商品金額が 5 万元未満の場合、1 万元以上 25 万元以下の罰金を課す。商品金額が 5 万元以上の場合、商品金額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を課す。 品種の授権が偽造された場合、県レベル以上の人民政府の農業・林業行政管理部門は、偽造行為の停止命令を命じ、違法による所得と種子を没収する。商品金額が 5 万元未満の場合、1 万元以上 25 万元以下の罰金を課す。商品金額が 5 万元以上の場合、商品金額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を課す。
8	2017 年 10 月 1 日	民法総則	第 179 条 承担民事责任的方式主要有：（一）停止侵害，（二）排除妨碍，（三）消除危险，（四）返还财产，（五）恢复原状，（六）修理、重作、更换，（七）继续履行，（八）赔偿损失，（九）支付违约金，（十）消除影响、恢复名誉，（十一）赔礼道歉。 法律规定惩罚性赔偿的，依照其规定。 本条规定的承担民事责任的方式，可以单独适用，也可以合并适用。	179 条 民事責任引受の方式には、以下のものがある。 (1)侵害停止、(2)妨害除去、(3)危険除去、(4)財産返還、(5)原状回復、(6)修理・作り直し・交換、(7)履行の継続、(8)損害賠償、(9)違約金、(10)影響除去・名誉回復、(11)謝罪。 法律が懲罰的損害賠償を規定するときは、その規定に従う。 本条に所定の民事責任引受の方式は、単独で適用することができるほか、組み合わせて適用することもできる。
9	2019 年 4 月 23 日（1993 年制	不正競争防止法	第 17 条 经营者违反本法规定，给他人造成损害的，应当依法承担民事责任。 经营者的合法权益受到不正	17 条 経営者は本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法に基づいて民事責任を負わなければならない。 経営者の合法的な権利利益が不正競争行

	定、2017年改正、2019年改正）		当竞争行为损害的，可以向人民法院提起诉讼。 因不正当竞争行为受到损害的经营者的赔偿数额，按照其因被侵权所受到的实际损失确定;实际损失难以计算的，按照侵权人因侵权所获得的利益确定。经营者恶意实施侵犯商业秘密行为，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上五倍以下确定赔偿数额。赔偿数额还应当包括经营者为制止侵权行为所支付的合理开支。 经营者违反本法第六条、第九条规定，权利人因被侵权所受到的实际损失、侵权人因侵权所获得的利益难以确定的，由人民法院根据侵权行为的情节判决给予权利人五百万元以下的赔偿。	為により損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することができる。 不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償額は、当該権利侵害を被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失の確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益で確定することができる。経営者が悪意に営業秘密を侵害し、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償額には、経営者が権利侵害差止に支払った合理的な支出も含まれなければならない。 経営者が本法第6条[400]、第9条[401]の規定に違反し、権利者が侵害を被った実際の損失、侵害者が侵害により得た利益の算定が困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に基づいて、500 万元以下の賠償額を権利者に与える判決を下す。
10	2019年12月1日(2001年制定、2013年改	薬品管理法	第144条 药品上市许可持有人、药品生产企业、药品经营企业或者医疗机构违反本法规定，给用药者造成损害的，依法承担赔偿责任。 因药品质量问题受到损害的，受害人可以向药品上市许可持有人、药品生产企业请求赔偿损失，	144条 薬品市販承認取得者、薬品生産企業、薬品経営企業又は医療機構が本法の規定に違反し、薬品使用者に損害を与えた場合、法に基づき賠償責任を負う。 薬品品質問題によって損害を受けた場合、被害者は薬品市販承認取得者、薬品生産企業に対して損害賠償を請求することが

[400] 不正競争防止法6条は「経営者は、次の各号に掲げる混同行為を行い、他社の商品か、他人と特定の関係があるものと誤認させてはならない。(1) 無断で一定の影響力を持つ他人の商品の名称、包装もしくは装飾等、同一または近似のラベルを使用する。(2) 無断で一定の影響力を持つ企業名称（略称、屋号等を含む。)、社会組織の名称（略等を含む。)、氏名（ペンネーム、芸名訳等を含む。）を使用する。(3) 無断で一定の影響力を持つ他人のドメイン名または主体の部分、ウェブサイト名、ホームページ等を使用する。(4) その他、他人の商品であるか、他人と特定の関係があるものとの誤認を招く行為。」と規定する。

[401] 不正競争防止法9条は「経営者は、次の各号に掲げる営業秘密を侵害する行為をしてはならい。(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫その他不正な手段により権利者の営業秘密を取得する。(2) 前号の手段により取得した権利者営業秘密を開示し、使用するか、他人の使用を許可する。(3)約定に違反するか、権利者の営業秘密の保持に関する要求違反し、その把握している営業秘密を開示し、使用たり、他人の使用を許可する。第三者が営業秘密の権利者従業員、もと従業員またはその他企業・組織、個人が前項所定の違法行為を行ったことを明らかに知るか、知るべきである場合において、なお他人の営業秘密を取得し、開示し、使用するか、他人にその使用を許可したときは、営業秘密を侵害したものとみなす。本法にいう営業秘密とは、一般に知られておらず、商業的価値があり、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報および経営情報をいう。」と規定する。

	正、2015年改正）		也可以向药品经营企业、医疗机构请求赔偿损失。接到受害人赔偿请求的，应当实行首负责任制，先行赔付；先行赔付后，可以依法追偿。 生产假药、劣药或者明知是假药、劣药仍然销售、使用的，受害人追偿或者其近亲属除请求赔偿损失外，还可以请求支付价款十倍或者损失三倍的赔偿金；增加赔偿的金额不足一千元的，为一千元。	でき、又は薬品経営企業、医療機構に対して損失賠償を請求することもできる。被害者の賠償請求を受けたとき、**「首負責任制」基づき、先に賠償**を支払わなければならない。賠償後に、法律に基づいて求償することができる。 偽造薬品、粗悪薬品を製造し、或いは偽造薬品、粗悪薬品であることを明らかに知りながら販売・使用を継続した場合、被害者又はその近親者が損失賠償を請求するほか、薬品価格の10倍賠償或いは損失の3倍賠償金を請求することもできる。**増額賠償金が1000元に満たない場合は1000元とする。**
11	2021年1月1日	民法典	第179条 承担民事责任的方式主要有：（一）停止侵害，（二）排除妨碍，（三）消除危险，（四）返还财产，（五）恢复原状，（六）修理、重作、更换，（七）继续履行，（八）赔偿损失，（九）支付违约金，（十）消除影响、恢复名誉，（十一）赔礼道歉。 法律规定惩罚性赔偿的，依照其规定。 本条规定的承担民事责任的方式，可以单独适用，也可以合并适用。	179条 民事責任引受の方式には、以下のものがある。 (1)侵害停止、(2)妨害除去、(3)危険除去、(4)財産返還、(5)原状回復、(6)修理・作り直し・交換、(7)履行の継続、(8)損害賠償、(9)違約金、(10)影響除去・名誉回復、(11)謝罪。 法律で懲罰的賠償について規定している場合、その規定に従う。 本条に所定の民事責任引受の方式は、単独で適用することができるほか、複数を併用して適用することもできる。
			第1185条 故意侵害他人知识产权，情节严重的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。	1185条 故意に他人の知的財産権を侵害し、情状が重大な場合、被権利侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。
			第1207条 明知产品存在缺陷仍然生产、销售，或者没有依据前规定采取有效补救措施，造成他人死亡或者健康严重损害的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。	1207条 製品の欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続し、或いは前条に基づいて有効な救済措置を講じなかったため、他人を死亡させ、または健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。
			第1232条 侵权人违反法律规定故意污染环境、破坏生态造成严重后果的,被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。	1232条 不法行為者が法律規定に違反して故意に環境を汚染し、生態を破壊し、重大な結果をもたらした場合、被権利侵害者は、相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有す

				る。
12	2021年6月1日（1985年制定、1992年改正、2000年改正、2008年改正、2012年改正）	特許法	第71条 侵犯专利权的赔偿数额按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定。权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该专利许可使用费的倍数合理确定。对故意侵犯专利权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上五倍以下确定赔偿数额。 权利人的损失、侵权人获得的利益和专利许可使用费均难以确定的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节等因素，确定给予十万元以上五百万元以下的赔偿。 赔偿数额还应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。 人民法院为确定赔偿数额，在权利人已经尽力举证，而与侵权行为相关的账簿、资料主要由侵权人掌握的情况下，可以责令侵权人提供与侵权行为相关的账簿、资料；侵权人不提供或者提供虚假的账簿、资料的，人民法院可以参考权利人的主张和提供的证据判定赔偿数额。	71条 特許権侵害の賠償額は、特許権者が侵害を被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失の確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益で確定することができる。特許権者の損失又は侵害者の得た利益の算定が困難な場合には、当該特許の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に確定する。故意に特許権を侵害し、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。 特許権者の損失、侵害者の得た利益及び特許の実施許諾料の算定がともに困難な場合には、人民法院は特許権の種類、侵害行為の性質や情状などの要素に基づいて、10万元以上500万元以下の賠償額を確定することができる。 賠償金額には、権利者が権利侵害差止に支払った合理的な支出も含まれなければならない。 人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに全力を尽くして立証し、権利侵害行為に関連する帳簿・資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に関する帳簿・資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者は提供せず、又は虚偽の帳簿・資料等を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を参考にして賠償金額を認定することができる。
13	2021年6月1日（1991年制定、2001年改正、	著作権法	第54条 侵犯著作权或者与著作权有关的权利的，侵权人应当按照权利人因此受到的实际损失或者侵权人的违法所得给予赔偿；权利人的实际损失或者侵权人的违法所得难以计算的，可以参照该权利使用费给予赔偿。对故意侵犯著作权或者与著作权有关的权利，情节严重	54条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合において、侵害者は著作権者が侵害を被った実際の損失或いは侵害者の違法行為により得た利益に基づいて著作権者に対して賠償すべき；著作権者の実際の損失或いは侵害者の違法行為により得た利益の算定が困難な場合には、当該著作権使用料を参照して賠償することができる。故意に著作権又は

	2010年改正、2012年改正）		的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上五倍以下给予赔偿。 权利人的实际损失、侵权人的违法所得、权利使用费难以计算的，由人民法院根据侵权行为的情节，判决给予五百元以上五百万元以下的赔偿。 赔偿数额还应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。 人民法院为确定赔偿数额，在权利人已经尽了必要举证责任，而与侵权行为相关的账簿、资料等主要由侵权人掌握的，可以责令侵权人提供与侵权行为相关的账簿、资料等；侵权人不提供，或者提供虚假的账簿、资料等的，人民法院可以参考权利人的主张和提供的证据确定赔偿数额。 人民法院审理著作权纠纷案件，应权利人请求，对侵权复制品，除特殊情况外，责令销毁；对主要用于制造侵权复制品的材料、工具、设备等，责令销毁，且不予补偿；或者在特殊情况下，责令禁止前述材料、工具、设备等进入商业渠道，且不予补偿。	著作隣接権を侵害し、情状が重大な場合には、上記方法で確定した金額の相当額以上５倍以下で賠償金額を認定することができる。 著作権者の実際の損失、侵害者の違法行為により得た利益、著作権使用料の算定が困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に基づいて、500 元以上 500 万元以下の賠償額を下すことができる。 賠償額には、著作権者が権利侵害差止に支払った合理的な支出も含まれなければならない。 人民法院は賠償金額を確定するために、著作権者がすでに全力を尽くして立証したが、権利侵害行為に関連する帳簿・資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に関わる帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる；権利侵害者は提供せず、又は虚偽の帳簿・資料等を提供する場合、人民法院は著作権者の主張と提供した証拠を参考にして賠償額を確定することができる。 人民法院は著作権紛争案件の審理する場合、著作権者の請求に応じて、特殊な場合を除き、権利侵害にかかる複製品および権利侵害にかかる複製作に主として用いられた材料、工具、設備等の廃棄を命じることができ、かつ賠償責任を負わない。また、特殊な場合、上記材料、工具、設備等の市場流通を禁じることができ、かつ賠償責任を負わない。

参考資料２

最高人民法院による解釈と規定

番号	年月日	法令名	中国語原文	日本語訳文
1	2003 年 4 月 28 日（2021 年1月1日より削除）	商品住宅売買契約紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（法釈〔2003〕7号）	第８条 　具有下列情形之一，导致商品房买卖合同目的不能实现的，无法取得房屋的买受人可以请求解除合同、返还已付购房款及利息、赔偿损失，并可以请求出卖人承担不超过已付购房款一倍的赔偿责任： （一）商品房买卖合同订立后，出卖人未告知买受人又将该房屋抵押给第三人； （二）商品房买卖合同订立后，出卖人又将该房屋出卖给第三人。 第９条 　出卖人订立商品房买卖合同时，具有下列情形之一，导致合同无效或者被撤销、解除的，买受人可以请求返还已付购房款及利息、赔偿损失，并可以请求出卖人承担不超过已付购房款一倍的赔偿责任： （一）故意隐瞒没有取得商品房预售许可证明的事实或者提供虚假商品房预售	８条 　以下のいずれかの事由が存在したことによって、商品住宅売買契約目的が実現不可能となった場合、商品住宅を取得できない買主は契約解除、支払済みの商品住宅代金及び利息の返還、損失の賠償、並びに売主に対して支払済みの商品住宅代金の相当額を超えない範囲での賠償責任を請求することができる。 （一）商品住宅売買契約締結後、売主が買主に告知せずに当該商品住宅を第三者の抵当に供した、 （二）商品住宅売買契約締結後、売主が当該商品住宅を第三者に売却した。 ９条 　売主が商品住宅売買契約を締結する場合において、以下のいずれかの事由により、契約の無効又は取消若しく

			许可证明； （二）故意隐瞒所售房屋已经抵押的事实； （三）故意隐瞒所售房屋已经出卖人给第三人或者为拆迁补偿安置房屋的事实。	は解除をもたらした場合、買主は売主に対して、支払済みの商品住宅代金及び利息の返還、損失の賠償、並びに支払済み商品住宅代金と相当額を超えない範囲での賠償責任を請求することができる。 （一）故意に当該商品住宅の予約販売許可証明が取得されていないことを隠蔽し、又は偽った商品住宅予約販売許可証明を提供した、 （二）故意に当該商品住宅が既に抵当権を設定された事実を隠蔽した、 （三）故意に当該商品住宅が既に第三者に売却され、又は立退きによる安置住宅である事実を隠蔽した。
2	2010 年 10 月 26 日	旅行紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定（法釈〔2010〕13 号）	第 17 条 旅游经营者违反合同约定，有擅自改变旅游行程、遗漏旅游景点、减少旅游服务项目、降低旅游服务标准等行为，旅游者请求旅游经营者赔偿未完成约定旅游服务项目等合理费用的，人民法院应予支持。 旅游经营者提供服务时有欺诈行为，旅游者请求旅游经营者双倍赔偿其遭受的损失的，人民法院应予支持。	17 条 旅行会社は契約に違反し、旅行行程を無断に変更する、観光地を漏れ落ちる、旅行サービス項目を減らす、旅行サービスの基準を下回ることなどの行為を行った場合には、旅行者が旅行会社に対して、旅行サービス項目の未完成部分に相当する合理的費用を請求するときは、人民法院はそれを支持しなければならない。 旅行会社がサービスを提供する場合において、詐欺行為があったときは、旅行者が旅行会社に対して被った損失の 2 倍賠償を請求するときは、人民法院はそれを支持しなければならない。
3	2014 年 3 月 15 日	食品薬品紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定（法釈〔2013〕28 号）	第 15 条 生产不符合安全标准的食品或者销售明知是不符合安全标准的食品，消费者除要求赔偿损失外，向生产者、销售者主张支付价款十倍赔偿金或者依照法律规定的其他赔偿标准要求赔偿的，人民法院应予支持。	15 条 食品安全基準に適合しない食品を製造し、又は食品安全基準に適合しない食品であることを明らかに知りながら販売を継続した場合、消費者は製造者・販売者に対して損失賠償を請求するほか、食品価格の 10 倍賠償金を主張し、或いは法律規定するその他の賠償基準に基づいて賠償金を請求するときは、人民法院はそれを支持しなければならない。

4	2017 年 12 月 14 日	医療損害責任紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（法釈〔2017〕20 号）	第 23 条 医疗产品的生产者、销售者明知医疗产品存在缺陷仍然生产、销售，造成患者死亡或者健康严重损害，被侵权人请求生产者、销售者赔偿损失及二倍以下惩罚性赔偿的，人民法院应予支持。	23 条 医療製品の製造者・販売者が医療製品に欠陥の存在を明らかに知りながら製造・販売を継続し、患者を死亡させ、或いは健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は、製造者・販売者に対して損失賠償および 2 倍以下の懲罰的損害賠償を請求するときは、人民法院はそれを支持しなければならない。
5	2021 年 1 月 1 日	食品安全民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（一）（法釈〔2020〕14 号）	第 6 条 食品经营者具有下列情形之一，消费者主张构成食品安全法第一百四十八条规定的“明知”的，人民法院应予支持： （一）已过食品标明的保质期但仍然销售的； （二）未能提供所售食品的合法进货来源的； （三）以明显不合理的低价进货且无合理原因的； （四）未依法履行进货查验义务的； （五）虚假标注、更改食品生产日期、批号的； （六）转移、隐匿、非法销毁食品进销货记录或者故意提供虚假信息的； （七）其他能够认定为明知的情形。	6 条 食品経営者が以下のいずれかに該当した場合、消費者が食品安全法 148 条の「明らかに知りながら」にあたると主張するときは、人民法院はそれを支持すべきである。 （1）賞味期限切れ食品を販売した場合 （2）販売した食品の合法的な仕入先を提供することできなかった場合 （3）明らかに不当な低価格で食品を仕入れ、かつ合理的な理由ない場合 （4）法に基づいて食品の受入検査義務を履行しなかった場合 （5）虚偽表示、食品の製造年月日とロット番号を改ざんした場合 （6）食品の入荷及び販売の記録を移転・隠匿・違法廃棄、或いは故意的に虚偽の情報を提供した場合 （7）その他の「明らかに知りながら」と認定された場合
			第 7 条 消费者认为生产经营者生产经营不符合食品安全标准的食品同时构成欺诈的，有权选择依据食品安全法第一百四十八条第二款或者消费者权益保护法第五十五条第一款规定主张食品生产者或者经营者承担惩罚性赔偿责任。	7 条 消費者は、製造者・経営者が食品安全基準に適合しない食品を生産・販売したのと同時に詐欺も成立と判断した場合、食品安全法 148 条 2 項或いは消費者法 55 条 1 項のいずれかを選択し、それに基づいて、製造者又は経営者に対して懲罰的損害賠償責任を請求する権利を有する。
			第 10 条 食品不符合食品安全标准，消费者主张生产者或者经营者依据食品安全法第	10 条 食品が食品安全基準に適合せず、消費者が食品安全法 148 条 2 項に基づき

			一百四十八条第二款规定承担惩罚性赔偿责任，生产者或者经营者以未造成消费者人身损害为由抗辩的，人民法院不予支持。	製造者又は経営者に懲罰的損害賠償責任を請求する場合において、製造者又は経営者が消費者に人身損害を与えなかったことを理由に抗弁するときは、人民法院はその抗弁を支持しない。

参考資料３

各人民法院による意見

番号	年月日	法院名	中国語	日本語
1	2020年4月23	北京市高級人民法院による知的財産権侵害及び不正競	1.13 惩罚性赔偿的适用条件 惩罚性赔偿的适用，应当依照法律的规定。 恶意实施侵害商标权或者侵犯商业秘	1.13 懲罰的損害賠償の適用要件 懲罰的損害賠償の適用は、法律の規定に従わなければならない。 悪意による商標権或いは商業秘密などを侵

	日	争事件での損害賠償指導意見及び法定賠償に関する審判基準(北京市高級人民法院知的財産権法廷)	密等行为，且情节严重的，适用惩罚性赔偿。 “恶意”一般为直接故意。“情节严重”一般是指被诉行为造成了严重损害后果。	害し、かつ情状が重大の場合、懲罰的損害賠償を適用する。 「悪意」とは、直接故意であり、「情状が重大」とは、被告の権利侵害行為によって重大な損害がもたらした結果を指す。
			1.14 惩罚性赔偿的适用方法 惩罚性赔偿的适用，应当依据当事人的主张，但一般情况下当事人应当在一审法庭辩论终结前提出该主张。	1.14 懲罰的損害賠償における適用方法 懲罰的損害賠償の適用が当事者の主張に基づき、但し、通常では、当事者は第一審の口頭弁論終結前に当該主張を提出しなければならない。
			1.15 惩罚性赔偿“恶意”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为被告具有恶意： (1) 被告或者其控股股东、法定代表人等在生效判决作出后，重复或变相重复实施相同侵权行为或不正当竞争行为； (2) 被告或者其控股股东、法定代表人等经权利人多次警告或受到行政机关处罚后，仍继续实施侵权行为或不正当竞争行为； (3) 假冒原告注册商标； (4) 攀附原告驰名商标声誉、抢注原告驰名商标； (5) 被告在相同或类似商品上使用原告驰名商标； (6) 原告与被告之间存在劳动、劳务关系，或者具有代理、许可、经销、合作等关系，或者进行过磋商，被告明知他人知识产权存在； (7) 被告存在掩盖被诉行为、伪造或毁灭侵权证据等行为； (8) 被告拒不履行行为保全裁定； (9) 其他情形。	1.15 懲罰的損害賠償における「悪意」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、被告に悪意があると認定することができる： （1）被告或いは当該支配株主、法定代表者などは判決確定後、繰返し或いは他の方法で同様の権利侵害行為又は不正競争行為を行った場合 （2）被告或いは当該支配株主、法定代表者などは権利者から何度も警告を受け、或いは行政機関から処罰を受けた後もなお侵害行為又は不正競争行為を行った場合 （3）原告の登録商標を偽った場合 （4）原告の著名商標の名声にただ乗りし、利益の独占を図る意図をもって原告の著名商標を出願した場合 （5）被告が原告の著名商標を同一又は類似の商品に使用した場合 （6）原告と被告との間に労働・雇用の関係或いは代理・ライセンス・販売・提携などの関係若しくは交渉を行ったことがあり、被告が明らかに他人の知的財産権の存在を知っていた場合 （7）被告が訴えられたことを隠蔽し、権利侵害に関する証拠を偽造又は隠滅するなどの行為があった場合 （8）被告が登録商標権侵害行為の保全命令を拒否した場合 （9）その他の事由があった場合。
			1.16　侵害商标权“情节严重”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为侵害商标权的情节严重： (1) 完全以侵权为业； (2) 被诉行为持续时间长； (3) 被诉行为涉及区域范围广；	1.16　商標権侵害における「情状が重大」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、商標権侵害における「情状が重大」があると認定することができる： （1）完全に権利侵害を業としていた場合

			（4）侵权获利数额巨大； （5）被诉行为同时违反了食品、药品、医疗、卫生、环境保护等法律法规，可能危害人身安全、破坏环境资源或者严重损害公共利益； （6）其他情形。	（２）訴えられた権利侵害行為が長い時間を継続した場合 （３）訴えられた権利侵害行為が広い範囲であった場合 （４）権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 （５）訴えられた権利侵害行為が同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護などの法律に違反し、人身安全を侵害し、環境資源を破壊し、又は著しく公共利益を侵害する可能性があった場合 （６）その他の事由があった場合
			1.17 侵犯商业秘密“情节严重”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为侵犯商业秘密的情节严重： （1）完全以侵权为业； （2）被诉行为持续时间长； （3）被诉行为导致商业秘密为公众所知悉； （4）侵权获利数额巨大； （5）被告多次侵犯他人商业秘密或侵犯他人多项商业秘密； （6）被诉行为同时违反了食品、药品、医疗、卫生、环境保护等法律法规，可能危害人身安全、破坏环境资源或者严重损害公共利益； （7）其他情形。	1.17 営業秘密侵害における「情状が重大」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、営業秘密を侵害したと認定することができる： （１）完全に権利侵害を業としていた場合 （２）訴えられた権利侵害行為が長い時間を継続した場合 （３）訴えられた権利侵害行為による営業秘密が公衆に知られていた場合 （４）権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 （５）被告は複数回にわたり他人の営業秘密を侵害、或いは他人の複数の営業秘密を侵害した場合 （６）訴えられた権利侵害行為が同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護などの法律に違反し、人身安全を侵害し、環境資源を破壊し、又は著しく公共利益を侵害する可能性があった場合 （７）その他の事由があった場合
			1.18 惩罚性赔偿的“基数” 惩罚性赔偿的“基数”包括权利人的实际损失、侵权人的获利以及许可使用费。 原告维权支出的合理开支，一般不纳入计算基数。	1.18 懲罰的損害賠償の「算定基準」 懲罰的損害賠償の「算定基準」には、権利者の実際の損失、権利侵害者の利益及びライセンス料が含まれる。 原告の合理的な権利行使に支出経費は、通常では、算定基準に含まれない。
			1.19 惩罚性赔偿的“倍数” 惩罚性赔偿的数额，以前款确定的赔偿数额作为计算基数，在法定倍数范围内酌情确定。 惩罚性赔偿的“倍数”，可以不是整数。	1.19 懲罰的損害賠償の「倍数」 懲罰的損害賠償額は、前項で確定した賠償額を算定基準とし、法定された倍数の範囲内で情状斟酌し確定する。 懲罰的損害賠償の「倍数」は、整数ではなくともできる。

			1.20 惩罚性赔偿与行政罚款、刑事罚金的关系 被告以其同一被诉行为已受到行政罚款或者刑事罚金处罚为由，请求抵销惩罚性赔偿相应数额的，一般不予支持。	1.20 懲罰的損害賠償と行政・刑事罰金の関係 被告は訴えられた権利侵害行為が既に行政或いは刑事罰金が課されたことを理由として、懲罰的損害賠償の一部と相殺するようと請求した場合、通常では、この請求を支持しない。
2	2020年12月17日	天津市高級人民法院による知的財産権侵害事件の審理における懲罰的損害賠償適用の問題に関する委員会紀要	一、惩罚性赔偿的适用条件 故意实施侵害知识产权行为，情节严重的，根据权利人的请求，可以依法适用惩罚性赔偿适用惩罚性赔偿。	１、懲罰的損害賠償の適用要件 故意による知的財産権を侵害し、情状が重大な場合、権利者の請求に従って、法律に基づいて懲罰的損害賠償を適用することができる
			二、“故意”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为“故意” （一）权利人与被诉侵权人之间曾经存在合作关系、劳动关系或者通过磋商等，被诉侵权人知道或者应当知道权利人对涉案客体享有知识产权的； （二)被诉侵权人收到行政处罚决定或者人民法院行为保全裁定后，仍不停止相关侵权行为的； （三）被诉侵权人或者其实际控制人因侵害知识产权行为承担过民事、行政或者刑事责任后，次实施侵害同一权利客体行为的； （四）被诉侵权人为掩盖侵权行为，实施毁灭证据、提供虚假证据等行为的； （五）根据被诉侵权行为能够认定被诉侵权人具有明显模仿、抄袭涉案权利客体的主观意图的； （六）其他可以认定被诉侵权人具有侵权故意的情形。	２、「故意」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、故意であると認定することができる： （１）権利者と訴えられた権利侵害者との間に、かつては取引関係、労働関係或いは交渉を図ったことが存在し、訴えられた権利侵害者が権利者の知的財産権の存在を知っていた或いは知り得た場合 （２）訴えられた権利侵害者はすでに行政処罰或いは人民法院から権利侵害行為の保全命令を受けた後、なお権利侵害行為を停止しなかった場合 （３）訴えられた権利侵害者或いは実際の権利利用者は、知的財産権侵害によって民事・行政・刑事責任を受けた後、また同様な権利侵害を行った場合 （４）訴えられた権利侵害者は権利侵害行為を隠し、証拠を隠滅し、偽った証拠を提出するなどの行為があった場合 （５）訴えられた権利侵害行為から、権利侵害行為者に当該事件の客体を明らかに模倣・複製した主観的な意図があることを認定することができた場合 （６）その他の権利侵害者に権利侵害の故意があると認める事由があった場合。
			三、“情节严重”的认定 具有下列情形之一的，可以认定为“情节严重”： （一）被诉侵权人多次实施侵害知识产权行为或者以侵权为业的； （二）被诉侵权行为持续时间长； （三）被诉侵权行为生产规模大； （四）被诉侵权行为涉及区域广； （五）侵权获利数额巨大； （六）被诉侵权行为涉及健康、安全、环境	３、「情状が重大」の認定 以下のいずれかの事由があった場合、情状が重大であると認定することができる： （１）訴えられた権利侵害者は何度も知的財産権利侵害を施し、或いは完全に権利侵害を業としていた場合 （２）訴えられた権利侵害行為が長い時間を継続した場合 （３）訴えられた権利侵害行為の生産規模が大きい場合

			等领域，可能危害人身安全或者损害社会公共利益的； （七）被诉侵权行为造成权利人严重经济损失或者对权利人商誉造成严重损害的； （八）其他可以认定侵权情节严重的情形。	（4）訴えられた権利侵害行為が広い範囲であった場合 （5）権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 （6）訴えられた権利侵害行為が健康、安全、環境などの領域に及ぼし、人身安全を侵害し、又は公共利益を侵害する可能性があった場合 （7）訴えられた権利侵害行為は権利者に重大な経済的損失或いは商業信用に損害を与えた場合 （8）その他の情状が重大と認定できる事由があった場合
			四、惩罚性赔偿的主张 权利人主张适用惩罚性赔偿的，应当在一审法庭辩论终结前提出，并明确惩罚性赔偿的数额和计算方式。	4、懲罰的損害賠償の主張 権利者は懲罰的損害賠償を主張するとき、第一審の法廷弁論終結前に当該主張を提出し、かつ明確に懲罰的損害賠償額と算定方法を示さなければならない。
			五、惩罚性赔偿赔偿的计算基数 确定惩罚性赔偿的数额应当以权利人因被侵权所受到的实际损失，侵权人因侵权所获得的利益或者许可使用费赔偿金为计算基数。 惩罚性赔偿的计算基数不包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。	5、懲罰的損害賠償の算定基準 懲罰的損害賠償額を確定するとき、権利者の実際の損失、権利侵害者の利益或いはライセンス料の賠償額を算定基準とする。 懲罰的損害賠償の算定基準に、原告が権利侵害を抑止するために支出した合理的な経費が含まれない。
			六、惩罚性赔偿的“倍数” 惩罚性赔偿的倍数应当在法律规定的倍数范围内，根据被诉侵权人的主观过错程度及侵权情节等综合确定，可以不是整数。	6、懲罰的損害賠償の「倍数」 懲罰的損害賠償の倍数は、前項で確定した賠償額を算定基準とし、法定された倍数の範囲内で情状斟酌し確定する。 懲罰的損害賠償の「倍数」は、整数ではなくともできる。
3	2020年12月18日	深圳市中級人民法院による知的財産権侵害民事不法行為における懲罰的損害賠償適用に関する指導意見（試行）	第六条　“故意”的认定原则 本意见所指“故意”，是指侵权人主观上明知自己的行为会导致侵权结果的发生，而希望或放任这种结果发生。侵权人因过失导致侵权的，一般不构成“故意”。	6条　故意の認定原則 本意見のいう「故意」とは、権利侵害者の主観的に自己の侵害行為によって結果を生じたことを明らかに知っているにもかかわらず、なおその結果の発生を希望或いは放任することを指す。過失によって権利を侵害した場合、通常では、「故意」と認めない。
			第七条　故意的认定因素 侵权人故意的认定，人民法院可以考虑以下因素： （一）侵权人或者其控股股东、法定代表人等在生效判决作出后，重复或变相重复实施相同侵权行为； （二）侵权人或者其控股股东、法定代表	7条　故意の認定要素 権利侵害者の故意の認定について、人民法院は以下の要素を考慮ことができる： （1）権利者又は当該支配株主、法定代表者などが判決確定後、繰返し又は他の方法で同様の権利侵害行為或いは不正競争行為を行った場合

			人等经权利人多次警告或受到行政机关处罚后，仍继续实施侵权行为； （三）权利人与侵权人之间存在劳动、劳务关系，或者具有代理、许可、经销、合作等关系，或者进行过磋商，侵权人明知他人知识产权存在； （四）侵权人收到权利人警告函后无正当理由继续实施相关行为； （五）侵权人在相同或类似商品上使用权利人驰名商标； （六）侵权人抢注权利人驰名商标，或商标注册申请被认为与在先商标近似，驳回后继续使用； （七）侵权人采取措施掩盖侵权行为、伪造或毁灭侵权证据等行为； （八）其他情形。	（2）権利者或いは当該支配株主、法定代表者などは権利者から何度も警告を受け、或いは行政機関から処罰を受けた後もなお侵害行為又は不正競争行為を行った場合 （3）権利者と権利侵害者との間に労働・雇用の関係、或いは代理・ライセンス・販売・提携などの関係、若しくは交渉を行ったことがあり、権利侵害者が明らかに他人の知的財産権の存在を知っていた場合 （4）権利侵害者は権利者から警告の通達を受けた後、正当な理由がなく、継続的に権利侵害行為を行った場合 （5）権利侵害者は権利者の著名商標を同様又は類似の商品に使用した場合 （6）権利侵害者は利益の独占を図る意図をもって権利者の著名商標を出願し、或いは商標登録申請したことが他の商標権と類似したため、登録ができないと認められた場合 （7）権利侵害者が権利侵害行為を隠蔽し、証拠を偽造又は隠滅するなどの行為があった場合 （8）その他の事由があった場合。
			第八条　情节严重的认定因素 侵权行为具有下列情形之一的，可以认定为“情节严重”： （一）主要以侵权为业； （二）侵权行为的持续时间较长； （三）侵权获利数额巨大或给权利人造成重大经济损失； （四）侵权行为对权利人的商誉、市场份额等合法权益造成严重损害； （五）侵权行为对消费者人身安全、生态环境等消费者利益或公共利益造成侵害； （六）侵权行为对行业或者社会造成严重不良影响； （七）侵权人拒不履行法院作出的行为保全裁定、书证提出裁定等法律文书的； （八）其他情节严重的情形。	8条　情状が重大の認定要素 以下のいずれかの事由があった場合、権利侵害における「情状が重大」があると認定することができる： （1）主に権利侵害を業としていた場合 （2）権利侵害行為が長い時間を継続した場合 （3）権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 （4）権利侵害行為は権利者の商業信用、市場占有率などの合法的な権利利益に重大な損害を与えた場合 （5）権利侵害行為が消費者の人身安全、生態環境などの消費者利益或いは公共利益を侵害する可能性があった場合 （6）権利侵害行為は業界或いは社会に対して重大な影響を及ぼした場合 （7）権利侵害者は法院に下された侵害行為の保全命令、文書提出命令などの法律文書を拒否した場合 （8）その他の事由があった場合
			第九条　惩罚性赔偿的基数计算 确定惩罚性赔偿的基数包括：	9条　懲罰的損害賠償の算定基準 懲罰的損害賠償の算定基準を確定するとき、

			（一）权利人因被侵权所受到的损失； （二）侵权人因侵权所获得的利益； （三）许可使用费的合理倍数。 惩罚性赔偿的基数不包括权利人的维权合理开支	以下のものを含む： （1）権利者の権利侵害によって被った実際の損失 （2）権利侵害によって得た利益 （3）ライセンス料の合理的な倍数。 懲罰的損害賠償の算定基準に、権利者は権利侵害を主張するために支出した合理的な経費が含まれない。
			第二十一条　惩罚性赔偿与行政罚款、刑事罚金的关系 侵权人以其同一侵权行为已受到行政罚款或刑事罚金处罚为由，请求抵销惩罚性赔偿的基数的，一般不予支持。侵权人已被处以刑事罚金或行政罚款的，在确定赔偿倍数时，可酌情予以考虑。	21条　懲罰的損害賠償と行政･刑事罰金の関係 権利侵害者は既に行政或いは刑事罰金が課されたことを理由として、懲罰的損害賠償の算定基準と相殺するようと請求した場合、通常では、この請求を支持しない。権利侵害者は既に行政或いは刑事罰金が課された場合、懲罰的損害賠償の倍数を確定するときに、斟酌して考慮することができる。

参考資料４

地方条例

番号	年月日	条例名	中国語原文	日本語訳文
1	2020 年 9 月 25 日	上海市外商投資条例	第 29 条 　本市依法严格保护外国投资者、外商投资企业的知识产权，推进跨区域、跨部门知识产权快速协同保护机制建设，不断完善司法和行政执法知识产权保护体系，依法惩处侵犯外国投资者、外商投资企业知识产权的行为。 本市各级人民法院对于外国投资者、外商投资企业涉及知识产权的证据保全、行为保全申请，应当快速受理和审查，依法裁定并立即执行。对于重复侵权、恶意侵权以及其他具有严重侵权情节的侵权行为，依法适用惩罚性赔偿等惩处措施。适时出台有关法律适用指引，发布中英文知识产权司法保护典型案例。	29 条 　本法は法に基づき外国投資者と外商投資企業の知的財産権を厳格に保護し、区域又は部門横断的知的財産権の迅速な協同保護メカニズムの構築を推進し、司法と行政法執行の知的財産権保護体系を絶えず改善し、法に基づき外国投資者と外商投資企業の知的財産権を侵害する行為を罰する。 　本市の各級人民法院は外国投資者と外商投資企業の知的財産権に関わる証拠保全、行為保全の申立に対して、迅速に受理と審査し、法に基づき裁定し、直ちに執行しなければならない。反復的な権利侵害行為、悪意による権利侵害行為、およびその他の情状が重大な権利侵害行為に対して、法に基づき懲罰的損害賠償などの罰する措置を適用する。関連法律の適用に関するガイドラインを適時に示し、中国語と英語版の司法による典型的知的財産案例を発布する。

参考資料５

知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈

（2021 年 3 月 3 日より施行）

中国語	日本語
第一条 原告主张被告故意侵害其依法享有的知识产权且情节严重，请求判令被告承担惩罚性赔偿责任的，人民法院应当依法审查处理。 本解释所称故意，包括商标法第六十三条第一款和反不正当竞争法第十七条第三款规定的恶意。	１条 原告は被告が故意に知的財産権を侵害し、かつ情状が重大であることを理由として、懲罰的損害賠償を請求するときに、人民法院が法に基づいて審理すべきである。 本解釈のいう「故意」には、商標法 63 条 1 項と不正競争防止法 17 条 3 項における「悪意」を含めている。
第二条 原告请求惩罚性赔偿的，应当在起诉时明确赔偿数额、计算方式以及所依据的事实和理由。 原告在一审法庭辩论终结前增加惩罚性赔偿请求的，人民法院应当准许；在二审中增加惩罚性赔偿请求的，人民法院可以根据当事人自愿的原则进行调解，调解不成的，告知当事人另行起诉。	２条 原告は懲罰的賠償を請求する場合、訴訟を提起する時に賠償額、算定方法及び根拠事実と理由を明確に示さなければならい。 第一審の口頭弁論終結前に、原告が請求の内容に懲罰的損害賠償を追加する場合、人民法院は当該請求内容を認めるべきである。第二審の審理中に、懲罰的損害賠償の請求が追加された場合には、人民法院は当事者の自由意思の原則［自願的原則］に基づいて調停を行わなければならない。調停が不調に終わった場合には、当事者に別途提訴するようと告知しなければならない。
第三条 对于侵害知识产权的故意的认定，人民法院应当综合考虑　被侵害知识产权客体类型、权利状态和相关产品知名度、被告与原告或者利害关系人之间的关系等因素。 对于下列情形，人民法院可以初步认定被告具有侵害知识产权的故意： （一）被告经原告或者利害关系人通知、警告后，仍继续实施侵权行为的； （二）被告或其法定代表人、管理人是原告或者利害关系人的法定代表人、管理人、实际控 （三）被告与原告或者利害关系人之间存在劳动、劳务、合作、许可、经销、代理、代表等 （四）被告与原告或者利害关系人之间有业务往来或者为达成合同等进行过磋商，且接触过被侵害的知识产权的； （五）被告实施盗版、假冒注册商标行为的； （六）其他可以认定为故意的情形。	３条 知的財産権侵害における「故意」の認定について、人民法院は、侵害された知的財産権となる客体の種類、権利の状態及び関連する製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との関係などの要素を総合的に考慮しなければならない。 以下のいずれかの事由があった場合、人民法院は被告が故意に知的財産権を侵害したと認定を行うことができる。 （１）被告が原告又は利害関係者などから何度も通知若しくは警告を受けた後もなお侵害行為を行った場合 （２）被告又はその法定代表者・管理人が、原告又は利害関係者の法定代表者・管理人・実際の権利利用者であった場合 （３）被告と原告又は利害関係者の間に労働・雇用・提携・ライセンス・販売・代理・代表などの関係があり、かつ侵害された知的財産権に接触した場合 （４）被告と原告又は利害関係者との間に取引関係があ

	った、或いは契約の締結に交渉し、かつ侵害された知的財産権に接触した場合 （５）被告が模倣品を製造し、登録商標を偽った行為があった場合 （６）その他故意と認められる事由があった場合
第四条 对于侵害知识产权情节严重的认定，人民法院应当综合考虑侵权手段、次数，侵权行为的持续时间、地域范围、规模、后果，侵权人在诉讼中的行为等因素。 被告有下列情形的，人民法院可以认定为情节严重： （一）因侵权被行政处罚或者法院裁判承担责任后，再次实施相同或者类似侵权行为； （二）以侵害知识产权为业； （三）伪造、毁坏或者隐匿侵权证据； （四）拒不履行保全裁定； （五）侵权获利或者权利人受损巨大； （六）侵权行为可能危害国家安全、公共利益或者人身健康； （七）其他可以认定为情节严重的情形。	４条 知的財産権侵害における情状が重大であることの認定について、人民法院は権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の持続時間、地域範囲、規模、結果、権利侵害者の訴訟係属中における行為などの要素を総合的に考慮しなければならない 以下のいずれかの事由があった場合、人民法院は情状が重大であると認定することができる： (1) 権利侵害によって行政処罰或いは法院に下された責任を受けた後、再び同様若しくは類似の権利侵害行為を行った場合 (2) 完全に知的財産権侵害を業としていた場合 (3) 証拠を偽造又は隠滅するなどの行為があった場合 (4) 保全命令を拒否した場合 (5) 権利侵害によって得た利益が巨額であった場合 (6) 権利侵害行為が国家安全、公共利益或は人身健康に危害を及ぼす可能性があった場合 （７）その他情状が重大であると認められる事由があった場合
第五条 人民法院确定惩罚性赔偿数额时，应当分别依照相关法律，以原告实际损失数额、被告违法所得数额或者因侵权所获得的利益作为计算基数。该基数不包括原告为制止侵权所支付的合理开支；法律另有规定的，依照其规定。 前款所称实际损失数额、违法所得数额、因侵权所获得的利益均难以计算的，人民法院依法参照该权利许可使用费的倍数合理确定，并以此作为惩罚性赔偿数额的计算基数。 人民法院依法责令被告提供其掌握的与侵权行为相关的账簿、资料，被告无正当理由拒不提供或者提供虚假账簿、资料的，人民法院可以参考原告的主张和证据确定惩罚性赔偿数额的计算基数。构成民事诉讼法第一百一十一条规定情形的，依法追究法律责任。	５条 人民法院は、懲罰的損害賠償額を確定するとき、各関連法律に基づき、原告の実際の損失額、被告の違法所得額、或いは権利侵害により得られた利益を算定基準としなければならない。当該算定基準には、原告が権利侵害を抑止するために支出した合理的な経費が含まれない。その他法律に規定がある場合、それに従う。 前項で示した実際の損失額、違法所得額、侵害によって得られた利益がいずれも算定困難な場合、人民法院は法に基づいて当該権利のライセンス料の倍数を参照して合理的に確定し、これを懲罰的損害賠償額の算定基準とする。 人民法院が法に基づき被告に権利侵害行為に関する帳簿・資料の提供を命じたにもかかわらず、被告が正当な理由なく拒否し、或は虚偽の帳簿・資料を提供した場合、原告の主張と証拠を参考にして懲罰的損害賠償額の算定基準を確定することができる。民事訴訟法 111 条の規定する責めに帰すべき事由があった場合、法に基づき責任を追及する。

第六条 人民法院依法确定惩罚性赔偿的倍数时，应当综合考虑被告主观过错程度、侵权行为的情节严重程度等因素。 因同一侵权行为已经被处以行政罚款或者刑事罚金且执行完毕，被告主张减免惩罚性赔偿责任的，人民法院不予支持，但在确定前款所称倍数时可以综合考虑。	6条 人民法院は法に基づき懲罰的損害賠償額の倍数を確定するとき、被告の主観的故意又は過失、侵害行為における情状の重大の度合いなどの要素を総合的に考慮しなければならない。 被告が同一の権利侵害行為によってすでに行政或いは刑事罰金が課され、かつ執行が完了したため、懲罰的損害賠償額との相殺を請求する場合、人民法院はこの請求を支持しないが、前項で示した倍数を確定するときに、斟酌して考慮することができる。
第七条 本解释自2021年3月3日起施行。最高人民法院以前发布的相关司法解释与本解释不一致的，以本解释为准。	7条 本解釈は2021年3月3日より施行する。最高人民法院が以前に発表した関連する司法解釈と本解釈が一致しない場合は、本解釈に従う。

参考資料6

		財産権侵害		生命・身体の侵害
番号	条文	財産権侵害	知的財産権侵害	

1	消費者法 55 条	1 項	✔		
		2 項			✔
2	食品安全法 148 条 2 項		✔		✔
3	旅行法 70 条 1 項		✔		✔
4	民法	1185 条		✔	
		1207 条			✔
		1232 条	✔		✔
5	薬品管理法 144 条 3 項		✔		✔
6	商標法 63 条 1 項			✔	
7	種子法 73 条 3 項			✔	
8	不正競争防止法 17 条 3 項			✔	
9	特許法 71 条 1 項			✔	
10	著作権法 54 条 1 項			✔	

参考資料 7

中国現行法における懲罰的損害賠償

番号	条文		請求主体	客体	主観的要件	客観的要件	損害結果	被侵害利益の種類	懲罰的損害賠償額	適用領域
1	消費者法55条	1項	消費者	商品、サービス	—	詐欺行為	消費者の受けた損失	財産権の侵害	商品価格・サービス費用の3倍、500元未満の場合、500元とする	契約
		2項	消費者又はその他の被害者	商品、サービス	明らかに知りながら	欠陥商品・サービスを提供した	死亡、健康に重大な損害	生命・身体の侵害	損失の2倍以下の懲罰的損害賠償	契約/不法行為
2	食品安全法148条2項		消費者	食品安全基準に適合しない食品	明らかに知りながら（販売の場合のみ）	食品安全基準に適合しない食品の製造、販売した	消費者の受けた損失	財産権・生命・身体の侵害	食品価格の10倍又は損失の3倍	契約（経営者の場合） 不法行為（製造者の場合）
3	旅行法70条1項		旅行者	パッケージツアー契約	—	契約を履行する能力を備える旅行会社が旅行者の契約履行請求を拒否した	人身損害、滞在延長等の重大な結果	財産権の侵害	旅行費用の相当額以上3倍以下	契約
4	民法典	1185条	被権利侵害者	知的財産権	故意	情状が重大な知的財産権を侵害した	知的財産権の損害	財産権の侵害	相応の懲罰的損害賠償	不法行為
		1207条	被権利侵害者	製品	明らかに知りながら	欠陥製品の製造・販	死亡又は健康に重大	生命・身体の侵害	相応の懲罰的損害賠償	

						売を継続した、有効な救済措置を講じなかった	な損害			不法行為
		1232条	被権利侵害者	環境、生態	故意	法律規定に違反する環境を汚染し、生態を破壊した	環境汚染、生態破壊による重大な結果	生命・身体・財産権の侵害	相応の懲罰的損害賠償	不法行為
5	薬品管理法144条3項		被害者又はその近親者	薬品	明らかに知りながら（販売・使用の場合のみに）	偽造・粗悪薬品を製造し、偽造・粗悪薬品の販売・使用を継続した	被害者の受けた損失	生命・身体の侵害、財産権の侵害	薬品価格の10倍或いは損失の3倍	不法行為
6	商標法63条1項		商標権者	商標権	悪意	情状が重大な商標権を侵害した	商標権の侵害により被った損失	財産権（商標権）の侵害	相当額以上5倍以下	不法行為
7	種子法73条3項		植物新品種権者	植物新品種権	—	情状が重大な植物新品種権を侵害した	植物新品種権の侵害により被った損失	財産権（植物新品種権）の侵害	相当額以上3倍以下	不法行為
8	不正競争防止法17条3項		経営者	営業秘密	悪意	情状が重大な営業秘密を侵害した	営業秘密の侵害により被った損失	財産権（営業秘密）の侵害	相当額以上5倍以下	不法行為

9	特許法 71 条 1 項	特許権者	特許権	故意	情状が重大な特許権侵害	特許権の侵害により被った損失	財産権（特許権）の侵害	相当額以上 5 倍以下	不法行為
10	著作権法 54 条 1 項	著作権者又は著作隣接権者	著作権又は著作隣接権	故意	情状が重大な著作権又は著作隣接権侵害	著作権又は著作隣接権の侵害により被った損失	財産権（著作権）の侵害	相当額以上 5 倍以下	不法行為